

一般廃棄物処理基本計画

大津 H E A R T プラン

令和 4 年度～令和 12 年度

(ごみ処理基本計画)

(食品ロス削減推進計画)

(生活排水処理基本計画)

令和 3 年 12 月

大 津 市

目次

第1章 計画改定にあたって	1
第1節 計画改定の趣旨	1
第2節 計画の位置付け及び性格	2
第3節 諸計画との関係	3
1. 大津市総合計画基本構想	3
2. 大津市環境基本計画（第3次）	4
第4節 計画目標年次	6
第2章 地域の概況	7
第1節 大津市の特性	7
1. 地勢	7
第2節 社会環境	8
1. 人口及び世帯数の状況	8
2. 経済、産業の状況（産業別就業者数等）	10
3. 土地利用の状況	11
第3章 ごみ処理の現況調査と評価	13
第1節 ごみ処理体系の概要	13
1. ごみ処理フロー	13
第2節 収集運搬の現況	15
1. 収集体制の状況	15
第3節 ごみの性状及び発生量	17
1. ごみ排出量の推移	17
2. ごみ排出量原単位の推移及び比較	19
3. ごみの性状	20
第4節 中間処理の現況	23
1. 中間処理施設の概要	23
2. 中間処理実績	24
3. 資源化実績	25
第5節 最終処分の現況	26
1. 最終処分の概要	26
2. 最終処分施設の概要	26
3. 最終処分実績	27

第6節	ごみ処理経費の現況	28
1.	ごみ処理経費の推移	28
第7節	国・滋賀県の動向	29
1.	世界の動向	29
2.	国の動向	30
3.	滋賀県の動向	34
第8節	地域の関係法令	35
1.	近隣自治体の計画等策定状況	35
第9節	現計画の目標値の達成状況	36
1.	ごみ減量	36
2.	処理・処分	36
第10節	現況の分別収集区分や処理方法等の評価	37
1.	前提条件	37
2.	システム分析に基づく類似都市との比較結果	37
3.	中核市との比較	39
第11節	課題の整理	41
1.	発生抑制、減量化	41
2.	再資源化	41
3.	収集・運搬	42
4.	最終処分	42
5.	ごみ処理費用	42
第4章	計画の基本的事項の検討	43
第1節	ごみ排出量の予測方法	43
第2節	ごみ排出量原単位の実績	43
第3節	ごみ排出量原単位及び1日当たり排出量の将来予測	44
1.	予測に使用する年度の設定	44
2.	ごみ排出量原単位の予測	45
第4節	ごみ排出量の推計	51
1.	将来人口の設定	51
2.	ごみ排出量推計	52
第5節	ごみ発生量の推計	53
1.	集団資源回収量の推計	53
2.	ごみ発生量推計	56

第5章	ごみ処理基本計画	57
第1節	基本理念	57
第2節	基本方針	58
第3節	数値目標	59
1.	目標の設定年度	59
2.	数値目標設定	59
第4節	重点施策	62
1.	現状の分別収集区分の検証、見直し	62
第5節	施策体系	64
第6節	行動計画に基づく具体的な施策	65
1.	ごみを減らすための“心ある行動”の実践 [発生段階での対策]	65
2.	時代にあたりサイクルの仕組みの構築 [排出段階での対策]	70
3.	環境にやさしい安心・安全なごみ処理の実践 [収集・処理段階での対策]	77
第7節	収集運搬計画	81
1.	収集運搬の主体	81
2.	分別の種類・区分及び分別の方法等	81
3.	計画ごみ収集量	81
第8節	中間処理計画	82
1.	中間処理の主体	82
2.	中間処理施設及び中間処理量	82
第9節	最終処分計画	83
1.	最終処分の主体	83
2.	最終処分場及び最終処分処理量	83
第10節	計画の推進にあたって	84
1.	啓発活動の推進	84
2.	環境学習の推進	84
3.	今後の進捗管理	84
4.	中間年度における見直し	85
5.	地球温暖化防止への配慮	85
6.	市民、事業者、行政の協働による推進	85
第11節	その他必要な事項	86
1.	美化活動等の取扱方針	86
2.	在宅医療廃棄物	86
3.	動物等の死体収集	86
4.	災害廃棄物	86
5.	水銀を含む廃棄物の処理	86

第6章 食品ロス削減推進計画	87
第1節 計画策定の趣旨、経緯	87
第2節 食品ロスの現状、課題	88
1. 全国の状況	88
2. 分別状況調査	88
3. 食品ロス削減に向けた課題、方向性	88
第3節 削減のための施策	89
1. 食品ロス削減施策	89
第4節 目標設定と推進体制	91
1. 国の動向	91
2. 滋賀県の動向	91
3. 計画期間	92
4. 目標設定	92
5. 推進体制	92
第7章 生活排水処理基本計画	93
第1節 生活排水処理の現状と課題	93
1. 処理体系	93
2. 生活排水処理の概要	94
第2節 現計画の目標値の達成状況	102
1. 処理量	102
2. 水洗化率	102
3. 課題の整理	103
第3節 計画の基本的事項の検討	104
1. し尿等処理人口及びし尿等排出量の将来予測	104
第4節 生活排水処理基本計画	106
1. 基本理念	106
2. 基本方針	106
3. 目標値の設定	107
4. 生活排水処理形態別人口の見込み	107
5. し尿及び浄化槽汚泥等処理量の見込み	107
6. 収集運搬計画	108
7. 中間処理計画	108
8. 最終処分計画	108
9. 計画の推進、進捗管理	108
第8章 計画の進捗管理	109
第1節 大津市廃棄物減量等推進審議会による進捗管理	109

第1章 計画改定にあたって

第1節 計画改定の趣旨

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）（以下「廃棄物処理法」という。）では、第6条第1項の規定により、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。」とされています。

大津市（以下「本市」という。）では、平成23年3月に「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（大津～HEARTプラン）」を策定しました。5年後の平成28年3月には、同後期計画（以下「現計画」という。）を策定し、計画の一部改訂を行うとともに、ごみの減量化や資源化に関する各種の施策や取組を推進してきました。

このような中、世界ではSDGs（Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標）の考えに基づき、17のグローバル目標（図1-1-1に示します。）と169のターゲット（達成基準）を設定し、持続可能な社会の実現に向け、各国が協力して取り組んでいるところです。

また、プラスチックごみや食品ロス等への関心が高まっており、廃棄物を取り巻く情勢は大きく変化してきています。我が国においても、「プラスチック資源循環戦略」の策定や「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和3年閣議決定）（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年法律第19号）（以下「食品ロス削減推進法」という。）等を制定し、循環型社会への転換を進めているところです。

一方、本市の生活排水処理については、人口の減少による人口密集度の変化や処理施設の老朽化による維持管理費用の増大等に対して、処理施設の整備、効果的な運用等による適切な生活排水処理を行うことにより、良好な水環境の確保をより一層推進する必要があります。

このような中、本市では人口減少や少子高齢化、ライフスタイルの変化等の社会情勢を踏まえ、循環型社会の形成や良好な水環境の確保をより一層進めるために、このたび、計画期間及びごみ減量化の目標数値等を見直し、目標達成に向けて具体的な施策を総合的に検討しました。



出典：外務省

図1-1-1 持続可能な開発目標SDGsにおける17のグローバル目標

第2節 計画の位置付け及び性格

本計画は、「廃棄物処理法」はもとより、その上位法である「環境基本法」（平成5年法律第91号）や「循環型社会形成推進基本法」（平成12年法律第110号）をはじめ、各種リサイクル法や「第五次滋賀県廃棄物処理計画」に基づき、本市における一般廃棄物処理の方向性を示すものです。

本計画は、本市の廃棄物処理行政における最上位の計画に位置付けられ、本市における廃棄物処理の基本方針となるものです。また、「総合計画」や「環境基本計画」等の実施計画として、本市における今後の一般廃棄物の適正な処理を推進するための性格を有しています。

「一般廃棄物処理基本計画」の位置付けを図1-2-1に示します。

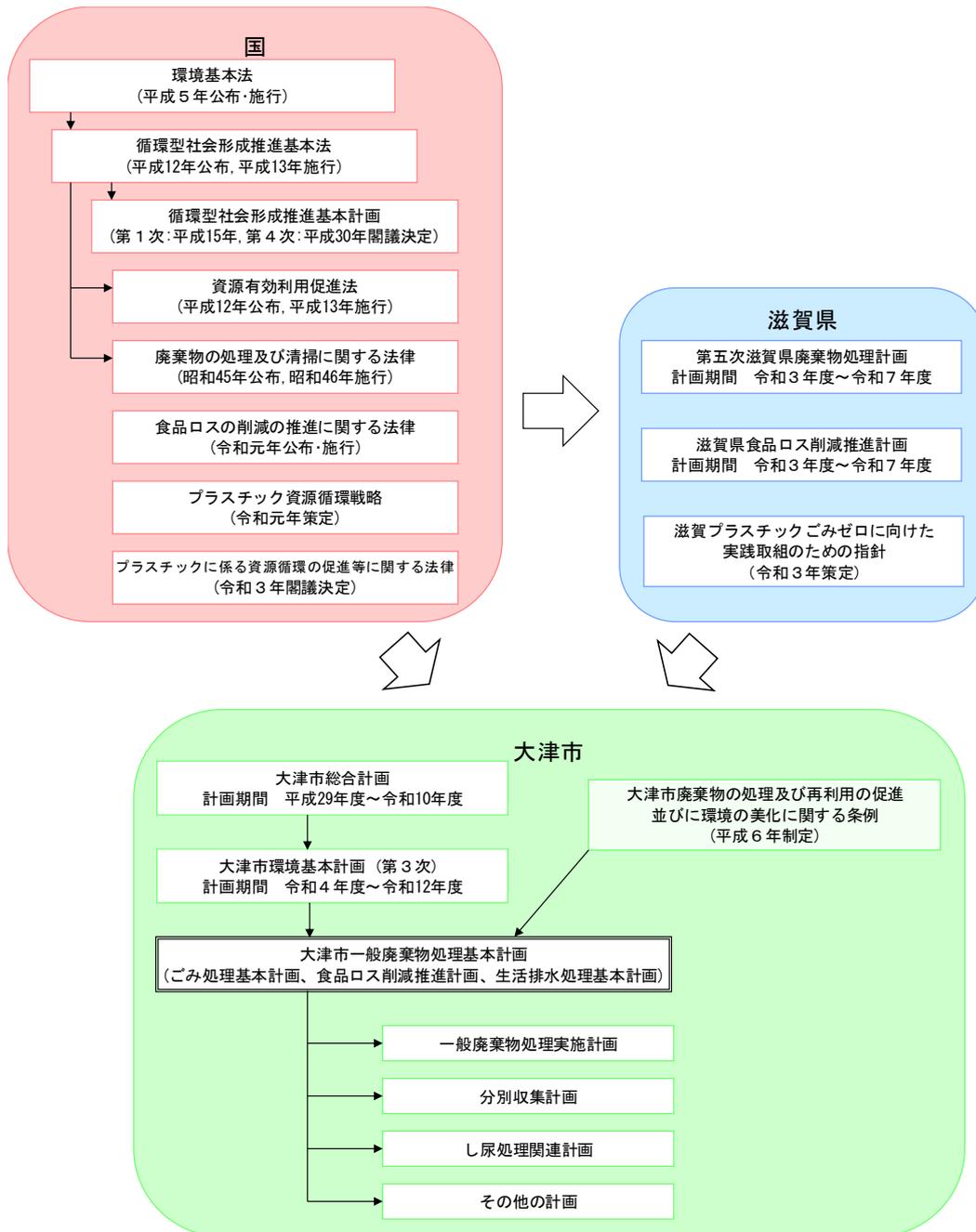


図1-2-1 一般廃棄物処理基本計画の位置付け

第3節 諸計画との関係

1. 大津市総合計画基本構想

「大津市総合計画」は、基本構想と実行計画の2つの階層で構成されています。基本構想は、平成29年度から令和10年度までの12年間の計画期間としており、実行計画は、各4年間の期間とした全3期の計画となっています。

第1期実行計画が令和2年度に終了することから、これまでの成果や課題、その間の社会経済環境の変化を踏まえ、令和3年度からの第2期実行計画が策定されました。

「大津市総合計画」における関連事項は、以下のとおりです。

○基本方針・基本政策

基本方針1 子どもから高齢者までが輝いて、魅力あふれるまちを創ります

基本方針2 自然、歴史、文化、スポーツを重視し、多くの人が集うまちを創ります

基本方針3 安心、快適に住み続けることのできる活力のあるまちを創ります

基本政策12 再生可能エネルギーの活用とごみの適正処理でクリーンなまちにします

太陽光などの再生可能エネルギーの利活用を推進するとともに、廃棄物の減量と適正処理、適切な規制措置による循環型社会の実現を目指します。

施策31 地球温暖化対策の推進

取組の方向性

- 1 地球温暖化対策の推進
- 2 再生可能エネルギー等の利活用の推進

指標

項目	基準値	目標値
家庭におけるエネルギー消費量(H22年度)に対する再生可能エネルギー等で創出されるエネルギーの割合	13.0% (R元年度)	20% (R6年度)

施策32 循環型社会形成の推進

取組の方向性

- 1 ごみの減量と再資源化の推進
- 2 適正処理の推進
- 3 不法投棄防止の推進

指標

項目	基準値	目標値
市民一人あたりのごみ排出量(資源ごみ除く)	701.9g/日 (R元年度)	687.2g/日以下 (R6年度)
不法投棄に関する苦情解決率	83% (R元年度)	90% (R6年度)

2. 大津市環境基本計画（第3次）

「大津市環境基本計画」は、本計画の上位計画にあたるもので、近年の本市の環境行政を取り巻く状況を反映し、より一層の環境施策の充実を図ることを目的として策定されています。「大津市環境基本計画（第3次）」の計画期間は、令和4年度から令和12年度までの9年間となっており、計画の概要は、以下のとおりです。

○計画の方向性

- ① SDGs と国の第五次環境基本計画の考え方の反映
- ② 市の環境特性を生かした地球温暖化対策の拡充・気候変動適応計画の内包
- ③ 計画の進捗状況を把握するための数値目標（環境指標）の設定
- ④ 関連法令等に基づいた政策の充実

○目指す環境像

かんきょうびと
「環境人の輪で守る、育てる、繋げる湖都大津」
こと

～持続可能な未来のために～

○基本目標

・協働

地域や地球環境の保全に対して市民・事業者が関心をもって日頃から環境に配慮した行動を実践するとともに、市民・事業者・市が協働して環境活動に取り組むことにより、活性化しているまちを目指します。

・生物多様性

大津市にある多様な地域の自然の保全と地域間がつながっている生態系ネットワークの形成がなされ、人と自然との関わりが豊かなまちを目指します。

・循環

限られた資源を大切にし、ごみの発生が抑制された、資源が循環する環境負荷が少ないまちを目指します。

・脱炭素

低炭素な建物や交通ネットワークで構成され、省エネライフスタイル・ビジネススタイルが定着し、気候変動に適応したまちを目指します。

・健全

きれいな空気や水や土壌と騒音や振動がない生活環境を維持し、ごみの散乱などがないまちを目指します。

【目指す環境像】

かんきょうびと

こと

環境人の輪で守る、育てる、繋げる湖都大津
～持続可能な未来のために～

市民・事業者・市が「協働」して、「持続可能」な社会づくりを行い、将来の世代に良好な環境を保全するとともに「引き継いでいく」ことを目指します。

5つの基本目標

協働

生物多様性

循環

脱炭素

健全

施策体系

協働

- 1 環境人の育成
- 2 環境保全型行政の推進

生物多様性

- 3 豊かな自然の保全と創造
- 4 人と自然の豊かなふれあいの確保

循環

- 5 資源循環の推進
- 6 廃棄物の適正処理の推進

脱炭素

- 7 低炭素型のエネルギー利用の推進
- 8 環境負荷の少ない都市基盤の整備
- 9 気候変動による影響の低減

健全

- 10 生活環境の保全
- 11 快適環境の保全と創造

図 1-3-1 大津市環境基本計画（第3次）の体系

第4節 計画目標年次

環境省が策定した「ごみ処理基本計画策定指針」（平成28年9月改定）では、「一般廃棄物処理基本計画」は目標年次をおおむね10年から15年先として、おおむね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、見直しを行うことが適切であるとされています。

現計画の目標年次及び本計画の計画期間を図1-4-1に示します。

現計画の計画期間は、平成23年度から令和2年度までの10年間でしたが、上位計画である「大津市環境基本計画（第3次）」の計画期間が令和4年度からとなるため、施策の整合性を考慮して、現計画を1年延長し、また、本計画の計画期間においては、上位計画とSDGsの目標達成年次に整合させて、令和4年度から令和12年度までの9年間とします。

年度	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
現計画		目標年次										
本計画				計画開始年次								計画目標年次

The diagram illustrates the timeline for the current plan and the new plan. The current plan's target year is shown as R2, which is extended to R3 (1 year extension). The new plan's period is shown as 9 years, starting from R4 and ending at R12.

図1-4-1 本計画の計画期間

第2章 地域の概況

第1節 大津市の特性

1. 地勢

本市は、滋賀県庁の所在地で、本州のほぼ中央に位置し、琵琶湖国立公園の西南端にあって、京阪神、中京、及び北陸の三経済圏の“かなめ”となる位置でもあります。

市域は北端が比良山系と丹波山地の谷間にある葛川細川町であり、比良山系をまたぎ琵琶湖へと通じています。南へは伊香立を経て、比叡、長等、音羽山系の山並みを背に湖岸に沿って更に南から東へと延びます。瀬田川をはさんで東に広大な平地と更には田上山系を擁して、東側は上田上大鳥居町に達し、南端は大石小田原町に至ります。南北45.6km 東西20.6km、面積は464.51km²の南北に細長い都市です。

本市の位置図を図2-1-1に示します。



図2-1-1 本市の位置図

第2節 社会環境

1. 人口及び世帯数の状況

平成23年度から令和2年度までの本市の人口及び世帯数の推移を表2-2-1及び図2-2-1に示します。

本市の人口は、平成27年度から平成29年度で一時減少しましたが、過去10年間では3,496人（約1%）増加しています。また、世帯数は、一貫して増加傾向が続いており、過去10年間で13,763世帯（約9.9%）増加しています。一方、世帯人員は年々減少しており、令和2年度で2.25人/世帯となっています。

表2-2-1 人口及び世帯数の推移（各年度末）

項目	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
人口	人	340,339	341,489	342,343	342,031	342,163	342,154	342,088	342,695	343,550	343,835
世帯数	世帯	138,919	139,783	141,497	142,740	144,143	145,381	146,696	148,544	150,703	152,682
世帯人員	人	2.45	2.44	2.42	2.40	2.37	2.35	2.33	2.31	2.28	2.25

※住民基本台帳人口（外国人登録人口を含む）

出典：大津市ホームページ統計情報より作成

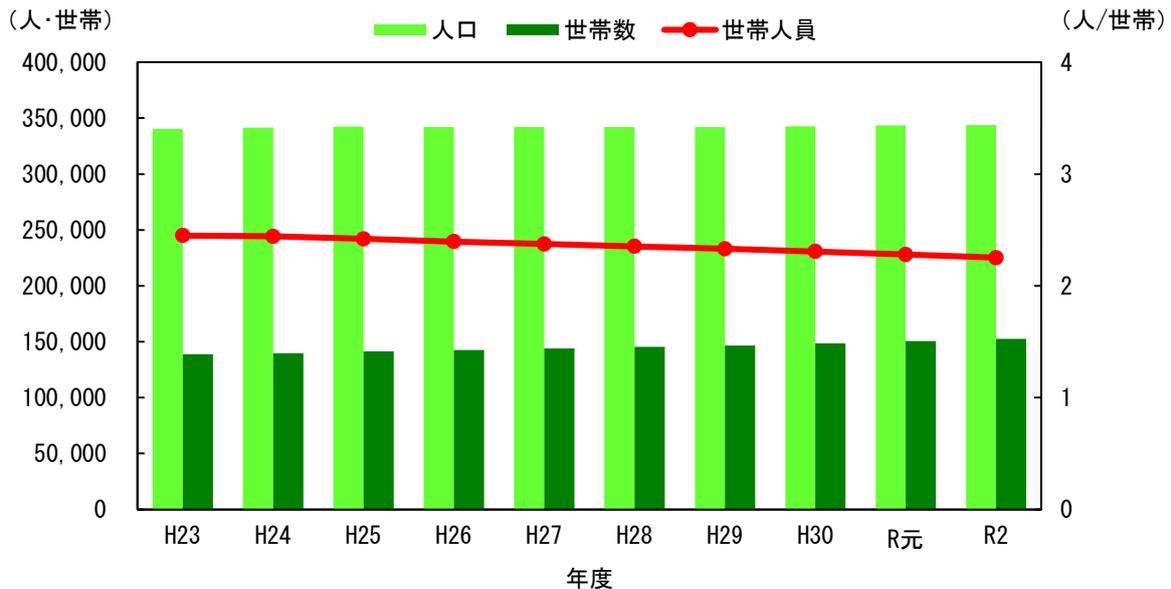


図2-2-1 人口及び世帯数の推移

令和2年度における本市の年齢別人口を表2-2-2及び図2-2-2に示します。

本市の5歳階級別人口は、男性と女性ともに45～49歳人口がピークとなっており、少子高齢化が進みつつある人口ピラミッドの形となっています。また、65歳以上の人口の割合は26.9%であり、ほかの多くの都市と同様に、本市も超高齢社会となっています。

表2-2-2 5歳階級別人口（令和2年度）

区分	年齢 (歳)	男性 (人)		女性 (人)		割合 (%)
年少人口	0～4	7,033	23,657	6,751	22,595	13.5
	5～9	8,111		7,774		
	10～14	8,513		8,070		
生産年齢人口	15～19	8,684	101,327	8,320	103,727	59.6
	20～24	8,493		8,382		
	25～29	7,743		7,889		
	30～34	8,777		8,769		
	35～39	9,836		10,176		
	40～44	11,270		11,759		
	45～49	13,679		13,967		
	50～54	12,128		12,616		
	55～59	10,897		11,361		
	60～64	9,820		10,488		
老年人口	65～69	10,047	40,863	10,792	51,666	26.9
	70～74	12,253		13,719		
	75～79	8,100		9,524		
	80～84	5,556		7,544		
	85～89	3,351		5,621		
	90～94	1,272		3,278		
	95～99	256		1,023		
	100～	28		165		
総数		165,847		177,988		100.0
		343,835				

出典：大津市ホームページ統計情報より作成

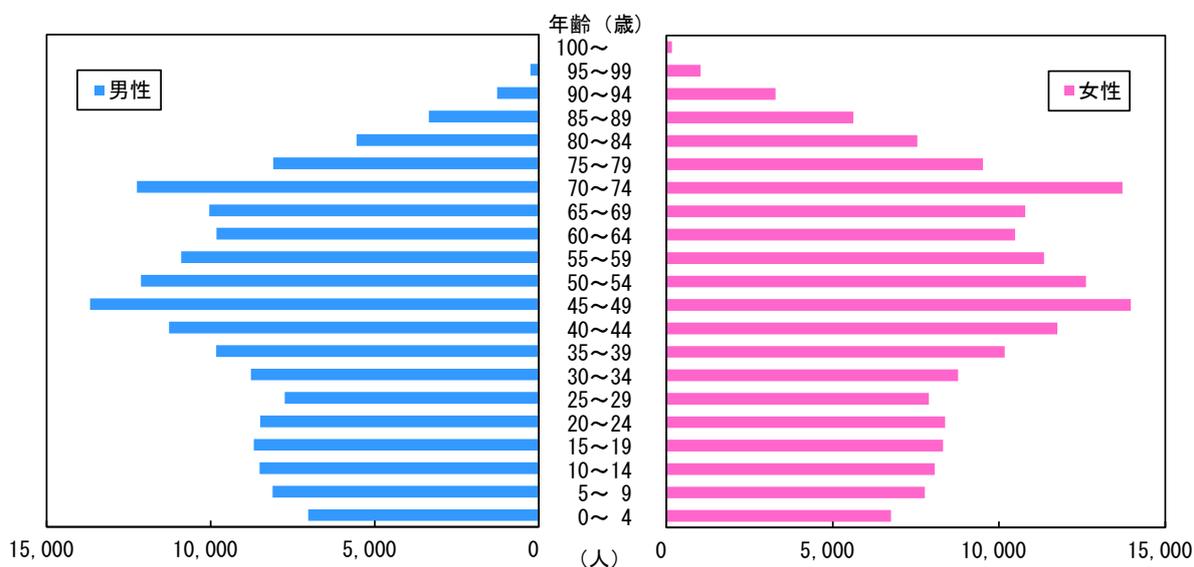


図2-2-2 5歳階級別人口

2. 経済、産業の状況（産業別就業者数等）

平成 28 年経済センサス活動調査による本市の業種別の事業所数及び従業者数を表 2-2-3 に示します。

本市の事業所の総数は 11,367 事業所あり、従業者の総数は 116,437 人となっています。なお、事業所数の 85.5%、従業者数の 81.8%を第三次産業が占めています。

表 2-2-3 業種別の事業所数及び従業者数（平成 28 年）

業種	事業所数		従業者数	
	(事業所)	比率(%)	(人)	比率(%)
第一次産業	24	0.2	217	0.2
農業、林業	23	0.2	209	0.2
漁業	1	0.0	8	0.0
第二次産業	1,626	14.3	20,918	18.0
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-
建設業	1,035	9.1	6,430	5.5
製造業	591	5.2	14,488	12.4
第三次産業	9,717	85.5	95,302	81.8
電気・ガス・熱供給・水道業	11	0.1	324	0.3
情報通信業	127	1.1	1,785	1.5
運輸業、郵便業	181	1.6	4,927	4.2
卸売業、小売業	2,458	21.6	21,717	18.7
金融業、保険業	213	1.9	4,057	3.5
不動産業、物品賃貸業	833	7.3	3,554	3.1
学術研究、専門・技術サービス業	600	5.3	3,842	3.3
宿泊業、飲食サービス業	1,439	12.7	12,562	10.8
生活関連サービス業、娯楽業	1,044	9.2	5,701	4.9
教育、学習支援業	524	4.6	7,963	6.8
医療、福祉	1,129	9.9	19,121	16.4
複合サービス事業	70	0.6	739	0.6
サービス業（他に分類されないもの）	1,088	9.6	9,010	7.7
総数	11,367	100.0	116,437	100.0

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある

出典：総務省 平成 28 年経済センサス活動調査より作成

3. 土地利用の状況

本市の令和3年都市計画区域の指定状況を表2-2-4に示します。

都市計画区域は、葛川地区及び琵琶湖水面を除く32,910haとなっており、市街化区域は5,883ha(17.9%)、市街化調整区域は27,026ha(82.1%)となっています。

本市の令和3年用途地域の指定状況を表2-2-5に示します。

用途地域は、第1種住居地域が2,064.2ha(35.2%)と最も多く、次いで第1種中高層住居専用地域が1,282.3ha(21.9%)、第1種低層住居専用地域が785.3ha(13.4%)となっています。

本市を含む大津湖南都市計画区域を図2-2-3に示します。大津湖南都市計画の区域は、本市を含む湖南部6市(大津市(葛川地区を除く)、草津市、守山市、栗東市、野洲市、湖南市の琵琶湖を除く全域)に及び、その面積は60,698haです。

表2-2-4 都市計画区域の指定状況(令和3年)

区分	面積(ha)	比率(%)
都市計画区域	32,910	100.0
市街化区域	5,883	17.9
市街化調整区域	27,026	82.1

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある
出典：都市計画のあらまし2020 大津より作成

表2-2-5 用途地域の指定状況(令和3年)

用途地域	面積(ha)	比率(%)
第1種低層住居専用地域	785.3	13.4
第2種低層住居専用地域	21.0	0.4
第1種中高層住居専用地域	1,282.3	21.9
第2種中高層住居専用地域	127.4	2.2
第1種住居地域	2,064.2	35.2
第2種住居地域	299.9	5.1
準住居地域	14.7	0.3
近隣商業地域	208.6	3.6
商業地域	478.2	8.1
準工業地域	296.4	5.1
工業地域	287.1	4.9
工業専用地域	2.5	0.0
合計	5,867.6	100.0

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある
出典：都市計画のあらまし2020 大津より作成

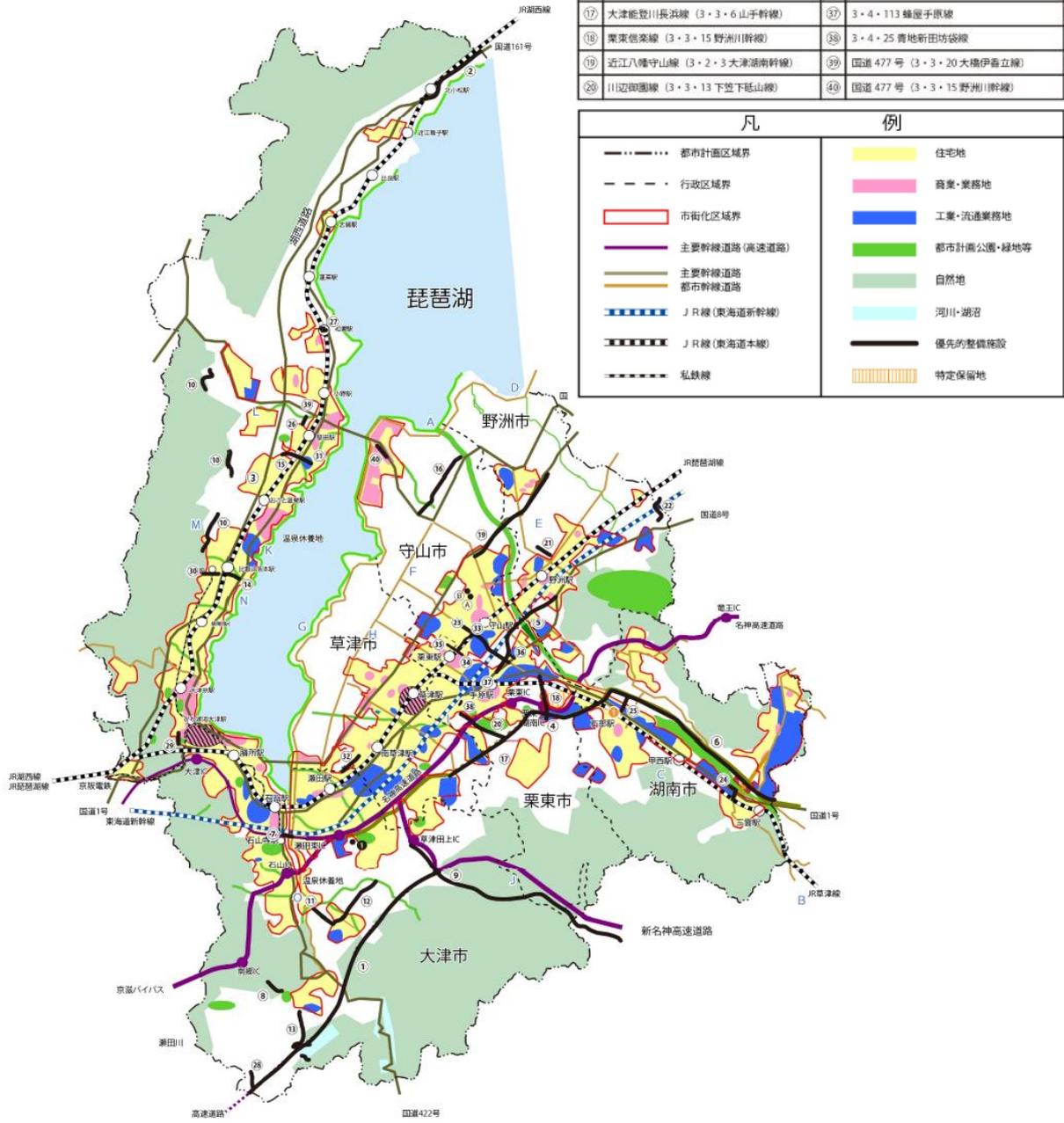
優先的に整備することを予定する鉄道	
○	石部駅周辺整備事業

優先的に整備することを予定する卸売市場	
●	大津市公設地方卸売市場

優先的に整備することを予定する医療施設	
(A)	県立総合病院（旧成人病センター）
(B)	県立小児保健医療センター

優先的に整備することを予定する河川	
A	野洲川
B	柳川
C	由良谷川
D	家瀬川
E	童子川
F	山賀川（新守山川）
G	葉山川
H	中ノ井川
I	金鶴川
J	大戸川
K	高橋川
L	真野川
M	大萱川
N	藤ノ木川
O	瀬田川

優先的に整備することを予定する道路	
①	近畿自動車道名古屋神戸線（新名神高速道路）
②	国道161号（3・4・100志賀幹線）
③	国道161号
④	国道1号（3・3・6山手幹線）
⑤	国道8号（3・2・6野洲東線）
⑥	国道1号（3・2・7石部朝国線）
⑦	大津能登川長浜線（3・4・16鳥居川南大萱線）
⑧	大津南郷宇治線
⑨	大津信楽線
⑩	伊香立浜大津線
⑪	南郷相生草津線（3・4・70瀬田川左岸線）
⑫	南郷相生草津線（3・4・18関津相生線）
⑬	宇治田原大石東線
⑭	比叡山線（3・4・46比叡辻日吉線）
⑮	仰木本整田線（3・5・101本整田衣川線）
⑯	大津能登川長浜線（3・3・6山手幹線）
⑰	東東信楽線（3・3・15野洲川幹線）
⑱	近江八幡守山線（3・2・3大津湖南幹線）
⑳	川辺御園線（3・3・13下笠下延山線）
㉑	木部野洲線（3・5・705小塚原三宅線）
㉒	安養寺入町線
㉓	片岡栗原線（3・3・14片岡栗原線）
㉔	草津伊賀線
㉕	龍王石部線
㉖	市道幹1009号線（3・4・21本整田真野線）
㉗	市道北6017号線
㉘	市道幹2028号線
㉙	市道幹1033号線（3・4・9馬場皇子が丘線）
㉚	比叡山線（3・4・46比叡辻日吉線）
㉛	市道幹1016号線（3・5・101本整田衣川線）
㉜	3・4・19大江雲仙寺線
㉝	3・4・35勢部吉身線
㉞	3・4・87大門野尻線
㉟	3・4・87大門野尻線
㊱	3・4・88出雲林線
㊲	3・4・113蜂屋子原線
㊳	3・4・25青地新田坊袋線
㊴	国道477号（3・3・20大橋伊香立線）
㊵	国道477号（3・3・15野洲川幹線）



出典：滋賀県 大津湖南都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（令和3年3月）より作成
 図 2-2-3 大津湖南都市計画区域

第3章 ごみ処理の現況調査と評価

第1節 ごみ処理体系の概要

1. ごみ処理フロー

令和2年度における本市の主なごみ処理の流れを図3-1-1に、ごみ処理フローを図3-1-2に示します。

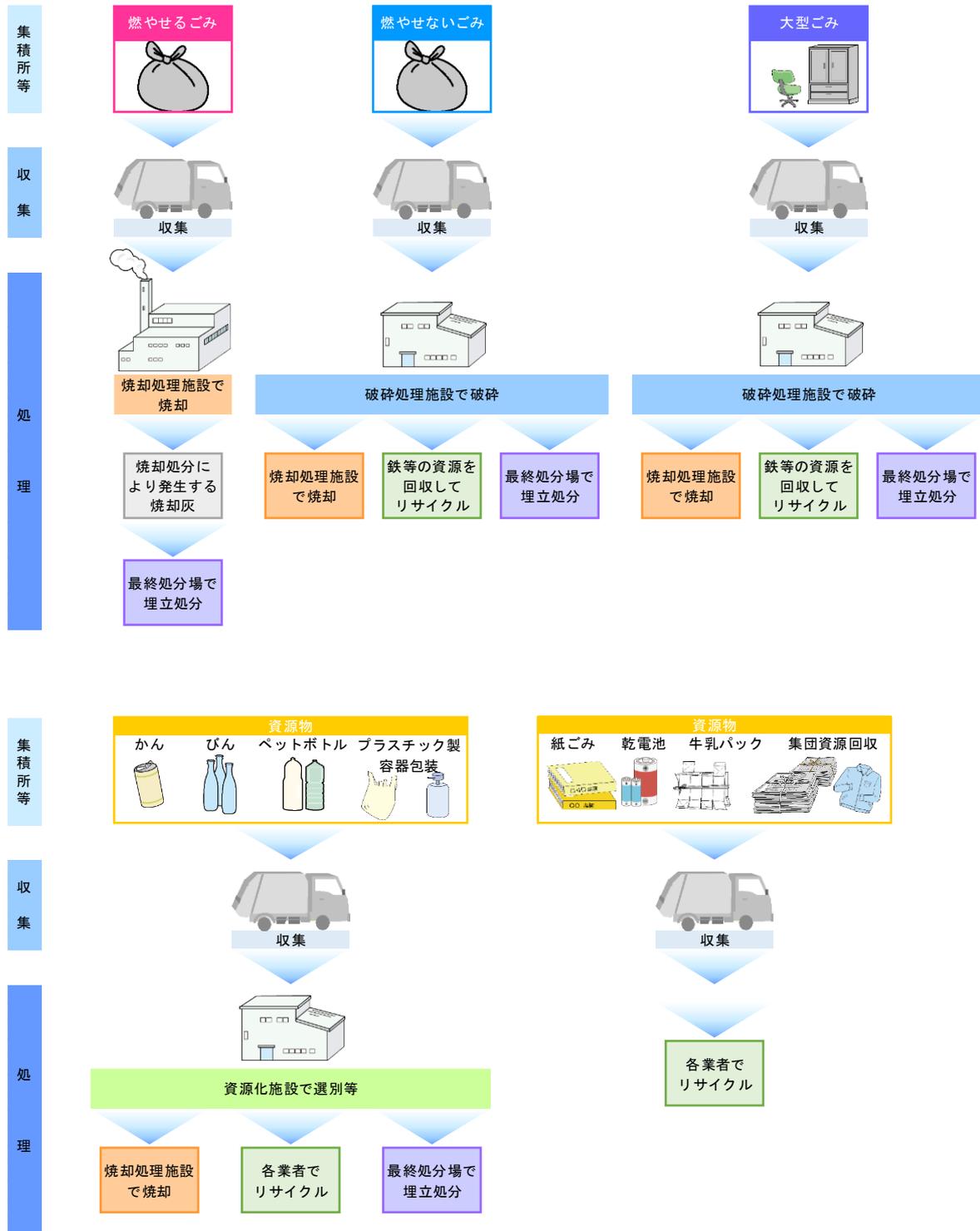
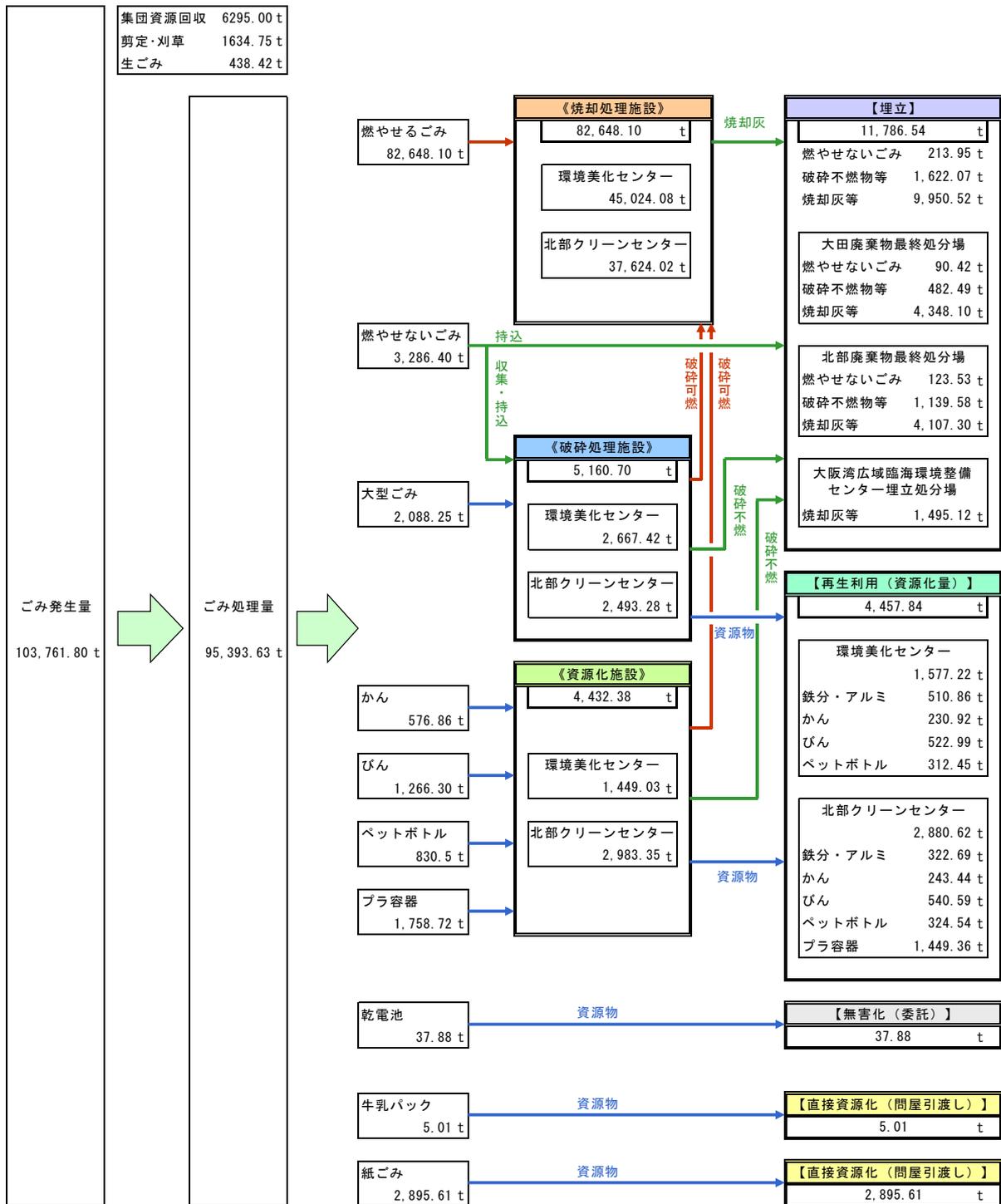


図3-1-1 主なごみ処理の流れ



※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある
 ※焼却処理施設のごみ量に破碎可燃は含まない
 ※資源化施設の北部クリーンセンターに北部最終処分場にて選別処理されているびんを含む

図 3-1-2 ごみ処理フロー（令和 2 年度）

第2節 収集運搬の現況

1. 収集体制の状況

(1) 家庭系ごみ

本市における家庭系ごみの収集体制は、表 3-2-1 のとおり分別排出されています。また、市民が直接処理施設に持ち込む場合は、ごみを搬入する前日までに申し込みを行い、10kg までごとに 110 円（税込）のごみ処理手数料を徴収しています。分別したうえでごみの種類ごとに指定袋に入れ、1 日 1 回のみ、大型ごみは 5 点までとし、重さを 200kg 以下としています。（令和 3 年度時点）

大型ごみの戸別有料収集の場合は、重量に応じてごみ処理手数料を徴収しています。

また、旧志賀町地域の生ごみ収集については、北部クリーンセンター焼却施設の老朽化に対応するため、令和 4 年度の新焼却施設完成まで実施している事業です。

表 3-2-1 現状の収集体制一覧（家庭系ごみ）

分別区分	収集区分	収集回数	排出方法	収集方法	運搬先
燃やせるごみ	(1) 委託 (2) 自己搬入	(1) 2 回/週 (2) 随時	市指定 家庭用 ごみ袋	(1) 集積所 (2) -	北部クリーンセンター焼却施設 環境美化センター焼却施設
燃やせないごみ	(1) 委託 (2) 自己搬入	(1) 1 回/月 (2) 随時	市指定 家庭用 ごみ袋	(1) 集積所 (2) -	北部クリーンセンターリサイクル施設 環境美化センターリサイクル施設
大型ごみ	(1) 委託 (2) 自己搬入	(1) 1 回/週 程度 (2) 随時	ごみ処理 手数料券	(1) 戸別 (2) -	北部クリーンセンターリサイクル施設 環境美化センターリサイクル施設
かん	(1) 委託 (2) 自己搬入	(1) 2 回/月 (2) 随時	市指定 家庭用 ごみ袋	(1) 集積所 (2) -	北部クリーンセンターリサイクル施設 環境美化センターリサイクル施設
びん	(1) 委託 (2) 自己搬入	(1) 1 回/月 (2) 随時	市指定 家庭用 ごみ袋	(1) 集積所 (2) -	北部廃棄物最終処分場 環境美化センターリサイクル施設
ペットボトル	(1) 委託 (2) 自己搬入	(1) 2 回/月 (2) 随時	市指定 家庭用 ごみ袋	(1) 集積所 (2) -	北部クリーンセンターリサイクル施設 環境美化センターリサイクル施設
プラスチック製 容器包装	(1) 委託 (2) 自己搬入	(1) 1 回/週 (2) 随時	市指定 家庭用 ごみ袋	(1) 集積所 (2) -	北部クリーンセンタープラスチック 容器資源化施設
紙ごみ	(1) 委託 (2) 自己搬入	(1) 2 回/月 (2) 随時	ひもで 十字に くる	(1) 集積所 (2) -	(1) 市内の古紙問屋 (2) 北部クリーンセンターリサイクル施設・環境美化センターリサイクル施設
乾電池	直営・委託	随時	回収 ボックス	各市民 センター等	野村興産(株)イトムカ鉱業所
牛乳パック	直営・委託	随時	回収 ボックス	各市民 センター等	市内の古紙問屋
生ごみ※一部地域	委託	2 回/週	専用容器		伊香立コンポストセンター (株式会社日映志賀)

(2) 事業系ごみ

事業所から排出される事業系ごみは、排出事業者が自らの責任において適正に処理しなければなりません。事業系ごみの処理を処理業者に委託する場合でも、ごみが適正に処理されるまでの最終的な責任は排出事業者が負わなければなりません。

事業系ごみは、表 3-2-2 のとおり直接持ち込み又は許可を受けた収集運搬業者により収集され、各施設に搬入されています。事業系ごみの処理手数料は、10kg までごとに 198 円（税込）を徴収しています。（令和 3 年度時点）

表 3-2-2 現状の収集体制一覧（事業系ごみ）

分別区分	収集区分	収集回数	排出方法	収集方法	運搬先
燃やせるごみ	(1) 許可業者 (2) 自己搬入	随時	透明袋	(1) 戸別 (2) -	北部クリーンセンター焼却施設 環境美化センター焼却施設
大型ごみ	(1) 許可業者 (2) 自己搬入	随時	-	(1) 戸別 (2) -	北部クリーンセンターリサイクル施設 環境美化センターリサイクル施設
刈り草・剪定枝	(1) 許可業者 (2) 自己搬入	随時	-	(1) 戸別 (2) -	北部クリーンセンター焼却施設 環境美化センター焼却施設 市指定の集積所

事業系ごみを市のごみ処理施設で処理する場合、対象となる排出事業者は、搬入の都度、「一般廃棄物管理票（マニフェスト）」を提出・交付する必要があります。

マニフェストは、排出事業者が事業系一般廃棄物を排出する際に、マニフェストに排出事業者、種類や排出量等を記入し、収集運搬業者へごみとともにマニフェストを渡すことで、処理の流れを確認することができます。また、処理後に、排出事業者が収集運搬業者から処理終了を記載したマニフェストを受け取ることで、委託どおりにごみが処理されたことを確認することができます。

マニフェストが必要な排出事業者

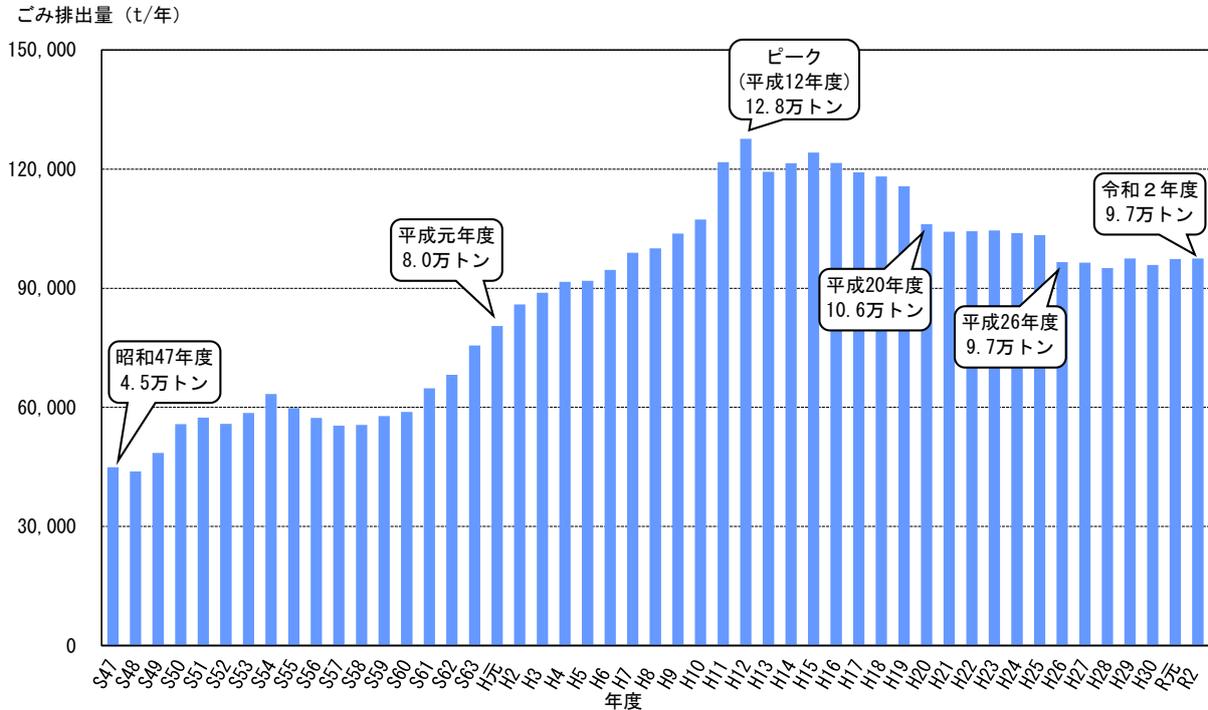
- ・ 自己搬入で 1 回当たり 200kg 以上の排出事業者
- ・ 大津市一般廃棄物収集運搬許可業者に委託する排出事業者

第3節 ごみの性状及び発生量

1. ごみ排出量の推移

(1) ごみ排出量の変遷

昭和47年度から令和2年度までのごみ排出量の推移を図3-3-1に示します。



※平成18年3月に志賀町と合併

※昭和63年度までは旧志賀町分を含んでいない

※平成20年に大型ごみの戸別有料収集開始、廃棄物処理手数料等の改正を実施

※平成26年に紙ごみの分別収集、びんの色別収集、大型ごみ等施設の搬入制限、マニフェストの導入を実施

出典：環境省 一般廃棄物処理実態調査結果ほかより作成

図3-3-1 総ごみ排出量の推移（昭和47年度～令和2年度）

(2) 過去5年間の推移（家庭系及び事業系）

本市におけるごみ発生量の推移を表3-3-1及び図3-3-2に示します。過去5年間をみると、本市のごみ発生量は増減を繰り返しながらもおおむね横ばい傾向にあります。事業系ごみ量は減少傾向にありますが、家庭系ごみ量は増加傾向にあります。

表 3-3-1 ごみ発生量の推移

項目	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
人口	人	342,154	342,088	342,695	343,550	343,835
ごみ発生量	t/年	103,797	105,535	103,293	104,379	103,762
■ 集団資源回収量	t/年	8,706	8,047	7,448	7,044	6,295
■ ごみ排出量	t/年	95,091	97,488	95,845	97,335	97,467
■ 家庭系ごみ	t/年	69,954	72,511	72,672	73,614	75,157
■ 燃やせるごみ	t/年	57,678	60,042	59,376	59,854	60,462
■ 燃やせないごみ	t/年	2,117	2,552	2,914	2,930	3,275
■ 資源ごみ	t/年	8,704	8,386	8,790	9,081	9,444
■ 大型ごみ	t/年	1,455	1,532	1,592	1,749	1,976
■ 事業系ごみ	t/年	25,062	24,849	23,092	23,627	22,241
■ 燃やせるごみ	t/年	24,683	24,276	22,959	23,492	22,186
■ 燃やせないごみ	t/年	361	565	112	113	11
■ 資源ごみ	t/年	0	0	0	0	0
■ 大型ごみ	t/年	18	8	21	21	44
■ 臨時収集	t/年	75	128	81	95	69

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある

※事業系ごみの燃やせないごみは、地域の清掃活動や自治会ごみ等である

※臨時収集は、公益の美化活動や不法投棄の回収等である

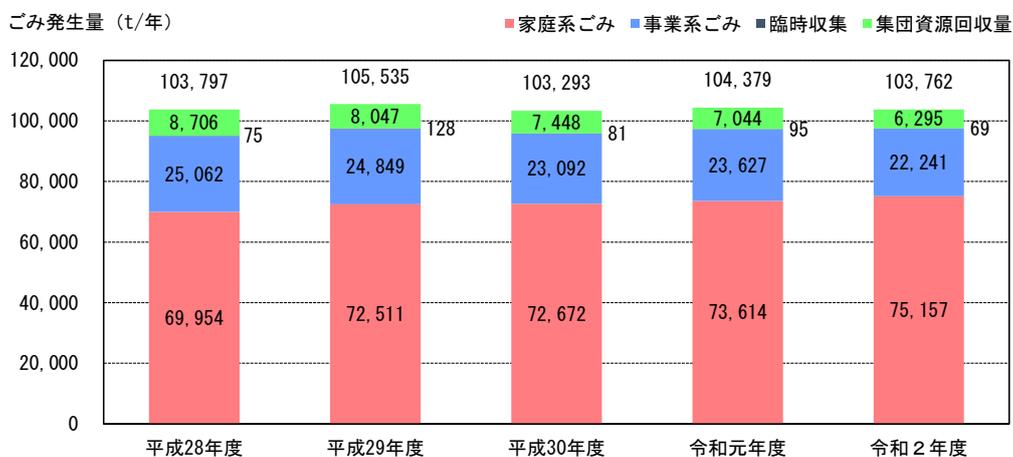


図 3-3-2 ごみ発生量の推移

2. ごみ排出量原単位の推移及び比較

本市におけるごみ排出量原単位（1人1日当たりのごみ排出量）の推移を表3-3-2及び図3-3-3に示します。過去5年間をみると、本市のごみ排出量原単位は増減を繰り返しながらもおおむね横ばい傾向にあります。事業系ごみ量原単位は減少傾向にありますが、家庭系ごみ量原単位は増加傾向にあります。

表3-3-2 ごみ排出量原単位の推移

項目	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
人口	人	342,154	342,088	342,695	343,550	343,835
年間日数	日	365	365	365	366	365
ごみ発生量原単位	g/人・日	831.1	845.2	825.8	830.1	826.8
集団資源回収量原単位	g/人・日	69.7	64.4	59.5	56.0	50.2
ごみ排出量原単位	g/人・日	761.4	780.8	766.2	774.1	776.6
家庭系ごみ排出量原単位	g/人・日	560.1	580.7	581.0	585.4	598.9
燃やせるごみ排出量原単位	g/人・日	461.8	480.9	474.7	476.0	481.8
燃やせないごみ排出量原単位	g/人・日	17.0	20.4	23.3	23.3	26.1
資源ごみ排出量原単位	g/人・日	69.7	67.2	70.3	72.2	75.3
大型ごみ排出量原単位	g/人・日	11.6	12.3	12.7	13.9	15.7
事業系ごみ排出量原単位	g/人・日	200.7	199.0	184.6	187.9	177.2
燃やせるごみ排出量原単位	g/人・日	197.6	194.4	183.5	186.8	176.8
燃やせないごみ排出量原単位	g/人・日	2.9	4.5	0.9	0.9	0.1
資源ごみ排出量原単位	g/人・日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
大型ごみ排出量原単位	g/人・日	0.1	0.1	0.2	0.2	0.4
臨時収集排出量原単位	g/人・日	0.6	1.0	0.7	0.8	0.5

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある

※事業系ごみの燃やせないごみは、地域の清掃活動や自治会ごみ等である

※臨時収集は、公益の美化活動や不法投棄の回収等である

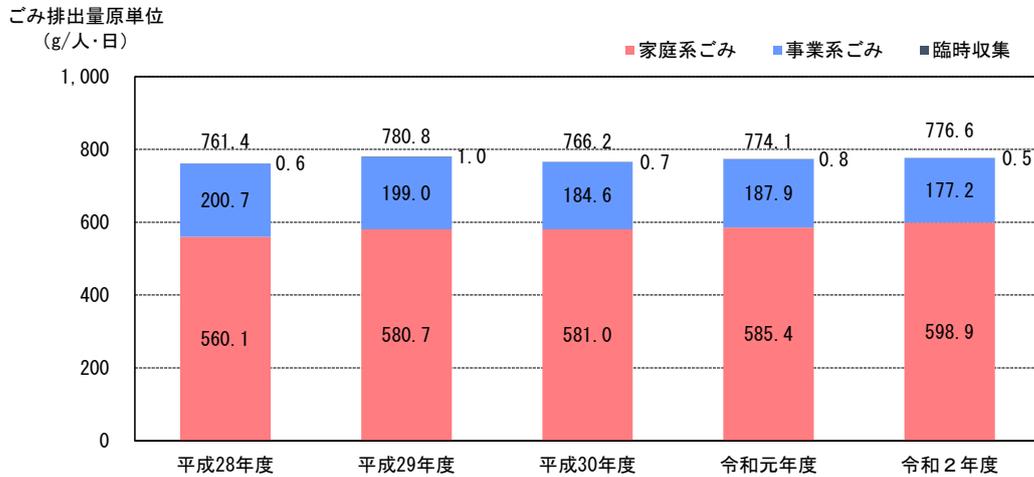


図3-3-3 ごみ排出量原単位の推移

3. ごみの性状

(1) 焼却処理施設での調査結果

北部クリーンセンター及び環境美化センターにおけるごみ質調査結果を表 3-3-3 に示します。いずれの施設についてもごみ質にばらつきがみられますが、近年では紙類の割合が多くなっています。

表 3-3-3 焼却処理施設でのごみ質調査結果

施設名	項目	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平均
北部クリーンセンター	紙・布類	%	50.24	52.63	57.57	49.16	55.75	53.78
	ビニル、合成樹脂口ム、皮革類	%	17.71	28.57	27.99	34.79	37.67	32.26
	木、竹、わら類	%	10.13	7.30	0.98	6.88	0.74	3.97
	厨芥類	%	15.14	7.39	8.26	5.94	2.43	6.00
	不燃物類	%	3.72	1.49	4.41	0.66	3.18	2.43
	その他	%	3.07	2.64	0.79	2.57	0.24	1.56
	単位容積重量	kg/m ³	194	204	180	156	151	173
	水分	%	40.09	41.59	32.59	44.37	36.54	38.77
	灰分	%	7.76	6.21	8.38	5.19	4.74	6.13
	可燃分	%	52.16	52.20	59.04	50.44	58.72	55.10
	低位発熱量(計算値)	kcal/kg	2,107	2,099	2,461	2,003	2,423	2,247
	低位発熱量(実測値)	kcal/kg	2,540	2,695	3,268	2,748	3,390	3,025
	高位発熱量(実測値)	kcal/kg	3,000	3,173	3,720	3,243	3,863	3,499
	環境美化センター	紙・布類	%	42.81	55.55	46.97	42.52	35.85
ビニル、合成樹脂口ム、皮革類		%	28.00	26.97	36.02	25.60	44.03	33.15
木、竹、わら類		%	12.11	10.81	5.79	13.19	6.84	9.16
厨芥類		%	4.88	4.29	9.78	14.32	11.53	9.98
不燃物類		%	3.03	0.31	0.00	1.48	0.00	0.45
その他		%	9.17	2.08	1.45	2.89	1.76	2.04
単位容積重量		kg/m ³	138	130	135	158	140	141
水分		%	39.78	43.49	39.43	38.84	43.98	41.43
灰分		%	6.39	3.90	5.85	6.37	6.06	5.54
可燃分		%	53.83	52.62	54.73	54.80	49.96	53.03
低位発熱量(計算値)		kcal/kg	2,183	2,105	2,228	2,230	1,985	2,137
低位発熱量(実測値)		kcal/kg	2,418	2,438	2,448	2,450	2,210	2,386
高位発熱量(実測値)		kcal/kg	2,878	2,915	2,913	2,910	2,683	2,855

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある

(2) 分別状況調査

家庭系ごみ及び事業系ごみのごみ質を把握し、分別状況の実態把握及び今後の方策を検討するための基礎資料を作成することを目的として、令和2年度に分別状況調査を実施しました。

家庭系ごみの調査は、調査対象を「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「プラスチック製容器包装」とし、調査対象地域については地域特性を考慮し、3地域をピックアップしました。また、事業系ごみの調査は、「燃やせるごみ」のみを調査対象としました。

調査の結果(詳細については、次頁の円グラフを参照)、家庭系燃やせるごみについては、「紙類」が最も多く35.26%を占めており、次いで「厨芥類」が28.23%、「プラスチック」が19.19%の順でした。また、厨芥類の中で食べ残しや手つかず食品といった食品ロスが6.37%（「食べ残し」1.95%、「手つかず食品」4.42%）もありました。

家庭系燃やせないごみについては、「陶器」が最も多く19.77%を占めており、次いで「小型家電製品」が17.46%、「ガラスびん」が17.39%、「その他金属類」が13.01%の順でした。

家庭系プラスチック製容器包装については、「フィルム・ラップ」が34.76%、「パック・カップ類」が32.64%と多くの割合を占めていました。

事業系燃やせるごみについては、「紙類」が最も多く37.58%を占めており、次いで「厨芥類」が35.54%、「プラスチック」が17.91%の順でした。

令和2年度分別状況調査結果

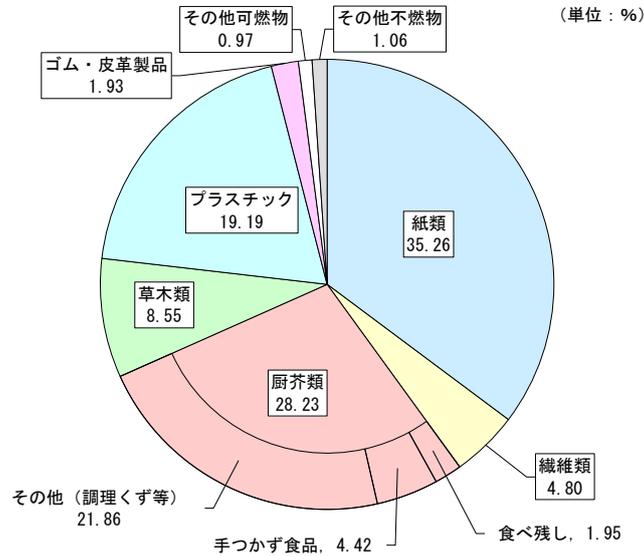


図 3-3-4 家庭系燃やせるごみのごみ質

家庭系燃やせるごみの分別状況調査の流れ

①各家庭より排出された家庭系燃やせるごみを無作為に抽出する



②破袋後、偏りがなくなるようにごみを攪拌して混合する



③縮分を数回行い、ごみを 30kg 程度に減量する



④混合、縮分されたごみについて、組成分類を行う



⑤組成分類ごとに重量の計測、写真撮影を行う



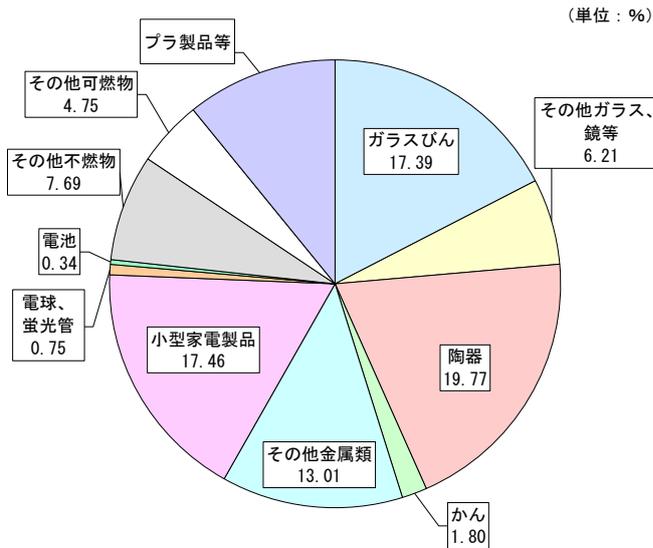


図 3-3-5 家庭系燃やせないごみのごみ質

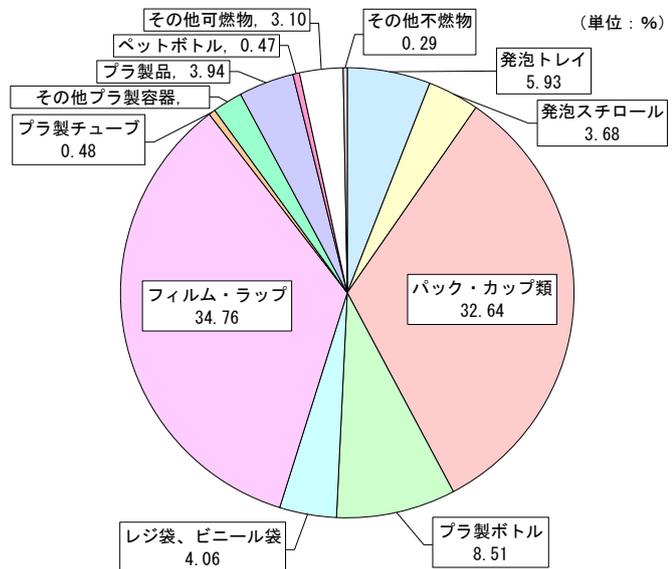


図 3-3-6 家庭系プラスチック製容器包装のごみ質

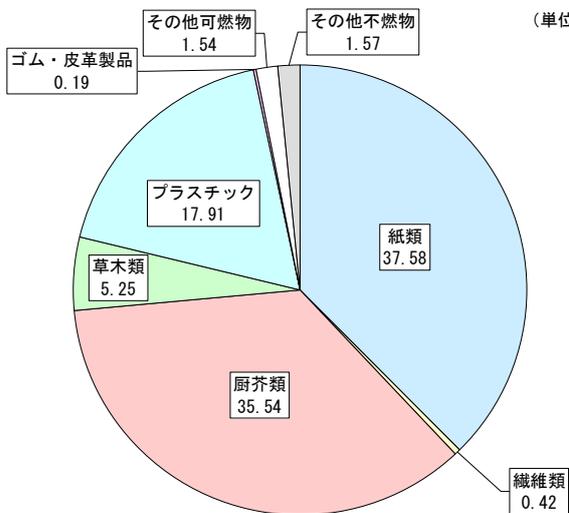


図 3-3-7 事業系燃やせるごみのごみ質

第4節 中間処理の現況

1. 中間処理施設の概要

中間処理施設の概要を表 3-4-1～表 3-4-4 に示します。本市では老朽化した施設の建替工事を行っています。新焼却処理施設については、高効率ごみ発電設備を備え、エネルギー回収、有効利用の促進を図ります。また、破碎処理・資源化施設については、再生利用の推進、資源回収、有効利用の促進を図ります。

表 3-4-1 中間処理施設の概要（焼却処理施設）

施設名	環境美化センター 焼却施設	北部クリーンセンター 焼却施設（※建設中）
所在地	大津市膳所上別保町 785-1	大津市伊香立北在地町 272
敷地面積	39,167.58m ²	59,049.78m ²
炉形式	全連続燃焼式ストーカ炉	全連続燃焼式ストーカ炉
処理能力	175 t/日	175 t/日
発電能力	4,150kW（最大出力）	3,320kW（最大出力）
運転開始	令和3年7月	令和4年7月（※予定）

表 3-4-2 中間処理施設の概要（破碎処理施設）

施設名	環境美化センター リサイクル施設	北部クリーンセンター リサイクル施設（※建設中）
所在地	大津市膳所上別保町 785-1	大津市伊香立北在地町 272
敷地等	焼却施設用地に併設	焼却施設用地に併設
処理方式	低速二軸回転式、堅型高速回転式	低速二軸回転式、堅型高速回転式
処理能力	10 t / 5 h (燃やせないごみ : 6.5 t / 5 h 大型ごみ : 3.5 t / 5 h)	10 t / 5 h (燃やせないごみ : 6.5 t / 5 h 大型ごみ : 3.5 t / 5 h)
運転開始	令和2年4月	令和4年4月（※予定）

表 3-4-3 中間処理施設の概要（資源化施設）

施設名	環境美化センター リサイクル施設	北部クリーンセンター リサイクル施設（※建設中）
所在地	大津市膳所上別保町 785-1	大津市伊香立北在地町 272
敷地等	焼却施設用地に併設	焼却施設用地に併設
処理方式	機械選別、手選別併用式	機械選別、手選別併用式
処理能力	9.0 t / 5 h (かん 1.5 t / 5 h びん 5.5 t / 5 h ペットボトル 2.0 t / 5 h)	9.0 t / 5 h (かん 1.5 t / 5 h びん 5.5 t / 5 h ペットボトル 2.0 t / 5 h)
運転開始	令和2年4月	令和4年4月（※予定）

表 3-4-4 中間処理施設の概要（プラスチック製容器包装の資源化施設）

施設名	北部クリーンセンター プラスチック容器資源化施設
所在地	大津市伊香立北在地町 272
処理方式	破袋、手選別、圧縮梱包装置
処理能力	10 t / 5 h
運転開始	平成 19 年 2 月

2. 中間処理実績

本市における中間処理の実績を表 3-4-5 及び図 3-4-1 に示します。過去 5 年間をみると、中間処理量は、平成 29 年度以降減少していましたが、令和 2 年度には増加しています。

焼却処理量は増減を繰り返しながらもおおむね横ばいですが、破碎処理量は増加傾向にあります。資源化処理量は増減を繰り返しながらもおおむね横ばいです。

表 3-4-5 中間処理の実績

項目			単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
焼却処理量 (破碎可燃含む)	環境美化センター	燃やせるごみ	t / 年	44,965	49,323	46,816	44,034	48,608
	北部クリーンセンター		t / 年	39,966	39,113	39,755	41,700	39,316
	小計			t / 年	84,931	88,436	86,571	85,734
破碎処理量	環境美化センター	燃やせないごみ 大型ごみ	t / 年	1,885	1,964	2,200	2,296	2,658
	北部クリーンセンター		t / 年	1,571	1,831	2,094	2,196	2,423
	小計			t / 年	3,456	3,796	4,293	4,491
資源化処理量	環境美化センター	かん びん	t / 年	1,477	1,431	1,397	1,395	1,449
			t / 年					
	北部クリーンセンター	ペットボトル プラ容器	t / 年	2,777	2,739	2,786	2,842	2,983
			t / 年					
小計			t / 年	4,254	4,171	4,183	4,237	4,432
中間処理合計			t / 年	92,641	96,402	95,047	94,462	97,436

※四捨五入の関係により合計が合わない場合がある

※破碎処理及び資源化処理については、令和 2 年度に大津クリーンセンターから環境美化センターへ移行

※北部廃棄物最終処分場にて資源化処理されているびんについては、北部クリーンセンターに含む

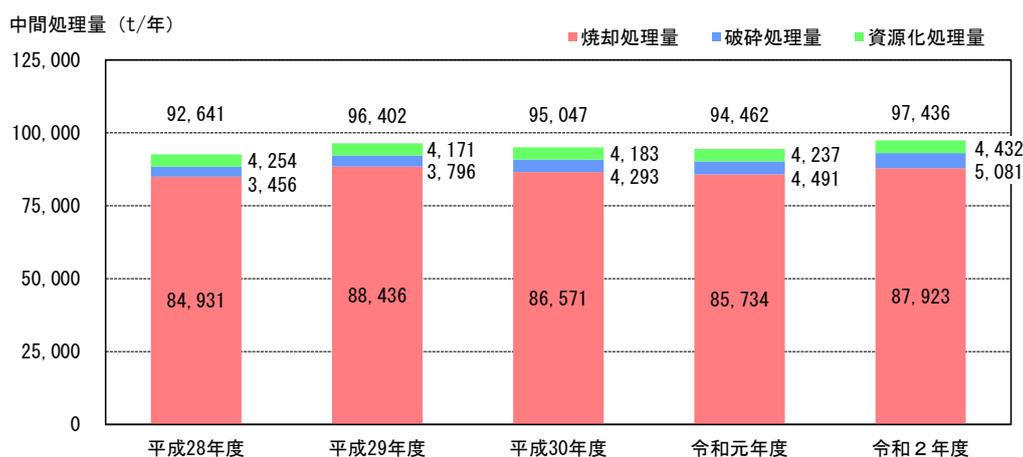


図 3-4-1 中間処理の実績

3. 資源化実績

本市における資源化の実績を表 3-4-6 及び図 3-4-2 に示します。過去 5 年間をみると、行政回収量は平成 29 年度には一時減少しましたが 5 年間では増加している一方で、集団資源回収量は減少しています。新聞や雑誌等の発行部数の減少や店頭回収の拡大等により、総資源化量は過去 5 年間で減少しています。また、資源化率についても、減少傾向となっています。

集団資源回収の内訳をみると、新聞の収集量が大きく減少しています。本市では、平成 26 年から行政による紙ごみの収集を開始しました。紙ごみの行政回収量の内訳をみると、雑誌・雑がみと新聞は大きな変化がみられませんが、段ボールは増加傾向を示しています。

表 3-4-6 資源化の実績

項目	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
行政回収量	t/年	8,852	8,584	9,064	9,342	9,470
中間処理後再生利用量	t/年	4,402	4,369	4,456	4,499	4,458
刈草剪定枝堆肥化	t/年	1,828	1,631	1,486	1,682	1,635
牛乳パック	t/年	14	12	10	9	5
乾電池	t/年	51	56	59	40	38
紙ごみ	t/年	2,557	2,516	2,584	2,624	2,896
雑誌・雑がみ	t/年	1,047	1,020	1,019	1,056	1,165
新聞	t/年	897	854	890	862	842
段ボール	t/年	613	642	674	706	889
生ごみ	t/年	—	—	469	488	438
集団資源回収量	t/年	8,706	8,047	7,448	7,044	6,295
雑誌・雑がみ	t/年	1,697	1,606	1,484	1,455	1,464
新聞	t/年	4,842	4,414	4,018	3,686	3,067
段ボール	t/年	1,755	1,630	1,564	1,516	1,505
古布	t/年	348	332	316	320	193
アルミ缶	t/年	64	65	66	67	66
総資源化量	t/年	17,558	16,631	16,512	16,386	15,765
ごみ発生量	t/年	103,797	105,535	103,293	104,379	103,762
資源化率	%	16.9%	15.8%	16.0%	15.7%	15.2%

※四捨五入の関係により合計が合わない場合がある

※生ごみは生ごみ堆肥化事業を一部地域で実施

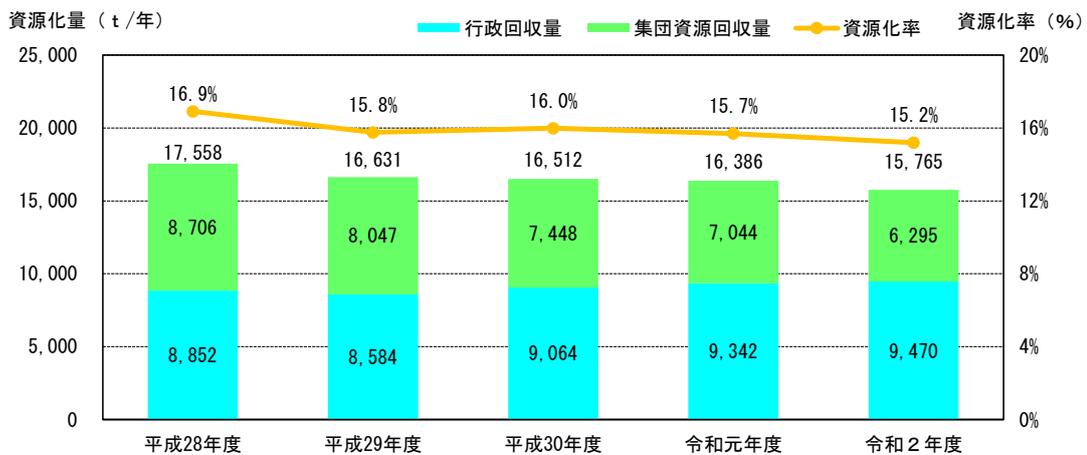


図 3-4-2 資源化の実績

第5節 最終処分の現況

1. 最終処分の概要

(1) 可燃物

燃やせるごみ、破碎処理及び資源化処理後の可燃物については、市内にある2つの焼却処理施設にて焼却しています。焼却後の焼却灰（主灰）は大田廃棄物最終処分場、北部廃棄物最終処分場及び大阪湾広域臨海環境整備センター埋立処分場に埋立処分しています。なお、飛灰についてはセメント固化・薬剤処理後、大田廃棄物最終処分場及び北部廃棄物最終処分場に埋立処分しています。

(2) 不燃物

燃やせないごみ及び大型ごみのうち、破碎処理を行うものは、市内にある破碎処理施設にて、破碎可燃、資源（金属）及び破碎不燃に分けられます。この破碎不燃及び直接埋立処分を行う不燃ごみについては、大田廃棄物最終処分場及び北部廃棄物最終処分場に搬入し、埋立処分しています。

(3) 資源ごみ

資源ごみは、分別品目ごとに市内にある資源化施設にて、破碎可燃、資源化物及び破碎不燃に分けられます。このうち、破碎不燃については、大田廃棄物最終処分場及び北部廃棄物最終処分場に搬入し、埋立処分しています。

2. 最終処分施設の概要

(1) 各施設の処理対象

現在、各施設において処理対象となっているものは、表 3-5-1 のとおりです。

表 3-5-1 各施設の処理対象一覧

施設の種類と施設名		処理対象
最終処分場	大田廃棄物最終処分場 北部廃棄物最終処分場 大阪湾広域臨海環境整備センター埋立処分場	・焼却灰等 ・直接埋立対象物 ・破碎施設及び資源化施設からの破碎不燃

(2) 既存施設の概要

最終処分場の概要を表 3-5-2 に示します。

表 3-5-2 最終処分場の概要

施設名	大田廃棄物最終処分場 (1期+2期)	北部廃棄物最終処分場 (増設2期)
所在地	大津市大石曾東町字大田 1092	大津市小野地先
埋立面積	41,200m ²	14,600m ²
埋立容量	460,000m ³	188,200m ³
汚水処理	140m ³ /日 (接触ばっ気生物処理+高度処理)	50m ³ /日 (接触ばっ気生物処理+高度処理)
竣工	平成6年8月	平成13年4月

3. 最終処分実績

本市における最終処分の実績を表 3-5-3 及び図 3-5-1 に示します。過去5年間をみると、最終処分量は、増減を繰り返しながらもおおむね横ばい傾向にあります。項目ごとにみると、焼却灰等及び破碎不燃物等は増減を繰り返しながらも、増加傾向を示しています。直接埋立対象物は、平成29年度以降減少しています。

表 3-5-3 最終処分実績

項目	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
最終処分量	t/年	11,297	11,871	11,433	11,661	11,787
焼却灰等	t/年	9,416	9,693	9,522	9,877	9,951
破碎不燃物等	t/年	1,386	1,476	1,564	1,461	1,622
直接埋立対象物	t/年	495	703	347	322	214

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある

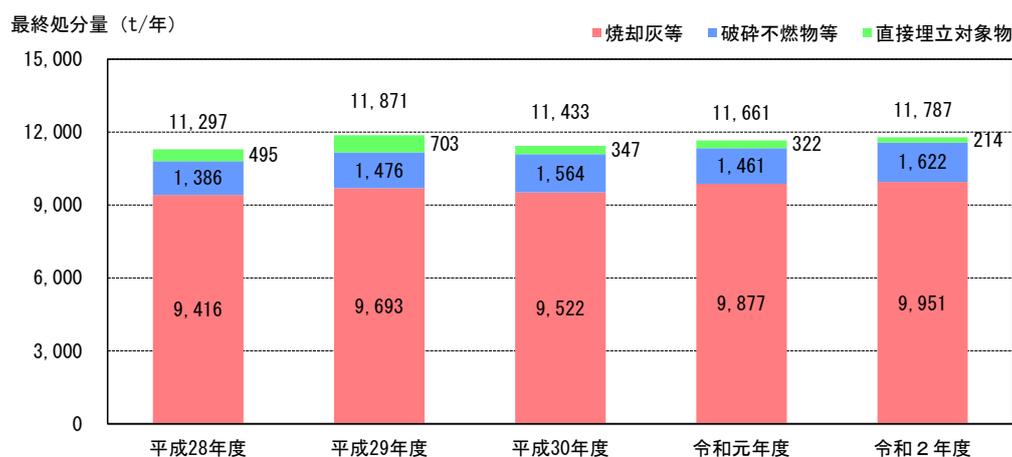


図 3-5-1 最終処分実績

第6節 ごみ処理経費の現況

1. ごみ処理経費の推移

本市におけるごみ処理経費の推移を表 3-6-1、図 3-6-1 及び図 3-6-2 に示します。過去5年間をみると、ごみ処理経費は減少傾向にあります。

表 3-6-1 ごみ処理経費の推移

項目	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
ごみ処理経費	千円	4,089,540	3,702,441	3,669,310	3,714,064	3,321,179
収集運搬経費	千円	1,462,993	1,231,401	1,226,377	1,240,380	1,251,613
処分経費	千円	2,626,547	2,471,040	2,442,933	2,473,684	2,069,566
人口	人	342,154	342,088	342,695	343,550	343,835
ごみ総排出量	t/年	95,091	97,488	95,845	97,335	97,467
1人当たり処理経費	円/人	11,952	10,823	10,707	10,811	9,659
ごみ1t当たり処理経費	円/t	43,007	37,978	38,284	38,157	34,075

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある
 ※総務費、じん芥焼却施設整備事業費及び回収資源売却益は含まない

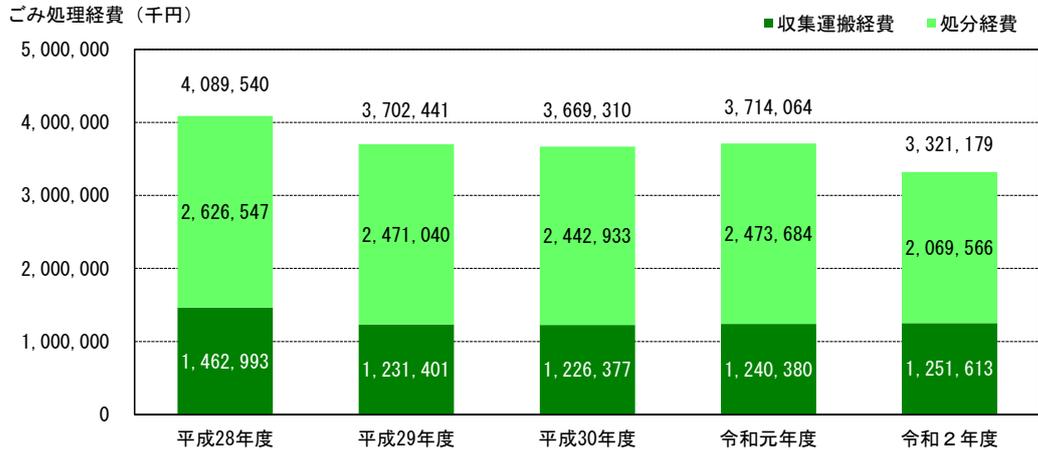


図 3-6-1 ごみ処理経費の推移

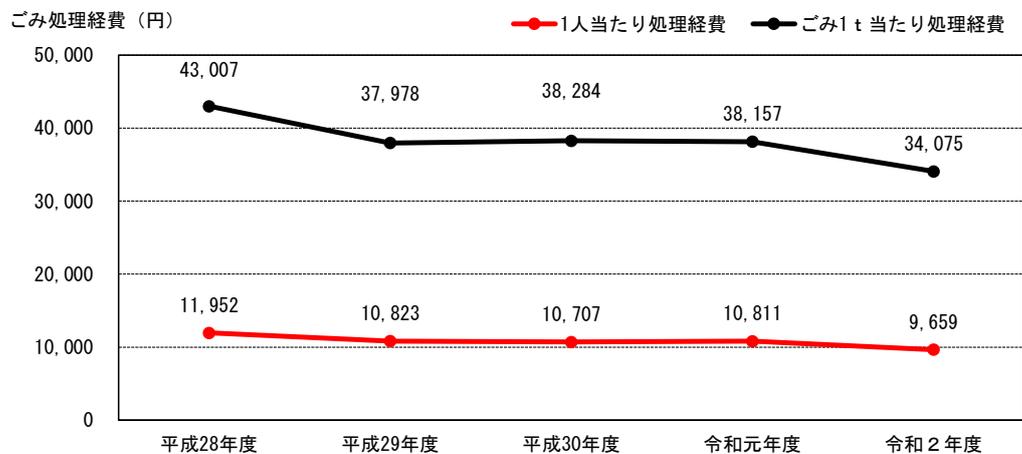


図 3-6-2 1人当たり及びごみ1t当たり処理経費の推移

第7節 国・滋賀県の動向

1. 世界の動向

(1) 持続可能な開発目標（SDGs）

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。17のグローバル目標と169のターゲットから構成され、先進国と開発途上国を問わず一丸となって取り組む普遍的なものであり、地球上の誰一人取り残さないことを掲げています。

17のグローバル目標は、「貧困や飢餓、教育等未だに解決を見ない社会面の開発アジェンダ」「エネルギーや資源の有効活用、働き方の改善、不平等の解消等すべての国が持続可能な形で経済成長を目指す経済アジェンダ」「地球環境や気候変動等地球規模で取り組むべき環境アジェンダ」といった世界が直面する課題を網羅的に示しています。

廃棄物との関わりが特に深いグローバル目標としては、「6 水・衛生の利用可能性」や「12 持続可能な消費と生産」、「17 パートナーシップの活性化」があります。このほかにも、食品ロスに関しては「2 飢餓撲滅、食料安全保障」、廃棄物処理施設による発電に関しては「7 エネルギーへのアクセス」、環境負荷が少ない処理処分に関しては「11 住み続けられるまちづくりを」や「13 気候変動への対処」、プラスチック問題に関しては「14 海洋と海洋資源の保全・持続可能な利用」等も大きく関係しています。

廃棄物との関わりが深いSDGsのグローバル目標を図3-7-1に示します。

各グローバル目標は相互に関係しており、1つのグローバル目標を目指すのではなく、全体を俯瞰する視点を持ち取組を進めることが求められています。



図3-7-1 廃棄物との関わりが深いSDGsのグローバル目標

2. 国の動向

(1) 第四次循環型社会形成推進基本計画

「循環型社会形成推進基本計画」は、「循環型社会形成推進基本法」に基づき、循環型社会の形成に関する施策の基本的な方針、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定めたものです。「循環型社会形成推進基本計画」はおおむね5年ごとに見直しを行うものとされており、平成30年に「第四次循環型社会形成推進基本計画」（以下「国の基本計画」という。）が閣議決定されました。

循環型社会とは、「製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分（廃棄物としての処分をいう。）が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」と定義されています。

「国の基本計画」では、環境的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、①地域循環共生圏形成による地域活性化、②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③適正処理の更なる推進と環境再生等を掲げています。

循環型社会の全体像を表す指標を表3-7-1に、取組の進展に関する指標を表3-7-2に示します。

表3-7-1 国の基本計画による循環型社会の全体像を表す指標

指標	目標
資源生産性 = GDP/天然資源等投入量	2025年度目標：約49万円/トン (2000年度の約2倍)
入口側の循環利用率 = 循環利用量/(天然資源等投入量+循環利用量)	2025年度目標：約18% (2000年度の約1.8倍)
出口側の循環利用率 = 循環利用量/廃棄物等発生量	2025年度目標：約47% (2000年度の約1.3倍)
最終処分量 = 廃棄物の埋立量	2025年度目標：約13百万トン (2000年度から約77%減)

表3-7-2 国の基本計画による取組の進展に関する指標

指標	目標
循環型社会ビジネスの市場規模	2025年度目標：2000年度の約2倍
家庭系食品ロス量	2030年度目標：2000年度の半減
1人1日当たりのごみ排出量	2025年度目標：約850g/人/日
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	2025年度目標：約440g/人/日
最終処分場の残余年数〔一廃〕	2022年度に20年分を維持
最終処分場の残余年数〔産廃〕	2020年度に10年分程度
都道府県の災害廃棄物処理計画策定率	2025年度目標：100%
市町村の災害廃棄物処理計画策定率	2025年度目標：60%
電子マネーの普及率	2022年度目標：70%
具体的な3R行動の実施率	2025年度目標：2012年度の世論調査から約20%上昇

(2) 国が定める基本方針

国では「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成 28 年環境省告示第 7 号）（以下「国の基本方針」という。）において、一般廃棄物の減量化に関する減量化の目標量を設定しています。廃棄物の減量化の目標量については、平成 24 年度に対して、令和 2 年度を目標年度としています。

減量化の目標量を表 3-7-3 に示します。

表 3-7-3 国の基本方針による減量化の目標量

指標		目標量
一般廃棄物	排出量	約 12%削減 (平成 24 年度から令和 2 年度)
	再生利用量	約 21%(平成 24 年度)から 約 27%(令和 2 年度)に増加
	最終処分量	約 14%削減 (平成 24 年度から令和 2 年度)
	1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量	令和 2 年度において 500 グラム
産業廃棄物	排出量	増加を約 3%に抑制 (平成 24 年度から令和 2 年度)
	再生利用量	約 55%(平成 24 年度)から 約 56%(令和 2 年度)に増加
	最終処分量	約 1%削減 (平成 24 年度から令和 2 年度)
食品ロスの割合調査実施市町村数		平成 25 年度の 43 市町村に対し、 平成 30 年度に 200 市町村へ増大
特定家庭用機器一般廃棄物の回収体制構築市町村割合		平成 25 年度約 59%から 平成 30 年度までに 100%まで増大
使用済小型電子機器等の回収実施市町村割合		平成 25 年度約 43%から 平成 30 年度までに 80%まで増大

(3) プラスチック資源循環戦略

資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略「プラスチック資源循環戦略」が令和元年5月に策定されました。

「プラスチック資源循環戦略」は、「3R+Renewable（再生可能資源への代替）」を基本原則として、アジア太平洋地域をはじめ世界全体の資源・廃棄物制約、海洋プラスチック問題、気候変動等の課題解決のみならず、資源循環産業の発展を通じた経済成長や雇用創出を図り、持続可能な発展に貢献します。

プラスチック資源循環戦略における目標を表3-7-4に示します。

表3-7-4 プラスチック資源循環戦略における目標

リデュース	・2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制
リユース・リサイクル	・2025年までにリユースやリサイクル可能なデザインに
	・2030年までにプラスチック製容器包装の6割をリユース・リサイクル
	・2035年までにすべての使用済プラスチックを100%有効利用
再生利用・バイオマスプラスチック	・2030年までにプラスチックの再生利用を倍増
	・2030年までにバイオマスプラスチックを最大限（約200万トン）導入

(4) プラスチック資源循環促進法

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内のプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっています。

このような状況から、多様な製品に使用されているプラスチックに関し包括的に資源循環体制を強化し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組を促進するための措置を講じる「プラスチック資源循環促進法」が令和3年6月4日に参院本会議で可決、成立しました。

「プラスチック資源循環促進法」では、プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、「プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計」、「ワンウェイプラスチックの使用の合理化」、「プラスチックの廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化等」等の事項に関する基本方針を策定し、令和4年4月の施行を目指しています。

(5) 食品ロス削減推進法

本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品のことを食品ロスといい、我が国では生産や製造、販売、消費等の各段階において日常的に大量に発生しています。このような現状に加え、食品ロスに関する国際的な関心の高まり等を背景に、令和元年10月1日に「食品ロス削減推進法」が施行されました。

「食品ロス削減推進法」では、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することを目的としています。

「食品ロス削減推進法」第 11 条に基づき策定された基本方針では、食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向、推進の内容、その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項を定めています。また、都道府県及び市町村はこの基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定するよう努めなければならないとされています。

「食品ロス削減推進法」では、「多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進する」ことを目指しています。

食品ロスの削減の目標は、SDGs も踏まえて、家庭系食品ロスについては国の基本計画、事業系食品ロスについては「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」

(令和元年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第 1 号) において、共に 2000 年度比で 2030 年度までに食品ロス量を半減させるという目標を設定しています。食品ロス削減推進法においても、これらの削減目標の達成を目指し、総合的に取組を推進します。また、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を 80%としています。

3. 滋賀県の動向

(1) 第五次滋賀県廃棄物処理計画

滋賀県では、「廃棄物処理法」第5条の5に基づき、平成13年度に「滋賀県廃棄物処理計画」が策定されました。その後、廃棄物処理の現状と課題、将来予測等を踏まえて5年ごとに見直しを行っており、令和3年度からの「第五次滋賀県廃棄物処理計画」が策定されました。

○計画の基本方針

- ・多様な主体との一層の連携・協働による総合的な取組の推進
- ・循環型社会の実現に向けた3R（リデュース・リユース・リサイクル）および環境負荷低減の取組の推進
- ・安全・安心な生活を支える廃棄物の適正処理の推進

○計画の目標

「第五次滋賀県廃棄物処理計画」での目標値は、環境先進県としてのブランドイメージの地位を再確認するため、全国1位を達成できる値（チャレンジ目標値）として設定されています。滋賀県の「1人1日当たりごみ排出量」は全国2位（平成28年度から平成30年度）です。滋賀県の「ごみ排出量」は資源ごみを全て含めた総排出量です。

(1) 廃棄物の減量に係る目標

①一般廃棄物

目標項目	現状	将来予測	目標値
1人1日当たりごみ排出量	834 g (H30)	838 g (R 7)	804 g (R 7)
1人1日当たり最終処分量	84 g (H30)	85 g (R 7)	82 g (R 7)

②産業廃棄物

目標項目	現状	将来予測	目標値
産廃の最終処分量	10.5万t(H30)	10.7万t(R 7)	9.8万t(R 7)

(2) 取組に係る目標

目標項目	実績値(R元)	目標値(R 7)
マイバッグ持参率（レジ袋辞退率）	90.1%	85%以上 (計画期間中)
県内のマイボトル使用可能な給水等スポット数	23箇所	100箇所
食品ロス削減を認知して削減に取り組む消費者の割合	78.3%(R 2)	80%以上
「三方よしフードエコ推奨店」の累計登録店舗数	118店	300店
市町災害廃棄物処理計画の策定率	42.1%	100%(R 6)
「環境美化の日」を基準とした環境美化運動参加者数	231,814人	1,200,000人 (計画期間累計)
優良産廃処理業者認定数	181件	270件
廃棄物処理施設や産廃処分業者への立入検査実施率	100%	100% (計画期間中)
産業廃棄物不法投棄等の発生年度内解決率	79.3%	85%以上 (計画期間中)

第8節 地域の関係法令

1. 近隣自治体の計画等策定状況

近隣自治体における計画等策定状況を表3-8-1に示します。

表3-8-1 近隣自治体の計画等策定状況

自治体名		策定状況	目標値
滋賀県	草津市	平成28年3月策定(改訂) 【計画期間】 平成22年度～令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(資源ごみ除く) 平成20年度比で約20%削減 1人1日当たりに換算した事業系ごみ排出量 平成20年度比で約20%削減 リサイクル率(資源化率) 15.5%から24%に引き上げ
	守山市	令和2年7月策定 【計画期間】 令和3年度～令和12年度	<ul style="list-style-type: none"> 1人1日当たりのごみ排出量 7%削減 1人1日当たりの家庭ごみの排出量 4%削減 1人1日当たりの事業系ごみの排出量 15%削減 資源化率 25.3%を維持
	甲賀市	令和2年3月策定 【計画期間】 令和2年度～令和10年度	<ul style="list-style-type: none"> リサイクル率を25%にする 原単位を835g/人/日以下とする 家庭系ごみの原単位を平成30年度に対して3%削減 事業系ごみの原単位を平成30年度に対して3%削減
	高島市	平成30年3月策定(改定) 【計画期間】 平成24年度～令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> 燃やせるごみの総排出量 年間10,700トン以下 (一人一日あたりの排出量807g/人・日以下)
京都府	京都市	令和3年3月 【計画期間】 令和3年度～令和12年度	<ul style="list-style-type: none"> 市受入量 37万トン(R元年度比10%減) 市民1人1日当たり 700グラム ごみ焼却量 33万トン(R元年度比14%減) 市民1人1日当たり 625グラム レジ袋使用量(家庭) 400トン 市民1人当たり 35枚(H12年度比90%減) ペットボトル排出量(家庭) 1,600トン 市民1人当たり 45本(H12年度比50%減) 食品ロス排出量 4.6万トン(H12年度比52%減) 市民1人1日当たり 87グラム プラスチックごみ分別実施率(家庭) 60%(R元年度比14ポイント増) 食品廃棄物リサイクル率(事業) 36%(R元年度比17ポイント増) 再生利用率 39%(R元年度比8ポイント増) 市最終処分量 4.4万トン(R元年度比14%減) 廃棄物処理に伴う温室効果ガス排出量 11.3万トンCO₂(H25年度比30%減)
	宇治市	【計画期間】 令和元年度～令和10年度	<ul style="list-style-type: none"> 家庭系ごみ(可燃ごみ及び不燃ごみ) 1人1日あたり平均排出量を8%削減(H29年度比) 事業系ごみ 1日あたり平均排出量を8%削減(H29年度比) リサイクル率(集団回収を含む) 25%(H29年度22.3%)

※計画期間に関して、平成31年度以降は令和表記に変更

第9節 現計画の目標値の達成状況

1. ごみ減量

ごみ減量における現計画の目標値と令和2年度実績との比較結果を表3-9-1に示します。なお、現計画の目標年次は、1年延長し令和3年度となっています。現計画の目標値である「ごみ排出量」は、家庭系ごみ及び事業系ごみの合計から資源ごみを除いたものです。

令和2年度実績について、事業系ごみ原単位では目標を達成できているものの、ごみ排出量や家庭系ごみ原単位は目標を達成するに至っていません。

表3-9-1 現計画の目標値との比較（ごみ減量）

項目	単位	計画	平成27年度 目標値	平成27年度 実績値	令和2年度 目標値	令和3年度 目標値	令和2年度 実績	達成状況
ごみ排出量	t/年	前回計画	—	87,648	—	—	88,023	未達成
		現計画	—		85,067	85,067		
家庭系ごみ原単位	g/人・日	前回計画	499.9	496.3	471.7	—	523.6	未達成
		現計画	—		482.9	482.9		
事業系ごみ原単位	g/人・日	前回計画	253.8	203.6	237.7	—	177.8	達成
		現計画	—		203.1	203.1		

※ごみ排出量及び家庭系ごみ原単位は資源ごみを除いたもの

※事業系ごみは公益の美化活動や不法投棄等の回収等の臨時収集を含む

2. 処理・処分

処理・処分における現計画の目標値と令和2年度実績との比較結果を表3-9-2に示します。なお、現計画の目標年次は、1年延長し令和3年度となっています。

令和2年度実績について、資源化率、最終処分量ともに目標を達成するに至っていません。

表3-9-2 現計画の目標値との比較（処理・処分）

項目	単位	計画	平成27年度 目標値	平成27年度 実績値	令和2年度 目標値	令和3年度 目標値	令和2年度 実績	達成状況
資源化率	%	前回計画	18.0	17.2	20.0	—	15.2	未達成
		現計画	—		20.0	20.0		
最終処分量	t/年	前回計画	13,000	11,431	12,000	—	11,787	未達成
		現計画	—		11,015	11,015		

※資源化率＝（資源ごみ（剪定・刈草及び生ごみ含む）＋集団資源回収）/ごみ発生量

第10節 現況の分別収集区分や処理方法等の評価

1. 前提条件

平成28年9月に改定された「ごみ処理基本計画策定指針」において、市町村は、分別収集区分や処理方法等について、環境負荷面、経済面等から客観的な評価を行い、住民や事業者に対して明確に説明するよう努めることとされています。本指針に基づき、類似都市と比較分析を行い、現状評価及び目指すべき方向性について検討を実施しました。なお、システム分析にあたっては、一般財団法人日本環境衛生センター作成の「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」（以下「支援ツール」という。）を用いて実施しました。なお、類似都市としては本市を含む中核市58市を選定しました。

2. システム分析に基づく類似都市との比較結果

支援ツールを用いて実施したシステム分析結果（令和元年度実績）を図3-10-1に示します。

システム分析結果についての評価は以下のとおりです。なお、データの揃わない「廃棄物からのエネルギー回収率」及び「温室効果ガスの人口一人一日当たり排出量」、「住民満足度」については、評価項目から除外しました。

（1）人口一人一日当たりごみ総排出量

人口一人一日当たりごみ総排出量については、類似都市の平均949g/人・日に対し本市は830g/人・日と相当少なく、減量化施策については一定の効果が現れていると考えられます。

（2）廃棄物からの資源回収率（RDF・セメント原料化を除く）

廃棄物からの資源回収率については、類似都市の平均17.3%に対し本市は15.7%と低くなっています。店頭回収の拡充等が影響していると考えられます。

（3）廃棄物のうち最終処分される割合

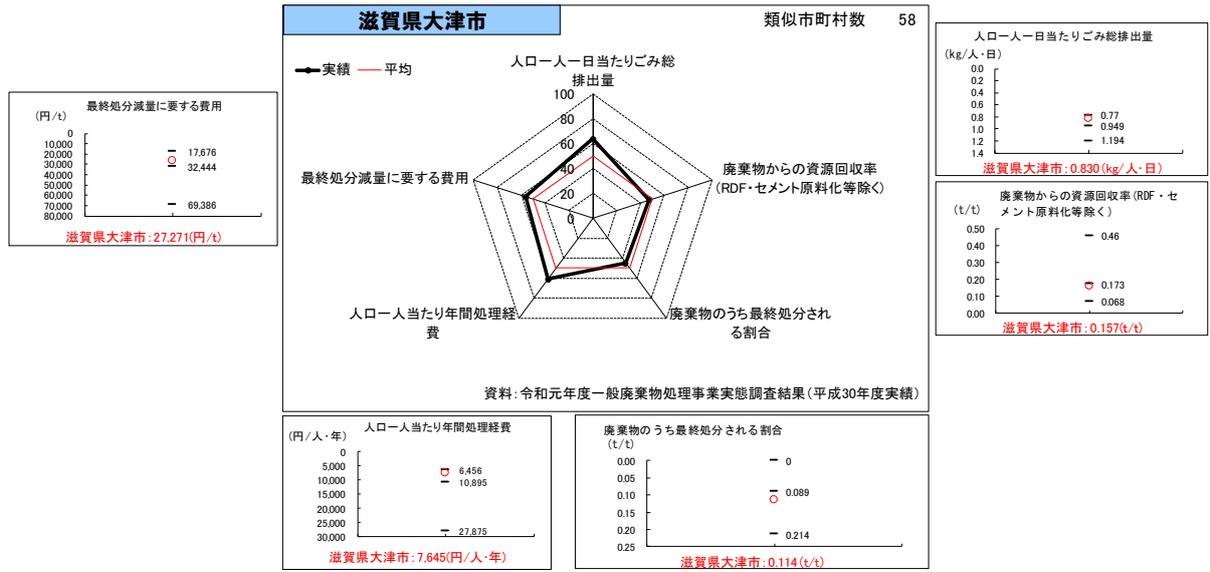
廃棄物のうち最終処分される割合については、類似都市の平均8.9%に対し本市は11.4%とやや高くなっています。

（4）人口一人当たり年間処理経費

人口一人当たり年間処理経費については、類似都市の平均10,895円/人・年に対し本市は7,645円/人・年と相当低くなっています。

（5）最終処分減量に要する費用

最終処分工程に至るまでに、収集運搬や中間処理等に要した経費は、類似都市の平均32,444円/tに対し本市は27,271円/tと相当低くなっています。



標準的な指標	人口一人一日当たり ごみ総排出量 (ごみ発生量) (g/人・日)	廃棄物からの資源回 収率(RDF・セメント 原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち 最終処分される割合 (t/t)	人口一人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に 要する費用 (円/t)
平均	949	0.173	0.089	10,895	32,444
最大	1,194	0.460	0.214	27,875	69,386
最小	770	0.068	0.000	6,456	17,676
標準偏差	88	0.065	0.048	3,038	8,287
大津市実績	830	0.157	0.114	7,645	27,271
偏差値	63.5	47.5	44.8	60.7	56.2

※図中の各数値については、本編数値とは採用する基準等の違いから異なる

図 3-10-1 システム分析結果(令和元年度実績)

表 3-10-1(1) システム分析結果における他都市との比較

	人口		人口一人一日当たりごみ総排出量 (ごみ発生量)		廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く)	
	順位	(人)	順位	(kg/人・日)	順位	(t/t)
滋賀県大津市	34位/58位	343,563	6位/58位	0.830	30位/58位	0.157
平均(58市)		372,342		0.949		0.173
上位10市	千葉県船橋市	642,383	東京都八王子市	0.770	岡山県倉敷市	0.460
	埼玉県川口市	606,340	愛媛県松山市	0.773	神奈川県横須賀市	0.312
	鹿児島県鹿児島市	602,735	大阪府枚方市	0.811	山口県下関市	0.283
	東京都八王子市	562,828	大阪府豊中市	0.820	愛知県豊橋市	0.272
	兵庫県姫路市	530,363	埼玉県川口市	0.827	東京都八王子市	0.258
	栃木県宇都宮市	521,905	滋賀県大津市	0.830	島根県松江市	0.246
	愛媛県松山市	511,537	大阪府八尾市	0.830	鳥取県鳥取市	0.236
	大阪府東大阪市	487,772	埼玉県越谷市	0.844	秋田県秋田市	0.228
	兵庫県西宮市	486,799	大阪府寝屋川市	0.845	長野県長野市	0.227
	岡山県倉敷市	482,308	奈良県奈良市	0.848	富山県富山市	0.225
下位10市	山口県下関市	261,403	山口県下関市	1.030	岐阜県岐阜市	0.116
	北海道函館市	256,178	青森県青森市	1.038	福岡県久留米市	0.114
	長崎県佐世保市	249,996	大阪府東大阪市	1.038	広島県福山市	0.111
	山形県山形市	243,864	島根県松江市	1.046	福島県福島市	0.101
	大阪府寝屋川市	232,050	富山県富山市	1.062	福島県郡山市	0.095
	青森県八戸市	228,240	岡山県倉敷市	1.063	兵庫県明石市	0.095
	広島県呉市	222,366	山梨県甲府市	1.065	長崎県佐世保市	0.095
	島根県松江市	202,159	福島県福島市	1.120	大阪府東大阪市	0.093
	山梨県甲府市	187,913	福島県郡山市	1.177	高知県高知市	0.088
	鳥取県鳥取市	187,140	北海道函館市	1.194	和歌山県和歌山市	0.068

※図中の各数値については、本編数値とは採用する基準等の違いから異なる

表 3-10-1 (2) システム分析結果における他都市との比較

	廃棄物のうち最終処分される割合		人口一人当たり年間処理経費		最終処分減量に要する費用	
	(t/t)		(円/人・年)		(円/t)	
滋賀県大津市	38位/58位	0.114	5位/58位	7,645	18位/58位	27,271
平均 (58市)		0.089		10,895		32,444
上位10市	東京都八王子市	0.000	青森県青森市	6,456	青森県青森市	17,676
	高知県高知市	0.012	埼玉県越谷市	6,976	高知県高知市	19,732
	岡山県倉敷市	0.017	高知県高知市	7,521	埼玉県越谷市	21,452
	福岡県久留米市	0.022	兵庫県明石市	7,625	長野県長野市	23,179
	福島県いわき市	0.024	滋賀県大津市	7,645	富山県富山市	23,232
	埼玉県川越市	0.027	栃木県宇都宮市	7,654	福島県郡山市	23,780
	島根県松江市	0.027	長野県長野市	7,776	鹿児島県鹿児島市	24,053
	秋田県秋田市	0.031	鹿児島県鹿児島市	7,783	栃木県宇都宮市	24,071
	長野県長野市	0.031	大阪府寝屋川市	7,826	兵庫県明石市	24,202
	神奈川県横須賀市	0.032	大阪府高槻市	7,862	石川県金沢市	25,200
下位10市	奈良県奈良市	0.133	愛知県豊橋市	12,854	愛知県豊橋市	39,199
	鹿児島県鹿児島市	0.136	大阪府八尾市	12,944	広島県呉市	39,594
	石川県金沢市	0.137	広島県呉市	13,045	埼玉県川口市	39,753
	兵庫県明石市	0.145	埼玉県川越市	13,132	神奈川県横須賀市	40,047
	大阪府東大阪市	0.147	香川県高松市	13,257	埼玉県川越市	42,588
	福島県福島市	0.148	神奈川県横須賀市	13,941	大阪府枚方市	43,048
	長崎県長崎市	0.152	岡山県倉敷市	14,348	香川県高松市	43,854
	福島県郡山市	0.176	山口県下関市	14,546	東京都八王子市	45,443
	北海道旭川市	0.188	東京都八王子市	14,978	大阪府八尾市	47,251
	北海道函館市	0.214	福島県福島市	27,875	福島県福島市	69,386

※図中の各数値については、本編数値とは採用する基準等の違いから異なる

3. 中核市との比較

本市は平成 21 年 4 月に「中核市」へ移行しました。中核市とは、人口 20 万人以上の要件を満たす政令指定都市以外の都市で規模能力が比較的大きな都市について、その事務権限を強化し、できる限り住民の身近で行政を行うことができるようにして、地域行政の充実に資するため設けられるものです。

中核市との比較を表 3-10-2 に示します。なお、本調査時点で中核市は 60 市となっています。本市は中核市との比較では、リサイクル率を除き全て中核市の平均を上回っています。人口及び世帯数は平均より少なく、行政区域面積は大きくなっており、人口密度は中核市 60 市の中で 41 番目の高さとなっています。ごみ総排出量は、平均より相当少なく、一人一日あたり排出量は、中核市で 4 番目に少なく中核市の中でも上位にいます。家庭系の一人一日あたり排出量は 20 位、直接搬入量は 6 位、収集量は 17 位となっています。集団回収量は、平均より多く中核市で 20 位の多さとなっていますが、リサイクル率は、平均より低く 35 位となっています。

一人一日あたり排出量は、4 位と少なくなっていますが、家庭系の一人一日あたり排出量は 20 位となっています。このことから、事業系ごみよりも家庭系ごみについて、減量の可能性があると考えられます。また、集団回収量が 20 位で、中核市の平均を上回っていますが、引き続き補助金交付等集団資源回収への動機付けが必要と考えられます。リサイクル率が 35 位と低くなっていますが、これは、ポイント還元等のインセンティブや利便性が良い店頭回収を利用される市民の方が多く、市の処理量に反映されないことが原因と考えられます。

表 3-10-2 中核市との比較（大津市）

	人口	世帯数	行政区域 面積	人口密度	ごみ 総排出量 (ごみ発生量)	一人一日あたり 排出量		直接 搬入量	収集量	集団 回収量	リサイクル 率 (資源化率)
	人	世帯	km ²	人/km ²	t/年	g/人・日	g/人・日 (家庭系)	t/年	t/年	t/年	%
大津市	342,695 (35位)	148,544 (39位)	465 (22位)	738 (41位)	103,294 (16位)	825 (4位)	511 (20位)	2,542 (6位)	93,304 (17位)	7,448 (20位)	15.7 (35位)
平均 (60市)	370,497	170,931	399	2,566	127,307	952	582	11,954	109,155	6,926	18.9

表 3-10-3 中核市との比較（全体）

	人口	世帯数	行政区域 面積	人口密度	ごみ 総排出量 (ごみ発生量)	一人一日あたり 排出量		直接 搬入量	収集量	集団 回収量	リサイク ル率 (資源化率)
	人	世帯	km ²	人/km ²	t/年	g/人・日	g/人・日 (家庭系)	t/年	t/年	t/年	%
函館市	256,772	141,807	678	379	109,438	1,155	717	12,470	89,273	7,695	15.1
旭川市	335,323	177,376	748	448	117,227	950	569	3,153	104,217	9,857	22.2
青森市	282,061	136,456	825	342	107,711	1,035	669	6,965	95,752	4,994	14.9
八戸市	228,622	108,405	306	748	81,101	965	640	6,520	74,069	512	13.3
盛岡市	288,816	135,340	886	336	109,892	1,037	634	8,372	96,041	5,479	0.2
秋田市	308,163	144,189	906	340	115,863	1,023	505	7,826	104,672	3,365	23.1
山形市	245,554	102,847	382	644	85,685	956	533	4,187	74,482	7,016	18.2
福島市	277,571	122,130	768	362	120,660	1,182	770	17,293	101,062	2,305	9.3
郡山市	322,860	140,629	757	425	141,398	1,195	654	20,284	116,223	4,891	9.8
いわき市	322,396	145,572	1,232	264	125,419	1,002	647	6,017	112,059	7,343	22.4
水戸市	271,745	125,421	217	1,250	102,545	1,154	626	33,269	65,545	3,731	18.3
宇都宮市	521,001	234,671	417	1,250	178,507	935	554	16,408	154,262	7,837	15.4
前橋市	336,641	149,018	312	1,080	112,653	914	564	7,735	96,718	8,200	20.7
高崎市	373,331	164,963	459	813	131,436	962	803	6,950	117,733	6,753	12.7
川越市	353,078	158,724	109	3,235	110,124	855	500	5,696	98,298	6,130	22.8
川口市	604,675	286,887	62	9,761	182,204	826	482	11,579	158,221	12,404	22.5
越谷市	343,383	153,949	60	5,700	105,636	845	527	1,908	97,146	6,582	17.4
船橋市	640,012	302,874	86	7,475	204,727	877	579	9,687	178,026	17,014	21.1
柏市	421,057	190,316	115	3,670	133,838	875	431	6,609	127,229	-	20.0
八王子市	561,407	267,602	186	3,012	156,986	765	640	4,014	145,671	7,301	33.9
横須賀市	402,260	185,039	101	3,990	130,538	881	691	9,651	100,420	20,467	31.8
富山市	415,904	178,531	1,242	335	159,769	1,052	707	810	146,236	12,723	23.2
金沢市	451,817	206,171	469	964	157,562	951	436	13,671	138,641	5,250	13.3
福井市	263,109	103,432	536	490	97,343	1,009	697	6,837	79,215	11,291	17.9
甲府市	187,868	90,477	212	881	73,368	1,070	575	4,428	63,998	4,942	19.6
長野市	376,080	160,625	835	450	125,811	911	615	5,233	109,973	10,605	25.7
岐阜市	408,970	179,872	204	2,009	141,189	961	541	7,230	127,294	6,665	12.1
豊橋市	376,181	158,555	262	1,437	132,540	963	422	20,881	104,675	6,984	29.9
岡崎市	387,887	163,104	387	1,002	135,269	956	569	18,485	110,331	6,453	19.5
豊田市	425,340	181,418	918	463	150,152	966	845	22,680	123,034	4,438	19.7
大津市	342,695	148,544	465	738	103,294	825	511	2,542	93,304	7,448	15.7
豊中市	406,260	190,999	37	11,100	123,288	832	505	6,694	111,081	5,513	15.6
吹田市	371,030	171,849	36	10,281	108,746	861	593	30	108,716	8,112	14.9
高槻市	351,741	160,191	105	3,341	118,250	918	639	6,421	101,994	9,835	12.8
枚方市	401,314	180,107	65	6,163	121,587	826	603	1,234	105,808	14,545	19.8
八尾市	266,593	124,514	42	6,390	79,599	816	468	598	49,600	7,900	14.8
寝屋川市	232,896	109,754	25	9,429	73,675	863	466	2,561	65,253	5,861	21.1
東大阪市	489,462	239,079	62	7,923	195,867	1,096	594	4,908	180,182	10,777	8.6
姫路市	536,192	238,336	534	1,003	186,240	960	885	22,232	159,245	4,763	16.6
尼崎市	462,934	234,258	51	9,127	157,022	929	493	9,041	142,039	5,942	12.9
明石市	302,965	137,802	49	6,130	103,169	931	626	6,783	90,698	5,688	10.9
西宮市	483,713	221,382	100	4,828	172,162	969	495	14,919	146,345	10,898	14.1
奈良市	356,352	162,380	277	1,287	95,843	841	459	7,495	88,348	13,873	20.2
和歌山市	367,802	173,925	209	1,761	127,234	944	675	12,841	113,634	759	6.6
鳥取市	187,288	79,755	765	245	66,185	968	401	3,860	62,325	2,556	26.7
松江市	201,887	89,551	573	352	79,147	1,068	562	8,221	70,926	-	27.7
倉敷市	481,844	210,828	356	1,355	178,499	1,015	506	28,632	137,987	11,880	40.9
呉市	223,685	110,204	353	634	77,765	944	529	8,590	65,514	3,661	15.1
福山市	468,380	209,148	518	904	159,551	930	817	6,272	145,430	7,849	44.2
下関市	262,255	130,137	716	366	99,068	1,027	613	39,905	55,237	3,926	39.8
高松市	425,949	196,830	376	1,134	140,625	900	387	3,795	136,830	-	18.3
松山市	511,649	249,084	429	1,192	144,680	772	495	32,301	112,379	-	20.1
高知市	328,077	163,031	309	1,062	122,836	1,018	655	9,518	113,318	-	17.3
久留米市	304,703	134,537	230	1,325	101,020	904	512	14,215	84,362	2,443	22.6
長崎市	418,998	207,444	406	1,032	148,492	973	537	44,764	97,733	5,995	14.1
佐世保市	249,949	121,516	426	587	89,566	971	472	5,803	79,606	4,157	11.9
大分市	477,858	220,698	502	951	163,376	935	500	9,786	150,367	3,223	19.5
宮崎市	401,987	195,392	644	625	145,653	990	680	21,214	123,290	1,149	14.4
鹿児島市	602,359	295,737	548	1,100	214,149	970	645	71,904	139,490	2,755	13.6
那覇市	321,094	152,464	40	8,029	105,247	894	471	3,325	107,751	171	15.4
平均値	370,497	170,931	399	2,566	127,307	952	582	11,954	109,155	6,926	18.9
中央値	362,077	162,706	366	1,071	123,062	954	569	7,615	106,780	6,453	18.1

出典：都市要覧（令和元年度 中核市市長会）より作成（平成30年度実績）

第 1 1 節 課題の整理

前節において中核市との比較をした上で、項目ごとに課題の整理をします。

1. 発生抑制、減量化

本市における 1 人 1 日当たりのごみ排出量は 825g/人・日（平成 30 年度）となっており、中核市の平均値（952g/人・日）及び全国（918g/人・日）、滋賀県（834g/人・日）と比較すると、いずれの数値も下回り相当少なくなっています。国の 2025 年度目標値（約 850g/人・日）は現状でもすでに達成できていますが、滋賀県の令和 7 年度目標値（804g/人・日）には及びません。家庭系ごみの 1 人 1 日当たりの排出量は 511g/人・日（平成 30 年度）となっており、中核市の平均値（582g/人・日）より相当少なくなっていますが、国の 2025 年度目標値（約 440g/人・日）には及びません。

本市の令和 2 年度における資源ごみを除いたごみ排出量は 88,023 t となっており、現計画の令和 3 年度目標値（85,067 t）を、現状では達成に至っていません。家庭系ごみ原単位については 523.6g/人・日となっており、現計画の令和 3 年度目標値（482.9g/人・日）を、現状では達成に至っていません。事業系ごみ原単位は 177.8g/人・日となっており、現計画の令和 3 年度目標値（203.1g/人・日）を既に達成しています。

本市においては、平成 25 年 9 月に「大津市ごみ減量実施プラン」を策定し、平成 26 年から「紙ごみの分別収集の開始」「びんの色別収集の開始」「大型ごみ等施設の搬入制限」「マニフェストの導入」等といった施策を実施しており、平成 26 年度に本市のごみ量は大きく減少しました。今後、更なるごみの減量を図るために、市民に対する広報や啓発を強化し、発生抑制や再使用等各種施策を計画的に進めていく必要があります。

2. 再資源化

本市におけるリサイクル率は 15.7%（平成 30 年度）となっており、中核市の平均値（18.9%）及び全国（19.9%）、滋賀県（18.7%）と比較すると、唯一平均より低くなっています。

本市の令和 2 年度における資源化率は 15.2%となっており、現計画の令和 3 年度目標値（20.0%）は、現状では達成に至っていません。

リサイクル率については、環境に配慮した製品の普及やペットボトル等の軽量化等により、ほかの自治体でも目標を達成できなくなってきました。また、スーパー等での店頭回収が拡大していますが、店頭回収等については、その内容や量の全体を把握することが難しいため、資源化量には含まれません。ポイント還元等のインセンティブや利便性が良い店頭回収を利用される市民の方が多く、そのため本市の資源化率が低くなっていると考えられます。今後、再資源化を推進するにあたっては、分別の周知及び徹底や新たな収集品目、収集方法の検討等の対策が必要であると考えられます。

3. 収集・運搬

令和2年度に実施した分別状況調査結果より、家庭系燃やせるごみでは、紙類や厨芥類、プラスチックが多くを占めていました。家庭系燃やせないごみでは、陶器や小型家電製品、ガラスびんが多くを占めており、燃やせるごみに排出しなくてはならないプラスチック製品等も排出されていました。家庭系プラスチック製容器包装では、フィルム・ラップやパック・カップ類が多くを占めており、分別不適物であるその他可燃物も排出されていました。

今後、更なる分別の徹底について、市民に対する啓発を推進していく必要があると考えられます。

また、令和2年度に実施した市民アンケートにおいて、びんの分別収集に関して、色の区別が分かりにくいので、びんだけで収集してほしいが約63%と高くなっています。また、プラスチック製容器包装の分別収集に関しては、リサイクルはよいことなので、今後も分別収集を続けてほしいが約57%と最も多くなっています。

びんの収集は現在、色で区別（無色透明びん、茶色びんはびんとして、その他のびんは燃やせないごみとして）しています。プラスチック製容器包装は、分別収集を平成19年より実施しています。今後、更なる分別の徹底について、市民に対する啓発を推進していくとともに、分別収集のあり方について検討する必要があると考えられます。

また、本市の収集体制は全面委託により実施していますが、昨今人員の確保に苦勞している実情があり、働き方改革の観点からも収集稼働日数を見直す等、収集体制についても検討する必要があります。

4. 最終処分

本市の廃棄物のうち最終処分される割合は11.4%（令和元年度）となっており、中核市の平均値（8.9%）と比較するとやや高くなっています。

令和2年度における最終処分量は11,787tとなっており、現計画の令和3年度目標値（11,015t）は、現状では達成に至っていません。

本市の最終処分施設の1つである北部廃棄物最終処分場は、本計画期間中に埋立容量を満たす見込みのため、新たな最終処分の方策について検討する必要があります。

5. ごみ処理費用

本市の人口1人当たり年間処理経費は7,645円/人・年（令和元年度）となっており、中核市の平均値（10,895円/人・年）と比較すると相当少なくなっています。

今後も引き続き処理コストについて、投資的経費が多数になるものの、経常経費である収集・運搬、中間処理、最終処分の各段階において、経費の見直しを常に検討する必要があると考えられます。

第4章 計画の基本的事項の検討

第1節 ごみ排出量の予測方法

今後、10年間のごみ排出量予測は、以下の方法で行います。

- ① 過去5年間（平成28年度から令和2年度）における家庭系ごみ排出量の実績値を年間日数（365日（閏年は366日））及びその年度の人口で除し、家庭系ごみ排出量原単位を算出します。ごみ排出量の予測に用いる人口は、「第2期大津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和2年4月策定）の将来展望人口を使用します。
また、過去5年間（平成28年度から令和2年度）における事業系ごみ排出量の実績値を年間日数（365日（閏年は366日））で除し、1日当たり事業系ごみ排出量を算出します。
- ② 過去の実績から、ごみの分別収集方法等に大きな変化のない比較的施策が安定した年度を選び出し、その年度の実績を基に6種類（直線式・分数式・自然対数・べき乗曲線・指数曲線・ロジスティック曲線）の予測式を用いて原単位及び1日当たり排出量の将来予測を行います。
- ③ 予測した各年度の家系ごみ排出量原単位にその年度の将来人口及び年間日数（365日（閏年は366日））を、各年度の1日当たり事業系ごみ排出量にその年度の年間日数を乗じて、各年度の年間排出量を推計します。

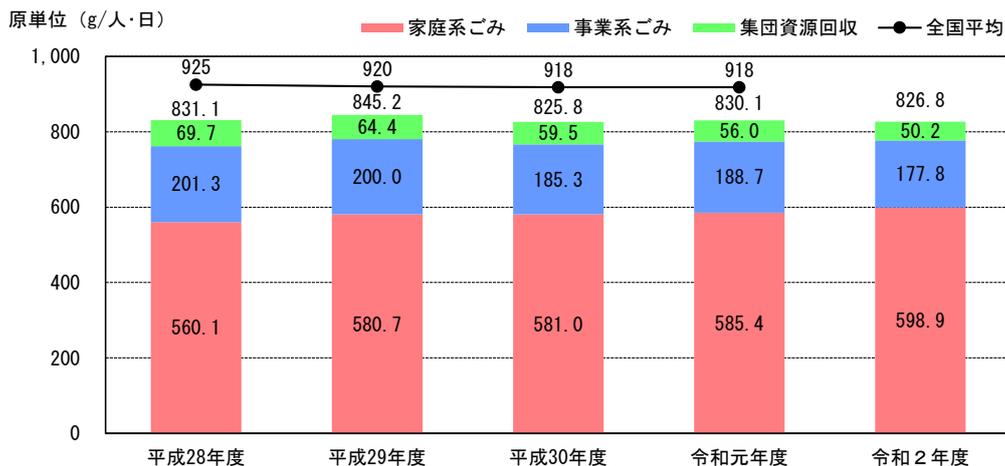
第2節 ごみ排出量原単位の実績

本市におけるごみ排出量原単位の実績は、表4-2-1及び図4-2-1のとおりです。

表4-2-1 ごみ排出量原単位の実績

項目	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
人口	人	342,154	342,088	342,695	343,550	343,835
年間日数	日	365	365	365	366	365
家庭系ごみ量	t/年	69,954	72,511	72,672	73,614	75,157
大型ごみ以外	t/年	68,499	70,979	71,080	71,865	73,181
大型ごみ	t/年	1,455	1,532	1,592	1,749	1,976
事業系ごみ量	t/年	25,137	24,977	23,174	23,721	22,310
臨時収集以外	t/年	25,062	24,849	23,092	23,627	22,241
臨時収集	t/年	75	128	81	95	69
集団資源回収量	t/年	8,706	8,047	7,448	7,044	6,295
新聞以外	t/年	3,864	3,633	3,430	3,358	3,228
新聞	t/年	4,842	4,414	4,018	3,686	3,067
家庭系ごみ排出量原単位	g/人・日	560.1	580.7	581.0	585.4	598.9
大型ごみ以外	g/人・日	548.5	568.5	568.3	571.5	583.1
大型ごみ	g/人・日	11.6	12.3	12.7	13.9	15.7
事業系ごみ排出量原単位	g/人・日	201.3	200.0	185.3	188.7	177.8
臨時収集以外	g/人・日	200.7	199.0	184.6	187.9	177.2
臨時収集	g/人・日	0.6	1.0	0.7	0.8	0.5
集団資源回収量原単位	g/人・日	69.7	64.4	59.5	56.0	50.2
新聞以外	g/人・日	30.9	29.1	27.4	26.7	25.7
新聞	g/人・日	38.8	35.4	32.1	29.3	24.4
ごみ発生量原単位	g/人・日	831.1	845.2	825.8	830.1	826.8

※ごみ発生量原単位＝家庭系ごみ排出量原単位＋事業系ごみ排出量原単位＋集団資源回収量原単位
※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある



※令和2年度の全国平均のごみ排出量原単位は、現在未公表

図 4-2-1 ごみ排出量原単位の実績

第3節 ごみ排出量原単位及び1日当たり排出量の将来予測

1. 予測に使用する年度の設定

将来予測に使用する年度については、市の施策の実施状況及び全国の傾向を勘案し、かつ比較的安定な年度を選定します。

予測は、主に平成29年度から令和元年度のデータを基に推計を行うこととします。

なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化等による影響を大きく受けていることが考えられ、令和3年度においても同様に新型コロナウイルス感染症の影響を受けることが考えられます。令和3年度は、令和2年度と同様の傾向を示すとし、令和2年度の実績値を用いることとします。

2. ごみ排出量原単位の予測

(1) 予測手法

設定した年度における1人1日当たりのごみ排出量の実績値を、ごみの分別区分ごとに予測式に当てはめ、予測結果により設定して求めた1人1日当たりのごみ排出量の推計値に将来人口の推計値を乗じることで、将来におけるごみ排出量の推計値を算出します。

将来のごみ排出量の予測手法を、図4-3-1に示します。

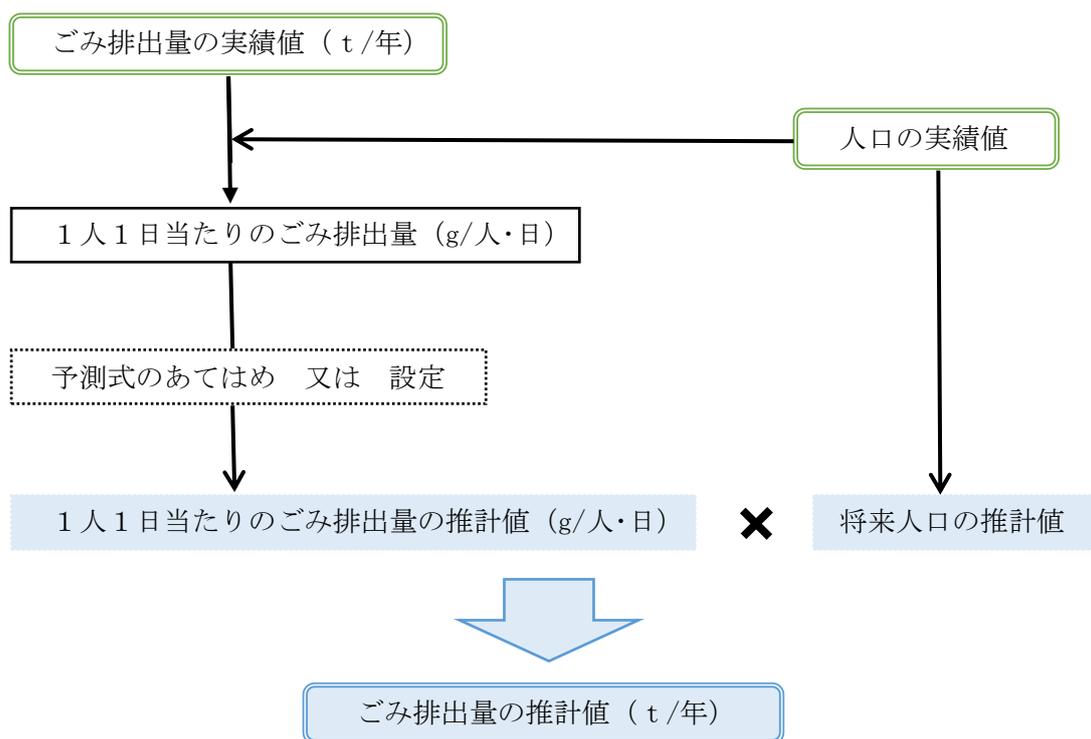


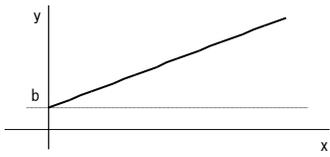
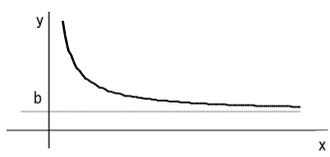
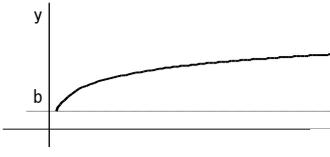
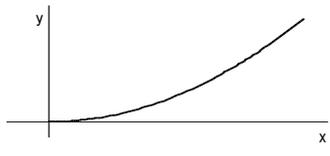
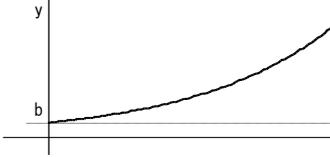
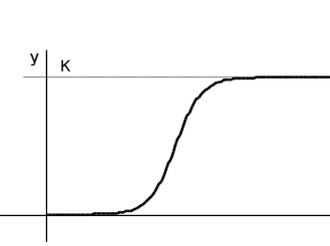
図4-3-1 将来のごみ排出量の予測手法

(2) 予測式の概要

予測については、各予測式の結果を踏まえ、決定係数（1に近いほど過去の実績との相関が良い）や現在の状況、他計画との整合性等を総合的に判断し、最も妥当と判断される予測値を採用します。

将来のごみ排出量の予測に用いた予測式を、表 4-3-1 に示します。

表 4-3-1 予測式の概要

予測式の種類	グラフ模式図	特徴
直線 $y = a \times x + b$		<ul style="list-style-type: none"> 直線式のため増加・減少傾向がはっきりと出ます。また、実績が増加傾向にある場合は、現在の傾向が継続することを前提とするため、予測結果が過大になる場合もあります。
分数 $y = a/x + b$		<ul style="list-style-type: none"> 変化率を低く抑える時に有効な予測式です。
自然対数 $y = a \log x + b$ ($x > 0$)		<ul style="list-style-type: none"> 徐々にごみ量の増減率が低減していくような曲線的推移を示す場合に有効な予測式です。
べき乗 $y = a \times x^b$ ($a > 0, b > 0$)		<ul style="list-style-type: none"> 比較的あてはまりが良く、多くの都市の人口推定等に適用できるとされており、徐々にごみ量の増減率が低減していくような曲線的推移を示す場合にも有効な予測式です。
指数 $y = a \times b^x$ ($a > 0, b > 1$)		<ul style="list-style-type: none"> 過去のデータが等比級数的な傾向の時にあてはめの結果が良いとされていますが、式の特性上、数値が急激に変化する場合があります。
ロジスティック $y = k / (1 + a \times e^{-bx})$ ($a > 0, b > 1$) k : 飽和定数 e : 自然対数の底		<ul style="list-style-type: none"> 人口増加の法則の研究から導かれたもので、人口の増加速度は、その時の人口の大きさに比例しますが、同時にその時の人口の大きさに関する抵抗を受けるという理論によって定式化された式です。飽和点に向かって収束していくのが特徴です。

(3) 予測結果

①家庭系ごみ排出量原単位（大型ごみ以外）

平成 29 年度から令和元年度の家系系ごみ排出量原単位（大型ごみ以外）実績を用いて各種予測式に当てはめた推計を表 4-3-2 及び図 4-3-2 に示します。

なお、令和 3 年度については、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和 2 年度と同様の傾向を示すことが考えられるため、令和 2 年度の実績値を用いることとします。

表 4-3-2 家庭系ごみ排出量原単位（大型ごみ以外）の予測結果

年度	単位	実績	直線	分数	自然対数	べき乗	指数	ロジスティック
平成28年度	g/人・日	548.5						
平成29年度	g/人・日	568.5						
平成30年度	g/人・日	568.3						
令和元年度	g/人・日	571.5						
令和2年度	g/人・日	583.1						
令和3年度	g/人・日	583.1						
令和4年度	g/人・日		575.4	575.4	575.4	575.5	575.5	—
令和5年度	g/人・日		576.9	576.9	576.9	577.0	577.0	—
令和6年度	g/人・日		578.4	578.4	578.4	578.5	578.5	—
令和7年度	g/人・日		579.9	579.9	579.9	580.0	580.0	—
令和8年度	g/人・日		581.4	581.4	581.4	581.5	581.5	—
令和9年度	g/人・日		582.9	582.9	582.9	583.0	583.1	—
令和10年度	g/人・日		584.4	584.4	584.4	584.6	584.6	—
令和11年度	g/人・日		585.9	585.8	585.9	586.1	586.2	—
令和12年度	g/人・日		587.4	587.3	587.4	587.6	587.7	—
決定係数		—	0.7002	0.6999	0.7001	0.6999	0.7001	—
			採用					

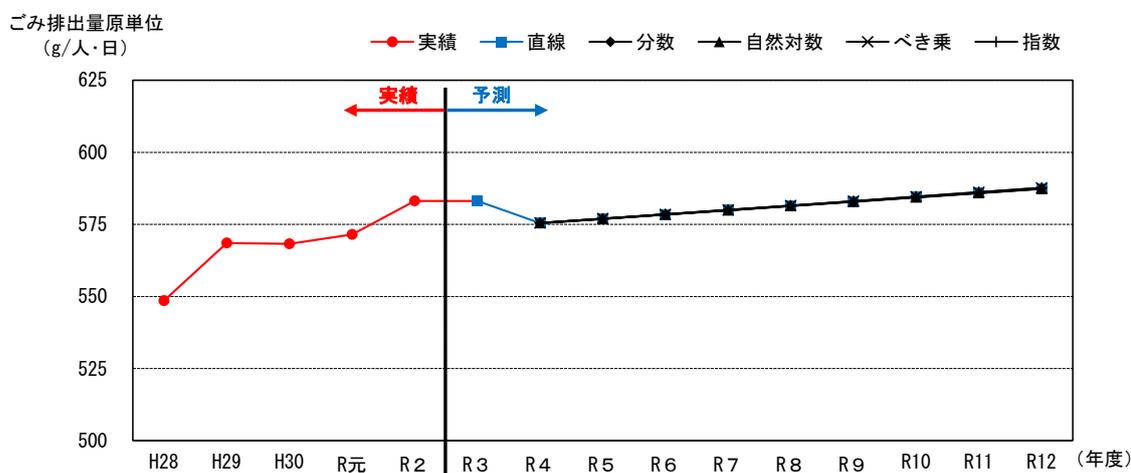


図 4-3-2 家庭系ごみ排出量原単位（大型ごみ以外）の予測結果

②家庭系ごみ排出量原単位（大型ごみ）

家庭系ごみ排出量原単位（大型ごみ）は、増加傾向にあり、平成29年度から令和元年度における各年増加値の最小値（平成29年度から平成30年度0.4g/人・日）を用いて推計します。

平成29年度から令和元年度の家系系ごみ排出量原単位（大型ごみ）実績を用いて各種予測式に当てはめた推計を表4-3-3及び図4-3-3に示します。

なお、令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年度と同様の傾向を示すことが考えられるため、令和2年度の実績値を用いることとします。

表 4-3-3 家庭系ごみ排出量原単位（大型ごみ）の予測結果

年度	単位	実績	直線	分数	自然対数	べき乗	指数	ロジスティック	推計値
平成28年度	g/人・日	11.6							
平成29年度	g/人・日	12.3							
平成30年度	g/人・日	12.7							
令和元年度	g/人・日	13.9							
令和2年度	g/人・日	15.7							
令和3年度	g/人・日	15.7							
令和4年度	g/人・日		16.2	16.2	16.2	—	—	—	13.9
令和5年度	g/人・日		17.0	17.0	17.0	—	—	—	14.3
令和6年度	g/人・日		17.8	17.8	17.8	—	—	—	14.7
令和7年度	g/人・日		18.6	18.5	18.6	—	—	—	15.1
令和8年度	g/人・日		19.4	19.3	19.4	—	—	—	15.5
令和9年度	g/人・日		20.2	20.1	20.2	—	—	—	15.9
令和10年度	g/人・日		21.0	20.9	20.9	—	—	—	16.3
令和11年度	g/人・日		21.8	21.7	21.7	—	—	—	16.7
令和12年度	g/人・日		22.6	22.5	22.5	—	—	—	17.1
決定係数		—	0.9231	0.9229	0.9230	—	—	—	—

採用

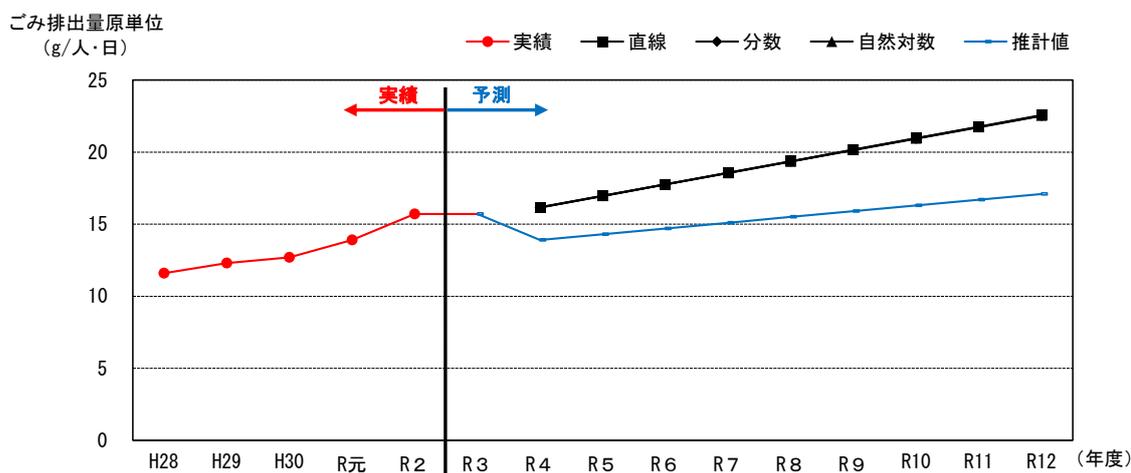


図 4-3-3 家庭系ごみ排出量原単位（大型ごみ）の予測結果

③ 1日当たり事業系ごみ排出量（臨時収集以外）

1日当たり事業系ごみ排出量（臨時収集以外）は、大きな減少傾向にあります。今後も大きく減少するとは考えられないため、平成28年度から令和元年度における各年変化量の平均値（-1.4 t/日）を用いて推計します。

平成29年度から令和元年度の1日当たり事業系ごみ排出量（臨時収集以外）実績を用いて各種予測式に当てはめた推計を表4-3-4及び図4-3-4に示します。

なお、令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年度と同様の傾向を示すことが考えられるため、令和2年度の実績値を用いることとします。

表 4-3-4 1日当たり事業系ごみ排出量（臨時収集以外）の予測結果

年度	単位	実績	直線	分数	自然対数	べき乗	指数	ロジスティック	推計値
平成28年度	t/日	68.7							
平成29年度	t/日	68.1							
平成30年度	t/日	63.3							
令和元年度	t/日	64.6							
令和2年度	t/日	60.9							
令和3年度	t/日	60.9							
令和4年度	t/日		58.3	58.3	58.3	—	58.8	—	60.4
令和5年度	t/日		56.6	56.6	56.6	—	57.2	—	59.0
令和6年度	t/日		54.8	54.9	54.8	—	55.7	—	57.6
令和7年度	t/日		53.1	53.1	53.1	—	54.3	—	56.2
令和8年度	t/日		51.3	51.4	51.4	—	52.9	—	54.8
令和9年度	t/日		49.6	49.6	49.6	—	51.5	—	53.4
令和10年度	t/日		47.8	47.9	47.9	—	50.2	—	52.0
令和11年度	t/日		46.1	46.2	46.1	—	48.9	—	50.6
令和12年度	t/日		44.3	44.5	44.4	—	47.6	—	49.2
決定係数	—	—	0.4969	0.4972	0.4970	—	0.4890	—	—

採用

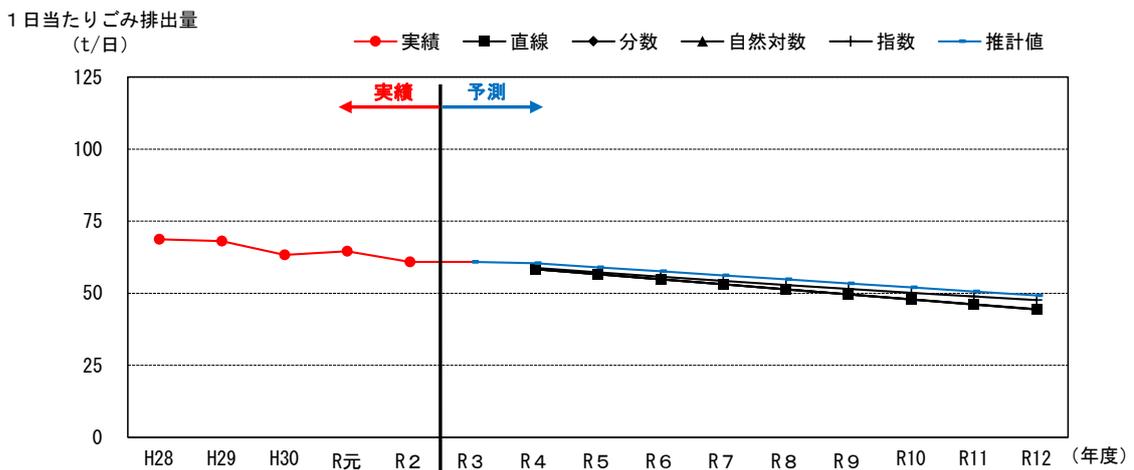


図 4-3-4 1日当たり事業系ごみ排出量（臨時収集以外）の予測結果

④ 1日当たり事業系ごみ排出量（臨時収集）

1日当たり事業系ごみ排出量（臨時収集）は、公益の美化活動や不法投棄の回収等であり、今後大きな変化が起こるとは考えられず、また、少量であるため、令和元年度の実績値（0.3t/日）を用いることとします。

平成29年度から令和元年度の1日当たり事業系ごみ排出量（臨時収集）実績を用いて各種予測式に当てはめた推計を表4-3-5及び図4-3-5に示します。

なお、令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年度と同様の傾向を示すことが考えられるため、令和2年度の実績値を用いることとします。

表 4-3-5 1日当たり事業系ごみ排出量（臨時収集）の予測結果

年度	単位	実績	直線	分数	自然対数	べき乗	指数	ロジスティック	R元年度値
平成28年度	t/日	0.2							
平成29年度	t/日	0.4							
平成30年度	t/日	0.2							
令和元年度	t/日	0.3							
令和2年度	t/日	0.2							
令和3年度	t/日	0.2							
令和4年度	t/日		0.1	0.1	0.1	—	—	—	0.3
令和5年度	t/日		0.1	0.1	0.1	—	—	—	0.3
令和6年度	t/日		0.0	0.0	0.0	—	—	—	0.3
令和7年度	t/日		0.0	0.0	0.0	—	—	—	0.3
令和8年度	t/日		-0.1	-0.1	-0.1	—	—	—	0.3
令和9年度	t/日		-0.1	-0.1	-0.1	—	—	—	0.3
令和10年度	t/日		-0.2	-0.2	-0.2	—	—	—	0.3
令和11年度	t/日		-0.2	-0.2	-0.2	—	—	—	0.3
令和12年度	t/日		-0.3	-0.3	-0.3	—	—	—	0.3
決定係数		—	0.2500	0.2502	0.2501	—	—	—	—

採用

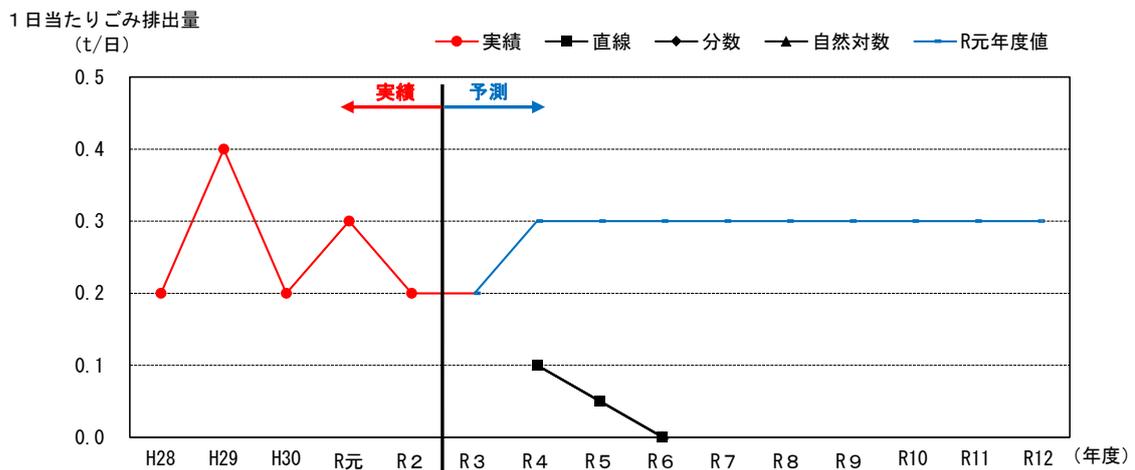


図 4-3-5 1日当たり事業系ごみ排出量（臨時収集）の予測結果

第4節 ごみ排出量の推計

予測の結果、家庭系ごみ排出量原単位（大型ごみ以外）は直線式の予測式を、家庭系ごみ排出量原単位（大型ごみ）は平成29年度から令和元年度における各年増加値の最小値より推計した値を採用しました。また、1日当たり事業系ごみ排出量（臨時収集以外）は平成28年度から令和元年度における各年変化量の平均値より推計した値を、1日当たり事業系ごみ排出量（臨時収集）は令和元年度値を採用します。

家庭系ごみ排出量原単位に年間日数及び将来人口を乗じて、1日当たり事業系ごみ排出量に年間日数を乗じて、各年度の年間排出量を推計します。

1. 将来人口の設定

予測で使用する将来人口については、「第2期大津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和2年4月策定）の将来展望人口から算出します。

将来展望人口は平成27年度を基準に5年ごとの4月1日付け人口が示されているため、使用する年度末の将来人口は翌年度の将来展望人口を採用しています。

使用する将来人口を表4-4-1及び図4-4-1に示します。

表4-4-1 将来人口（各年度末）

項目	単位	実績				
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
人口	人	342,154	342,088	342,695	343,550	343,835

項目	単位	予測				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
人口	人	342,894	341,953	341,012	340,071	339,025

項目	単位	予測				
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人口	人	337,979	336,934	335,888	334,842	333,429

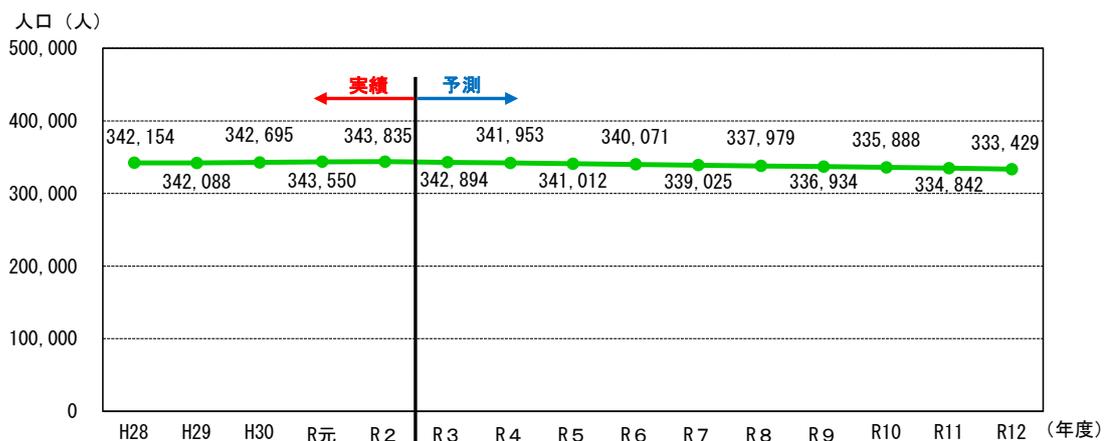


図4-4-1 将来人口

2. ごみ排出量推計

家庭系ごみ排出量原単位及び1日当たり事業系ごみ排出量の予測結果より推計したごみ排出量を表4-4-2及び図4-4-2に示します。

表4-4-2 ごみ排出量の予測結果

項目	単位	実績					予測		
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人口	人	342,154	342,088	342,695	343,550	343,835	342,894	341,953	341,012
年間日数	日	365	365	365	366	365	365	365	366
家庭系ごみ排出量原単位(大型ごみ以外)	g/人・日	548.5	568.5	568.3	571.5	583.1	583.1	575.4	576.9
家庭系ごみ排出量原単位(大型ごみ)	g/人・日	11.6	12.3	12.7	13.9	15.7	15.7	13.9	14.3
家庭系ごみ排出量原単位(資源ごみを除く)	g/人・日	490.4	513.6	510.7	513.2	523.6	523.5	518.7	520.4
1日当たり事業系ごみ排出量(臨時収集以外)	t/日	68.7	68.1	63.3	64.6	60.9	60.9	60.4	59.0
1日当たり事業系ごみ排出量(臨時収集)	t/日	0.2	0.4	0.2	0.3	0.2	0.2	0.3	0.3
家庭系ごみ排出量(大型ごみ以外)	t/年	68,499	70,979	71,080	71,865	73,181	72,979	71,817	72,003
家庭系ごみ排出量(大型ごみ)	t/年	1,455	1,532	1,592	1,749	1,976	1,965	1,735	1,785
家庭系ごみ排出量	t/年	69,954	72,511	72,672	73,614	75,157	74,944	73,552	73,788
事業系ごみ排出量(臨時収集以外)	t/年	25,062	24,849	23,092	23,627	22,241	22,229	22,046	21,594
事業系ごみ排出量(臨時収集)	t/年	75	128	81	95	69	73	110	110
事業系ごみ排出量	t/年	25,137	24,977	23,174	23,721	22,310	22,302	22,156	21,704
ごみ排出量	t/年	95,091	97,488	95,845	97,335	97,467	97,246	95,708	95,492
ごみ排出量(資源ごみを除く)	t/年	86,387	89,102	87,055	88,254	88,023	87,822	86,896	86,655

項目	単位	予測						
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人口	人	340,071	339,025	337,979	336,934	335,888	334,842	333,429
年間日数	日	365	365	365	366	365	365	365
家庭系ごみ排出量原単位(大型ごみ以外)	g/人・日	578.4	579.9	581.4	582.9	584.4	585.9	587.4
家庭系ごみ排出量原単位(大型ごみ)	g/人・日	14.7	15.1	15.5	15.9	16.3	16.7	17.1
家庭系ごみ排出量原単位(資源ごみを除く)	g/人・日	522.1	523.8	525.5	527.2	529.0	530.7	532.4
1日当たり事業系ごみ排出量(臨時収集以外)	t/日	57.6	56.2	54.8	53.4	52.0	50.6	49.2
1日当たり事業系ごみ排出量(臨時収集)	t/日	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
家庭系ごみ排出量(大型ごみ以外)	t/年	71,794	71,759	71,723	71,882	71,647	71,607	71,488
家庭系ごみ排出量(大型ごみ)	t/年	1,825	1,869	1,912	1,961	1,998	2,041	2,081
家庭系ごみ排出量	t/年	73,619	73,628	73,635	73,843	73,645	73,648	73,569
事業系ごみ排出量(臨時収集以外)	t/年	21,024	20,513	20,002	19,544	18,980	18,469	17,958
事業系ごみ排出量(臨時収集)	t/年	110	110	110	110	110	110	110
事業系ごみ排出量	t/年	21,134	20,623	20,112	19,654	19,090	18,579	18,068
ごみ排出量	t/年	94,753	94,251	93,747	93,497	92,735	92,227	91,637
ごみ排出量(資源ごみを除く)	t/年	85,940	85,440	84,939	84,667	83,945	83,440	82,862

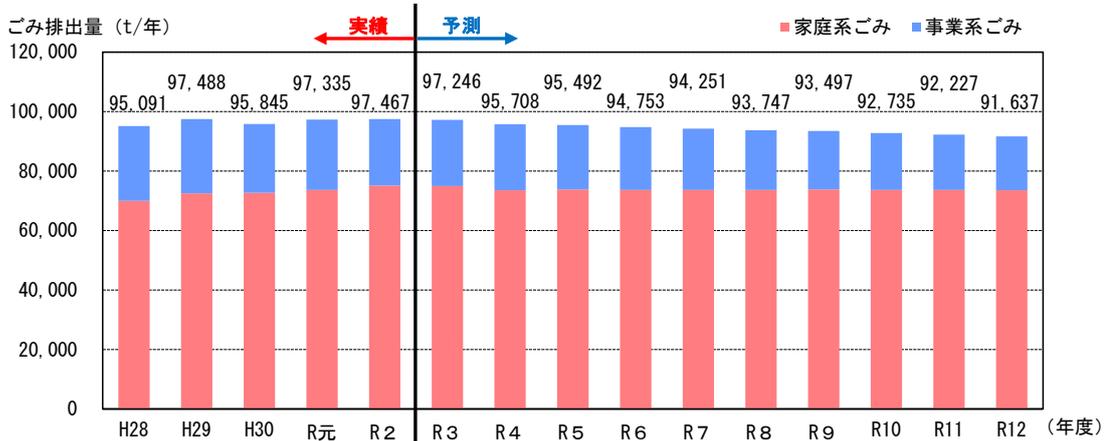


図4-4-2 ごみ排出量の予測結果

第5節 ごみ発生量の推計

ごみ排出量に集団資源回収量を加え、ごみ発生量を推計します。

1. 集団資源回収量の推計

(1) 集団資源回収量原単位の予測

① 集団資源回収量原単位（新聞以外）

集団資源回収量原単位（新聞以外）は、減少傾向にあり、平成29年度から令和元年度における各年減少値の最小値（平成30年度から令和元年度 $-0.7\text{g}/\text{人}\cdot\text{日}$ ）を用いて推計します。

平成29年度から令和元年度の集団資源回収量原単位（新聞以外）実績を用いて各種予測式に当てはめた推計を表4-5-1及び図4-5-1に示します。

なお、令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年度と同様の傾向を示すことが考えられるため、令和2年度の実績値を用いることとします。

表 4-5-1 集団資源回収量原単位（新聞以外）の予測結果

年度	単位	実績	直線	分数	自然対数	べき乗	指数	ロジスティック	推計値
平成28年度	g/人・日	30.9							
平成29年度	g/人・日	29.1							
平成30年度	g/人・日	27.4							
令和元年度	g/人・日	26.7							
令和2年度	g/人・日	25.7							
令和3年度	g/人・日	25.7							
令和4年度	g/人・日		22.9	22.9	22.9	—	23.3	—	26.7
令和5年度	g/人・日		21.7	21.7	21.7	—	22.3	—	26.0
令和6年度	g/人・日		20.5	20.6	20.5	—	21.4	—	25.3
令和7年度	g/人・日		19.3	19.4	19.3	—	20.5	—	24.6
令和8年度	g/人・日		18.1	18.2	18.2	—	19.6	—	23.9
令和9年度	g/人・日		16.9	17.0	17.0	—	18.8	—	23.2
令和10年度	g/人・日		15.7	15.8	15.8	—	18.0	—	22.5
令和11年度	g/人・日		14.5	14.6	14.6	—	17.3	—	21.8
令和12年度	g/人・日		13.3	13.4	13.4	—	16.5	—	21.1
決定係数		—	0.9453	0.9454	0.9454	—	0.9497	—	—

採用

集団資源回収量原単位
(g/人・日)

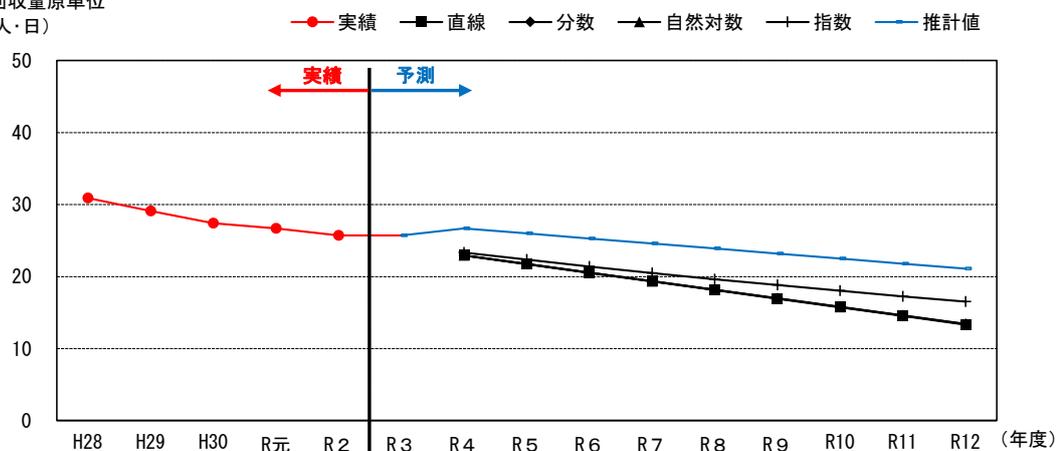


図 4-5-1 集団資源回収量原単位（新聞以外）の予測結果

② 集団資源回収量原単位（新聞）

集団資源回収量原単位（新聞）は、大きな減少傾向にあり、近年の新聞発行部数の実績を考慮して推計します。新聞発行部数より毎年3.2%（平成23年度から令和2年度の新聞（一般紙）の発行部数の減少率）減少した場合の値を用いることとします。

平成29年度から令和元年度の集団資源回収量原単位（新聞）実績を用いて各種予測式に当てはめた推計を表4-5-2及び図4-5-2に示します。

なお、令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年度と同様の傾向を示すことが考えられるため、令和2年度の実績値を用いることとします。

表 4-5-2 集団資源回収量原単位（新聞）の予測結果

年度	単位	実績	直線	分数	自然対数	べき乗	指数	ロジスティック	推計値
平成28年度	g/人・日	38.8							
平成29年度	g/人・日	35.4							
平成30年度	g/人・日	32.1							
令和元年度	g/人・日	29.3							
令和2年度	g/人・日	24.4							
令和3年度	g/人・日	24.4							
令和4年度	g/人・日		20.1	20.1	20.1	—	—	—	29.3
令和5年度	g/人・日		17.0	17.1	17.0	—	—	—	28.4
令和6年度	g/人・日		14.0	14.0	14.0	—	—	—	27.5
令和7年度	g/人・日		10.9	11.0	11.0	—	—	—	26.6
令和8年度	g/人・日		7.9	8.0	7.9	—	—	—	25.7
令和9年度	g/人・日		4.8	4.9	4.9	—	—	—	24.9
令和10年度	g/人・日		1.8	1.9	1.8	—	—	—	24.1
令和11年度	g/人・日		-1.3	-1.1	-1.2	—	—	—	23.3
令和12年度	g/人・日		-4.3	-4.1	-4.2	—	—	—	22.6
決定係数		—	0.9978	0.9978	0.9978	—	—	—	—

採用

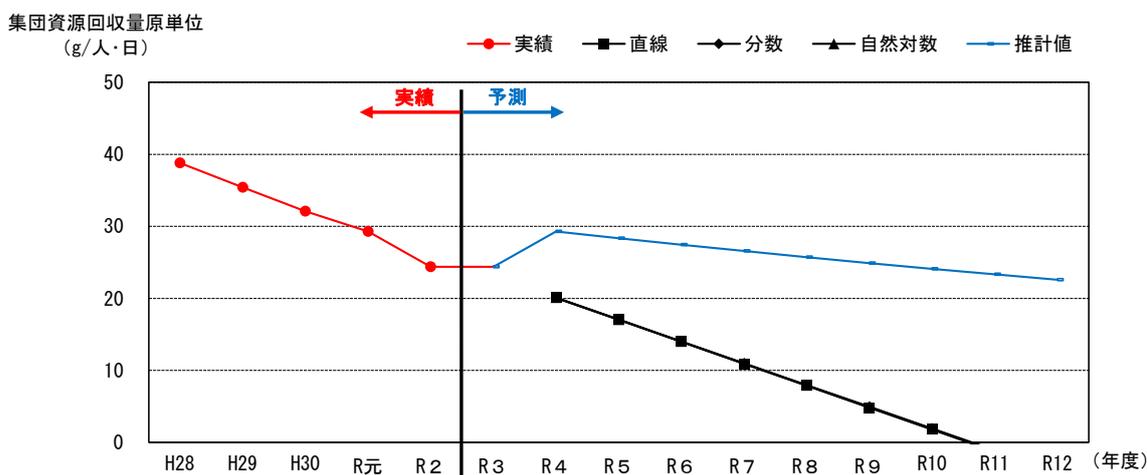


図 4-5-2 集団資源回収量原単位（新聞）の予測結果

（参考） 新聞（一般紙）の発行部数

項目	単位	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
購読数	千部	440,913	437,232	431,264	416,871	406,919	398,211	387,636	368,230	348,780	324,548

出典：一般社団法人 日本新聞協会

(2) 集団資源回収量推計

予測の結果、集団資源回収量（新聞以外）原単位は平成29年度から令和元年度における各年減少値の最小値より推計した値を、集団資源回収量（新聞）原単位は平成23年度から令和2年度の新聞発行部数より推計した値を採用します。

集団資源回収量原単位の予測結果より推計した集団資源回収量を表4-5-3及び図4-5-3に示します。

表4-5-3 集団資源回収量の予測結果

項目	単位	実績					予測		
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人口	人	342,154	342,088	342,695	343,550	343,835	342,894	341,953	341,012
年間日数	日	365	365	365	366	365	365	365	366
集団資源回収量（新聞以外）原単位	g/人・日	30.9	29.1	27.4	26.7	25.7	25.7	26.7	26.0
集団資源回収量（新聞）原単位	g/人・日	38.8	35.4	32.1	29.3	24.4	24.4	29.3	28.4
集団資源回収量（新聞以外）	t/年	3,864	3,633	3,430	3,358	3,228	3,217	3,333	3,245
集団資源回収量（新聞）	t/年	4,842	4,414	4,018	3,686	3,067	3,054	3,657	3,540
集団資源回収量	t/年	8,706	8,047	7,448	7,044	6,295	6,271	6,990	6,785

項目	単位	予測						
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人口	人	340,071	339,025	337,979	336,934	335,888	334,842	333,429
年間日数	日	365	365	365	366	365	365	365
集団資源回収量（新聞以外）原単位	g/人・日	25.3	24.6	23.9	23.2	22.5	21.8	21.1
集団資源回収量（新聞）原単位	g/人・日	27.5	26.6	25.7	24.9	24.1	23.3	22.6
集団資源回収量（新聞以外）	t/年	3,140	3,044	2,948	2,861	2,758	2,664	2,568
集団資源回収量（新聞）	t/年	3,408	3,289	3,174	3,071	2,955	2,852	2,749
集団資源回収量	t/年	6,548	6,333	6,122	5,932	5,713	5,516	5,317

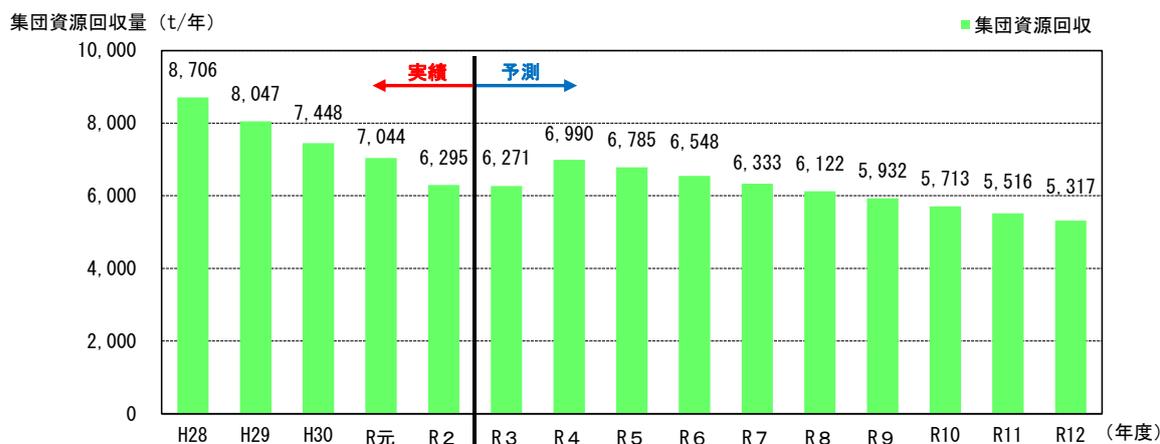


図4-5-3 集団資源回収量の予測結果

2. ごみ発生量推計

ごみ排出量及び集団資源回収量の予測結果より推計したごみ発生量を表 4-5-4 及び図 4-5-4 に示します。

表 4-5-4 ごみ発生量の予測結果

項目	単位	実績					予測		
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
家庭系ごみ排出量	t/年	69,954	72,511	72,672	73,614	75,157	74,944	73,552	73,788
事業系ごみ排出量	t/年	25,137	24,977	23,174	23,721	22,310	22,302	22,156	21,704
集団資源回収量	t/年	8,706	8,047	7,448	7,044	6,295	6,271	6,990	6,785
ごみ発生量	t/年	103,797	105,535	103,293	104,379	103,762	103,517	102,698	102,277

項目	単位	予測						
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
家庭系ごみ排出量	t/年	73,619	73,628	73,635	73,843	73,645	73,648	73,569
事業系ごみ排出量	t/年	21,134	20,623	20,112	19,654	19,090	18,579	18,068
集団資源回収量	t/年	6,548	6,333	6,122	5,932	5,713	5,516	5,317
ごみ発生量	t/年	101,301	100,584	99,869	99,429	98,448	97,743	96,954

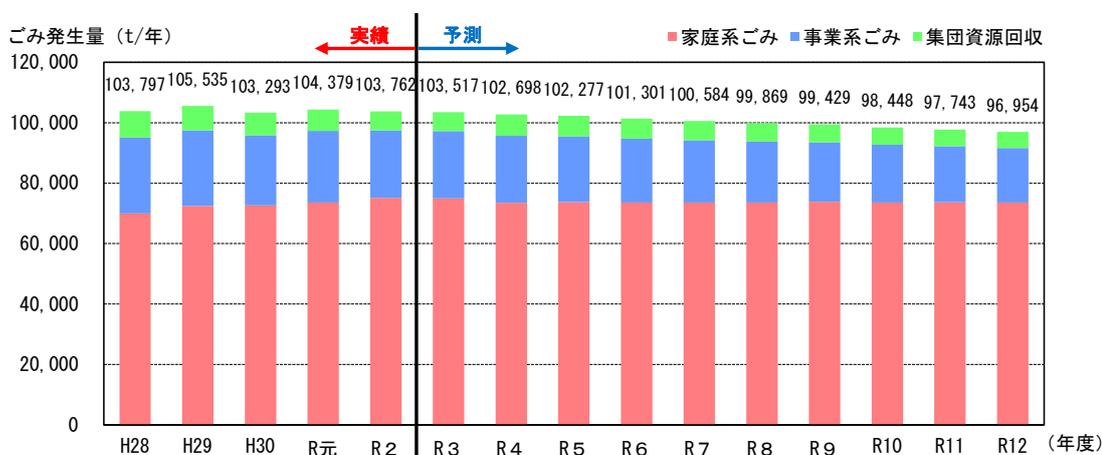


図 4-5-4 ごみ発生量の予測結果

第5章 ごみ処理基本計画

第1節 基本理念

2015年9月の国連サミットにて持続可能な開発目標（SDGs）が採択されました。SDGsは、2030年までに持続可能でより良い世界を目指すための国際目標として、17のグローバル目標と169のターゲットから構成されています。廃棄物との関わりが特に深いグローバル目標としては、「6 水・衛生の利用可能性」や「12 持続可能な消費と生産」、「17 パートナーシップの活性化」があります。このほかにも、食品ロスに関しては「2 飢餓撲滅、食料安全保障」、廃棄物処理施設による発電に関しては「7 エネルギーへのアクセス」、環境負荷が少ない処理処分に関しては「11 住み続けられるまちづくりを」や「13 気候変動への対処」、プラスチック問題に関しては「14 海洋と海洋資源の保全・持続可能な利用」等も大きく関係しています。

国では、「循環型社会形成推進基本法」に基づき、平成30年に「国の基本計画」が閣議決定されました。同計画では、環境的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、地域循環共生圏形成による地域活性化、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、適正処理の更なる推進と環境再生等を重要な方向性として掲げています。また、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための「プラスチック資源循環戦略」の策定や「プラスチック資源循環促進法」、食品ロス削減を推進するための「食品ロス削減推進法」を制定しています。

滋賀県では、令和3年に「第五次滋賀県廃棄物処理計画」が策定され、多様な主体との一層の連携・協働による総合的な取組の推進、循環型社会の実現に向けた3R及び環境負荷低減の取組の推進、安全・安心な生活を支える廃棄物の適正処理の推進を基本方針としています。

本市においても、SDGsに示された持続可能社会の推進、国の掲げるプラスチックの資源循環や食品ロスの削減、並びに滋賀県の掲げる基本方針等を踏まえ、基本理念及び基本方針を定める必要があります。本市では、将来に良好な環境を残すために、“心ある行動”を徹底し、ごみ減量化、資源化を推進し、資源循環型社会の更なる推進を図っています。

本計画における基本理念については、上位計画である「大津市環境基本計画（第3次）」及び現計画の基本理念を踏まえ、持続可能な循環型社会の構築に向け、心あるごみ減量とリサイクル行動を実践することを目指します。

基本理念

大津 H E A R T プラン

～資源循環と環境への負荷低減をめざした“心ある行動”の実践～

H : heart	心
E : environment	環境
A : action	行動
R : reduce	発生抑制
reuse	再使用
recycle	再資源化
T : together	協働
total system	総合システム

第2節 基本方針

基本理念に基づき、3つの基本方針を定め、総合的に施策を推進していくこととします。

基本方針1. ごみを減らすための“心ある行動”の実践 [発生段階での対策]

SDGsの目指す持続可能な循環型社会を構築するため、3Rの中で優先順位の高い2R（リデュース、リユース）を推進する必要があります。ごみの発生抑制や再利用徹底について率先して取り組むとともに、市民、事業者、行政の三者がそれぞれの立場において“心ある行動”の実践を目指します。

基本方針2. 時代にあったリサイクルの仕組みの構築 [排出段階での対策]

徹底した発生抑制及び再利用を講じた後に発生する不要物については、ごみではなく資源として有効活用されるよう、リサイクルシステムの充実や効率的な熱回収を図り、環境への負荷を最小限に抑制します。

基本方針3. 環境にやさしい安心・安全なごみ処理の実践 [収集・処理段階での対策]

3R（リデュース、リユース、リサイクル）に基づく発生抑制、再利用、再資源化を行った上で、なお排出されるごみについては、資源循環・低環境負荷を踏まえた適正な収集運搬・処理処分を実施します。

第3節 数値目標

1. 目標の設定年度

ごみ減量化の目標設定年次については、上位計画である「大津市環境基本計画(第3次)」の計画期間及びSDGsの目標達成年次に合わせて令和12年度とします。

また、策定指針に従いおおむね5年ごとの見直しを予定しているため、令和7年度に中間目標年次を設けることとします。

なお、計画期間中において、社会情勢や環境問題等の計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動が生じた場合には、随時見直しを行うこととします。

目 標 年 度：令和12年度（2030年度）
 中 間 目 標 年 度：令和7年度（2025年度）
 基 準 年 度：令和2年度（2020年度）

2. 数値目標設定

(1) ごみ減量に係る目標

本市においては、市民や事業者に対して、ごみ減量に加えて、分別の徹底の啓発を実施しているため、本計画でのごみ減量に係る目標は、資源ごみ及び集団資源回収を除いたごみ排出量とします。

なお、ごみ排出量の算出は、現状の家庭系ごみ原単位及び事業系ごみ原単位に対して施策による減量効果を加え、これを現状より高い目標値とし、目標年度の将来人口を乗じるものとします。

ごみ減量に係る目標を表5-3-1に、目標達成時のごみ排出量を図5-3-1に示します。

表 5-3-1 ごみ減量に係る目標

項目	単位	現状 (令和2年度)	中間目標年度 (令和7年度)		目標年度 (令和12年度)		
			現状推移	目標値	現状推移	目標値	
						削減率	
ごみ排出量 (資源ごみを除く)	t	88,023	85,440	83,845	82,862	79,709	現状に 対して 約9%削減
資源ごみを除く 家庭系ごみ原単位	g/人・日	523.6	523.8	511.8	532.4	508.0	現状に 対して 約3%削減
事業系ごみ 1日当たり排出量 (原単位)	t/日 (g/人・日)	61.1 (177.8)	56.5 (166.7)	56.2 (165.8)	49.5 (148.5)	49.0 (147.0)	現状に 対して 約20%削減

※原単位 (g/人・日) = ごみ排出量 (t/年) ÷ 人口 (人) ÷ 365日 × 1,000,000

人口の増減があるため、ごみ量の目標値と実績については排出量よりも原単位の方が比較しやすい

※ごみ排出量の目標値は、家庭系ごみ原単位及び事業系ごみ1日当たり排出量の目標値より算出

※各年度の目標値等は、資料編に記載

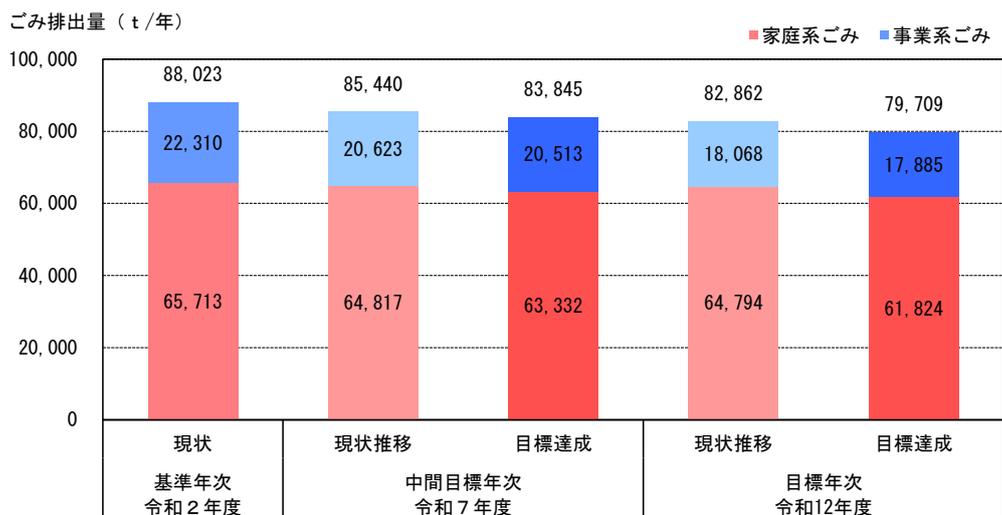


図 5-3-1 現状推移時と目標達成時のごみ排出量

(2) ごみ処理・処分に係る目標

資源化率については、環境に配慮した製品の普及やペットボトル等の計量化等により、ほかの自治体でも目標を達成できなくなってきており、ポイント還元等のインセンティブや利便性が良い店頭回収を利用される市民の方が多いことから、本計画では資源化率を目標値として設定しません。

本計画での処理・処分に係る目標は、最終処分量とし、今後も適正な処理・処分を推進するものとします。

ごみ処理・処分に係る目標を表 5-3-2 に、目標達成時の最終処分量を図 5-3-2 に示します。

表 5-3-2 ごみ処理・処分に係る目標

項目	単位	現状 (令和2年度)	中間目標年度 (令和7年度)		目標年度 (令和12年度)		
			現状推移	目標値	現状推移	目標値	
						削減率	
最終処分量	t	11,787	11,353	11,096	11,078	10,564	現状に 対して 約10%削減

※各年度の目標値等は、資料編に記載

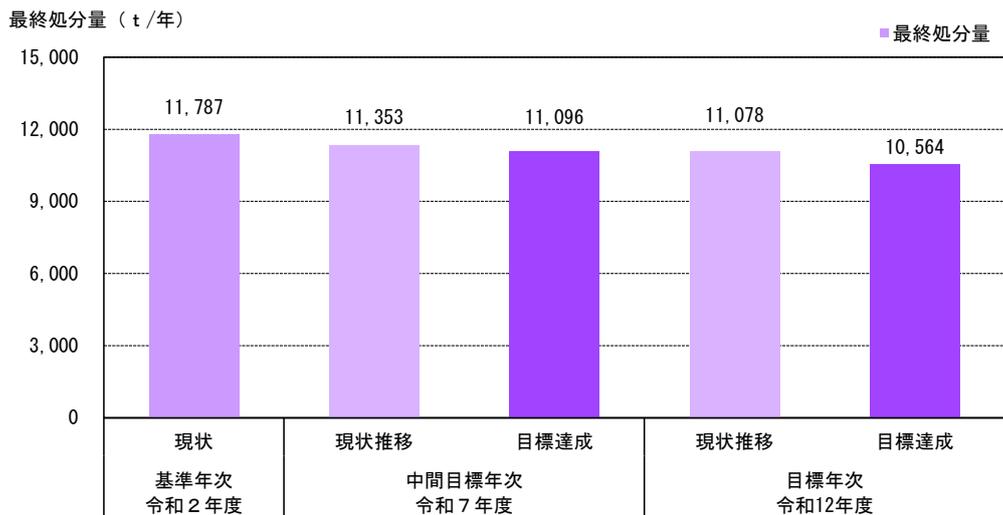
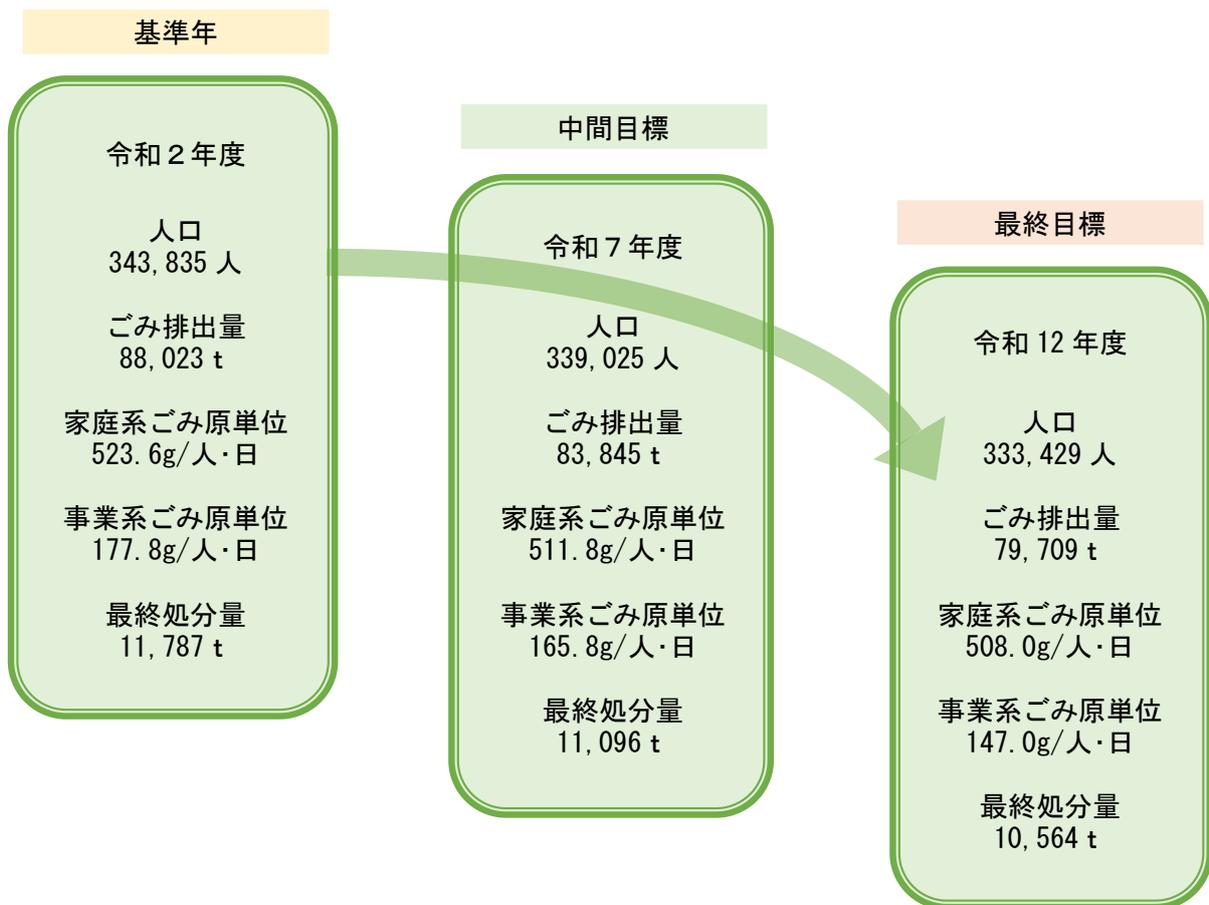


図 5-3-2 現状推移時と目標達成時の最終処分量

ごみ減量及びごみ処理・処分に係る数値目標を図 5-3-3 に示します。



※ごみ排出量及び家庭系ごみ原単位は、資源ごみを除いたもの

図 5-3-3 数値目標

第4節 重点施策

1. 現状の分別収集区分の検証、見直し

(1) プラスチック製容器包装

本市では、平成19年より3品目のプラスチック製容器、平成21年よりプラマークのついているプラスチック製容器包装の分別収集を実施しています。

現在、プラスチック製容器包装の分別収集では、選別や圧縮梱包等を含め、年間約2億円の経費が恒常的に必要です。また、分別回収されたプラスチック製容器包装は、製品化（材料リサイクル）される割合は平成30年で23%（プラスチックリサイクルの基礎知識2020 一般社団法人 プラスチック循環利用協会）と低く、多くはサーマルリサイクルや焼却処理されています。

また、本市では、高効率発電設備を備えたごみ焼却施設を整備しており、令和3年に環境美化センターが稼働し、令和4年に北部クリーンセンターが稼働します。

一方で、近年、プラスチックごみの海洋投棄等が世界的な問題となっており、令和3年3月にプラスチックを資源として一括回収する仕組みの導入等が盛り込まれた「プラスチック資源循環促進法案」が閣議決定され、6月に「プラスチック資源循環促進法」が成立し、令和4年4月の施行が見込まれています。

以上のことを総合的に勘案し、本市では引き続き、プラスチック製容器包装の減量及び資源再利用の推進を図りながら、資源循環と環境負荷の低減に寄与する取組を進めます。プラスチック製容器包装の分別収集に関しては、現在のところ国からプラスチック製品の一括回収の収集や選別方法等の制度設計が明確に示されていないことから、現行の収集体制を維持し、国や他都市の動向にも留意しながら検討していきます。

(2) びん

現在、本市におけるびんの分別収集は、無色透明びん及び茶色びんは、それぞれ袋を別にして月1回のびんの日に、その他のびんは、月1回の燃やせないごみの日に集積所へ出すこととなっています。現在の収集方法となり、びんの資源化率は大きく向上しましたが、びんの分別が分かりにくくなったという市民からの意見があります。

以上のことを踏まえて、市民の利便性や資源化率の向上、埋立量の減少を考慮し、びんの一括回収に取り組みます。

家庭系燃やせないごみには、飲食用びんが約16%含まれています。びんの一括回収を行うことで、燃やせないごみとして排出されているびんは、びんとして排出されることとなります。なお、びんの分別に関しての協力率を市民アンケート結果より約60%と考えると、燃やせないごみの約10%の量がびんとして排出されることとなります。

びんを一括回収することにより、目標年度の令和12年度において、約280tのびんが新たに資源物として回収されることを見込めます。

(3) 使用済み小型家電

使用済み小型家電の回収や再資源化を推進するための「使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」(平成 24 年法律第 57 号)(以下「小型家電リサイクル法」という。)が平成 25 年に施行されました。本市は、小型家電を燃やせないごみとして収集し、破碎処理した後に資源物を事業者を引き渡していますが、破碎可燃が多く出る傾向にあります。

小型家電リサイクル法の施行により、使用済みの小型家電製品をそのまま引き取り資源化する認定事業者が増加していることから、破碎処理施設において、小型家電をピックアップして回収し、認定事業者を引き渡すように検討します。

合わせて、回収ボックスを公共施設や商業施設等に常設し、排出者が直接投入した使用済み小型家電を定期的に回収する手法やイベントでの回収等についても検討します。

使用済み小型家電の分別収集の実施にあたっては、ボックスの設置場所や管理方法、引き取り単価、回収品目、バッテリーの取り外し等の課題がありますが、一時的な処理ではなく、長期的に安定的な処理を継続して行えることを基本とし、リサイクル施設の整備状況も踏まえて効率的な方法を検討します。

第5節 施策体系

本市では、図 5-5-1 に示す体系に基づく各種の施策を行うことにより、ごみの減量化・資源化を推進し、地域における循環型社会の形成を目指します。

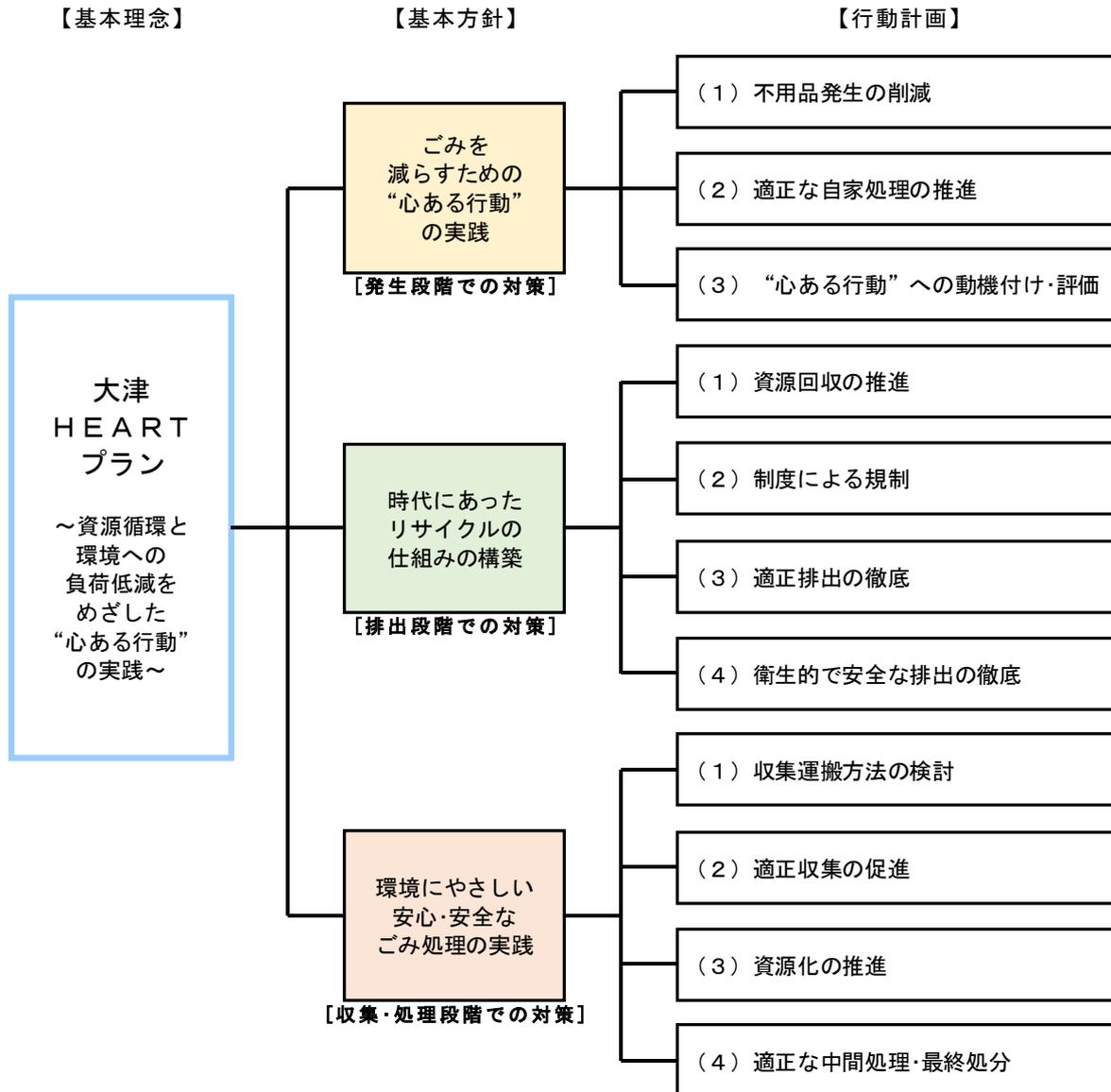


図 5-5-1 施策体系図

第6節 行動計画に基づく具体的な施策

1. ごみを減らすための“心ある行動”の実践 [発生段階での対策]

(1) 不用品発生削減

家庭生活においては、環境にやさしいもの、長く使えるものや詰め替え商品等を選び、必要以上のものを買わないように心がけます。買い物に際してはマイバッグを持参してレジ袋や過剰包装を断り、ものは使い捨てにせず修理して長く使います。食事に際しては料理の作りすぎをしない、食事に際して食べ残しをしないようにします。不用品を「必要なもの」に再利用する場としてリサイクルショップ、フリーマーケット、ネットオークション等を有効活用します。このように、ごみを出さないことに配慮した行動を実践するよう、市民一人ひとりの意識向上を図ります。

事業活動を行う上では、徹底したごみの発生抑制を実施するよう、市内事業所に対して指導又は協力を求めています。

家庭系ごみに対する具体的施策

①各種持参運動の推進（拡充）

令和2年7月1日から全国でレジ袋が有料化され、この機会を捉えて、市民に対してマイバッグの持参を継続して呼び掛けるほか、ごみとなる使い捨ての割り箸、プラスチック製のスプーン等を使わない意識を育てるため、下記の各種持参運動を推進します。これにより、マイはしやマイスプーン等の持参物の使用を推奨する意識の醸成を働きかけます。

- | | |
|------------------|-----------------------|
| ・マイバッグ持参運動 | (レジ袋の削減) |
| ・マイはし持参運動 | (割り箸の削減) |
| ・マイカップ・ボトル持参運動 | (紙コップ、ワンウェイ容器の削減) |
| ・マイスプーン・フォーク持参運動 | (プラスチック製スプーン・フォークの削減) |

②過剰包装お断り運動の推進（継続）

不必要な過剰包装を断るほか、個包装の商品の購入を控える等、包装の簡素化を推進することで、市民及び事業者の減量化意識を育みます。

③容器包装の削減推進（継続）

本市では、事業者、団体、行政で構成される「滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会」に参画し、レジ袋をはじめとした容器包装削減の取組を進めています。

基本方針 1

④食品ロス削減運動の推進（拡充）

令和2年度に本市で実施した分別状況調査から、家庭から出る生ごみの6%は賞味・消費期限切れ等による手つかず食品や食べ残しの廃棄であることが分かり、その量は一人当たり年間約10kgになります。食品ロスの削減に向けて、定期的に冷蔵庫の中を確認する習慣を啓発する「冷蔵庫10検運動」を推進し、手つかず食品の廃棄防止を図ります。

事業系ごみに対する具体的施策

①事業所における適正処理の推進（継続）

事業所に「大津市事業系ごみ減量・適正処理ガイドブック」を通じて、事業活動におけるごみの減量及びリサイクルと適正処理を進めるよう啓発します。特に産業廃棄物の徹底排除や紙類・厨芥類等の資源化に取り組むよう誘導するほか、必要に応じて事業所への訪問指導等を実施します。

②事業用大規模建築物の所有者等に対する減量計画の徹底（継続）

事業系ごみを多量に発生させることが見込まれる事業者が発生抑制、資源化、適正な処理についての指導及び助言を行うため、1棟で1,000m²以上の建築物の所有者又は管理者に対して「事業系廃棄物管理責任者」の選任と「事業系廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する計画書」の提出を毎年求めます。計画書については、年度ごとの比較や同規模又は同業種の事業所との比較を行い、必要に応じて訪問指導等を実施します。

③食品ロス削減運動の推進（新規）

外食店での食べ残し等による食品ロスを削減するため、宴会の場において、食事を食べきることを推奨する「3010運動」や小売店等において、購入後すぐに食べるものについては、食品棚の手前の商品から積極的に選ぶ「てまえどり運動」の推進を図ることで、事業者から排出される食品ロスの削減を目指します。

(2) 適正な自家処理の推進

家庭において、生ごみの水切りや堆肥化は身近にできる有効な発生抑制策であり、昔から生活の知恵として行われてきたものでもあります。特に堆肥化は農業に携わる人に関わらず、家庭菜園やプランター栽培、花壇等を活用する土壌があることから、機器の購入補助により支援する等、生ごみを自家処理する意識を啓発します。

事業活動にあたっては、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(平成 12 年法律第 116 号) (以下「食品リサイクル法」という。) の制定により、食品関連事業者がリサイクルに取り組むことが義務付けられましたが、法対象以外の事業者に対しても積極的に食品リサイクルへ取り組むよう協力を求めます。

家庭系ごみに対する具体的施策

①水切り運動の推進 (継続)

生ごみの約 60%は水分です。水切り袋に入った生ごみをそのまま出すのではなく「もう一搾り」する、濡れた生ごみは乾かしてから捨てる、調理の際には最初から濡らさないようにする等、家庭生活の中でできる水切りの工夫をホームページやイベントを通して市民へ周知を図ります。

②生ごみ処理機等活用事業補助金制度の継続 (継続)

電気式の生ごみ処理機又はコンポスト容器の購入に際し、その費用の一部を補助する現行補助制度の継続を基本とし、ホームページ等で広報、周知を図り、家庭における生ごみの資源化を促進します。

③刈り草の乾燥排出を推進 (新規)

刈り草は乾燥させることで、水分が蒸発し、軽くなります。それに伴い、ごみ量が削減できるだけでなく、効率良く焼却することができます。刈り草を処分する際は、日光に当てる等により乾燥させてから排出するよう周知を図ります。

事業系ごみに対する具体的施策

①生ごみ減量化の推進（継続）

事業所に「大津市事業系ごみ減量・適正処理ガイドブック」を通じて、事業活動に伴い生じる加工残渣、売れ残り商品、調理くず、食べ残り商品等の発生抑制や業務用生ごみ処理機の導入による食品廃棄物の自家処理又は食品リサイクルによる再生利用の協力を求めます。

②食品リサイクルの推進（継続）

「食品リサイクル法」に定める食品関連事業者に該当しない事業所であっても、生ごみの多量排出が見込まれる事業所に対しては、食品廃棄物の再生利用の協力を求めています。

(3) “心ある行動” への動機付け・評価

ごみを減らすための“心ある行動”を実践するためには、その心を育む必要がありますが、様々な広報媒体等を通じて啓発されるよりも、自らの行動が結果的に資源循環や環境への負荷低減に寄与している場合も多くあります。これらの行動は、その影響や成果を知り得ることや他者からの評価を受けることで自信ややりがいとなり、行動の継続や拡大につながります。

市民や事業者の“心ある行動”の更なる実践を後押しするため、動機付けにつながる施策や行動を評価する機会を引き続き設けます。

家庭系ごみに対する具体的施策

①散在性ごみ削減への取組（継続）

「滋賀県ごみの散乱防止に関する条例」に定める「環境美化の日」（5月30日、7月1日、12月1日）を基準日として、散在性ごみ削減に関する市民運動を展開します。

5月には河川の散在性ごみを拾う「ごみゼロ大作戦」が、12月には市内全域で清掃活動や啓発活動を行う「ノーポイ運動」が実施されます。

本市では市民が主体的に取り組むこれらの運動を物資支援するほか、市内北部の水泳場や駅周辺のパトロールを通年実施し、散在性ごみの削減を図ります。

②ごみ減量と資源再利用推進賞（継続）

ごみ減量及び資源再利用等3R推進に関する活動又は環境美化活動を行う個人や団体を表彰することにより、市民のごみに対する意識向上を図り、環境にやさしい快適なまちづくりの実現に寄与することを目的に、平成27年度から「ごみ減量と資源再利用推進会議」において受賞者を決定し、表彰を行っています。本表彰は受賞者の励みとやりがいにつながり、その後の活動の広がりも期待できることから、本市は会議の事務局団体としてこれを継続実施していきます。

③グリーン購入の推進（継続）

グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。特にごみの観点からは、原材料がリサイクルされているものを選ぶ、使うときに長く大切に使えるものを選ぶ、使い終わったらごみが少なくなるものを選ぶ、過剰包装商品を選ばない等の行動を推奨することにより、環境への負荷低減をめざした心を育みます。

④環境教育の推進（継続）

ごみの減量化・資源化を推進するため、市民一人ひとりのレベルでのライフスタイルの見直しに向けた環境教育の推進に努めます。幅広い年齢層に対する環境学習の機会としては、3R講座や出前講座の実施、自治会等団体へのパネル貸し出しや資料提供を行います。また、小学校4年生に対しては、社会科副読本「くらしとごみ」を配布し、処理施設見学等の教育カリキュラムでごみに対する正しい知識と行動を習得してもらうほか、絵画や標語のコンクールを通じて3Rや環境美化に対する意識の向上を図ります。

事業系ごみに対する具体的施策

①ごみ減量と資源再利用推進賞（継続）※家庭系の施策と同内容

「ごみ減量と資源再利用推進会議」において平成27年度から創設された表彰制度であり、表彰対象は事業活動を行う者も含まれます。本表彰は受賞事業者の励みとやりがいにつながり、その後の更なる活動の広がりも期待できることから、本市は会議の事務局団体としてこれを継続実施していきます。

②優良排出事業者の紹介（継続）

「事業系廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する計画書」等に基づき、ごみ減量や資源化について積極的に取り組んでいる事業者をホームページ等で紹介していきます。

2. 時代にあったリサイクルの仕組みの構築 [排出段階での対策]

(1) 資源回収の推進

本市において、資源化率は近年減少傾向で推移しており、国の目標値や同規模の自治体と比較すると低い水準にあります。一方で、ごみ量は同規模自治体よりも低い水準です。「おおつごみ分別・減量ガイドブック」や「分け方・出し方」パンフレットを通じて、ごみの資源回収が進むように、引き続き啓発を行い、集団資源回収等の取組を推進します。

家庭系ごみに対する具体的施策

① 集団資源回収の促進（継続）

集団資源回収における古紙等の回収は地域で長年行われてきており、この取組はごみ減量と資源化の推進に寄与することから、本市では平成5年から回収量に応じた補助を行っており、広報の充実や雑がみ回収の促進、指定回収業者との連携、補助単価の見直し等を通じて引き続き集団資源回収を推進していきます。

② 店頭回収の拡充（継続）

ペットボトルや食品トレイ、牛乳パック等の店頭回収は、消費者が購入時に持参することで効率的な資源回収が可能であり、市民に配布するガイドブックの記載等、広報の充実により店頭回収を推進します。

③ イベント回収の実施（継続）

実施に際しては資源化業者や開催場所管理者と協議の上、これまで取り組んできた古着・古布のイベント回収を実施し、資源化の促進を図ります。

④ 宅配回収の連携実施（継続）

「小型家電リサイクル法」の認定事業者が、宅配便を活用して使用済みパソコンや小型家電を有料回収しており、本市との協定によりパソコンを含むサービス利用料金が無料となる事業を実施しており、引き続き資源化の促進を図ります。

⑤ 適正処理困難物の再生利用委託（継続）

適正処理困難物をストックヤードで受け入れ、再生処理可能なものについては廃棄物処理業者へ処理を委託し、資源化を推進します。

事業系ごみに対する具体的施策

①資源回収の促進（継続）

オフィス等の事業系ごみには紙類が多く含まれていますが、機密性の観点等から資源化に回っている量は多くありません。近年は機密性を保ちながら資源化できる業者も存在することから、紙の資源化に向けた普及・啓発を推進します。

②拡大生産者責任の徹底推進（継続）

拡大生産者責任の徹底に向け、事業者に自主的な製品回収やリサイクルしやすい商品の開発、強制デポジット製品の販売等について、関係機関を通じて要望していきます。

基本方針 2

(2) 制度による規制

ごみ減量化の有効な方法の1つとして指定ごみ袋の課金による家庭ごみ有料化がありますが、有料化によらない施策の実施によりごみの減量が進んでいるため、今後は、周辺の都市の有料化の導入状況等に留意しながら、慎重に検討していきます。

家庭系ごみの減量施策には、資源ごみの収集品目を拡大することや排出量の制限があります。特に大型ごみについては、点数制限を行うとともに事前の申込みを義務付けることで多量なごみ排出を防ぐとともに家庭系を偽った事業系業者の搬入を防ぐ効果があります。

事業系ごみについても排出量を制限するほか、定期的に搬入物を検査することで、事業者の適正排出の意識付けを図り、ごみ減量を進めていきます。

家庭系ごみに対する具体的施策

①一般家庭ごみの排出量の制限（継続）

本市ではごみ集積所への排出について、1回の収集につき1世帯当たり45リットルサイズの袋で2袋までと規定しており、市民に配布しているガイドブックに記載する等、広報を行っているほか、収集時における多量排出物の取り残しを行うことで周知徹底を図っています。これは市民の理解にもつながる取組であるので継続していきますが、規定する排出量については状況に応じて見直しを行っていきます。

②大型ごみの排出量の制限（継続）

平成26年度から、大型ごみの戸別有料収集については、6点以上排出する際の立会いを義務付けています。また、施設への直接搬入は1日1回5点までとし、事前申込みを義務付け（令和3年4月1日から新たに対話型アプリによる申込み開始）、ごみの多量廃棄を制限しています。この制限は今後も引き続き実施していきますが、市民の利便性を勘案し、品目制限等について改めて検討します。

③処理手数料の見直し（継続）

ごみを処理施設に直接搬入する際の手数料については、処理経費に対する負担の割合やほかの自治体との均衡、市の財政状況等、総合的に勘案して今後も定期的に検証し、適正な手数料設定について検討します。

事業系ごみに対する具体的な施策

①一般廃棄物管理票（マニフェスト）制度（継続）

マニフェスト制度については、平成 26 年度から導入しており、排出事業者の意識を高め、収集運搬業者の不適正処理の防止にもつながり、事業系一般廃棄物の排出量実績からも減量効果があったことが認められます。施策の実施によって、事業者の適正排出とごみ減量意識が定着し、一定の役割を果たしました。今後、制度の必要性及びより減量効果等のある施策について検討していきます。

②排出量の制限による発生抑制の推進（継続）

ごみの搬入は、1 日 5 点まで、長さ 40cm 未満にして透明袋に入れることと制限することで発生抑制を推進しています。

③処理手数料の見直し（継続）※家庭系の施策と同内容

ごみを処理施設に直接搬入する際の手数料については、処理経費に対する負担の割合やほかの自治体との均衡、市の財政状況等、総合的に勘案して今後も定期的に検証し、適正な手数料設定について検討します。

基本方針 2

(3) 適正排出の徹底

燃やせるごみ又は燃やせないごみとして排出されるごみの中から資源物を取り除くことは、ごみ減量と資源化に直接つながることから、ごみの分別は市民生活において最も重要なごみ処理です。ごみの正しい分別知識や分別区分を遵守する意識を育むことで、市民の手によるごみ減量と資源化を推進します。また、事業系ごみについては、一般廃棄物と産業廃棄物の区分を徹底し、産業廃棄物の混入を防止します。

家庭系ごみに対する具体的施策

①分別の徹底と啓発強化（継続）

ガイドブックや「分け方・出し方」パンフレット、ごみ分別アプリ、ホームページ、広報紙等を通じて家庭系ごみの分別について繰り返し啓発を実施し、分別基準について更なる周知徹底を図ります。特に燃やせないごみに混入しやすいガスボンベやスプレーかん、使い捨てライター、バッテリーについては、収集車の火事の原因となっているため、定期的な啓発を行います。本市の分別基準に満たない分別の不十分なおみについては、取り残しシールを活用し、適正排出への意識啓発を行います。また、出前講座の実施や啓発チラシの配布等により、ごみの排出ルール徹底の指導や分別方法の周知を図ります。

②不法投棄対策の徹底（継続）

不法投棄のパトロールや各種調査データの検証を元に、監視体制を整備する一方で、早期発見による再発防止のため、ごみ分別アプリによる通報機能の活用を努めます。また、監視カメラの抑止効果が高いことから啓発看板と併せて増設する等、効率的な対策と強化を図ります。一方、違反者には行政指導・処分を行い、あわせて警察への通報や法律に基づく処分を求める等、市として対策強化と徹底の姿勢を明確にします。

事業系ごみに対する具体的施策

①排出者責任の徹底（継続）

事業活動による廃棄物については、「廃棄物処理法」で排出事業者が責任をもって処理すべきであることが定められており、「大津市事業系ごみ減量・適正処理ガイドブック」やホームページ等を通じて情報提供を行う等により排出者責任の徹底を図ります。

②分別基準の周知徹底（継続）

事業系ごみの分別について繰り返し啓発を実施し、廃棄物基準について更なる周知徹底を図ります。また、収集運搬業者に対する説明会を行い、収集運搬業者を通じて排出者への意識啓発と分別の徹底を指導します。

③不適正排出の防止（継続）

一般廃棄物と産業廃棄物との明確な区分等について情報提供を実施します。また、定期的に施設における搬入物の検査や展開調査を行うことで、不適正排出を防止します。なお、施設への不適正な搬入があった場合には、収集運搬業者に対して指導を行い、必要に応じて排出事業者への訪問指導等を行います。

基本方針 2

(4) 衛生的で安全な排出の徹底

ごみ処理に関して、市民と家庭系ごみ処理に関して接点となるごみ集積所については、清潔で安全かつ適正な管理ができるよう、自治会等地域住民との協力のもと適正管理体制を強化します。また、美観や衛生等の環境保全のため、カラスネットの貸与や集積所設置補助金制度等集積所の管理に対する支援を実施します。

また、事業系ごみについては、保管基準の徹底や施設への搬入基準を設け、衛生的で安全な排出の徹底を図ります。

家庭系ごみに対する具体的施策

①集積所管理責任の徹底（継続）

集積所の管理者や集合住宅の管理会社の管理責任を徹底し、集積所の清掃、分別不十分なごみの持ち帰り等、集積所周辺の衛生対策について引き続き啓発を実施します。

②集積所管理に対する支援（継続）

集積所管理に対する支援策として、カラスネットを貸与し、カラスや野良猫等によるごみの飛散防止を行います。また、集積所にケージ等を設置又は改修する際、その費用の一部に対する補助を行い、集積所周辺の美観対策及び衛生対策を講じます。

③持ち去り業者対策の強化（継続）

アルミかんや紙ごみ、不燃物内の資源物を集積所から持ち去るケースがあります。本市では、地域住民からの通報の呼びかけや職員による巡回パトロールを行うほか、警察とも連携を図りながら、集積所からの持ち去り業者の排除を推進します。

事業系ごみに対する具体的施策

①保管基準の徹底（継続）

事業系ごみの保管基準を徹底し、廃棄物の漏洩や飛散等を防止します。また、不適正な保管を行っている事業所に対しては必要に応じて直接訪問指導を行います。

②施設への搬入基準の徹底（継続）

事業系一般廃棄物（大型ごみを除く）を施設に搬入する際は、内容物が確認できるように透明袋に入れることで飛散流出防止を図ることを搬入基準として求めることで、衛生的で安全な排出を周知徹底します。

3. 環境にやさしい安心・安全なごみ処理の実践 [収集・処理段階での対策]

(1) 収集運搬方法の検討

本市では、家庭ごみの一般収集のほか、大型ごみ等の戸別有料収集、美化活動に伴う収集、動物の死体収集、ごみ出し支援戸別収集サービスを実施しており、引き続き継続するとともに、今後も適正収集の促進に向けて収集運搬方法の検討を行います。

家庭系ごみに対する具体的施策

①戸別有料収集（継続）

従来、本市では大型ごみを拠点回収していましたが、持ち去りや持ち込み等の問題、地域における環境影響のほか、ごみ減量の観点からも見直し、平成19年度から戸別有料収集を行っています。この収集方法は市民生活に定着し、ごみ減量やものを大切に使用する意識の醸成にもつながっていることから今後も継続していくとともに、引越しや遺品整理時等の多量排出が想定される機会に、市民にとって利便性の高い方法等を検討していきます。

②美化収集（継続）

本市は琵琶湖に面し、多くの河川が市内に流れている上、なぎさ公園をはじめとする親水環境に恵まれており、市民や事業者等による能動的な美化活動が活発に行われています。本市では、散在性ごみの排除と環境意識の醸成につながるこの取組を支援するため、美化活動により収集されたごみについては無料で臨時収集することとしており、今後も継続していきます。

③動物等の死体収集（継続）

犬、猫等の野良、野生動物の死体収集については、衛生面や周辺への影響等から休日等においても、収集するものとしており、今後も継続していきます。

④ごみ集積所に排出することが困難な高齢者等への支援（継続）

本市が定期収集するごみをごみ集積所に排出することが困難な高齢者等を支援するため、ご自宅の玄関先等に出されたごみを直接収集にお伺いする「ごみ出し支援戸別収集サービス」を今後も継続していきますが、支援対象者が年々増加傾向であるため、定期収集体制の維持確保に向けた手法等について検討していきます。

基本方針 3

(2) 適正収集の促進

家庭系ごみの収集に当たり、適正かつ安全な収集運搬体制や効率的な収集車両管理について検討します。

なお、事業系ごみについては、収集運搬許可業者による適正収集を促進します。

家庭系ごみに対する具体的施策

① 追跡調査による適正収集の促進（継続）

一般ごみの収集に当たり、収集車両が適正なルートを通っているか、安全な運行を行っているか等を検証するため、定期的に収集車両を確認し、安心・安全な収集運搬体制を構築します。

② GPS機能搭載によるデータ共有の検討（継続）

収集車両ごとの収集エリアや収集ルートを把握することで、より効率的なルート設定を行い、収集時間の短縮を図るため、収集車両にGPS機能を搭載する等、収集車両、市、処理施設とのデータ共有システムの導入について検討します。

③ 収集運搬体制の見直し（新規）

収集運搬委託業者の働き方改革の観点等から、収集稼働日数を週6日から週5日へ変更する等、収集運搬体制の見直しについて検討します。

事業系ごみに対する具体的施策

① 収集運搬許可業者への周知（継続）

一般廃棄物の収集運搬許可業者に対しては、定期的に情報提供又は説明会を行い、制度や適正な収集の周知徹底、収集に伴う課題解決、再生処理への誘導等を図ります。また、必要に応じて個別の説明や指導を行い、許可業者による適正収集を促進します。

② 収集運搬許可の制限による適正収集の維持（継続）

本市の事業系ごみ処理収集量に応じた収集運搬許可業者数を維持し、適正な収集体制を確保します。

(3) 資源化の推進

本市において環境面や経済面、効率面等からより有効な資源化を実現するために必要な施策について検討します。

家庭系ごみに対する具体的施策

①プラスチック製容器包装の分別回収（継続）※重点施策と同内容

本市では引き続き、プラスチック製容器包装の減量及び資源再利用の推進を図るとともに、資源循環と環境負荷の低減に寄与する取組を進めます。

プラスチック製容器包装の分別収集に関しては、現在のところプラスチック製品の一括回収の収集や選別方法等の制度設計が明確に示されていないことから、現行の収集体制を維持し、国や他都市の動向にも留意しながら検討します。

②びんの分別回収（新規）※重点施策と同内容

現在、本市では透明びん及び茶色びんはびんとして収集を行い資源化しています。透明、茶色以外のその他びんは燃やせないごみとして収集を行い埋立処理しています。市民の利便性の向上や資源化率の向上、埋立量の減少による最終処分場への負荷の低減が見込まれることからびんの一括回収について取り組みます。

③使用済み小型家電のピックアップ回収（継続）※重点施策と同内容

家庭から収集した燃やせないごみは、現在リサイクル施設で破碎し資源化を行っていますが、破碎不燃が多く出る傾向にあります。「小型家電リサイクル法」の施行により、使用済みの小型家電製品をそのまま引き取り資源化する認定事業者が増加していることから、対象物をピックアップして回収し、認定事業者に引き渡すよう検討します。これにあたっては、一時的な処理ではなく、長期的に安定的な処理を継続して行えることを基本とするとともに、リサイクル施設の整備状況も踏まえて効率的な方法を検討します。

基本方針 3

事業系ごみに対する具体的施策

①刈草剪定枝の再利用（継続）

現在、事業活動において発生した刈草剪定枝は、市外の民間事業者において実験的に堆肥化处理を行っていますが、その処理量は発生量の一部に限られています。新たに整備する施設においても、全量进行处理することは困難であることから、今後は新施設整備後の状況を踏まえ、様々な民間事業者と連携し、より多くの再利用が可能な体制を構築できるよう検討していきます。

②広域認定制度の活用（継続）

広域認定制度とは、製品が廃棄物となったものの処理をその製造事業者が広域的に行うことにより、廃棄物の減量や適正処理が確保されることを目的として、廃棄物処理に関する地方自治体の許可を不要とする特例制度です。同制度により認定された一般廃棄物の処理については、認定事業者に引き渡すよう情報提供を行い、効率的な資源循環の仕組みを支援します。

（4）適正な中間処理・最終処分

本市では中間処理施設の建替えを進め、環境美化センターはリサイクル施設を令和2年度に稼働しており、焼却施設を令和3年度から稼働しております。

北部クリーンセンターは焼却施設及びリサイクル施設を令和4年度に稼働する計画となっています。

また、市内の最終処分場については、処理容量が限られていることから、できる限り延命化に努めるとともに増設等について検討します。また、大阪湾広域臨海環境整備センター埋立処分場における処理量の確保に努めていきます。

具体的施策

①焼却施設・リサイクル施設の適正配置（継続）

本市は南北に細長い地形であることから、市内を北部と南部に分けて、それぞれの地域でごみが処理できるよう焼却施設及びリサイクル施設を2施設配置しています。新たな焼却施設においては高効率発電設備を備えていることから、焼却エネルギーの有効活用に取り組みます。

②最終処分場の確保（継続）

最終処分施設の1つである北部廃棄物最終処分場が、本計画期間中に埋立容量を満たす見込みであることも踏まえて、できる限り延命化に努めるとともに増設等について検討し、引き続き最終処分場の適正かつ効率的な利用に努めます。

第7節 収集運搬計画

収集運搬は、本市全域から排出されるごみを迅速に集め、市民の生活環境に支障がないように中間処理施設まで運搬することが目的です。本市では、家庭ごみの一般収集のほか、大型ごみ等の戸別有料収集、美化活動に伴う収集、動物の死体収集を行っています。収集運搬にあたっては、環境負荷低減や経費削減に向けて繰り返し検討を行い、効率的な収集運搬体制、収集運搬ルートの確立に努めます。

所定のごみ集積所に排出することが困難な高齢者等を対象に、「ごみ出し支援戸別収集サービス」を平成28年より実施しています。

1. 収集運搬の主体

本市から発生する家庭系ごみの収集運搬については、本市の委託する業者が行います。また、事業系ごみについては、本市が許可する収集運搬許可業者により収集を行います。

2. 分別の種類・区分及び分別の方法等

(1) 収集区域

収集区域は本市の全域とします。

(2) 収集方法

家庭系ごみについては、集積所、戸別回収(大型ごみ)、拠点回収による収集を行います。

(3) 分別収集体制

収集品目については、「第3章 第2節 収集運搬の現況」(P15,16)に示したとおりです。プラスチックやびん、使用済み小型家電等については、必要に応じて見直し・検討を行います。

3. 計画ごみ収集量

ごみ収集量の見込みを表5-7-1に示します。ごみ収集量は、目標年度の令和12年度で家庭系が70,879t、事業系が17,885tとなります。

表 5-7-1 ごみ収集量の見込み

項目	単位	基準年度 令和2年度	中間目標年度 令和7年度	目標年度 令和12年度
ごみ収集量	t/年	97,467	92,940	88,764
家庭系ごみ	t/年	75,157	72,427	70,879
燃やせるごみ	t/年	60,462	58,977	57,564
燃やせないごみ	t/年	3,275	2,759	2,690
資源ごみ	t/年	9,444	9,095	9,055
大型ごみ	t/年	1,976	1,596	1,570
事業系ごみ	t/年	22,310	20,513	17,885
燃やせるごみ	t/年	22,186	20,147	17,592
燃やせないごみ	t/年	11	219	183
大型ごみ	t/年	44	37	37
臨時収集	t/年	69	110	73

※各年度の数値は、資料編に記載

第8節 中間処理計画

中間処理は、収集運搬されたごみを減容化・再資源化し、最終処分場への負担を軽減するために行われ、ごみ処理の中で最も重要な過程です。

本市は、高効率の発電設備を備えた焼却処理施設を整備しており、熱回収することで焼却エネルギーをできる限り有効活用し、資源循環と環境負荷の低減に寄与する取組を進めます。

中間処理において、再資源化が可能なものは資源化施設等にて資源化を行い、燃やせるごみについては、焼却処理施設にて焼却、熱回収を行い、燃やせないごみ等は破碎処理施設にて処理した後、残渣等の埋立処分を行います。

1. 中間処理の主体

本市域内から収集された一般廃棄物の中間処理については、本市の焼却処理施設、破碎処理施設等において、本市が委託する管理運営委託業者等が行います。

2. 中間処理施設及び中間処理量

(1) 施設の種類、能力及び方式

中間処理施設の概要については、「第3章 第4節 中間処理の現況」(P23, 24)に示したとおりです。

(2) 計画処理量

中間処理施設への搬入量の見込みを表5-8-1に示します。

表5-8-1 中間処理施設への搬入量の見込み

項目	単位	基準年度 令和2年度	中間目標年度 令和7年度	目標年度 令和12年度
中間処理施設	t/年	92,455	88,523	84,370
焼却処理施設	t/年	82,648	79,124	75,156
破碎処理施設	t/年	5,161	4,406	4,249
資源化施設	t/年	4,432	4,678	4,661

※施設間でのごみの移動があるため、合計が合わない
※各年度の数値は、資料編に記載

第9節 最終処分計画

本市における一連のごみ処理システムの中で発生したごみは、排出、収集・運搬及び中間処理の各段階で減量化、再資源化を実施し、最終処分場における埋立量の低減を図ります。

1. 最終処分の主体

中間処理後の最終処分については、市内の最終処分場及び大阪湾広域臨海環境整備センター埋立処分場において埋立処分を行っています。市内の最終処分場は処理容量が限られており、できる限りごみの再資源化により処分場の延命に努めるとともに、大阪湾広域臨海環境整備センター埋立処分場における適切な処分容量の確保に努めます。

2. 最終処分場及び最終処分処理量

(1) 施設の種類、能力及び方式

最終処分場の概要については、「第3章 第5節 最終処分の現況」(P26, 27)に示したとおりです。

(2) 計画処理量

最終処分量の見込みを表5-9-1に示します。

表5-9-1 最終処分量の見込み

項目	単位	基準年度 令和2年度	中間目標年度 令和7年度	目標年度 令和12年度
最終処分量	t/年	11,787	11,096	10,564
焼却灰等	t/年	9,951	9,377	8,906
破碎不燃物等	t/年	1,622	1,404	1,354
直接埋立対象物	t/年	214	315	304

※各年度の数値は、資料編に記載

第10節 計画の推進にあたって

1. 啓発活動の推進

ごみの減量化目標を達成するためには、市民や事業者の自主的で主体的な取り組みが必要であり、分別方法やごみ出しルールをはじめ、ごみ処理の状況やごみの減量方法、資源化の方法といった情報を分かりやすく伝えていく必要があります。

本市では、広報誌やホームページ、パンフレットといった情報発信のほか、スマートフォン・タブレット端末用のごみ分別アプリ「分けなび」を無料配信しています。ごみ分別アプリは、若い年齢層に対して有効な情報提供手段ではありますが、本市が令和2年度に実施した市民アンケートでは、「分けなび」を知らない割合が約62%となっており、今後、周知等の方法について検討していく必要があります。広報誌やホームページに関しては、内容が分かりやすく読みやすいように改善していきます。また、環境イベントや説明会、講演会等を開催し、広く情報提供、意見交換できるように努めます。

事業者に対しても、ごみの減量や分別ルールの徹底、資源化への行動を誘導していきます。

2. 環境学習の推進

SDGsの推進や循環型社会の重要性、具体的な取組を進めていくためには、市民や事業者の理解と関心を高めることが重要で、廃棄物の発生抑制及びその適正な処理を確保するための知識の普及及び意識付けを図ることが必要です。

とりわけ次代を担う子どもたちへの環境学習は、若年時からごみ減量や資源化の意識付けとなり、その波及効果も大きいことから小中学校等への環境学習を推進します。

小学校4年生の学習教材である「くらしとごみ」の継続、充実や施設見学の実施、イベント開催と連動した絵画、標語等の募集や表彰といった機会を通じて、効果的なごみ学習ができるよう図っていきます。

ごみ焼却施設、リサイクル施設等における体験学習やリサイクル教室等の企画立案や出前講座等の活用により、それぞれの世代や立場の市民や事業者に学習機会が提供できるよう事業を展開していきます。

3. 今後の進捗管理

基本計画の実施のために必要な各年度の事業については単年度ごとに「一般廃棄物処理実施計画」を策定し、具体的にこれを定めます。

年度ごとの計画の進捗については、その達成度や状況を適確に評価ができるように年次ごとの目標を定め、それに対する実績の推移を点検していきます。

その結果については、広く市民に対し公開し、ごみ減量意識や資源化意識の向上へ繋げていきます。

4. 中間年度における見直し

本計画については、施策の成果や実績を踏まえて、中間目標年度に見直すこととします。また、計画期間中において、社会情勢や環境問題等の計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動が生じた場合には、随時見直しを行うこととします。改定を行う場合にあっては、市民に対して理解と協力を得るように努めます。

5. 地球温暖化防止への配慮

近年、地球温暖化の影響により、暑熱による熱中症患者の増加、豪雨の頻発や台風の強大化といった異常気象、自然生態系の破壊等が問題となっており、地球温暖化対策は世界的に緊急の課題となっています。本市においても「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号）に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」の内容を含んだ「大津市環境基本計画（第3次）」に基づき、取組を進めていきます。

市民、事業者、行政が一体となったごみ減量が、焼却時の温室効果ガス排出抑制につながり、高効率の発電設備を備えた焼却施設により、焼却エネルギーをできる限り有効活用します。また、効率的なごみ処理体制の整備が、石油由来のエネルギー使用量の削減に資することからも、常に地球環境保全の視点を持って廃棄物処理に係わる事業の展開を図ります。

この視点から施策の妥当性についても検討していきます。

6. 市民、事業者、行政の協働による推進

ごみの減量化と資源化の施策を推進していくためには、市民、事業者、行政の協働による取組が不可欠です。本市では、市民が取り組む一斉清掃活動や地域の集団回収等の活動を引き続き支援していきます。

また、自治連合会をはじめとする市民団体や市内の事業所等で構成される「ごみ減量と資源再利用推進会議」では、3010運動の推進等のごみ問題に関連した様々な活動をとおし、ごみの減量と資源化を推進しています。「ごみ減量と資源再利用推進会議」と一体となった取組が展開できるよう、協力体制の更なる強化を進めていきます。

第 1 1 節 その他必要な事項

1. 美化活動等の取扱方針

地域における美化活動については、まちをきれいにする意識向上やその啓発の点から収集及び搬入に当たり本市としてもその活動を支援しています。美化活動の実施にあたっては、別途定める要領により行うものとします。

2. 在宅医療廃棄物

在宅医療の進展に伴い、家庭から在宅医療で使用した在宅医療廃棄物が排出されるようになりました。非鋭利なものや鋭利なものでも安全な仕組みをもつものについては、市で収集を行います。注射器、注射針等の鋭利なものや、非鋭利なものでも感染性のあるものについては、医療機関等へ返却することとします。

3. 動物等の死体収集

犬、猫等の野良、野生動物死体収集については、別途定める要領により取り扱うものとします。

4. 災害廃棄物

近年、全国各地で土砂災害や水害等の自然災害は、頻度の増加及び規模や被害範囲の広域化が著しくなっており、平時から災害発生時に備えた対策を整えておくことが重要となっています。

本市では、平成 30 年に「大津市災害廃棄物処理計画」を策定し、大規模災害時に発生する災害廃棄物を、適正かつ円滑に処理するための対策を定めています。廃棄物の処理に関しては、「大津市災害廃棄物処理計画」に基づき、適正処理に努めます。

5. 水銀を含む廃棄物の処理

平成 25 年 10 月に熊本市及び水俣市で「水銀に関する水俣条約の外交会議及びその準備会合」が開催され、「水銀に関する水俣条約」が採択されました。この条約は、産出、貿易、製品の製造、排出、保管・廃棄等、水銀をライフサイクル全体にわたって規制するもので、50 か国が締結してから 90 日後に発効されました。

水俣条約の採択を受けて制定された「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」（平成 27 年法律第 42 号）において、市町村は、その区域内において廃棄された水銀使用製品（電池、体温計、血圧計、蛍光灯等）を適正に回収するように努めなければならないとされています。

本市では、効率性やコスト面等の観点から、すでに回収を実施している廃乾電池以外の水銀添加製品の回収方法について検討していきます。

第6章 食品ロス削減推進計画

第1節 計画策定の趣旨、経緯

食品ロスとは、本来食べられるのに捨てられてしまう食品のことで、家庭からの食べ残し、未利用食品、過剰除去（野菜や果物の皮を厚くむく等）や事業所からの売れ残り、食べ残し、規格外品等があります。食品ロスは、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に大量に発生しています。

食品ロスに関する国際的な関心は高まっており、SDGsにおいても言及されており、2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の1人当たりの食品ロス量を半減させること等が盛り込まれ、食品ロス削減は国際的にも重要な課題となっています。世界には飢えや栄養不足の状態にある人々が多数いる中で、我が国は多くの食料を輸入し、大量に廃棄しています。我が国における食品ロス量は、平成29年度推計で約612万tとなっています。これは、国民1人当たり換算すると、毎日お茶碗1杯分の食料を捨てていることになります。

このような現状を踏まえ、平成30年に閣議決定された「国の基本計画」において、一般家庭から発生する家庭系食品ロスを2000年度比で2030年度までに半減させる目標が設定されました。更に、令和元年に公表された「食品リサイクル法」の基本方針において、食品関連事業者から発生する事業系食品ロスにおける目標が同様に設定されました。

また、食品ロス削減を国民運動として進めるため、令和元年に「食品ロス削減推進法」が施行されました。「食品ロス削減推進法」では、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することを目的としています。

「食品ロス削減推進法」第11条の規定に基づき、令和2年に「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（以下「食品ロス削減推進法基本方針」という。）が閣議決定されました。この基本方針では、食品ロス削減の推進の意義や基本的な方向、推進の内容、その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項を定めています。また、都道府県及び市町村はこの基本方針を踏まえ、各自治体における「食品ロス削減推進計画」を策定するよう努めなければならないとされています。

滋賀県では、令和3年策定の「第五次滋賀県廃棄物処理計画」において、食品ロス削減に関しての目標を新たに設定しています。また、「滋賀県食品ロス削減推進計画」を令和3年に策定しており、基本理念として、「三方よしと県民総参加でフードエコ」を掲げています。

これらの状況を踏まえ、本市において、消費者及び事業者、関係団体、行政等が連携し、食品ロスの削減を推進するために「大津市食品ロス削減推進計画」を策定します。

食品ロスとの関わりが深いSDGsのグローバル目標を図6-1-1に示します。



図 6-1-1 食品ロスとの関わりが深いSDGsのグローバル目標

第2節 食品ロスの現状、課題

1. 全国状況

農林水産省及び環境省は、食品ロスの発生状況を把握し、食品ロス削減の取組の進展に活かすため、平成24年度以降、食品ロス量の推計を行い、公表しています。

平成29年度の食品ロス量は、約612万tと推計されており、その内訳は、家庭系食品ロス量が284万t、事業系食品ロス量が328万tとなっています。平成29年度の食品ロス量は、食品ロス量の推計を開始した平成24年度以降最小となりました。

食品ロス削減に向けて、「食品ロス削減推進法」では、毎年10月を「食品ロス削減月間」、10月30日を「食品ロス削減の日」と定め、食品ロスの削減に向けた取組を広げていくため啓発資材の提供、イベントの開催等を実施しています。

食品ロスが発生する背景としては、以下のような理由が考えられます。

- ①日本人の衛生観念の高さ
- ②厳格な衛生管理に基づく賞味期限の設定（3分の1ルール）
- ③小売店における特売等の販売戦略（不要なもの、過剰な量の購入を助長）
- ④スーパー等での販売を想定した農産物の規格化による選外品の発生

2. 分別状況調査

本市では、家庭系ごみ及び事業系ごみのごみ質を把握するため、分別状況調査を実施しています。

平成29年度の分別状況調査では、家庭系燃やせるごみの食品ロスが占める割合は約10%となっており、平成29年度における本市の食品ロス量は約6,000t、1人1日当たりの家庭系食品ロス量は約49gと推計されます。これは、全国平均（約284万t、1人1日当たり約61g）や滋賀県平均（約2.8万t、1人1日当たり約53g）と比較すると少なくなっています。

3. 食品ロス削減に向けた課題、方向性

食品ロスは、食品ロスの廃棄に伴う処理費用には税金が投入されており、また、食品ロスを含む厨芥類は水分が多く、焼却には不向き等の問題があります。また、食料を生産する際にも多くのエネルギーを消費しています。

本市における食品ロスの発生量や内訳、発生要因等の把握に努め、食品ロスを身近なものとして認識できるよう、食品ロスの「見える化」を進め、食品ロスの発生を抑制します。

第3節 削減のための施策

1. 食品ロス削減施策

本市で実施中の食品ロス削減施策を表 6-3-1 に示します。

表 6-3-1 実施中の食品ロス削減施策

部局	施策等の内容
環境部	<ul style="list-style-type: none"> 食品ロス削減啓発 <small>さんまるいちまる</small>（3010運動、冷蔵庫<small>てんけん</small>10検運動、エコクッキングレシピ紹介、てまえどり運動） 小学生へ授業での啓発・指導 （小学校4年生の社会科副読本に食品ロスに関して掲載） フードドライブ事業の実施 （家庭で食べきれない、余ってしまった食品を持ち寄ってもらう）
福祉子ども部	<ul style="list-style-type: none"> 食材の提供 （社会福祉協議会に依頼し、生活困窮者へ食材を一部提供） 給食食材の配布 （社会福祉協議会は、給食食材を福祉施設や子ども食堂等に配布） フードバンク事業者と協力し、フードパントリーを実施
健康保険部	<ul style="list-style-type: none"> 食の安心安全情報の発信 （メール、市のHPやSNSにて、食材の購入保存の注意点を発信） 手洗い食育教室の実施 （正しい手洗いの方法や食べ物大切さを園児へ説明）
産業観光部	<ul style="list-style-type: none"> 庁内販売の実施 （給食需要を見込んで生産した食材を庁内販売等により消費） たんぼのこ体験事業の実施 （農作物を育て、収穫し、食べるという一貫した農業体験学習を実施） 地産地消の推進 （地産地消の推進を図り、適正な需給バランスによる食品ロスの未然防止）
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> 残食調査の実施 （給食の残食結果より評価を行い、献立の改善や給食指導に活用する） 給食食材の提供 （休校等により消費できなくなった給食食材をフードバンクや社会福祉協議会と協力し福祉施設等に提供） 牛乳パックのリサイクル （牛乳パックをリサイクルしているが、アレルギー等により難しくなっている）

さんまる いちまる
○3010運動

宴席の場において、乾杯後の30分は自席で食事を楽しみ、お開きの10分前には自席に戻って食事を食べきることを推奨し、宴席における食べ残しを削減するというものです。

「ごちそうさま」を宴席で



30 乾杯後、30分は自席で食事を楽しみましょう。 **10** お開きの前の10分は自席に戻って食べ切りましょう。

食品ロス削減のため、宴席での料理を食べ切る運動にご協力を。

ごみ減量と資源再利用推進会議・大津市

てんけん
○冷蔵庫10検運動

毎月10日（点検デー）に冷蔵庫をチェックする運動です。チェックする項目は、「賞味期限・消費期限が近い食べ物」「肉・野菜・魚等の傷みやすい食べ物」の2つです。定期的に冷蔵庫の中にあるものを確認する習慣をつけ、手つかず食品を出さないようにすることを目的としています。



○てまえどり運動

購入してすぐ食べる場合に、商品棚の手前にある商品等、販売期限の迫った商品や値引き商品を積極的に選ぶ購買活動のことです。「てまえどり」を心がけることで、販売期限が過ぎた商品の廃棄を減らすことができます。



第4節 目標設定と推進体制

1. 国の動向

家庭系食品ロスの削減について、「国の基本計画」において、2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減させるという目標が設定されています。事業系食品ロスの削減について、「食品ロス削減推進法基本方針」において、2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減させるという目標が設定されています。

また、令和元年10月1日に「食品ロス削減推進法」が施行されました。「食品ロス削減推進法」では、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することを目的としています。「食品ロス削減推進法」では、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%としています。

2. 滋賀県の動向

令和3年に策定予定の「第五次滋賀県廃棄物処理計画」において、新たに設定される目標として、「食品ロス削減を認知して削減に取り組む消費者の割合」があります。現状（令和2年8月）の78.3%から、令和7年度までに80%以上としています。また、重点取組・施策で、食品ロスに関して、知識や意識の向上と具体的な行動の実践、食品ロスの発生量等の実態把握、未利用食品を有効利用する仕組みづくりとしています。

また、滋賀県では、「滋賀県食品ロス削減推進計画」を策定しています。「滋賀県食品ロス削減推進計画」は、令和3年度から令和7年度を計画期間とし、「三方よしと県民総参加でフードエコ」を基本理念としています。「滋賀県食品ロス削減推進計画」での指標と数値目標を表6-4-1に示します。

表6-4-1 滋賀県食品ロス削減推進計画での指標と数値目標

指標	定義	現状	目標 (2025)	目標 (2030)
家庭系食品ロスの年間発生量（推計）	県内の家庭から発生した食品ロスの年間発生量	2.8万t (2017)	2.5万t (2023)	2.1万t
事業系食品ロスの年間発生量（推計）	県内の食品廃棄物等多量発生事業者の食品ロスの年間発生量	12,697t (2017)	11,730t (2023)	10,590t
食品ロスの問題の認知度	食品ロスの問題を「知っている」と回答した人の割合 (※県民アンケートによる)	81.0% (2020)	90%	—
食品ロス削減の取組を実践している消費者の割合	食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合 (※県民アンケートによる)	78.3% (2020)	80%	—
食品ロス削減の取組を実践している事業者の割合	「三方よしフードエコ推奨店」の累計登録店舗数	118店舗 (2020.3末)	300店舗	—
フードバンクについての認知度	フードバンクを知っていると回答した人の割合 (※県民アンケートによる)	40.9% (2020)	80%	—

3. 計画期間

「大津市食品ロス削減推進計画」の計画期間は、「滋賀県食品ロス削減推進計画」及び本市の「一般廃棄物処理基本計画」との整合性を踏まえて、令和4年度から令和12年度を計画期間とし、令和7年度を中間目標年度とします。

4. 目標設定

本市における食品ロス削減目標を表6-4-2に示します。

表 6-4-2 大津市食品ロス削減目標

項目	実績	中間年度 (令和7年度)	目標年度 (令和12年度)	目標設定
家庭系食品ロス量 (推計)	約 6,000 t (平成 29 年度)	約 5,100 t	4,500 t	家庭系食品ロス量を 平成 29 年度比 75%
食品ロス削減を 意識している 市民の割合	約 90% (令和 2 年度)	92.5%	95%	目標年度までに市民の 95%が食品ロス削減を 意識する

5. 推進体制

(1) 啓発活動と施策の実施

市民が理解しやすい平易な表現を用いて、食品ロス削減についての正しい知識の普及に努めます。また、次世代を担う子供たちへ、食品ロス対策について啓発活動を行います。

生産・製造・販売・消費の各段階において、現在、取り組んでいる各削減施策（P89 表 6-3-1）を実施するとともに、他都市の先進的な取組事例等を参考に新規施策について検討していきます。

(2) 立場に応じた役割分担と未利用食品等の有効利用

行政、事業者、市民それぞれの立場において、「できることを分担していく」という雰囲気醸成に努めます。また、本市におけるこれまでの食品ロス対策を踏まえ、フードバンク活動や未利用食品の有効活用について、関係者が有機的な繋がりをもって連携していくための仕組みづくりを行います。

第7章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の現状と課題

1. 処理体系

本市の生活排水の処理は公共下水道、し尿処理施設、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽で行われています。農業集落排水処理施設は、桐生地区において整備されていましたが、平成28年3月をもって廃止され、公共下水道に接続しています。

本市における生活排水の処理フローを図7-1-1に示します。

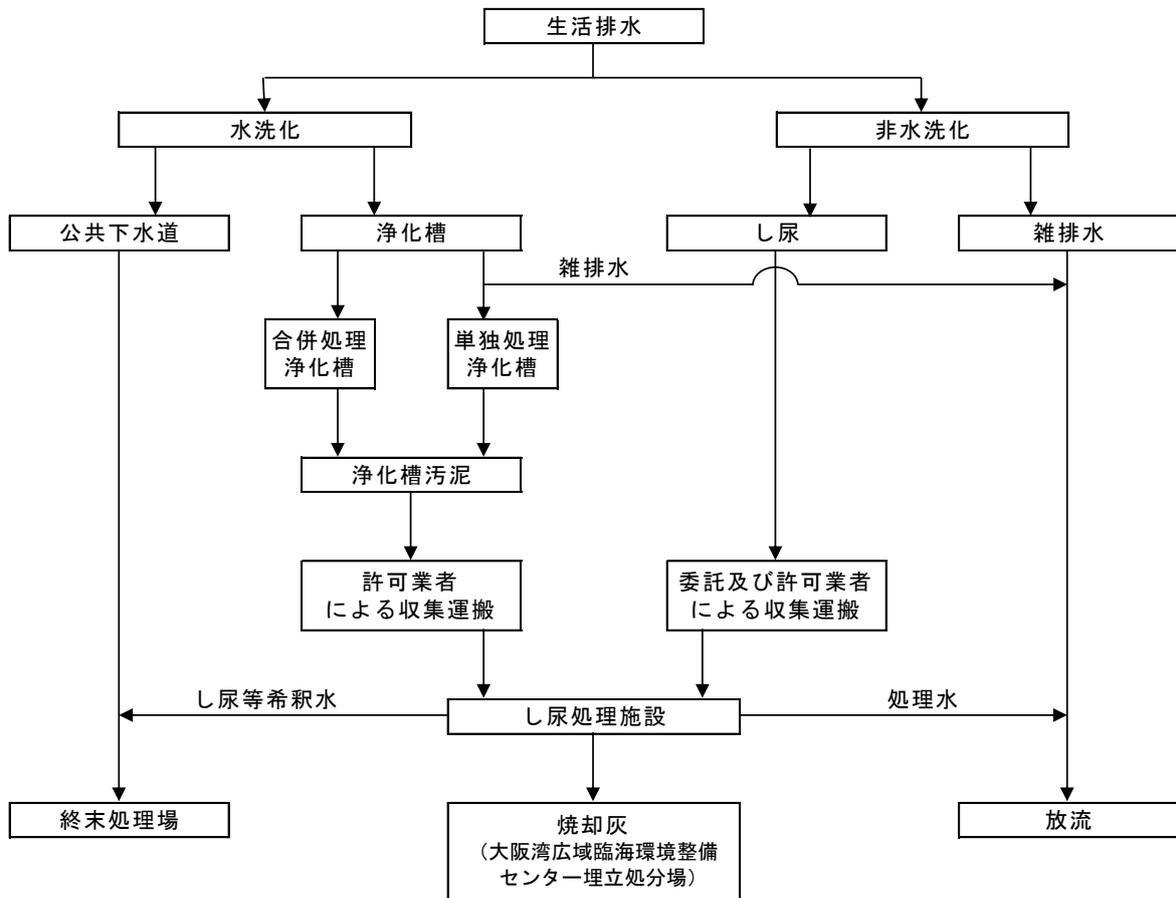


図 7-1-1 生活排水処理フロー

2. 生活排水処理の概要

(1) 処理形態別人口

本市における排水処理形態別の人口を表 7-1-1 及び図 7-1-2 に示します。処理形態別の人口は、公共下水道人口が増加傾向にあり、合併処理浄化槽人口、単独処理浄化槽人口、未水洗・生活雑排水処理人口が減少傾向にあります。

表 7-1-1 処理形態別人口の推移

項目	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
処理計画人口	人	342,154	342,088	342,695	343,550	343,835
水洗化・生活排水処理人口	人	332,501	332,837	333,905	335,092	335,595
公共下水道	人	328,791	329,312	330,563	331,842	332,355
合併処理浄化槽	人	3,710	3,525	3,342	3,250	3,240
下水道計画区域内	人	3,262	3,107	2,920	2,819	2,802
下水道計画区域外	人	448	418	422	431	438
水洗化・生活排水処理人口 (単独処理浄化槽)	人	3,949	3,785	3,490	3,306	3,218
未水洗・生活雑排水処理人口	人	5,704	5,466	5,300	5,152	5,022
水洗化・生活排水処理率	%	97.2	97.3	97.4	97.5	97.6
公共下水道	%	96.1	96.3	96.5	96.6	96.7
合併処理浄化槽	%	1.1	1.0	1.0	0.9	0.9
下水道計画区域内	%	1.0	0.9	0.9	0.8	0.8
下水道計画区域外	%	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
水洗化・生活排水処理率 (単独処理浄化槽)	%	1.2	1.1	1.0	1.0	0.9
未水洗・生活雑排水処理率	%	1.7	1.6	1.5	1.5	1.5

出典：担当課の資料により作成

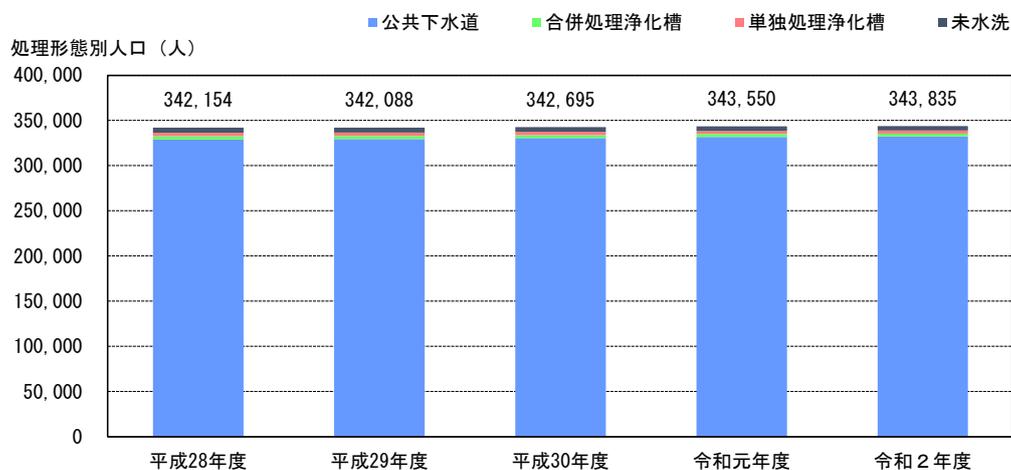


図 7-1-2 処理形態別人口の推移

(2) 公共下水道の整備状況

本市の下水道事業は、旧市街地の浸水被害解消と汚水の排除を目的として昭和36年度に初めて計画され、大津市（大津）公共下水道、大津市（藤尾）公共下水道、琵琶湖流域下水道（湖南中部処理区）関連大津市公共下水道、琵琶湖流域下水道（湖西処理区）関連大津市公共下水道の4処理区に分けて処理を行っています。公共下水道基本計画図を図7-1-3に示します。大津処理区では本市が管理する水再生センターにて、藤尾処理区では京都市上下水道局の石田水環境保全センターにて、湖南中部処理区では滋賀県が管理する湖南中部浄化センターにて、湖西処理区では滋賀県が管理する湖西浄化センターにて処理しています。

大津市（大津）公共下水道は、市の中心部全域（際川以南から蛸谷までの地域）に比叡平地区を加えた計1,438haを処理区域としています。大津市（藤尾）公共下水道は、藤尾地区92haにおける公共下水道事業計画であり、平成4年に供用を開始しました。藤尾地区は琵琶湖側の斜面と京都・山科盆地側の斜面を分ける分水嶺が、本市と京都市との境界線と合致していないため、京都市公共下水道に接続するよう計画されました。大津市（湖南中部）公共下水道は、滋賀県内4つの流域関連公共下水道の1つであり、大津市東南部（瀬田川左岸と蛸谷より南の右岸の地域）を計画区域とします。大津市（湖西）公共下水道も同じく、流域関連公共下水道であり、大津市北部（際川以北）を計画区域とします。

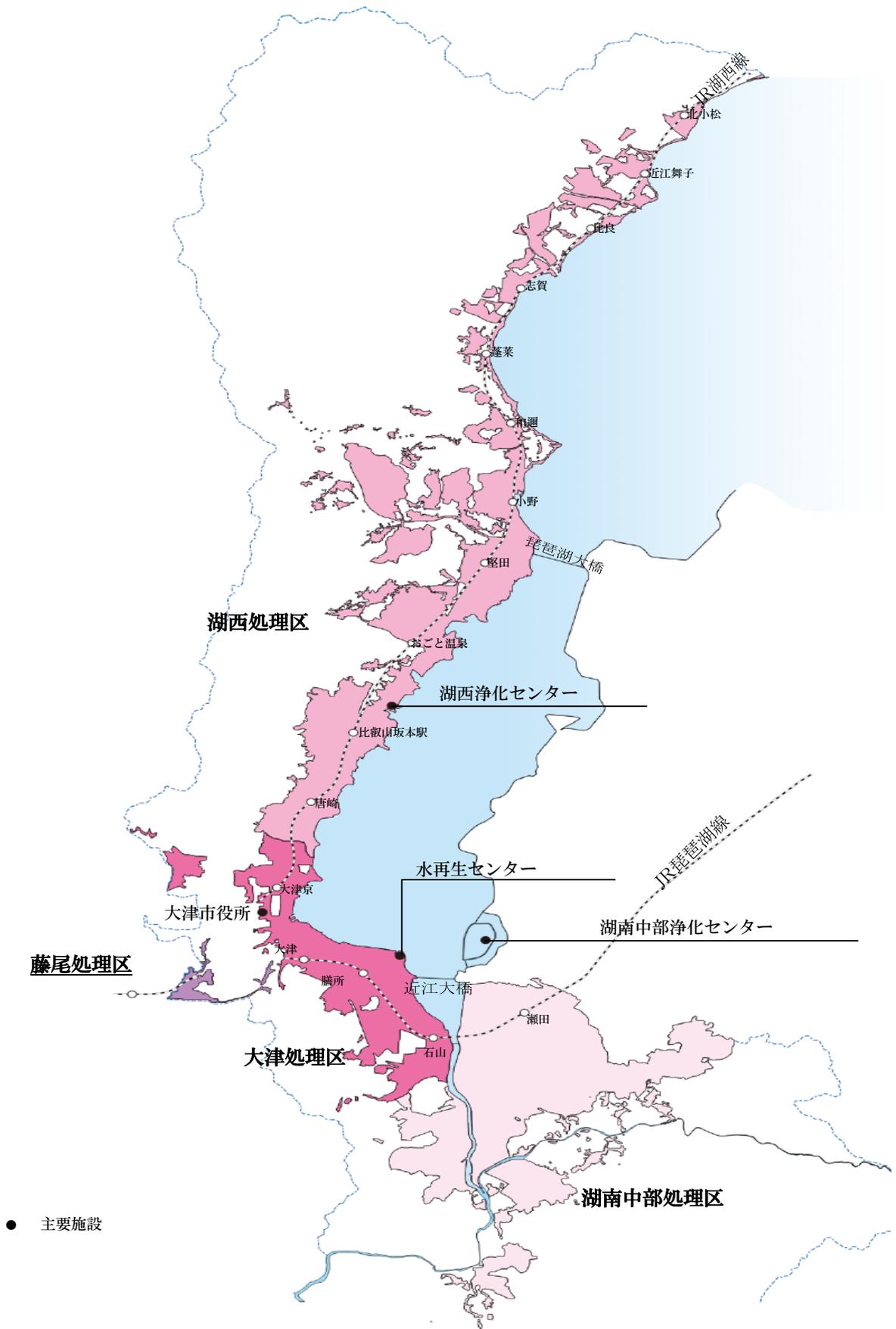
公共下水道整備状況を表7-1-2に示します。

表 7-1-2 公共下水道整備状況

項目	単位	大津市 （大津） 公共下水道	大津市 （藤尾） 公共下水道	大津市 （湖南中部） 公共下水道	大津市 （湖西） 公共下水道	合計
処理区域面積	ha	1,437.6	92.0	1,797.7	2,312.9	5,640.2
行政区域内人口	人	107,636	5,103	111,772	119,039	343,550
処理区域内人口	人	107,362	5,098	110,897	115,006	338,363
処理区域内水洗化人口	人	106,025	4,644	109,128	112,045	331,842
処理区域内世帯数	世帯	49,079	2,511	46,870	49,917	148,377
処理区域内水洗化世帯数	世帯	48,413	2,288	46,046	48,696	145,443
普及率	%	99.7	99.9	99.2	96.6	98.5
水洗化率（処理区域内）	%	98.8	91.1	98.4	97.4	98.1
水洗化率（行政区域内）	%	98.5	91.0	97.6	94.1	96.6
水洗化率（処理区域内世帯）	%	98.6	91.1	98.2	97.6	98.0
終末処理場	-	水再生 センター	石田水環境 保全センター （京都市）	湖南中部 浄化センター （滋賀県）	湖西 浄化センター （滋賀県）	-

※令和2年3月31日時点

出典：滋賀県ホームページ 下水道の普及状況ほかより作成



出典：水道・下水道・ガス事業年報 令和元年版（大津市企業局）

図 7-1-3 公共下水道基本計画図

(3) 浄化槽の設置状況

浄化槽は、令和2年度末で約4,000基が設置されており、毎年新たに設置されていますが、下水道への接続によりその件数は減少傾向にあります。なお、平成13年4月施行の「浄化槽法の一部を改正する法律」（平成13年法律第74号）により、新設される浄化槽は全て合併処理浄化槽となっています。

浄化槽設置届出数を表7-1-3に示します。

表7-1-3 浄化槽設置届出数

項目	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
大津市	件	32	35	31	20	20
滋賀県	件	310	271	275	222	197

出典：公益財団法人 滋賀県生活環境事業協会より作成（平成28年度～令和元年度）

出典：担当課の資料より作成（令和2年度）

「浄化槽」の定義について

平成13年4月の浄化槽法改正により、浄化槽の定義から単独処理浄化槽が削除され、合併処理浄化槽のみが浄化槽と定義されました。しかし、既存の単独処理浄化槽については、経過措置により合併処理浄化槽を直ちに設置する規制から除外されるため、すぐには廃止とならずにかなりの数で存在しています。

そこで本計画では、特に断りのない限り「浄化槽」を「合併処理浄化槽+既存単独処理浄化槽」の意味で使用し、単独処理浄化槽と区別する必要がある場合は「合併処理浄化槽」と表記しました。

(4) し尿処理施設の整備状況

収集されたし尿及び浄化槽汚泥はし尿処理施設において処理されており、本市には、志賀衛生プラント、北部衛生プラント、南部衛生プラントの3つの施設があります。なお、北部衛生プラントについては、現在、前処理を行い公共下水道に投入しています。

各し尿処理施設の概要を表7-1-4に示します。

表 7-1-4(1) し尿処理施設の概要（志賀衛生プラント）

施設名称	志賀衛生プラント
施設所管	大津市
所在地	滋賀県大津市北比良1039-3
計画処理能力	23kL/日（し尿：2kL/日、浄化槽汚泥：21kL/日） 計画時の浄化槽汚泥混入率：91.3%
貯留容量	浄化槽汚泥：44.4m ³ し尿：20.6m ³ 予備：74m ³ 合計：139m ³
処理方式	主処理：膜分離高負荷処理方式 高度処理：活性炭吸着処理 汚泥処理：余剰汚泥 脱水+焼却 凝集汚泥 余剰汚泥と混合処理 臭気処理：高濃度臭気 酸・アルカリ洗浄後中濃度臭気処理 中濃度臭気 酸+アルカリ・次亜塩素酸洗浄 低濃度臭気 活性炭吸着
希釈水の種類	—
し渣処分方法	焼却後搬出処分
汚泥処分方法	焼却後搬出処分
放流先	砂地川
着工年度	平成16年9月
竣工年度	平成18年11月

表 7-1-4(2) し尿処理施設の概要（北部衛生プラント）

施設名称	北部衛生プラント
施設所管	大津市
所在地	滋賀県大津市仰木の里1-24-1
計画処理能力	48kL/日（し尿：32kL/日、浄化槽汚泥：16kL/日） 計画時の浄化槽汚泥混入率：33.3%
貯留容量	浄化槽汚泥：101.6m ³ し尿：90.9m ³ 合計：192.5m ³
処理方式	前処理：ドラムスクリーン+スクリーブレス 臭気処理：高・中濃度臭気 酸洗浄+アルカリ・次亜塩素酸洗浄+活性炭吸着 低濃度臭気 活性炭吸着
希釈水の種類	井戸水
し渣処分方法	脱水後搬出処分
汚泥処分方法	—
放流先	下水道
下水道投入量	500m ³ /日以下
着工年度	平成5年6月
竣工年度	平成6年7月

表 7-1-4(3) し尿処理施設の概要（南部衛生プラント）

施設名称	南部衛生プラント
施設所管	大津市
所在地	滋賀県大津市羽栗1-18-1
計画処理能力	90kL/日（し尿：72kL/日、浄化槽汚泥：18kL/日） 計画時の浄化槽汚泥混入率：20%
貯留容量	浄化槽汚泥：136.3m ³ し尿：322.6m ³ 合計：458.9m ³
処理方式	主処理：標準脱窒素処理方式 高度処理：加圧浮上+オゾン+砂ろ過 汚泥処理：余剰汚泥 濃縮+脱水+乾燥+焼却 凝縮汚泥 余剰汚泥と混合処理 臭気処理：高濃度臭気 燃焼脱臭（焼却炉停止時は中濃度臭気処理へ） 中・低濃度臭気 酸洗浄+アルカリ・次亜塩素酸洗浄+還元剤洗浄+活性炭吸着
希釈水の種類	河川の伏流水（冬場の水温調整用として一部地下水も使用）
し渣処分方法	脱水後搬出処分
汚泥処分方法	脱水後搬出処分
放流先	1級河川 大戸川
着工年度	昭和58年9月
竣工年度	昭和60年12月

(5) し尿及び浄化槽汚泥の排出状況

本市のし尿及び浄化槽汚泥の排出実績を表 7-1-5 及び図 7-1-4 に示します。

し尿及び浄化槽汚泥の排出量は、減少傾向を示していましたが、令和 2 年度に増加しています。

表 7-1-5 し尿及び浄化槽汚泥の排出量及び原単位の推移

項目	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
し尿	kL	5,481	5,367	4,853	4,601	4,976
浄化槽汚泥	kL	8,845	8,411	7,778	7,704	7,669
合計	kL	14,326	13,778	12,631	12,305	12,645
原単位	L/人・日	2.9	3.0	2.9	2.9	3.0
し尿	L/人・日	2.6	2.7	2.5	2.4	2.7
浄化槽汚泥	L/人・日	3.2	3.2	3.1	3.2	3.3

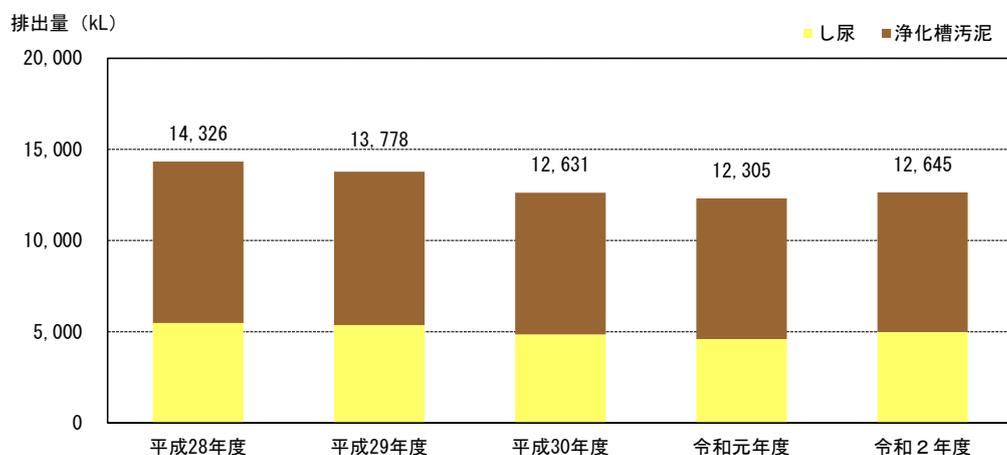


図 7-1-4 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の推移

(6) 収集運搬の状況

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、本市の委託する業者又は本市が許可する収集運搬許可業者で行っています。

(7) 中間処理の状況

志賀衛生プラント、北部衛生プラント、南部衛生プラントの3つのし尿処理施設における処理実績を表7-1-6及び図7-1-5に示します。

表7-1-6 し尿処理施設の処理量の推移

項目	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
志賀衛生プラント	kL	4,423	4,335	4,192	4,003	3,966
し尿	kL	1,770	1,708	1,604	1,527	1,566
浄化槽汚泥	kL	2,654	2,627	2,589	2,476	2,400
北部衛生プラント	kL	3,575	3,821	3,392	3,305	3,568
し尿	kL	1,295	1,355	1,173	1,069	1,289
浄化槽汚泥	kL	2,280	2,466	2,219	2,236	2,279
南部衛生プラント	kL	6,328	5,622	5,046	4,997	5,111
し尿	kL	2,416	2,305	2,076	2,005	2,121
浄化槽汚泥	kL	3,912	3,318	2,970	2,992	2,990
合計	kL	14,326	13,778	12,631	12,305	12,645
し尿	kL	5,481	5,367	4,853	4,601	4,976
浄化槽汚泥	kL	8,845	8,411	7,778	7,704	7,669

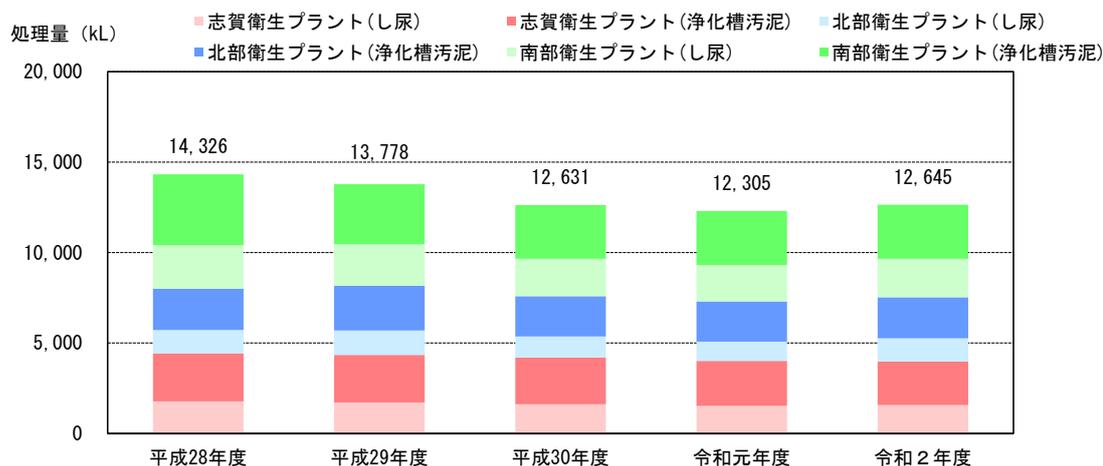


図7-1-5 し尿処理施設の処理量の推移

(8) 処理経費の状況

本市の生活排水処理にかかる経費を表 7-1-7 及び図 7-1-6 に示します。

表 7-1-7 生活排水処理経費の経年変化

項目	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
生活排水処理経費	千円	318,990	320,683	320,423	314,355	308,830
処理及び維持管理費	千円	291,296	292,031	295,302	295,862	285,709
建設改良費	千円	27,694	28,652	25,121	18,493	23,121
処理計画人口	人	342,154	342,088	342,695	343,550	343,835
1人当たりの生活排水処理経費	円/人	932	937	935	915	898

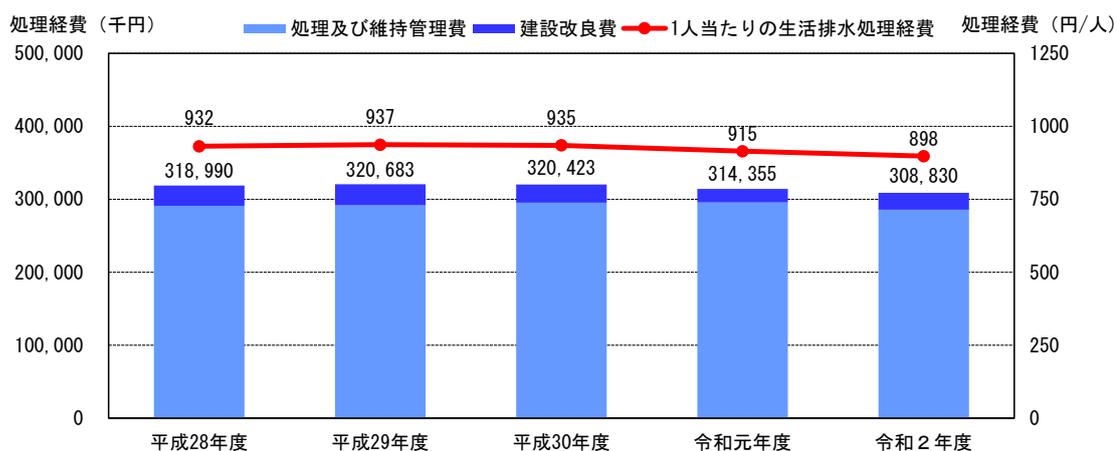


図 7-1-6 生活排水処理経費の経年変化

第2節 現計画の目標値の達成状況

1. 処理量

「大津市生活排水対策推進計画・大津市し尿処理基本計画」（平成27年度見直し）において示されたし尿及び汚泥の排出計画の達成状況を表7-2-1に示します。

表7-2-1 生活排水処理量の達成状況

項目	単位	令和2年度 計画値	令和2年度 実績	達成状況
し尿	kL	0	4,976	未達成
浄化槽汚泥	kL	8,444	7,669	達成
合計	kL	8,444	12,645	未達成

2. 水洗化率

「大津市生活排水対策推進計画・大津市し尿処理基本計画」（平成27年度見直し）において示された公共下水道及び合併浄化槽等の水洗化率の達成状況を表7-2-2に示します。

表7-2-2 水洗化率の達成状況

項目	単位	令和2年度 計画値	令和2年度 実績	達成状況
生活排水対策推進計画区域内人口	人	338,334	343,835	達成
水洗化・生活雑排水処理人口	%	100.0	97.6	未達成
公共下水道	%	98.3	96.7	未達成
合併浄化槽	%	1.7	0.9	未達成
下水道計画区域内	%	0.5	0.8	—
下水道計画区域外	%	1.2	0.1	—
水洗化・生活雑排水処理人口 （単独処理浄化槽）	%	0.0	0.9	未達成
未水洗・生活雑排水処理人口	%	0.0	1.5	未達成

3. 課題の整理

(1) 公共下水道の整備

現状、下水道計画区域内人口のうち公共下水道により処理されているのは97.6%であり、目標の100%に達していません。公共下水道の整備済み地区における未接続世帯に対して、早期の接続を促していくことが重要です。

(2) 合併処理浄化槽の普及

現状、下水道計画区域外人口のうち合併浄化槽により処理されているのは47.6%であり、目標の100%を達していません。単独処理浄化槽使用世帯に対して、早期に合併処理浄化槽への転換を促していく必要があります。

(3) し尿及び浄化槽汚泥等の収集・運搬

今後は、公共下水道等の普及によりし尿処理施設への搬入量は長期的にみると減少することが予想されるため、住民サービスを維持しつつ、より効率的な収集・運搬の方法を検討する必要があります。

(4) し尿処理施設の再編

本市では現在3か所のし尿処理施設（志賀衛生プラント、北部衛生プラント、南部衛生プラント）を有しており、各衛生プラントの計画処理量の合計と現状の総処理量を比較すると、処理能力に余剰を生じています。また、本市における下水道の普及率の向上を考慮すると、今後し尿及び浄化槽汚泥の量が長期的にみると増加するとは考えられません。

各衛生プラントの老朽化が進む中、それぞれの施設全てを改築更新するのではなく、し尿処理施設を再編し、適切な維持管理及び機器・設備の補修・改造の最適化に努める必要があります。

(5) 合併処理浄化槽における維持管理

合併処理浄化槽の処理機能を維持するためには、法定検査、保守点検及び汚泥引抜等の維持管理を適正に行う必要があります。そのため、合併処理浄化槽の施設管理者が適正に維持管理を実施することが課題となります。

第3節 計画の基本的事項の検討

1. し尿等処理人口及びし尿等排出量の将来予測

し尿等排出量の将来予測は、公共下水道の整備状況や合併処理浄化槽の普及状況を基に処理形態別人口を予測し、1人1日当たりの排出量を乗じることで算定します。処理形態別人口の将来予測及びし尿等排出量の将来予測を表7-3-1及び図7-3-1、7-3-2に示します。

表7-3-1 処理形態別人口及びし尿等排出量の将来予測

項目	単位	実績					予測		
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
処理計画人口	人	342,154	342,088	342,695	343,550	343,835	342,894	341,953	341,011
水洗化・生活排水処理人口	人	332,501	332,837	333,905	335,092	335,595	335,114	334,546	333,970
公共下水道	人	328,791	329,312	330,563	331,842	332,355	332,060	331,610	331,148
合併処理浄化槽	人	3,710	3,525	3,342	3,250	3,240	3,054	2,936	2,822
下水道計画区域内	人	3,262	3,107	2,920	2,819	2,802	2,641	2,539	2,441
下水道計画区域外	人	448	418	422	431	438	413	397	381
水洗化・生活排水処理人口 (単独処理浄化槽)	人	3,949	3,785	3,490	3,306	3,218	2,955	2,751	2,548
未水洗・生活雑排水処理人口	人	5,704	5,466	5,300	5,152	5,022	4,825	4,656	4,493
水洗化・生活排水処理率	%	97.2	97.3	97.4	97.5	97.6	97.7	97.8	97.9
年間日数	日	365	365	365	366	365	365	365	366
汚泥処理量原単位	L/人・日	2.9	3.0	2.9	2.9	3.0	2.9	2.9	2.9
し尿	L/人・日	2.6	2.7	2.5	2.4	2.7	2.6	2.6	2.6
浄化槽汚泥	L/人・日	3.2	3.2	3.1	3.2	3.3	3.2	3.2	3.2
汚泥処理量	kL	14,326	13,778	12,631	12,305	12,645	11,598	11,061	10,565
し尿	kL	5,481	5,367	4,853	4,601	4,976	4,579	4,419	4,276
浄化槽汚泥	kL	8,845	8,411	7,778	7,704	7,669	7,019	6,642	6,289

項目	単位	予測						
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
処理計画人口	人	340,071	339,026	337,978	336,934	335,888	334,842	333,429
水洗化・生活排水処理人口	人	333,386	332,694	331,992	331,285	330,571	329,849	328,759
公共下水道	人	330,673	330,087	329,487	328,878	328,258	327,627	326,626
合併処理浄化槽	人	2,713	2,607	2,505	2,407	2,313	2,222	2,133
下水道計画区域内	人	2,346	2,255	2,166	2,082	2,000	1,922	1,845
下水道計画区域外	人	367	352	339	325	313	300	288
水洗化・生活排水処理人口 (単独処理浄化槽)	人	2,348	2,148	1,951	1,755	1,561	1,370	1,178
未水洗・生活雑排水処理人口	人	4,337	4,184	4,035	3,894	3,756	3,623	3,492
水洗化・生活排水処理率	%	98.0	98.1	98.2	98.3	98.4	98.5	98.6
年間日数	日	365	365	365	366	365	365	365
汚泥処理量原単位	L/人・日	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9
し尿	L/人・日	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6
浄化槽汚泥	L/人・日	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2
汚泥処理量	kL	10,027	9,525	9,034	8,581	8,089	7,633	7,181
し尿	kL	4,116	3,971	3,829	3,706	3,564	3,438	3,314
浄化槽汚泥	kL	5,911	5,554	5,205	4,875	4,525	4,195	3,867

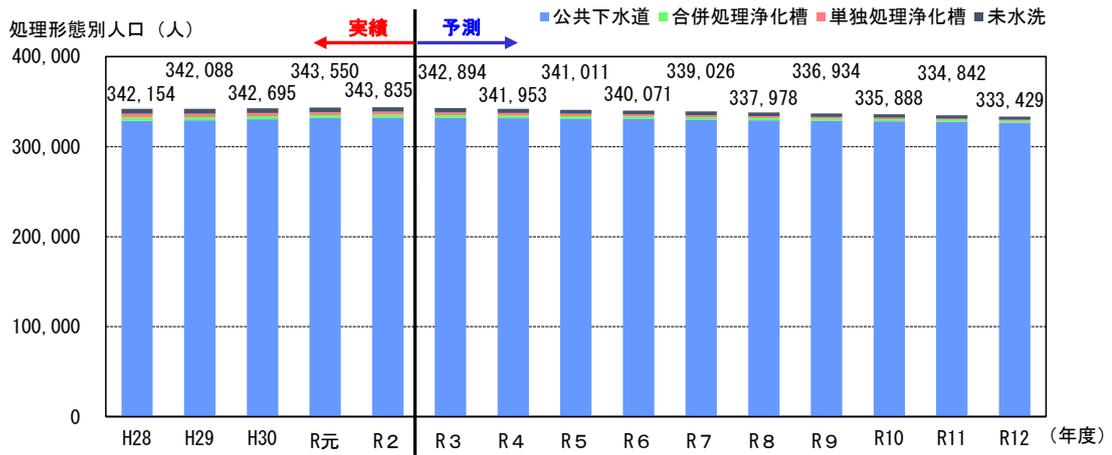


图 7-3-1 处理形态别将来人口

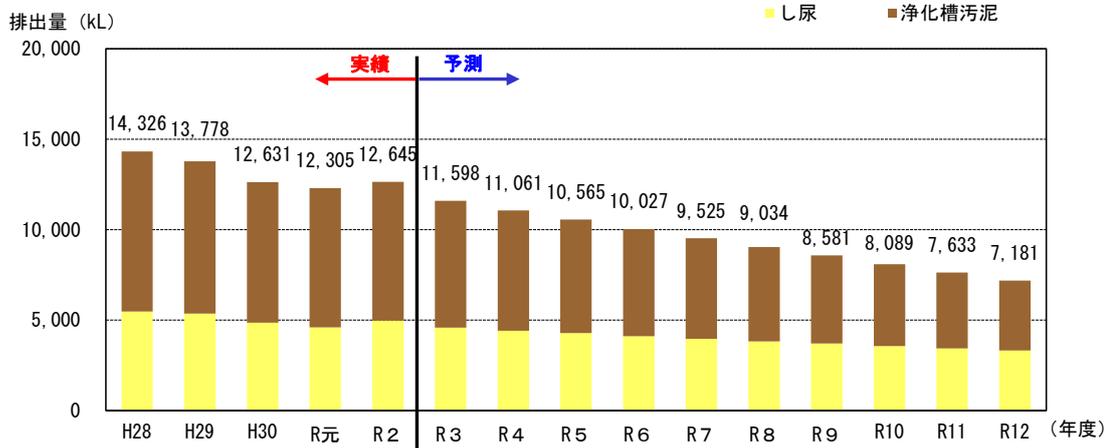


图 7-3-2 ㄚ尿等将来排出量

第4節 生活排水処理基本計画

1. 基本理念

本市は日本一の面積を有する琵琶湖に向かって開けたまちであり、長い湖岸線とそこに注ぐ大小様々な河川を有しています。本市は古来より河川や琵琶湖の水の恩恵を受けて発展してきていることから、水を守る意識が高く、また、水に関わる文化や歴史が受け継がれています。

このような「水を大切にしたい」という思いを持ち、「心ある行動」を徹底し、湖都大津の豊かな水文化と美しい水環境が創造、継続されることを目指し、市民、事業者、行政の参画、協働により取り組むことを目的とします。

基本理念

大 津 H E A R T プ ラ ン

～水を大切にしたいという思いをもった“心ある行動”の実践～

H: heart	心
E: environment	環境
A: action	行動
R: river	河川・琵琶湖
resource	資源（水）
T: together	協働
total system	総合システム

2. 基本方針

基本理念に基づき、2つの基本方針を定め、総合的に施策を推進していくこととします。

基本方針1. 施設整備の推進

基本的には公共下水道の整備を鋭意推進し、公共下水道が当分の間整備されない区域においては合併処理浄化槽の整備を図ります。

基本方針2. 啓発活動の継続・拡充

市民の水を大切にしたいという思いや近年の環境への関心の高まりに対応するため、合併処理浄化槽の必要性や水の汚れの原因となるものを流さない必要性等の充実した内容の情報を幅広く効果的に市民に提供していく必要があります。

3. 目標値の設定

生活排水処理における目標値を表 7-4-1 に示します。

表 7-4-1 生活排水処理における目標値

項目	現状 (令和2年度)	中間目標年度 (令和7年度)	目標年度 (令和12年度)
下水道計画区域内人口のうち 公共下水道により処理される割合	97.6%	98.1%	98.6%
し尿排出量	4,976kL	3,971kL	3,314kL
浄化槽汚泥排出量	7,669kL	5,554kL	3,867kL
し尿及び浄化槽汚泥排出量	12,645kL	9,525kL	7,181kL

4. 生活排水処理形態別人口の見込み

本市における生活排水処理形態別人口の実績及び計画目標年度、中間目標年度における見込みを表 7-4-2 に示します。

表 7-4-2 生活排水処理形態別人口の見込み

項目	単位	実績 (令和2年度)	中間目標年度 (令和7年度)	目標年度 (令和12年度)
処理計画人口	人	343,835	339,026	333,429
水洗化・生活排水処理人口	人	335,595	332,694	328,759
公共下水道	人	332,355	330,087	326,626
合併処理浄化槽	人	3,240	2,607	2,133
下水道計画区域内	人	2,802	2,255	1,845
下水道計画区域外	人	438	352	288
水洗化・生活排水処理人口 (単独処理浄化槽)	人	3,218	2,148	1,178
未水洗・生活雑排水処理人口	人	5,022	4,184	3,492

5. し尿及び浄化槽汚泥等処理量の見込み

本市のし尿及び浄化槽汚泥等処理量は、公共下水道の整備により減少すると予測されます。本市におけるし尿及び浄化槽汚泥等処理量の実績及び計画目標年度、中間目標年度における見込みを表 7-4-3 に示します。

表 7-4-3 し尿及び浄化槽汚泥等処理量の見込み

項目	単位	実績 (令和2年度)	中間目標年度 (令和7年度)	目標年度 (令和12年度)
汚泥処理量	kL	12,645	9,525	7,181
し尿	kL	4,976	3,971	3,314
浄化槽汚泥	kL	7,669	5,554	3,867

6. 収集運搬計画

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、本市の委託する業者又は本市が許可する収集運搬許可業者で行っています。

し尿及び浄化槽汚泥を速やかに、かつ衛生的に収集・運搬することを基本とし、また、収集・運搬の効率化、収集量の平準化についても考慮します。

7. 中間処理計画

現在3施設あるし尿処理施設を、南部衛生プラントを廃止し2施設へと再編し、収集されたし尿及び浄化槽汚泥の性状に対応した適正な処理を行います。

8. 最終処分計画

し尿処理施設の処理により発生する余剰汚泥については、引き続き、焼却処理した後、その残渣を大阪湾広域臨海環境整備センター埋立処分場に埋立処分します。

9. 計画の推進、進捗管理

(1) 公共下水道の整備

「大津市下水道事業中期経営計画」に基づき、公共下水道の整備済み地区における未接続世帯に対して、公共下水道への早期の接続を啓発活動等により促進します。

(2) 合併処理浄化槽への転換、維持管理

下水道計画区域外ける単独処理浄化槽使用世帯、汲み取り世帯に対して、合併処理浄化槽への転換を推進します。

また、合併処理浄化槽の適正な維持管理について啓発活動等を実施します。

(3) 生活排水対策に係る啓発

啓発パンフレットや環境学習を実施し、生活排水対策の必要性を共通認識として持ち、また、各生活排水処理施設の基本的な知識も合わせて持つよう啓発を行い、家庭から排出される汚濁物質の削減を図ります。

家庭で取り組める生活排水対策として、廃食油の適正な処理、洗剤やシャンプー等の適正な使用、目の細かいストレーナーやネット等の使用による調理くずの処理等の普及と啓発を行います。

(4) 今後の進捗管理

基本計画の実施のために必要な各年度の事業については単年度ごとに「一般廃棄物処理実施計画」を策定し、具体的にこれを定めます。

年度ごとの計画の進捗については、その達成度や状況を適確に評価ができるように年次ごとの目標を定め、それに対する実績の推移を点検していきます。

その結果については、広く市民に対し公開し、湖都大津の豊かな水文化と美しい水環境の創造・継続へ繋げていきます。

第8章 計画の進捗管理

第1節 大津市廃棄物減量等推進審議会による進捗管理

本計画を推進するためには、施策の進捗状況や達成状況等を点検・評価する仕組みが必要です。

計画の進捗状況は、「P D C Aサイクル」を用いて把握します。この方法は、①策定 (Plan)、②実行 (Do)、③点検・評価 (Check)、④見直し (Action) という手順を繰り返して行くことにより、その時点における計画の進捗状況や施策の実施状況の把握、課題の抽出等を行うものであり、このサイクルによる計画の点検・評価は、年度ごとに実施することを基本とします。なお、本市では、「廃棄物処理法」第5条の7の規定に基づき、「大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例」第17条により「大津市廃棄物減量等推進審議会」を設置しています。

この審議会では、一般廃棄物の発生抑制や再利用の促進等、本市のごみ処理に関する事項について審議します。市は、条例に基づく附属機関としての審議会から、本計画の進捗のチェックを受け、必要に応じてごみ処理制度に対する意見や提言を受けるものとします。

P D C Aサイクルに基づく計画の進行管理を図8-1-1に示します。

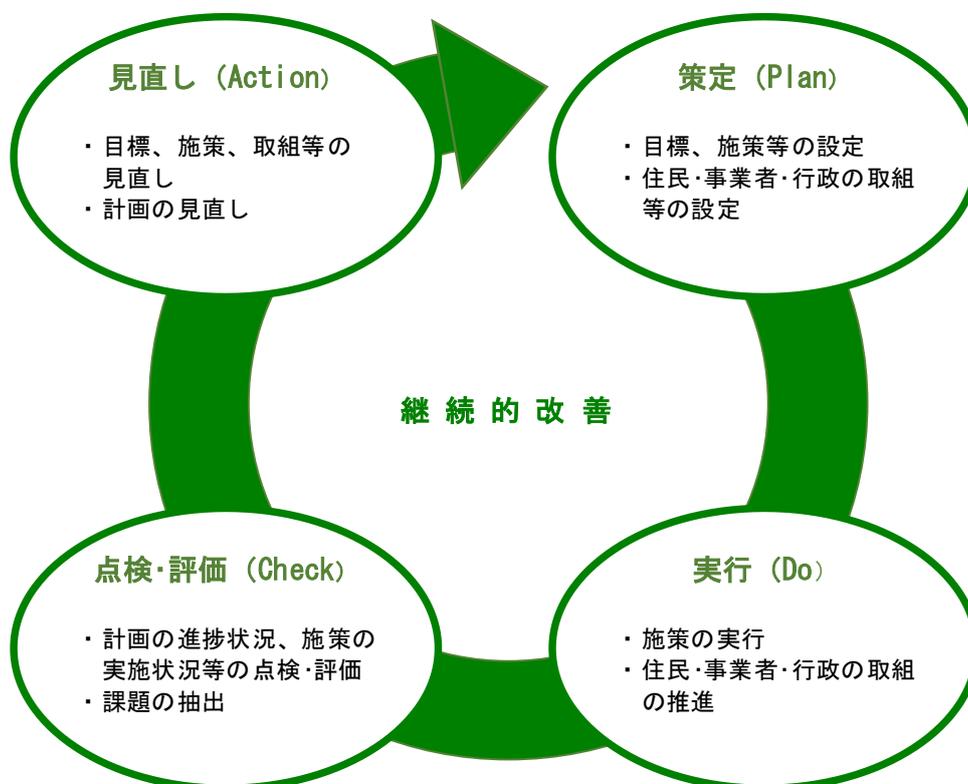


図8-1-1 P D C Aサイクルに基づく計画の進行管理

資料編

目次

(資料1) 一般廃棄物処理の沿革	1
(資料2) 分別状況調査	6
第1節 調査概要	6
第2節 分別状況調査結果	8
第3節 過年度比較	19
(資料3) 市民アンケート及び事業者アンケート集計結果	23
第1節 調査概要	23
第2節 市民アンケートの調査結果	25
第3節 市民アンケートの調査結果（クロス集計）	46
第4節 事業者アンケートの調査結果	51
(資料4) ごみ排出量等の将来推計（現状推移）	67
(資料5) ごみ排出量等の将来推計（施策実行後）	69
(資料6) 関連するSDGsのグローバル目標及びターゲット	71
(資料7) 審議に関する資料	74
(資料8) 諮問及び答申に関する資料	77
(資料9) 用語集	80

(資料 1) 一般廃棄物処理の沿革

本市における一般廃棄物処理の沿革を表資 1-1 に示します。

表資 1-1 一般廃棄物処理の沿革

年	事項	法	
明治 35 年(1902)	人曳による荷車でじん芥収集を実施	汚物掃除法 (M33～S29)	
昭和 2 年(1927)	牛馬によるじん芥収集を実施		
昭和 8 年(1933)	(松本町及び膳所中の庄に) 自然通風式(バッチ式) 焼却炉開設		
昭和 23 年(1948)	トラックによるじん芥収集実施(週 2 回に増加)	清掃法 (S29～S45)	
昭和 29 年(1954)	し尿処理が市町村固有の事務に変更		
4 月	「大津市清掃条例」公布		
12 月	くみ取り手数料に従量制導入		
昭和 30 年(1955)	し尿収集業務を農協連し尿部に委託		
昭和 32 年(1957)	し尿収集業務の一部を民間業者に許可し、収集地域を農協連し尿部と二分		
昭和 33 年(1958)	し尿収集業務を民間業者に全面許可		
昭和 36 年(1961)	膳所上別保町にバッチ式焼却炉開設		
昭和 38 年(1963)	くみ取り手数料に定額制導入		
4 月	ごみの分別収集開始、燃やせないごみを月 1 回収集		
昭和 39 年(1964)	田上羽栗町に大津市衛生処理場開設		
昭和 40 年(1965)	し尿収集の効率化を図るため市直営による中継業務(中継槽から処理場までの運搬) 実施		
昭和 41 年(1966)	堅田町にバッチ式焼却炉の堅田じん芥焼却場開設		
昭和 42 年(1967)	大津市衛生処理場の二次処理方式を活性汚泥処理方式に改良		
4 月	瀬田、堅田両町との合併		
昭和 43 年(1968)	仰木町に仰木不燃物処分地開設		
昭和 44 年(1969)	燃やせないごみの収集回数を月 1 回から月 2 回に増加		
6 月	膳所上別保町に連続燃焼式機械炉への建替完了		
9 月	し尿等中継業務を市直営から許可業者へ引継		
昭和 46 年(1971)	一部の地域でごみの夜間収集を開始	廃棄物処理法 (S45～)	
9 月	石山寺辺町に寺辺不燃物処分地開設		
昭和 47 年(1972)	「大津市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」公布		
昭和 49 年(1974)	浜町に下水道投入所設置		
	大津市衛生処理場を湿式酸化処理方式に改造、「大津市南部衛生プラント」に名称変更		
昭和 51 年(1976)	仰木町に大津市北部衛生プラント開設		廃棄物処理法 改正 (S51)
	事業系ごみ収集業許可制開始		
7 月	浄化槽設置届取扱事務が保健所より大津市に移管		
昭和 52 年(1977)	事業系ごみ市直営有料収集廃止		
4 月	大津市議会で「ごみ非常事態宣言」を決議		
10 月	寺辺不燃物処分地閉鎖		
11 月	大津市・志賀町清掃センター組合(一部事務組合) 設立		
12 月			

資料編

昭和53年(1978)	7月	(財) 大津市産業廃棄物処理公社設立	
	10月	大型ごみの定期収集開始(1回/年)	
昭和54年(1979)	12月	堅田不燃物処分地開設	
昭和55年(1980)	4月	仰木不燃物処分地閉鎖	
	10月	大型ごみのうち資源(洗濯機、冷蔵庫)の分別収集を開始 湖南中部流域下水道供用開始	
	12月	膳所上別保町に資源回収センター開設	
昭和56年(1981)	3月	大津市・志賀町「廃棄物処理基本計画」策定	
	5月	「ごみ減量と資源再利用推進会議」発足	
昭和57年(1982)	4月	かん・びんの分別収集開始(1回/月) 大型ごみの収集回数年1回から年2回に増加 大津市北部衛生プラントに三次処理施設設置	
	5月	燃やせるごみの指定紙袋排出制を実施	
	6月	燃やせないごみの収集回数月2回から月4回に増加 (燃やせないごみにプラスチックを入れる) 堅田不燃物処分地閉鎖	
	7月	石山内畑町に南部不燃物処分地開設	
昭和58年(1983)	3月	南部不燃物処分地に熔融固化処理機を設置	
	11月	大石中町に(財)大津市産業廃棄物処理公社が産業廃棄物処理施設として大津クリーンセンター開設	
昭和59年(1984)	4月	大型ごみの収集回数年2回から年3回に増加 湖西流域下水道供用開始	
昭和60年(1985)	5月	伊香立下龍華町に大津市・志賀町清掃センター組合最終処分場開設 燃やせないごみの収集回数月4回から週1回に変更 廃乾電池の分別収集を実施	浄化槽法施行 (S60)
		かん、びんを月の前半(第1・2週)、後半(第3・4週)に分け収集	
	9月	大津市桐生地区農業集落排水処理施設開設	
	12月	大津市南部衛生プラントを低希釈二段活性汚泥法+高度処理に更新	
昭和61年(1986)	4月	大津クリーンセンター内に再資源化施設開設	
昭和62年(1987)	4月	「大津市・志賀町清掃センター組合」を「大津市・志賀町行政事務組合」に名称変更	
	6月	南部不燃物処分地閉鎖	
昭和63年(1988)	3月	大津市清掃工場開設 燃やせるごみの指定紙袋排出制を自由袋制に変更	
平成元年(1989)	3月	行政事務組合がクリーンセンター焼却施設開設	
	6月	石山外畑町に第二南部不燃物処分地開設	
平成2年(1990)	1月	フェニックス(大阪湾広域臨海環境整備センター)事業供用開始	
	10月	牛乳パック回収資源化運動の支援開始	
	12月	大津市北部衛生プラントで下水道投入処理実験を開始	
平成3年(1991)	3月	大津市・志賀町「一般廃棄物処理基本計画」策定	廃棄物処理法 改正(H3)
	4月	行政事務組合クリーンセンター粗大ごみ処理施設開設	
	11月	大津市北部衛生プラントで下水道投入処理(試験)を開始	
	12月	「紙の日」運動開始	
平成4年(1992)	3月	浜町下水道投入所閉鎖 「大津市生活排水対策推進計画」策定	

	4月	大型ごみの収集回数年3回から年4回に増加 葛川地域し尿収集・運搬業務委託	
平成 4年(1992)	9月	リサイクルマーケット・イン大津開催(以後平成22年度まで毎年開催)	
平成 5年(1993)	4月	古紙再資源化促進補助制度開始	環境基本法公布(H5)
	12月	不法投棄市民監視員制度発足	
平成 6年(1994)	6月	「大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例」制定	
	7月	石山外畑町の第二南部不燃物処分地埋立終了	
	8月	大石曾束町に大津市大田廃棄物最終処分場開設 大石淀町に(財)大津市産業廃棄物処理公社最終処分場開設 大津市北部衛生プラントの前処理施設を改築し、湿式酸化処理方式を標準脱窒素処理方式に変更 大津方式によるフロン回収開始	
平成 7年(1995)	9月	「大津市環境基本条例」公布(施行11月)	容器包装リサイクル法制定(H7)
	10月	堅田じん芥焼却場廃止	
平成 8年(1996)	1月	堅田不燃物処分地廃止	
	2月	廃棄物減量等推進審議会発足	
	3月	「滋賀県環境基本条例」公布	
	4月	廃棄物処理手数料等の改正	
	10月	「分別収集計画」策定	
平成 9年(1997)	3月	合理化事業計画策定に伴う協定締結(し尿)	廃棄物処理法改正(H9)
	4月	「大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例」一部改正	容器包装リサイクル法一部施行(H9)
平成10年(1998)	1月	大津市・志賀町行政事務組合最終処分場(既設)埋立終了 大津市・志賀町行政事務組合最終処分場増設1期開設	
	3月	湖南衛生プラント組合脱退 再資源化施設(ペットボトル)増設工事完工	
	4月	ペットボトル分別収集開始(びんと一括収集)	
平成11年(1999)	4月	大津市北部衛生プラントでのし尿等の処理休止	
	6月	「第2期分別収集計画」策定	
	11月	びん・ペットボトル透明袋モデル回収事業(市内5学区)	
平成12年(2000)	4月	資源ごみを透明袋にて回収 びんを有色・無色透明びんに分別	循環型社会形成推進基本法(H12~)
平成13年(2001)	3月	「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」策定	家電リサイクル法施行(H13)
	4月	大型ごみ以外の全てのごみを透明指定ごみ袋にて収集 廃棄物処理手数料等の改正 大津市・志賀町行政事務組合最終処分場増設1期埋立終了 大津市・志賀町行政事務組合最終処分場増設2期供用開始 浄化槽設置届出書の受理等の事務が県から市に権限委譲	
平成13年(2001)	12月	「合理化事業計画策定に伴う協定」締結(浄化槽汚泥)	
平成14年(2002)	6月	「第3期分別収集計画」策定	
平成15年(2003)	1月	ペットボトルの単独収集開始 大津市・志賀町行政事務組合クリーンセンターペットボトル減容機増設工事完工	
	7月	大津市南部衛生プラントでばっ気槽改修	

資料編

平成16年(2004)	1月	ごみコールセンター開設（廃棄物収集情報管理システム構築）	
	4月	動物死体収集委託開始 「大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例」の一部改正（ごみ集積所へ排出されるごみの持ち去り行為の禁止等に関する改正）	
	7月	「家電リサイクル法」に冷凍庫が追加	
平成17年(2005)	6月	プラスチック製容器包装のモデル分別収集事業（1学区）	
	8月	「第4期分別収集計画」策定	
平成18年(2006)	3月	「循環型社会形成推進地域計画」策定 「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（後期計画）」策定 大津市・志賀町行政事務組合解散 志賀町との合併 「大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」施行 大津市清掃工場を大津市環境美化センターに名称変更	改正容器包装 リサイクル法成立・ 一部施行 (H18)
	9月	大津市志賀衛生プラントの試運転開始により海洋投入処分終了	
	11月	大津市志賀衛生プラント全面更新竣工	
平成19年(2007)	1月	容器包装リサイクル施設（大津市北部クリーンセンタープラスチック容器資源化施設）完工	
	2月	プラスチック容器包装（袋類、パック・カップ類、プラスチックボトル類）分別収集開始 有色・無色透明びんを合わせて収集（施設にて分別を行う） 燃やせないごみの収集回数を月2回から1回に変更 収集曜日の再編成及び夜間収集廃止	
	3月	志賀地域合理化事業計画策定に伴う協定締結 第2次「大津市生活排水対策推進計画」見直し	
	4月	浄化槽の水質検査等に係る指導、助言、勧告及び命令等の事務が県から市に権限委譲	
	6月	「第5期分別収集計画」策定	
	11月	ごみ減量ガイドブックを全戸配布	
平成20年(2008)	1月	大型ごみ戸別有料収集開始 小型家電製品と小型金属類を大型ごみから燃やせないごみに変更 燃やせないごみの搬入施設を最終処分場からクリーンセンターに変更 廃棄物処理手数料等の改正	改正容器包装 リサイクル法完全施 行（H20）
平成21年(2009)	4月	中核市移行に伴い、産業廃棄物に係る事務を産業廃棄物対策課及び不法投棄対策課において所管、浄化槽保守点検業の登録事務が県から市に権限委譲 「家電リサイクル法」にプラズマテレビ、液晶テレビ、衣類乾燥機が追加	
平成21年(2009)	10月	プラスチック製容器包装収集範囲拡大（プラマークの付いたきれいなもの全て）	
平成22年(2010)	3月	「循環型社会形成推進地域計画」策定	
	6月	「第6期分別収集計画」策定	
	7月	家庭ごみの有料化についてパブリックコメント実施	
	10月	「大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」施行	
平成23年(2011)	1月	廃棄物減量等推進審議会から家庭ごみの有料化について答申	

	3月	「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」策定 「大津市リユース事業基本構想」策定 「大津市し尿処理基本計画」策定 第3次「大津市生活排水対策推進計画」策定	
	12月	(財)大津市産業廃棄物処理公社解散、施設を大津市が承継「大津市大津クリーンセンター」に名称変更	
平成24年(2012)	4月	戸別有料収集の大型ごみの品目拡大（スプリングベッド、ソファ等の7品目）	
平成25年(2013)	4月	リサイクルセンター木戸開所	
	6月	「第7期分別収集計画」策定	
	9月	「ごみ減量実施プラン」策定 ごみ減量ガイドブックを全戸配布	
平成26年(2014)	1月	紙ごみの行政回収開始 プラスチック製容器包装の収集を週1回に変更	
	3月	「大津市環境基本条例」改正施行（事業者の責務の明確化） 大津クリーンセンター焼却事業終了 大津クリーンセンター廃棄物最終処分場埋立終了	
	4月	びんの色別収集開始（透明びん茶色びん） マニフェスト制度等の事業系ごみ減量・適正処理施策の開始 廃棄物処理手数料改正	
平成27年(2015)	7月	「大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」施行	
	4月	ごみ分別アプリ「分けなび」配信	
	12月	大津クリーンセンター廃棄物最終処分場跡地大規模太陽光発電竣工、発電開始	
平成28年(2016)	3月	「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画後期計画」策定	
	5月	小型家電の宅配回収業者との連携サービス開始	
	6月	「第8期分別収集計画」策定	
	7月	「大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」施行 羽毛ふとんのリサイクルの開始	
	10月	ごみ出し支援戸別収集サービスの開始	
	12月	「循環型社会形成推進地域計画」策定	
平成29年(2017)	9月	都市鉱山からつくるみんなのメダルプロジェクト参加 市内施設に携帯電話回収ボックス設置（～30.3月）	
平成30年(2018)	3月	「大津市災害廃棄物処理計画」策定 使用済蛍光灯のリサイクル開始	
平成31年(2019)	1月	「大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」施行	
令和元年(2019)	6月	「第9期分別収集計画」策定	食品ロス削減 推進法公布 (R元)
	10月	電子申請サービスによる大型ごみ等の申込受付開始	
令和2年(2020)	3月	大津クリーンセンター閉鎖	
	4月	環境美化センター内に再資源化施設開設	
	9月及び10月	廃棄物処理業者1社と「災害廃棄物の処理等に関する基本協定」締結	
令和3年(2020)	3月	収集運搬委託事業者等7社と「災害及び感染症等の発生時における一般廃棄物の収集運搬業務等の相互支援に関する基本協定」締結	
	4月	対話型アプリによる大型ごみ等の申込受付開始	

(資料2) 分別状況調査

第1節 調査概要

1. 調査の目的

本調査は、家庭系ごみ及び事業系ごみのごみ質を把握し、分別状況の実態把握及び今後の方策を検討するための基礎資料を作成することを目的とします。

2. 調査対象、調査地域

調査対象は、「家庭系燃やせるごみ」、「家庭系燃やせないごみ」、「家庭系プラスチック製容器包装」、「事業系燃やせるごみ」として実施しました。調査対象及び対象地域を表資2-1に示します。

表資2-1 調査対象及び対象地域

調査対象	対象地域	調査日
家庭系燃やせるごみ	農村	令和2年11月18日
	新興住宅地	令和2年12月9日
	旧市街地	令和2年11月25日
家庭系燃やせないごみ	農村	令和2年12月3日
	新興住宅地	令和2年11月2日
	旧市街地	令和2年11月12日
家庭系プラスチック製容器包装	農村	令和2年11月20日
	新興住宅地	令和2年11月24日
	旧市街地	令和2年11月20日
事業系燃やせるごみ		令和2年12月15日

3. 調査方法、分類項目

「燃やせるごみ」については、20袋を展開し、四分法にて約30kg程度に縮分したのち、その全量について詳細な組成分類を行いました。「燃やせないごみ」及び「プラスチック製容器包装」については、20袋を展開し、その全量について詳細な組成分類を行いました。分類項目を表資2-2に示します。

表資 2-2 ごみ組成分類項目

分類		備考		
可燃物	紙類	新聞紙		
		チラシ・折り込み広告		
		雑誌		
		書籍・単行本		
		カタログ・パンフレット		
		紙パック・牛乳パック	裏側に銀色のコーティングのないもの	
		ダンボール		
		紙製容器包装・雑紙	紙マークのあるもの、資源化できるもの	
		OA用紙、シュレッド紙、伝票等	オフィス用紙	
		その他紙類	ティッシュペーパー等、資源化できないもの	
	紙おむつなど			
	繊維類	古布・古着		
	厨芥類			
	草木類	刈り草、剪定枝		
		木製品		
	プラスチック	ペットボトル		
		発泡トレイ	白色トレイ	
			色付トレイ	
		発泡スチロール	納豆の容器	
その他発泡スチロール			梱包用の箱、緩衝材等	
パック・カップ類		弁当容器、惣菜容器等		
プラ製ボトル		ペットボトルではないプラ製のボトル		
プラ製チューブ		マヨネーズ、ケチャップ、わさび、練り歯磨き等		
レジ袋、ビニール袋				
フィルム・ラップ		包装類、お菓子の袋等		
その他プラ製容器	上記以外のプラ製容器（プラマークのあるもの）			
プラ製品	バケツ、鉢、おもちゃ、CD、ゲームソフト等			
ゴム・皮革製品	カバン、靴、ベルト等			
その他可燃物	上記以外			
その他不燃物				
不燃物	ガラスびん	飲食用	透明	
			茶色	
			その他	
		割れびん	飲食用のびんで割れたもの	
	その他のびん	化粧品等、飲食用以外のびん		
	その他ガラス、鏡等			
	陶器	茶碗、花瓶等		
	かん	飲食用	スチールかん	
			アルミかん	
	その他かん	スプレーかん、塗料用のかん等		
	その他金属類	フライパン、なべ、はさみ等		
	小型家電製品			
	電球、蛍光管			
	電池			
その他不燃物	上記以外			
その他可燃物				
プラ製品等				
プラスチック製容器包装	発泡トレイ	白色トレイ		
		色付トレイ		
	発泡スチロール	納豆の容器		
		その他発泡スチロール	梱包用の箱、緩衝材等	
	パック・カップ類	弁当容器、惣菜容器等		
	プラ製ボトル	ペットボトルではないプラ製のボトル		
	レジ袋、ビニール袋			
	フィルム・ラップ	包装類、お菓子の袋等		
	プラ製チューブ	マヨネーズ、ケチャップ、わさび、練り歯磨き等		
	その他プラ製容器	上記以外のプラ製容器（プラマークのあるもの）、キャップ		
プラ製品	バケツ、鉢、おもちゃ、CD、ゲームソフト等			
ペットボトル				
その他可燃物	上記以外			

第2節 分別状況調査結果

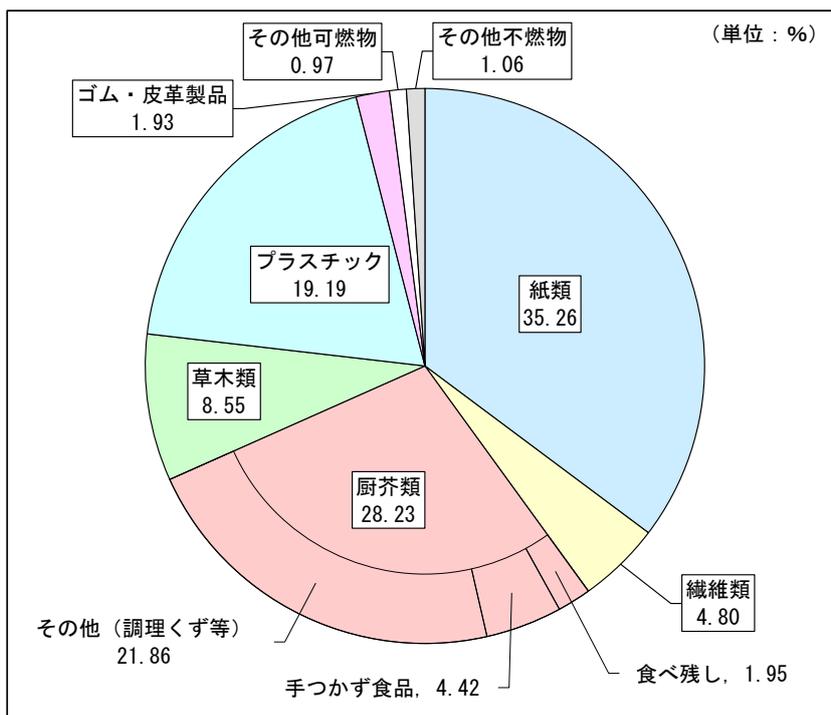
1. 家庭系燃やせるごみ

家庭系燃やせるごみの分別状況調査結果を表資 2-3 及び図資 2-1～2-4 に示します。

表資 2-3 家庭系燃やせるごみの分別状況調査結果

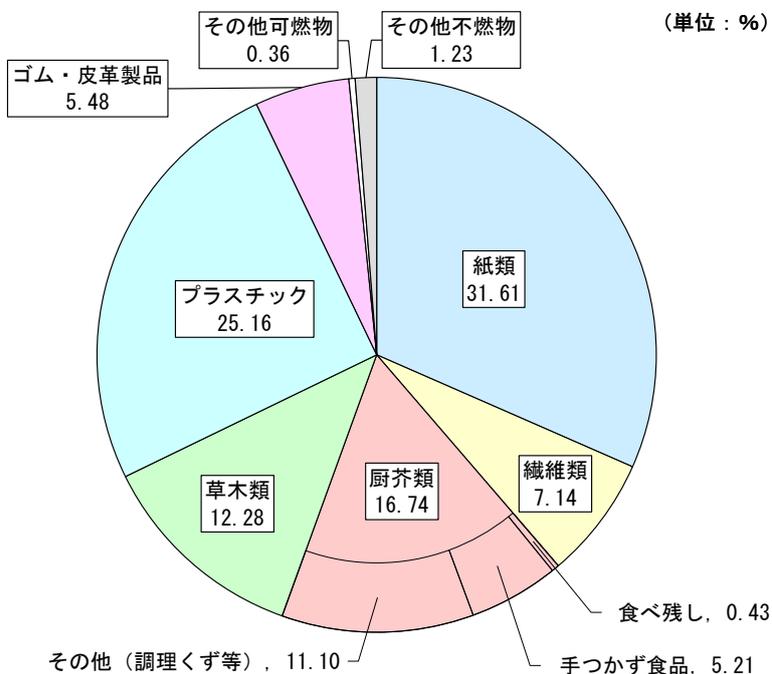
分類項目		調査地域				
		農村	新興住宅地	旧市街地	平均	
紙類	新聞紙	1.30	1.06	3.92	2.09	
	チラシ・折り込み広告	0.63	1.31	4.34	2.09	
	雑誌	0.00	0.00	0.00	0.00	
	書籍・単行本	0.00	1.06	0.73	0.60	
	カタログ・パンフレット	2.31	1.45	0.00	1.25	
	紙パック・牛乳パック	0.51	0.51	0.64	0.55	
	ダンボール	6.49	0.87	0.66	2.67	
	紙製容器包装・雑紙	5.57	7.97	6.14	6.56	
	OA用紙、シュレッド紙、伝票等	0.16	1.24	0.24	0.55	
	その他紙類	8.35	11.42	11.10	10.29	
紙おむつなど	6.29	17.55	1.98	8.61		
	小計	31.61	44.44	29.75	35.26	
繊維類		7.14	4.97	2.29	4.80	
厨芥類	食べ残し	0.43	2.95	2.46	1.95	
	手つかず食品	5.21	4.84	3.21	4.42	
	その他（調理くず等）	11.10	21.78	32.70	21.86	
	小計	16.74	29.57	38.37	28.23	
草木類	刈り草、剪定枝	11.97	1.34	11.00	8.10	
	木製品	0.31	0.55	0.50	0.45	
	小計	12.28	1.89	11.50	8.55	
プラスチック	ペットボトル	0.40	0.37	0.35	0.37	
	発泡トレイ	白色トレイ	0.09	0.37	0.17	0.21
		色付トレイ	0.47	0.44	0.14	0.35
		小計	0.56	0.81	0.31	0.56
	発泡スチロール	納豆の容器	0.54	0.09	0.19	0.27
		その他発泡スチロール	1.41	0.21	0.09	0.57
		小計	1.95	0.30	0.28	0.84
	パック・カップ類	4.03	1.93	1.06	2.34	
	プラ製ボトル	0.25	1.63	0.99	0.96	
	プラ製チューブ	0.02	0.41	0.33	0.25	
	レジ袋、ビニール袋	1.57	2.30	1.89	1.92	
	フィルム・ラップ	13.43	6.91	6.44	8.93	
	その他プラ製容器	0.00	0.14	0.28	0.14	
プラ製品	2.95	2.21	3.47	2.88		
小計	25.16	17.01	15.40	19.19		
ゴム・皮革製品	5.48	0.05	0.26	1.93		
その他可燃物	0.36	0.48	2.08	0.97		
その他不燃物	1.23	1.59	0.35	1.06		
合計		100.00	100.00	100.00	100.00	

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある



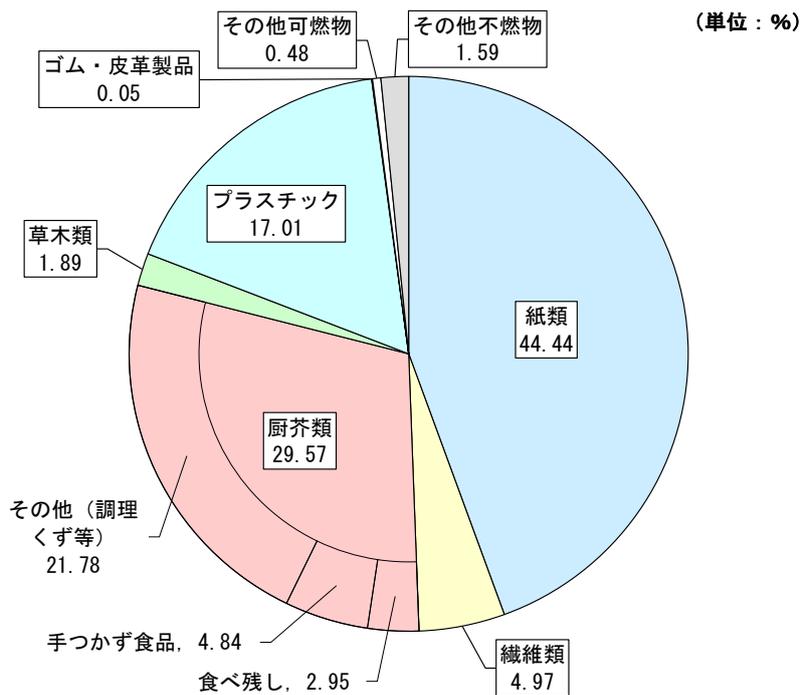
※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある

図資 2-1 家庭系燃やせるごみのごみ質 (平均)



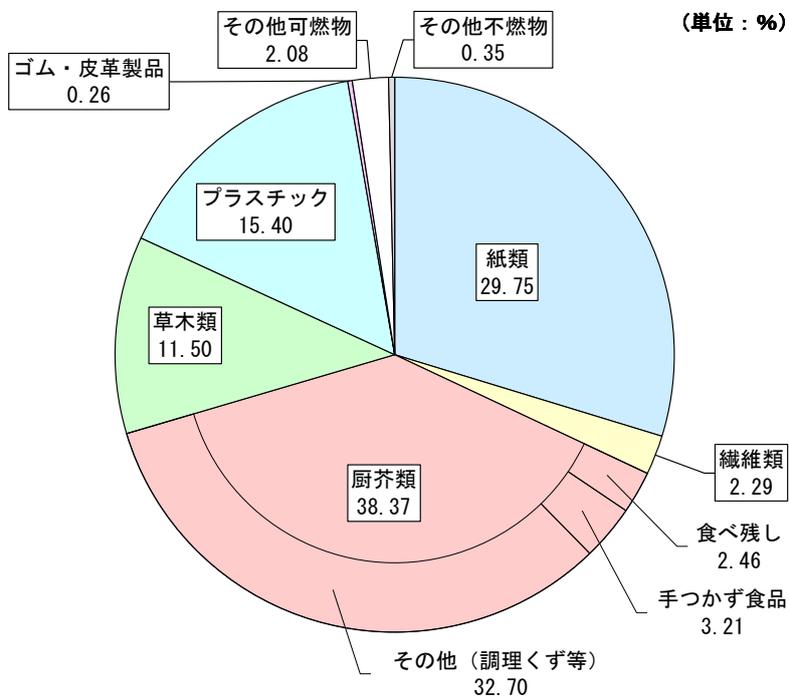
※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある

図資 2-2 家庭系燃やせるごみのごみ質 (農村)



※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある

図資 2-3 家庭系燃やせるごみのごみ質 (新興住宅地)



※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある

図資 2-4 家庭系燃やせるごみのごみ質 (旧市街地)

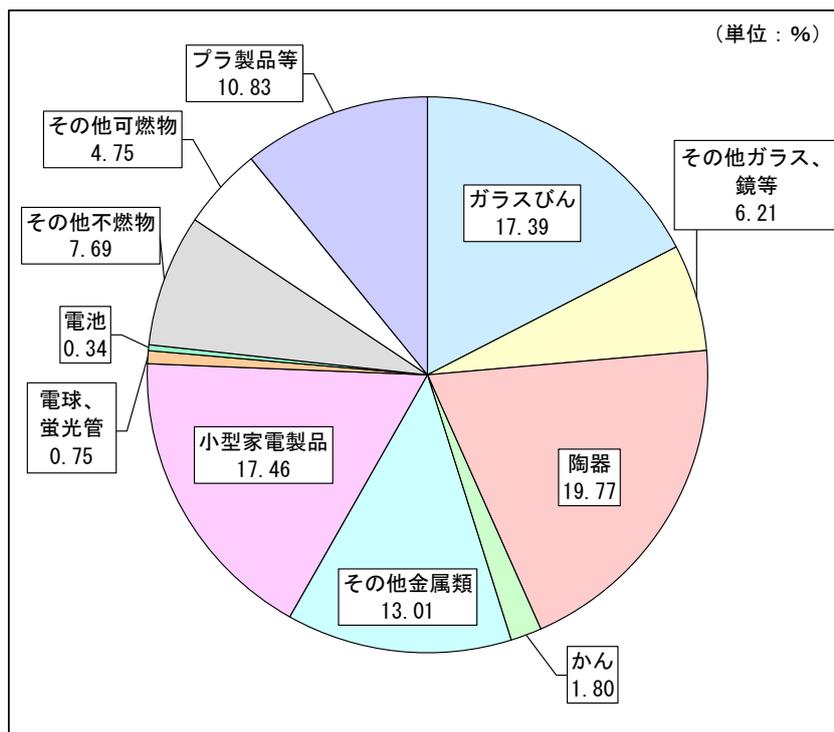
2. 家庭系燃やせないごみ

家庭系燃やせないごみの分別状況調査結果を表資 2-4 及び図資 2-5～2-8 に示します。

表資 2-4 家庭系燃やせないごみの分別状況調査結果

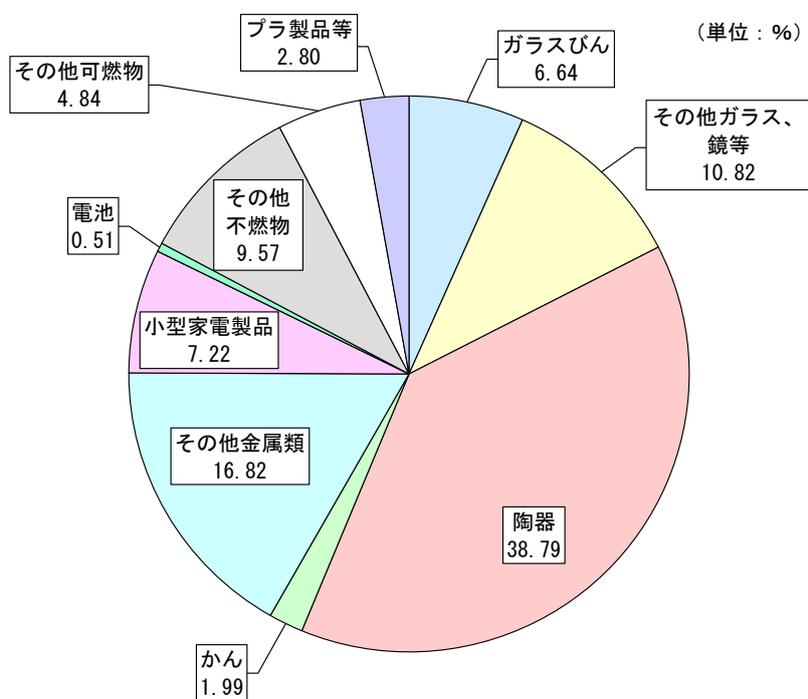
分類項目			調査地域				
			農村	新興住宅地	旧市街地	平均	
家庭系燃やせないごみ	ガラスびん	飲食用	透明	3.35	4.96	6.60	4.97
			茶色	0.00	0.43	6.83	2.42
			その他	2.01	18.75	4.06	8.27
		小計			5.36	24.14	17.49
	割れびん			0.00	2.01	0.00	0.67
	その他のびん			1.28	0.93	0.97	1.06
	小計			6.64	27.08	18.46	17.39
	その他ガラス、鏡等			10.82	1.85	5.97	6.21
	陶器			38.79	4.66	15.87	19.77
	かん	飲食用	スチールかん	0.54	0.00	0.22	0.25
			アルミかん	1.01	0.00	0.00	0.34
			小計	1.55	0.00	0.22	0.59
		その他かん			0.44	2.46	0.72
	小計			1.99	2.46	0.94	1.80
	その他金属類			16.82	9.64	12.56	13.01
	小型家電製品			7.22	21.56	23.59	17.46
	電球、蛍光管			0.00	0.78	1.46	0.75
電池			0.51	0.00	0.52	0.34	
その他不燃物			9.57	12.62	0.87	7.69	
その他可燃物			4.84	5.28	4.14	4.75	
プラ製品等			2.80	14.07	15.62	10.83	
合計			100.00	100.00	100.00	100.00	

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある



※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある

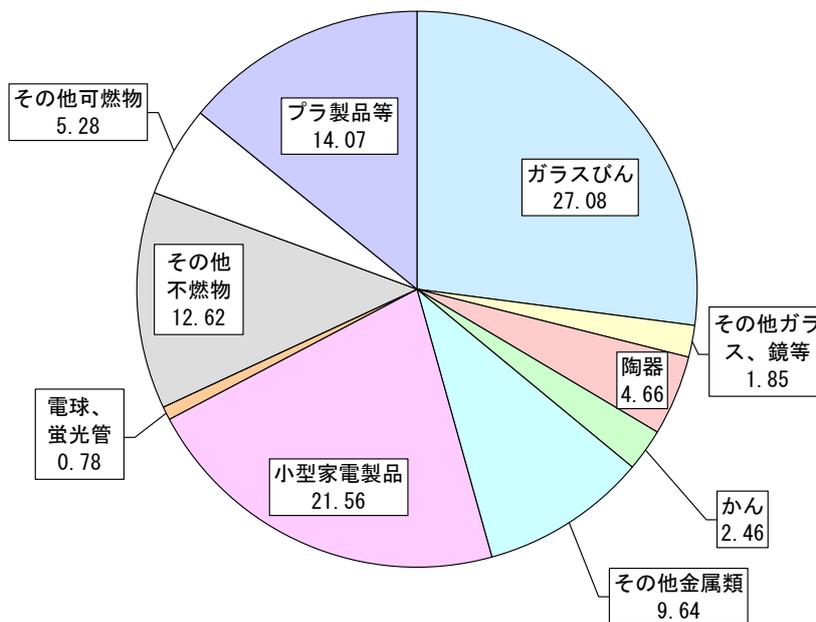
図資 2-5 家庭系燃やせないごみのごみ質 (平均)



※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある

図資 2-6 家庭系燃やせないごみのごみ質 (農村)

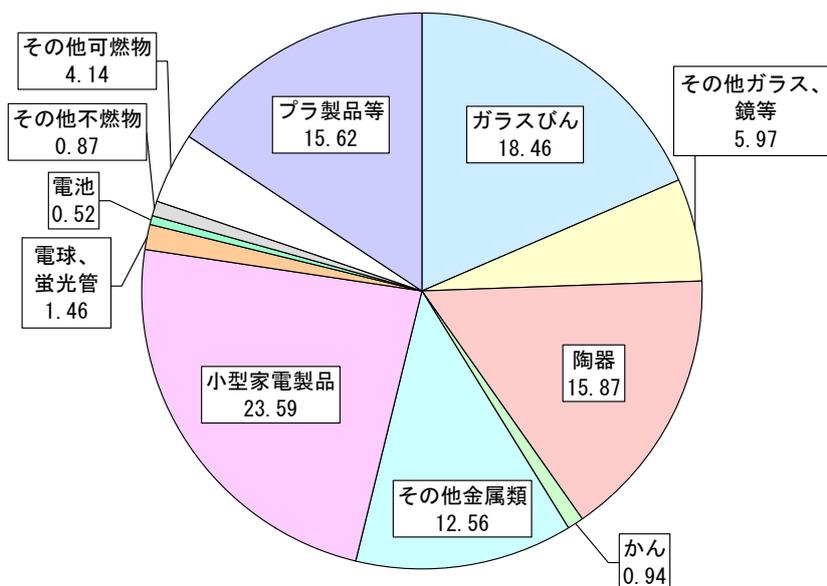
(単位：%)



※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある

図資 2-7 家庭系燃やせないごみのごみ質 (新興住宅地)

(単位：%)



※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある

図資 2-8 家庭系燃やせないごみのごみ質 (旧市街地)

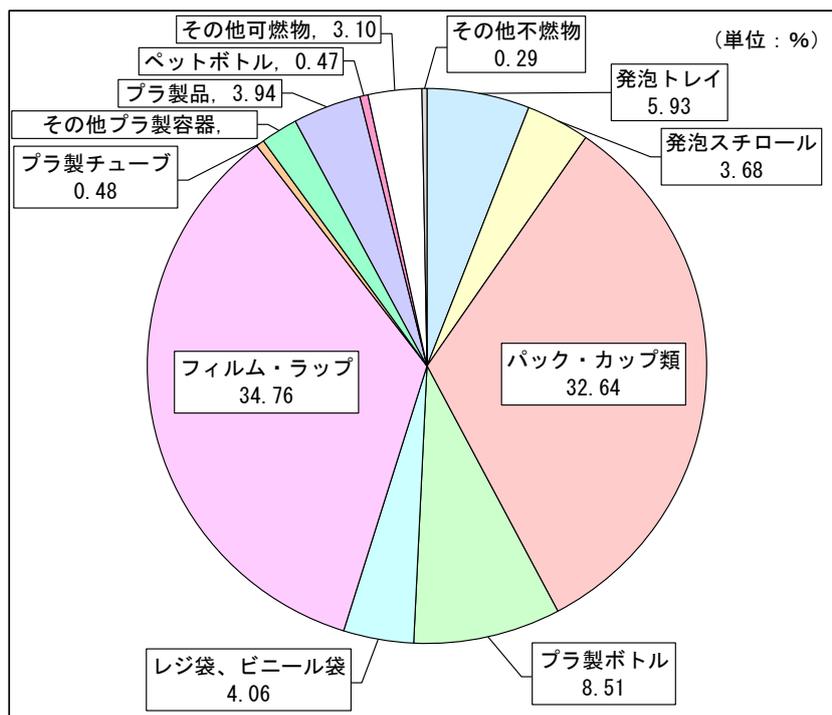
3. 家庭系プラスチック製容器包装

家庭系プラスチック製容器包装の分別状況調査結果を表資 2-5 及び図資 2-9～2-12 に示します。

表資 2-5 家庭系プラスチック製容器包装の分別状況調査結果

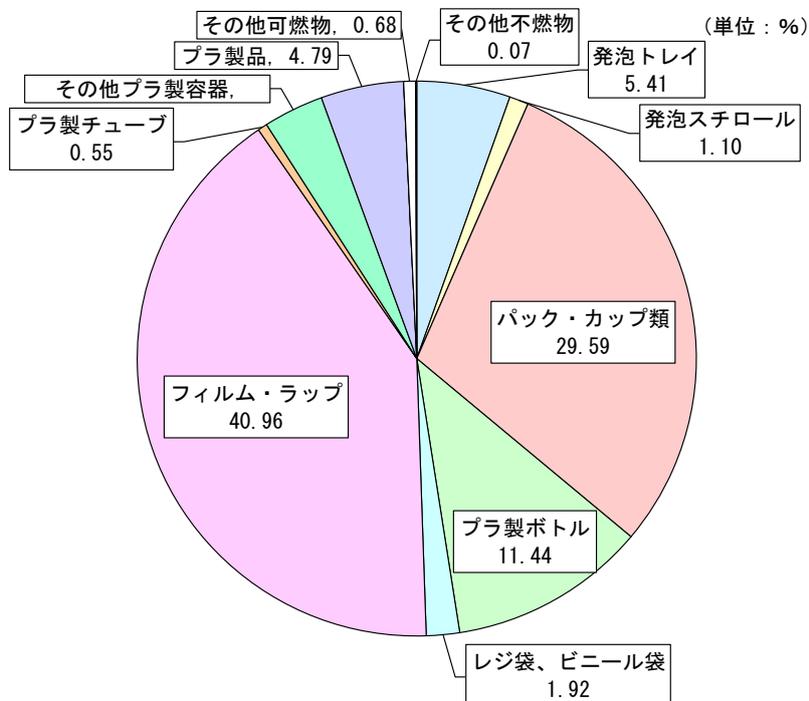
分類項目		調査地域				
		農村	新興住宅地	旧市街地	平均	
家庭系プラスチック製容器包装	発泡トレイ	白色トレイ	2.67	3.36	0.92	2.32
		色付トレイ	2.74	3.77	4.33	3.61
		小計	5.41	7.13	5.25	5.93
	発泡スチロール	納豆の容器	0.21	0.13	0.13	0.16
		その他発泡スチロール	0.89	1.35	8.33	3.52
		小計	1.10	1.48	8.46	3.68
	パック・カップ類		29.59	35.20	33.14	32.64
	プラ製ボトル		11.44	7.54	6.56	8.51
	レジ袋、ビニール袋		1.92	1.48	8.79	4.06
	フィルム・ラップ		40.96	37.01	26.31	34.76
	プラ製チューブ		0.55	0.81	0.07	0.48
	その他プラ製容器		3.49	2.15	0.79	2.14
	プラ製品		4.79	4.85	2.17	3.94
	ペットボトル		0.00	1.41	0.00	0.47
	その他可燃物		0.68	0.74	7.87	3.10
その他不燃物		0.07	0.20	0.59	0.29	
合計		100.00	100.00	100.00	100.00	

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある



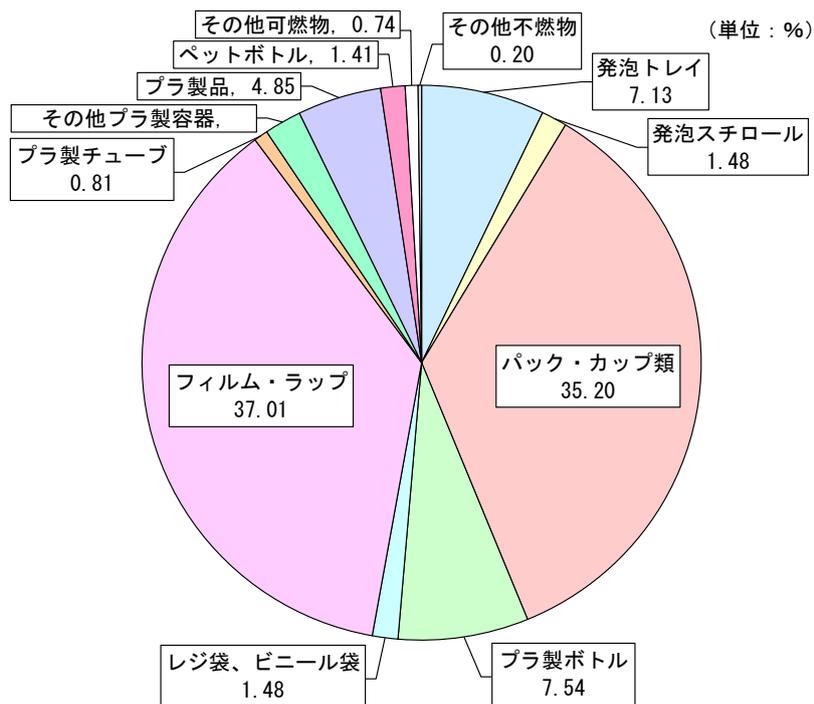
※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある

図資 2-9 家庭系プラスチック製容器包装のごみ質 (平均)



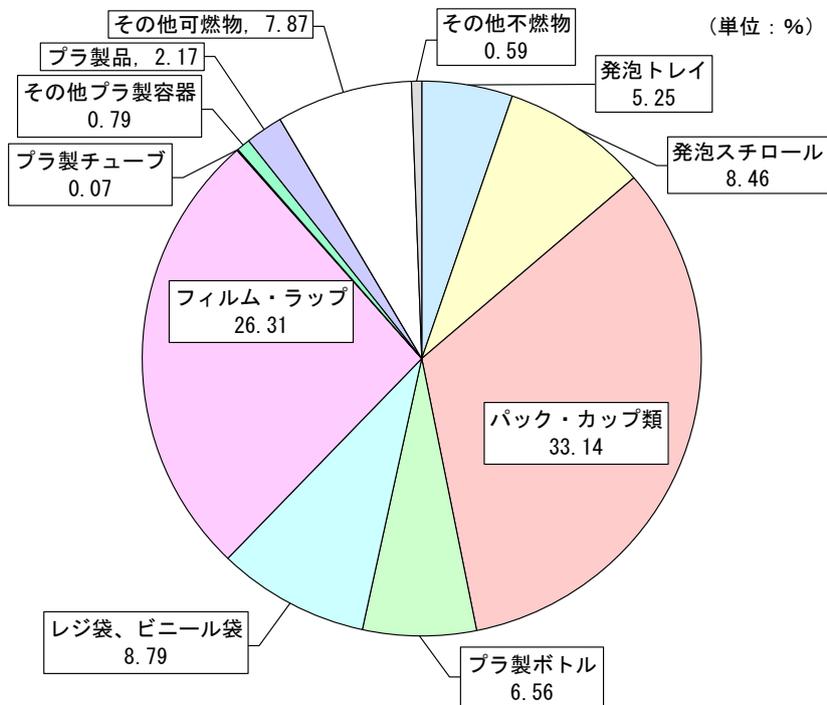
※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある

図資 2-10 家庭系プラスチック製容器包装のごみ質 (農村)



※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある

図資 2-11 家庭系プラスチック製容器包装のごみ質（新興住宅地）



※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある

図資 2-12 家庭系プラスチック製容器包装のごみ質（旧市街地）

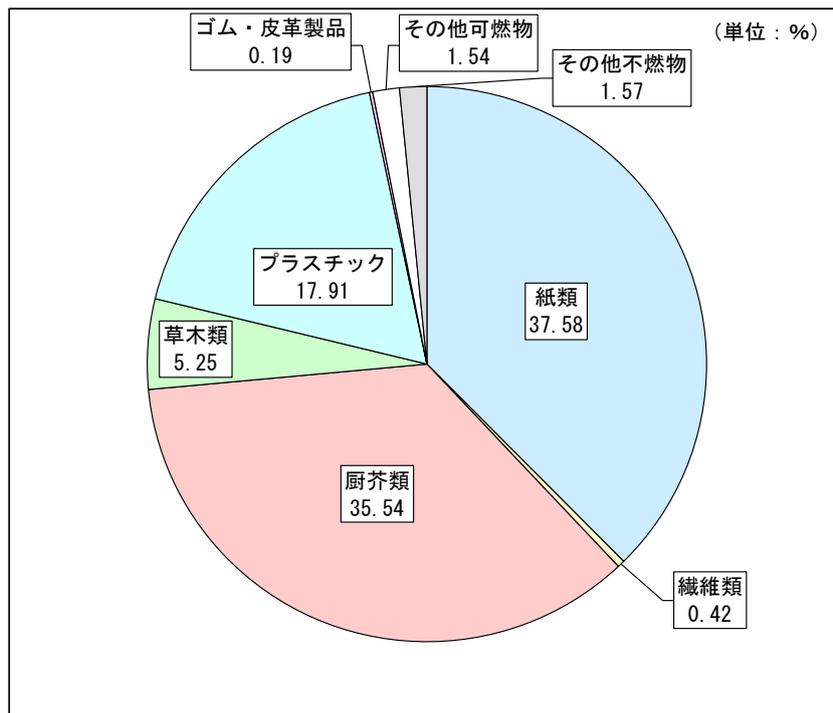
4. 事業系燃やせるごみ

事業系燃やせるごみの分別状況調査結果を表資 2-6 及び図資 2-13 に示します。

表資 2-6 事業系燃やせるごみの分別状況調査結果

分類項目		調査地域	事業系	
事業系燃やせるごみ	紙類	新聞紙	1.83	
		チラシ・折り込み広告	2.71	
		雑誌	2.81	
		書籍・単行本	0.00	
		カタログ・パンフレット	1.25	
		紙パック・牛乳パック	0.40	
		ダンボール	1.14	
		紙製容器包装・雑紙	7.75	
		OA用紙、シュレッド紙、伝票等	0.82	
		その他紙類	15.47	
		紙おむつなど	3.40	
		小計	37.58	
		繊維類	0.42	
		厨芥類	35.54	
	草木類	刈り草、剪定枝	5.04	
		木製品	0.21	
		小計	5.25	
	プラスチック	ペットボトル	0.42	
		発泡トレイ	白色トレイ	0.13
			色付トレイ	0.16
			小計	0.29
		発泡スチロール	納豆の容器	0.00
			その他発泡スチロール	0.13
			小計	0.13
		パック・カップ類	2.71	
		プラ製ボトル	0.77	
		プラ製チューブ	0.00	
レジ袋、ビニール袋	3.40			
フィルム・ラップ	8.07			
その他プラ製容器	0.21			
プラ製品	1.91			
小計	17.91			
ゴム・皮革製品	0.19			
その他可燃物	1.54			
その他不燃物	1.57			
合計		100.00		

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある



※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある

図資 2-13 事業系燃やせるごみのごみ質

第3節 過年度比較

1. 家庭系燃やせるごみ

家庭系燃やせるごみの分別状況調査結果について、過年度との比較を表資 2-7 及び図資 2-14～2-15 に示します。

表資 2-7 家庭系燃やせるごみの分別状況調査結果過年度比較

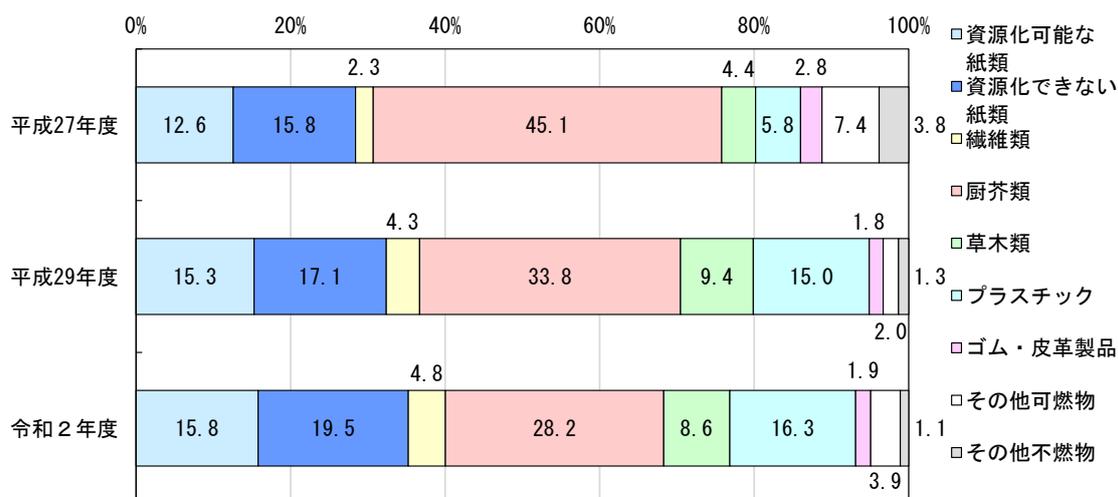
分類項目		調査地域			
		平成27年度	平成29年度	令和2年度	
家庭系燃やせるごみ	紙類	28.4	32.4	35.3	
		資源化可能な紙類	12.6	15.3	15.8
		資源化できない紙類	15.8	17.1	19.5
	繊維類	2.3	4.3	4.8	
	厨芥類	45.1	33.8	28.2	
		食品ロス	—	10.0	6.4
		その他（調理くず等）	—	23.8	21.9
	草木類	4.4	9.4	8.6	
	プラスチック	5.8	15.0	16.3	
	ゴム・皮革製品	2.8	1.8	1.9	
	その他可燃物	7.4	2.0	3.9	
	その他不燃物	3.8	1.3	1.1	
	合計		100.0	100.0	100.0

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある

※資源化できない紙類：「OA用紙、シュレッド紙、伝票等」「その他紙類」「紙おむつなど」

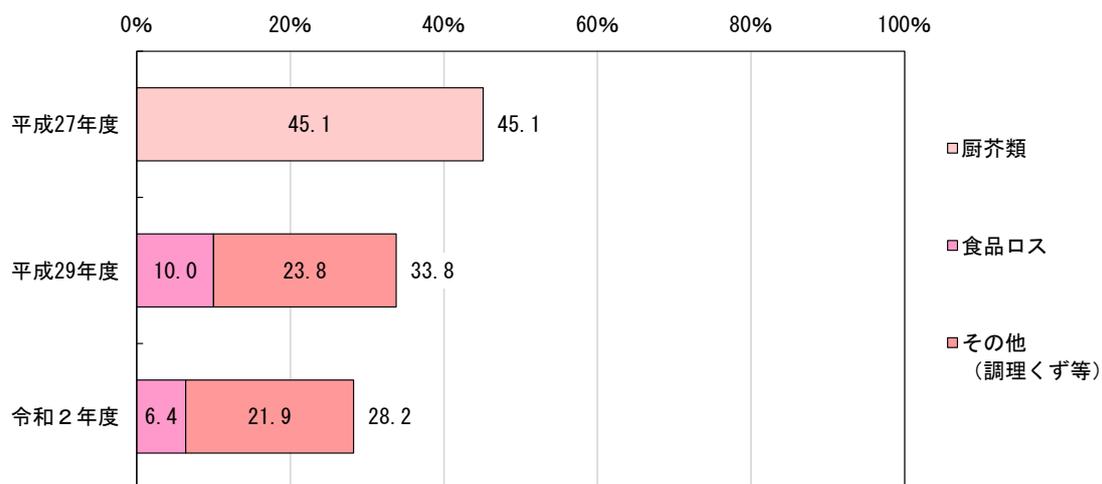
※食品ロス：「食べ残し」「手つかず食品」

※その他可燃物には、バケツ、鉢、おもちゃ、CD、ゲームソフト等の「プラ製品」を含む



※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある

図資 2-14 家庭系燃やせるごみの分別状況調査結果過年度比較



※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある

図資 2-15 家庭系燃やせるごみの分別状況調査結果過年度比較（厨芥類）

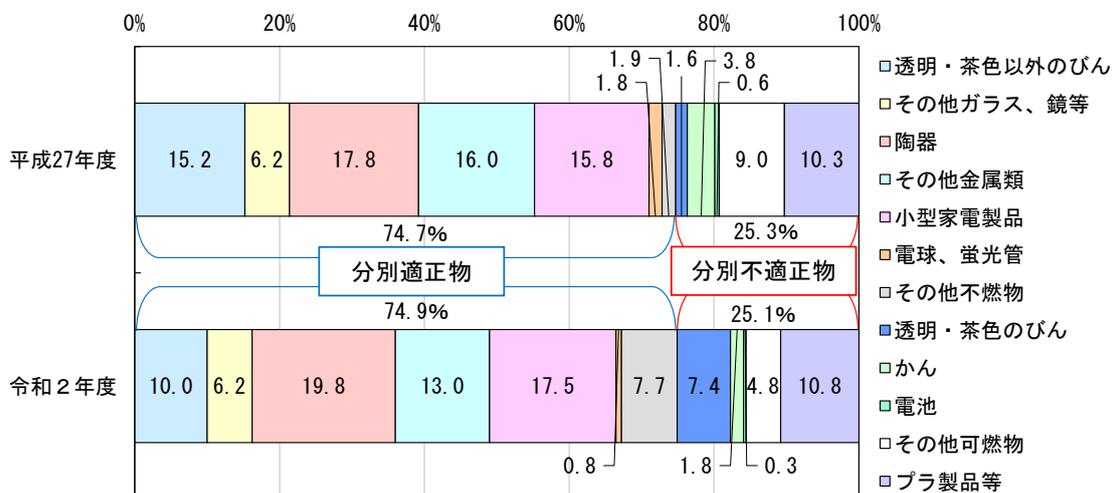
2. 家庭系燃やせないごみ

家庭系燃やせないごみの分別状況調査結果について、過年度との比較を表資 2-8 及び図資 2-16 に示します。

表資 2-8 家庭系燃やせないごみの分別状況調査結果過年度比較

分類項目		調査地域	平成27年度	令和2年度	
家庭系燃やせないごみ	分別適正物		74.7	74.9	
		透明・茶色以外のびん	15.2	10.0	
		その他ガラス、鏡等	6.2	6.2	
		陶器	17.8	19.8	
		その他金属類	16.0	13.0	
		小型家電製品	15.8	17.5	
		電球、蛍光管	1.8	0.8	
		その他不燃物	1.9	7.7	
		分別不適正物	25.3	25.1	
			透明・茶色のびん	1.6	7.4
			かん	3.8	1.8
			電池	0.6	0.3
			その他可燃物	9.0	4.8
			プラ製品等	10.3	10.8
合計			100.0	100.0	

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある



※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある

図資 2-16 家庭系燃やせないごみの分別状況調査結果過年度比較

3. 家庭系プラスチック製容器包装

家庭系プラスチック製容器包装は、令和2年度に新たに調査を実施したため、過年度との比較はありません。

4. 事業系燃やせるごみ

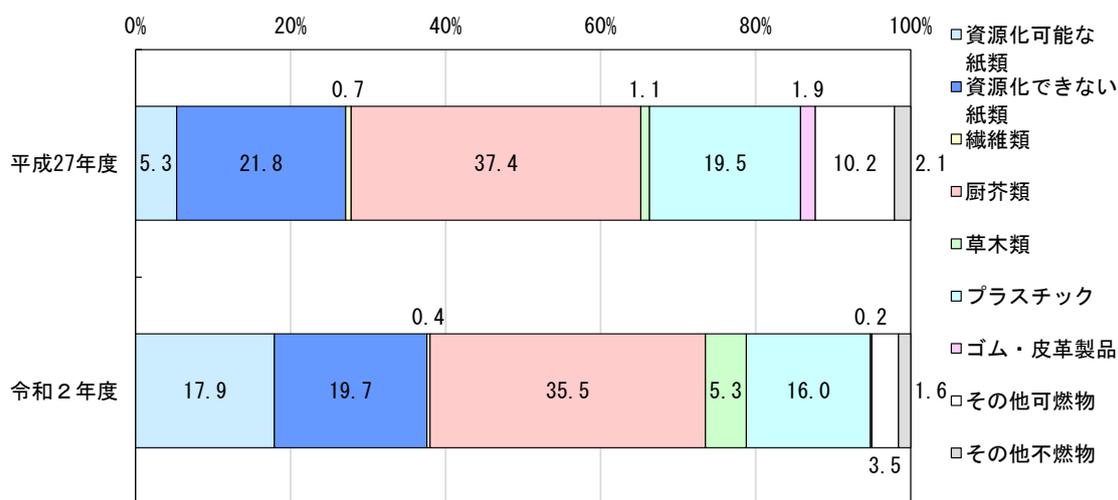
事業系燃やせるごみの分別状況調査結果について、過年度との比較を表資 2-9 及び図資 2-17 に示します。

表資 2-9 事業系燃やせるごみの分別状況調査結果過年度比較

分類項目		調査地域	
		平成27年度	令和2年度
事業系燃やせるごみ	紙類	27.1	37.6
	資源化可能な紙類	5.3	17.9
	資源化できない紙類	21.8	19.7
	繊維類	0.7	0.4
	厨芥類	37.4	35.5
	草木類	1.1	5.3
	プラスチック	19.5	16.0
	ゴム・皮革製品	1.9	0.2
	其他可燃物	10.2	3.5
	其他不燃物	2.1	1.6
合計		100.0	100.0

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある

※資源化できない紙類：「OA用紙、シュレッド紙、伝票等」「其他紙類」「紙おむつなど」



※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある

図資 2-17 事業系燃やせるごみの分別状況調査結果過年度比較

(資料3) 市民アンケート及び事業者アンケート集計結果

第1節 調査概要

1. 調査の目的

本調査は、市民及び事業者を対象としてアンケート調査を行い、ごみの減量やリサイクルに対する意識と行動の状況、ごみ行政や廃棄物処理に関する意見や要望等について把握し、一般廃棄物処理基本計画を策定する上での資料とすることを目的として実施しました。

2. 調査内容

調査方法は、アンケート用紙を郵送により配布し、返送された回答用紙についてデータ整理を行いました。

調査対象は、無作為に抽出した市民1,000世帯、事業者200社とし、調査期間は、令和2年12月25日～令和3年1月31日としました。

3. 回収結果

市民アンケートの回収率は40.6%。事業者アンケートの回収率は38.5%でした。

	発送数	回収数	回収率
市民アンケート	1,000	406	40.6%
事業者アンケート	200	77	38.5%

※回収率：アンケート回収数÷アンケート発送数

※回答は、各質問の回答者数を基数として百分率で示しています。

百分率は、少数第二位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。複数回答の質問については、各質問の回答者数（選択式の場合は該当者数）に対しての割合を示しています。そのため、比率の合計は100.0%になりません。

アンケートの選択肢の項目は、意味を損ねない程度に短縮して示している場合があります。

4. 調査項目

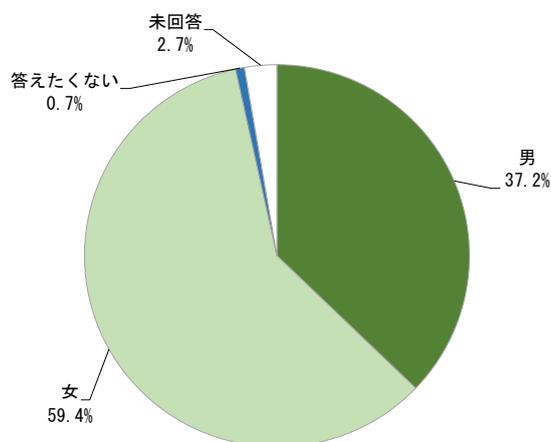
本調査の調査項目について、以下に示します。

	調査項目
市民 アンケート	<p>I 調査対象世帯の基本属性</p> <ul style="list-style-type: none"> 性別、年齢、世帯構成、世帯人数、住宅形態、居住地区、周囲の状況 <p>II ごみの排出状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> 使用しているゴミ袋の大きさ ごみの排出状況（排出頻度、排出量） 分別が難しいと感じるもの 品目ごとの排出方法 紙おむつの排出に関して <p>III ごみの減量やリサイクル等への取り組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ごみ問題への関心、ごみの減量やリサイクルへの努力度 実際に行っているごみ減量やリサイクル等の取り組み ごみ減量の可能性、今後取り組みたいこと 食品ロス削減への意識、食品ロス削減のために行っていること レジ袋有料化で変化した行動 プラ製容器包装の排出方法、プラ製容器包装の分別や分別収集に関して びんの分別収集に関して 新型コロナウイルスによる生活様式の変化 <p>IV 大津市のごみに関する施策について</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭ごみの有料化制度に関して及びその理由 ごみコールセンターの利用状況や要望 大型ごみの予約アプリ等に関して スマートフォン用アプリ「分けなび」の認知度 大津市からの情報提供の満足度、今後の情報提供に関して 自由意見
事業者 アンケート	<p>I 調査対象事業所の基本属性</p> <ul style="list-style-type: none"> 業種、従業員数、種類 <p>II ごみの排出状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ごみ量やごみ処理等の把握状況 資源古紙の処理方法、プラスチック類の処理方法、厨芥類の処理方法 新型コロナウイルス対策 <p>III ごみの減量やリサイクル等への取り組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ごみ問題への関心、ごみ減量等の取り組みへの考え ごみ減量の努力度、ごみ減量のために行っていること ごみ減量やリサイクルの取り組み状況、ごみ減量の可能性 ごみ減量やリサイクルの取り組みの問題点 <p>IV 大津市のごみに関する施策について</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業系ごみに対する施策の認知度や考え、manifestoの返却状況 大津市からの情報提供の満足度、情報提供に関して 事業所から出るごみについて市に期待すること 自由意見

第2節 市民アンケートの調査結果

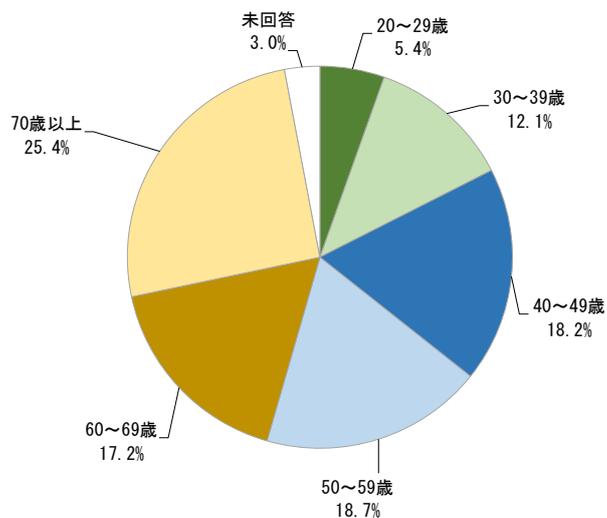
1. 調査対象世帯の基本属性

(1) 性別



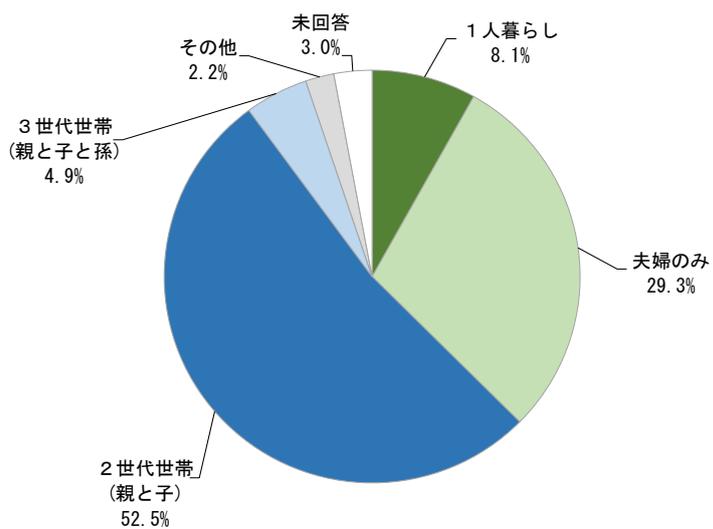
図資 3-1 回答者の性別

(2) 年齢



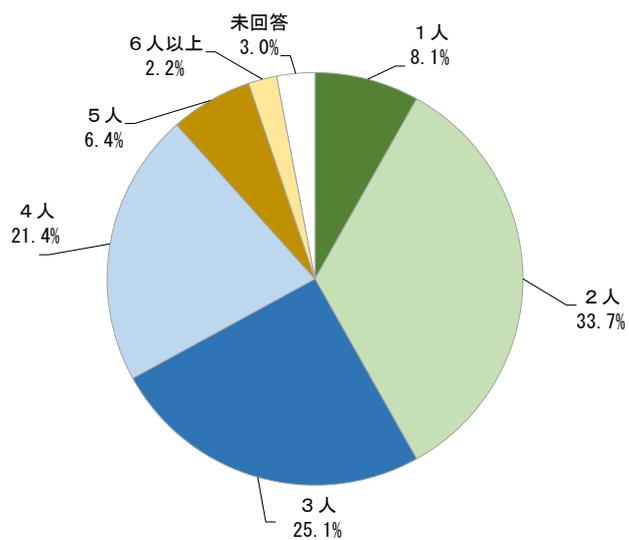
図資 3-2 回答者の年齢

(3) 世帯構成



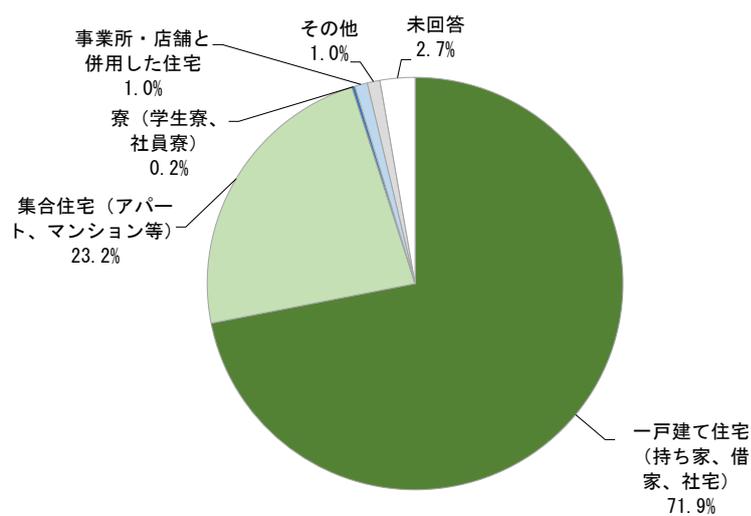
図資 3-3 回答者の世帯構成

(4) 世帯人数



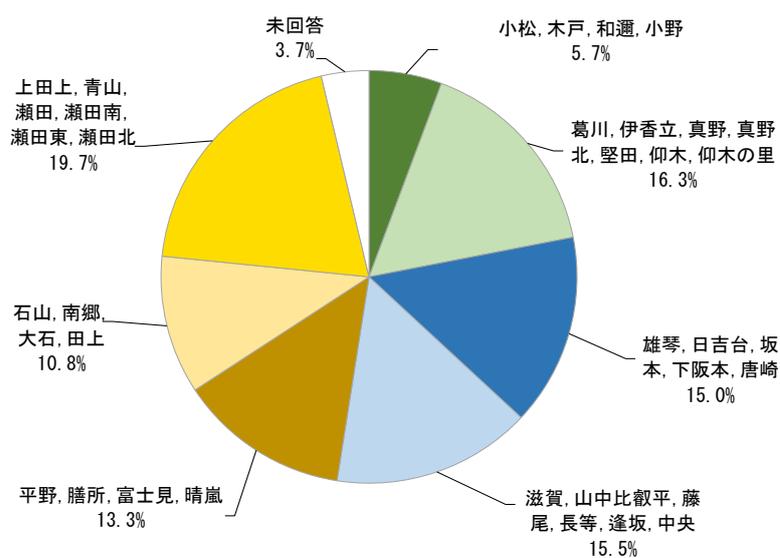
図資 3-4 回答者の世帯人数

(5) 住宅形態



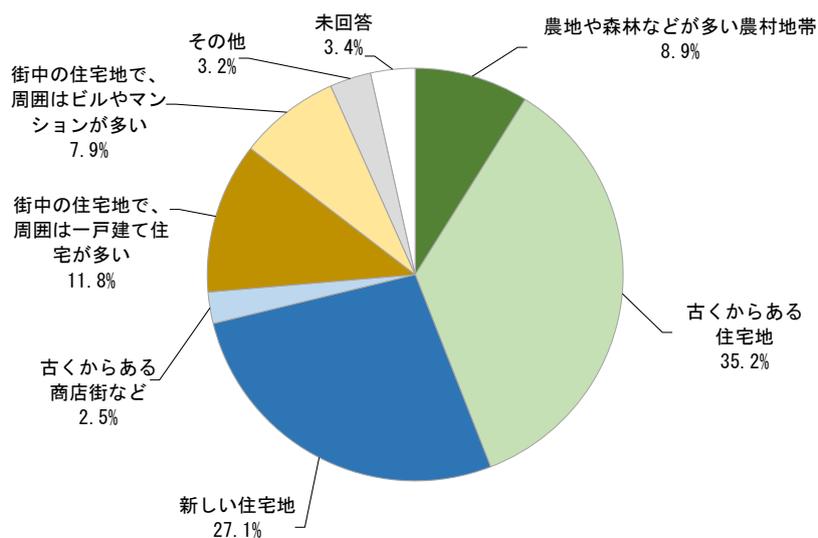
図資 3-5 回答者の住宅形態

(6) 居住地区



図資 3-6 回答者の居住地区

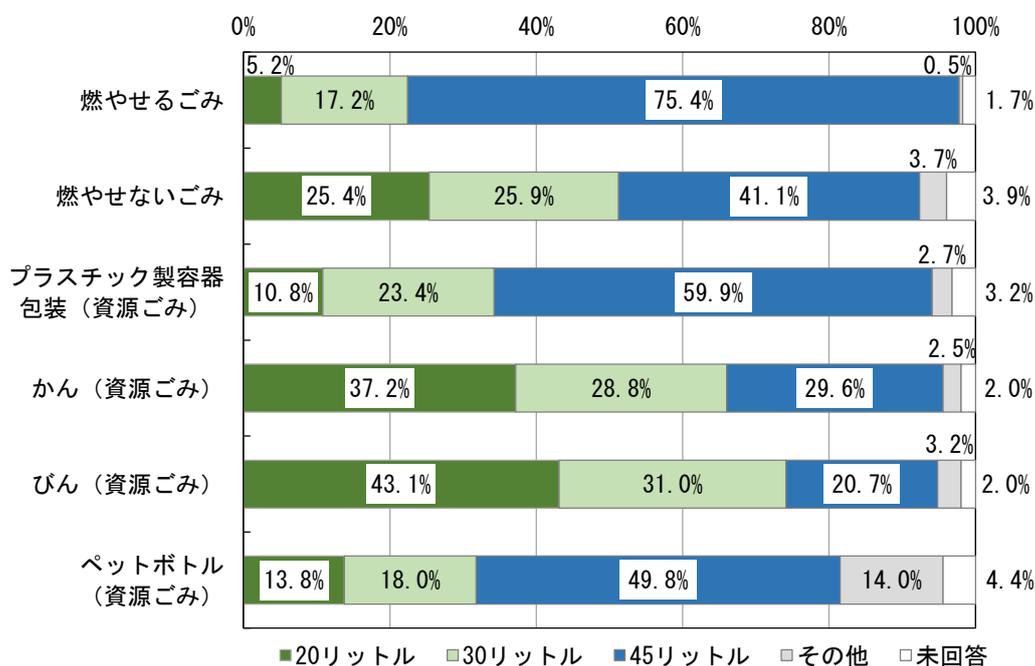
(7) 周囲の状況



図資 3-7 回答者の周囲の状況

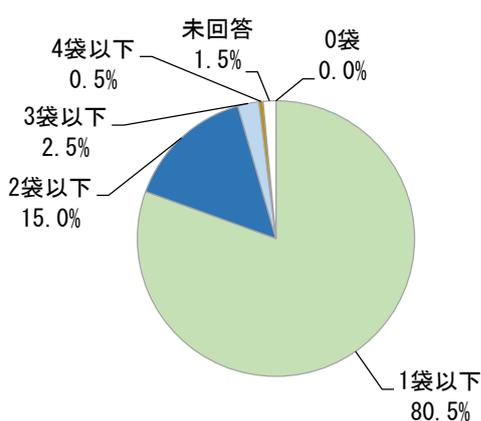
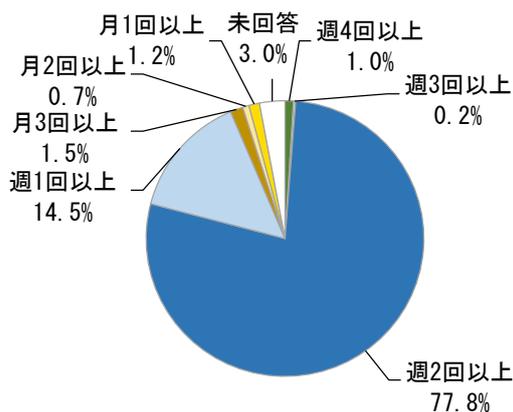
2. ごみの排出状況について

(1) 主に使用しているごみ袋（指定袋）の大きさ



図資 3-8 主に使用しているごみ袋の大きさ

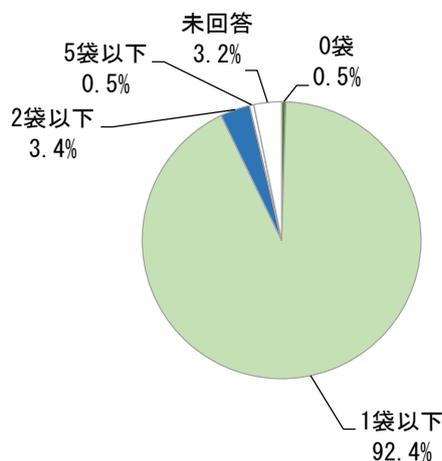
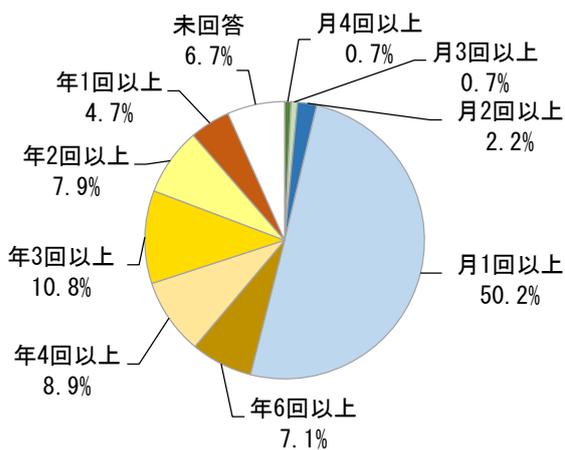
(2) ごみの排出状況



排出頻度

1回当たりの袋の数

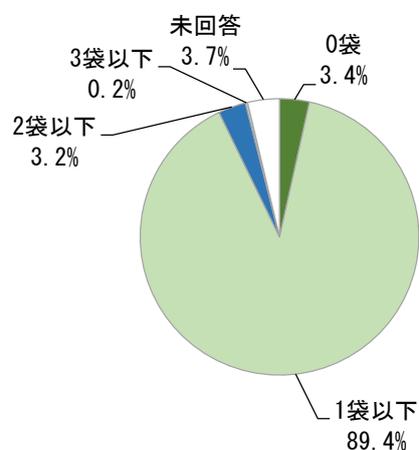
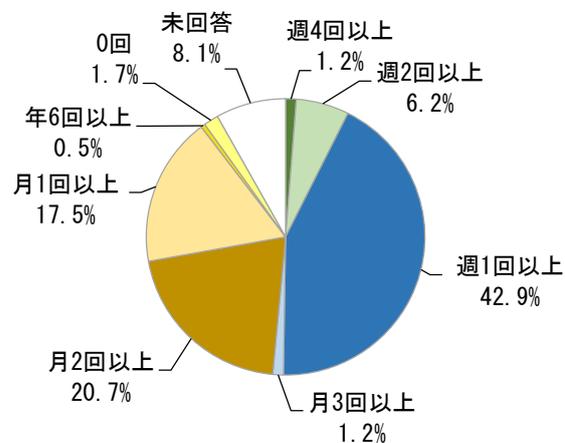
図資 3-9(1) 燃やせるごみの排出状況



排出頻度

1回当たりの袋の数

図資 3-9(2) 燃やせないごみの排出状況



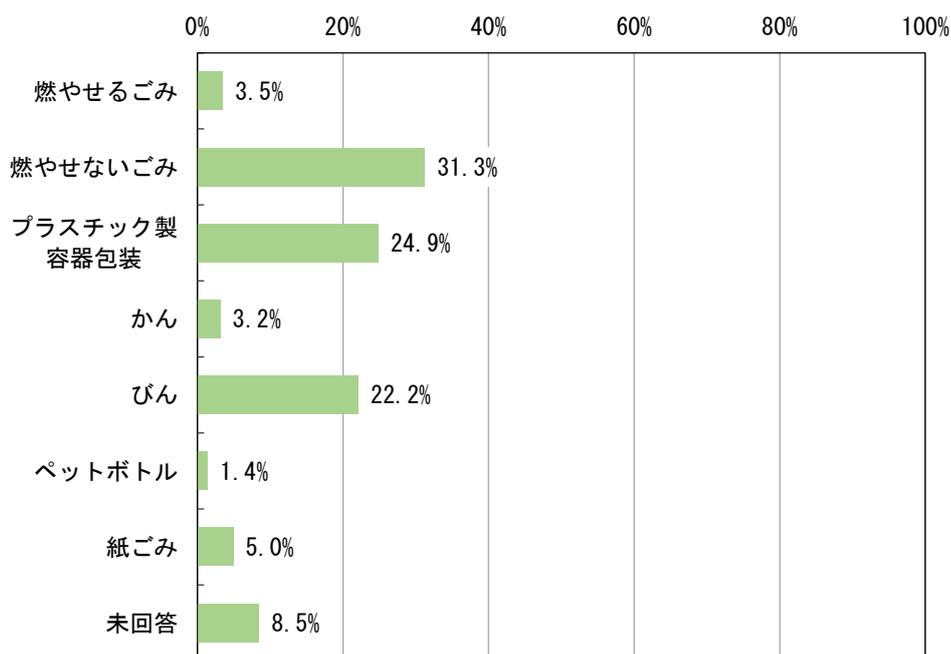
排出頻度

1回当たりの袋の数

図資 3-9(3) プラスチック製容器包装の排出状況

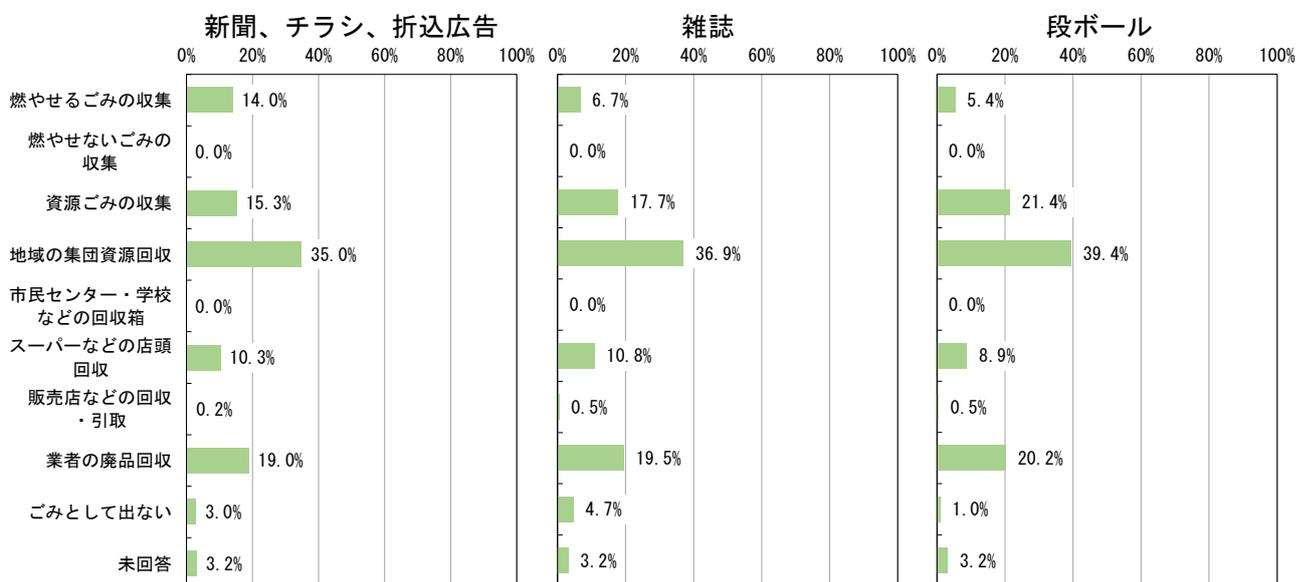
資料編

(3) 分別が難しいと感じるもの（複数回答）

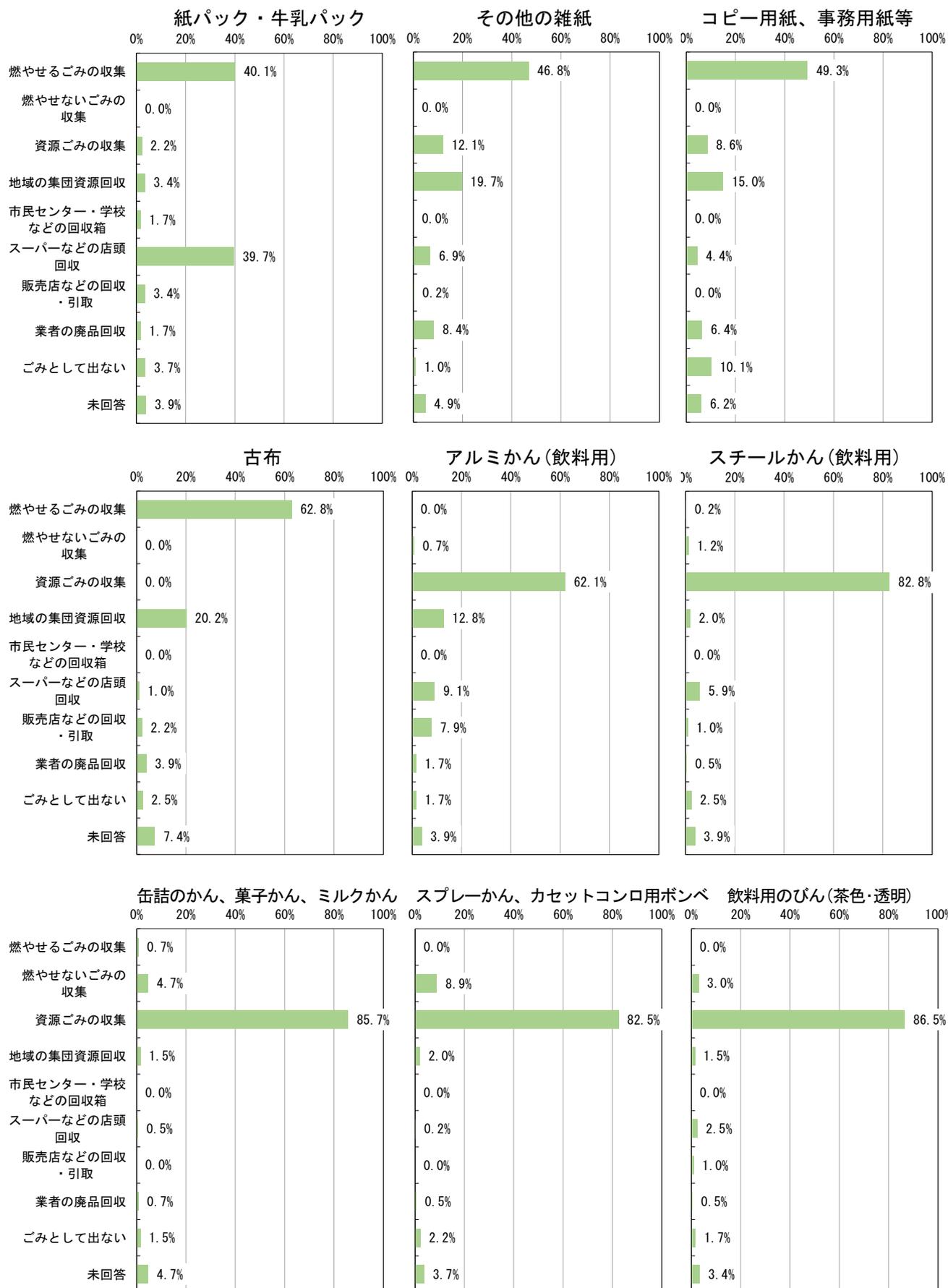


図資 3-10 分別が難しいと感じるもの

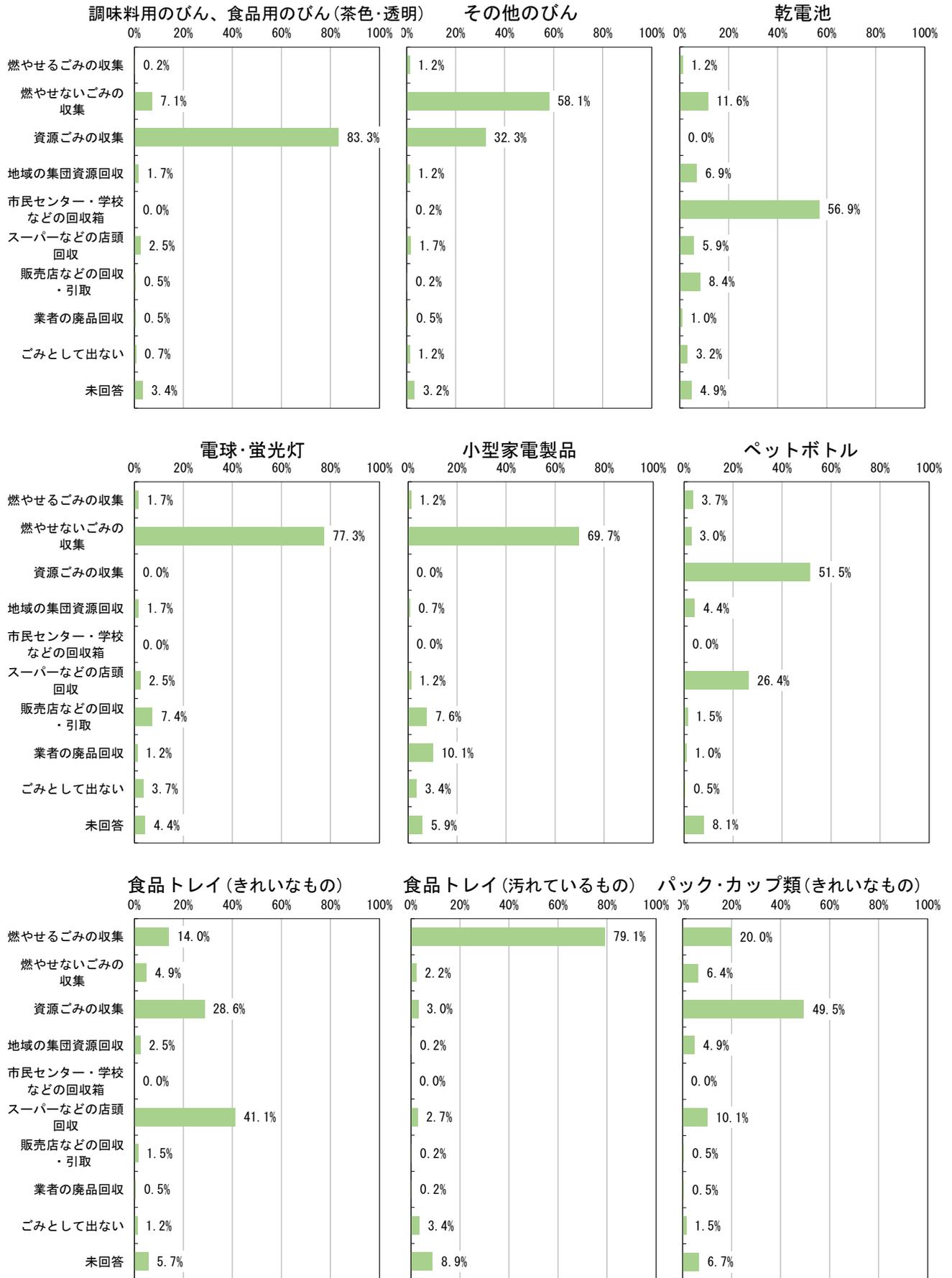
(4) 品目ごとの排出方法（複数回答）



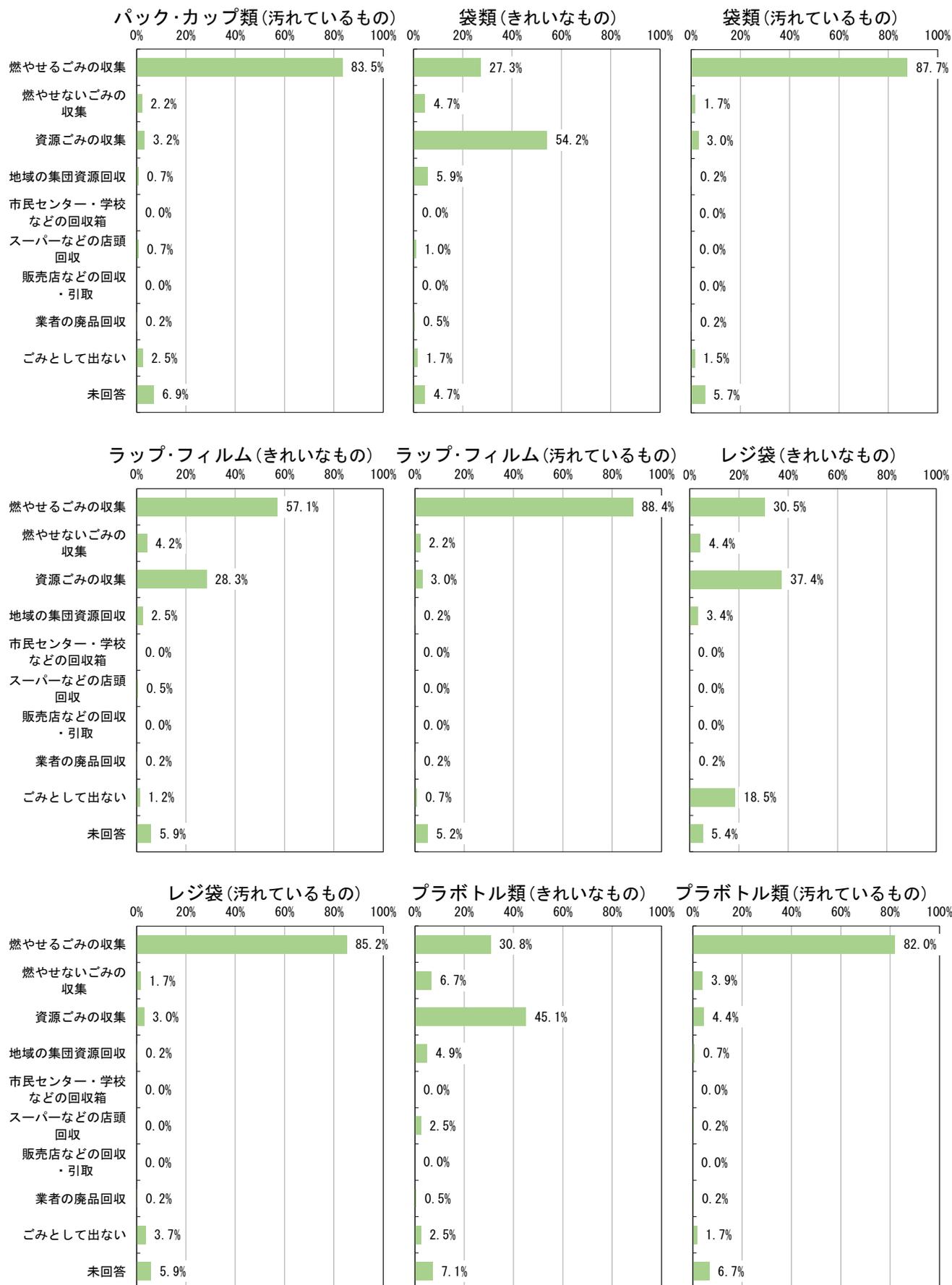
図資 3-11(1) 品目ごとの排出方法



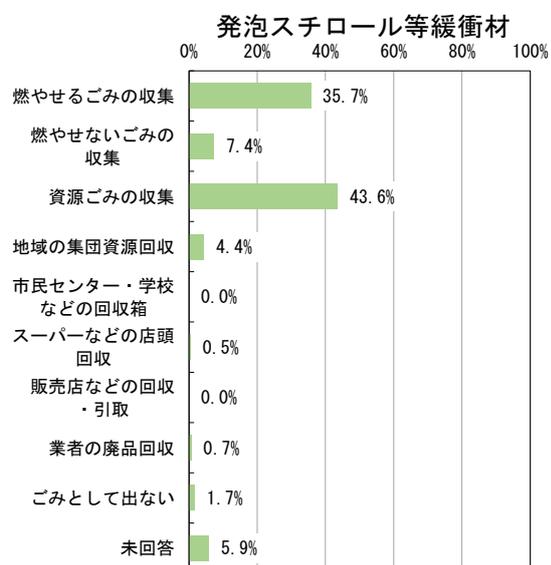
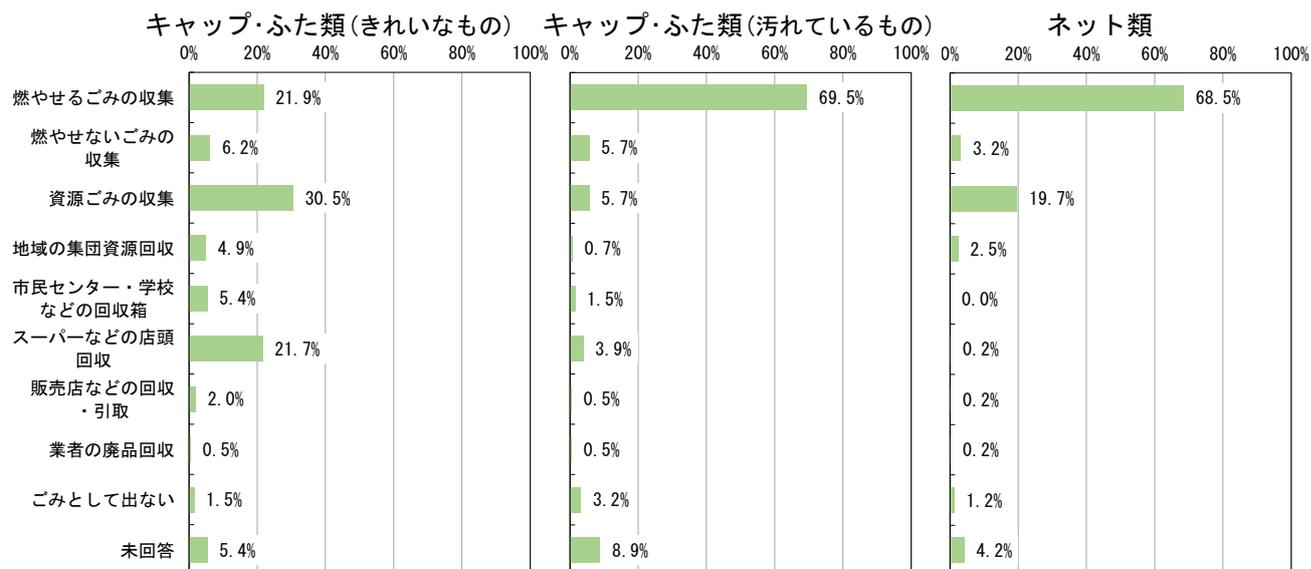
図資 3-11(2) 品目ごとの排出方法



図資 3-11(3) 品目ごとの排出方法



図資 3-11 (4) 品目ごとの排出方法



図資 3-11(5) 品目ごとの排出方法

(5) 紙おむつの排出に関して（自由記入）

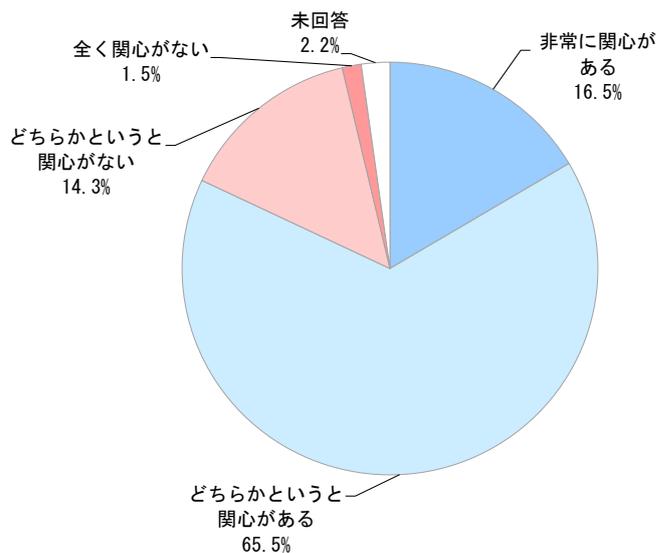
紙おむつの排出について困っていることは、臭いが気になるや見た目が気になるため透明ではない袋を使用したい等、18件の回答があります。

- ・燃やせるごみで出している。
- ・燃やせるごみで出しているがダメなのか。
- ・紙おむつのみで燃やせるごみに出すべきなのか。
紙おむつと分かるように外から見えた方がいいのか。
見えないように紙で包んだりしてもよいのか。
- ・(ビニール袋等に入れずに) そのまま出していいのか。
- ・便を取り除いても汚れや臭いがあるためビニール袋に入れている。
燃やせるごみにビニール袋に入れずにそのまま出した方がいいのか。
- ・臭いが出ない袋に入れて出している。
- ・ナイロン袋に入れて出している。尿のため燃えるのか心配している。
- ・紙で二重に包み排出しているため、ごみの量が増えてしまう。
- ・落とせる排便はトイレへ流し、おむつはビニールで2重にして出している。
燃やせるごみに出しているが、袋が透明なので見た目が汚くなる。
- ・以前は黒いごみ袋で捨てていたが、指定袋になりできなくなった。
新聞費は購読費がかかるので買っていない。
隠して捨てることができない為、紙おむつを排出する際は黒い袋の許可が欲しい。
- ・ごみの量が多くなる。
- ・ごみが重くなり、ごみ袋が伸びて破れてしまう。
- ・ごみが重くなるが、燃やせるごみとして出せるのは、ありがたい。
- ・回収日まで臭う。
- ・夏場に自宅保管すると臭う。
- ・臭い等が気になるため、集積所に出すときに気を遣う。
- ・臭いが出るので臭いの出ない袋を買って入れている。
プラも燃やせるごみとして回収するなら、燃やせるごみの回収日を増やしてもらえると
おむつをたびたび捨てるので良い。
- ・燃やせるごみ以外で回収してもらえると、燃やせるごみの量が減るので助かる。

(以上、18件)

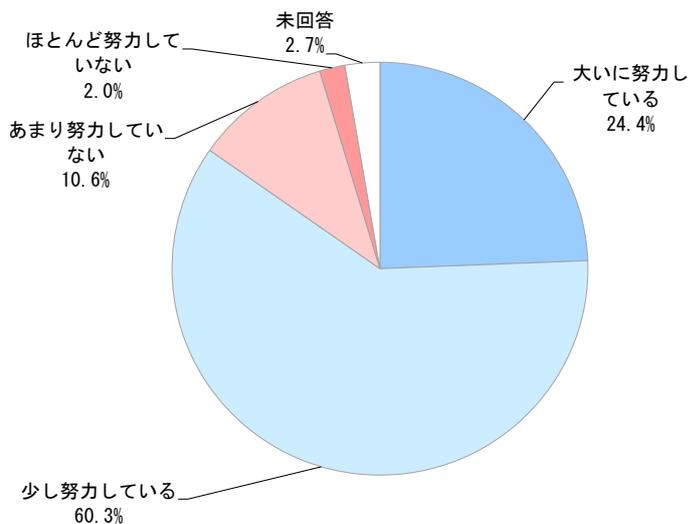
3. ごみの減量やリサイクル等への取り組みについて

(1) ごみ問題への関心



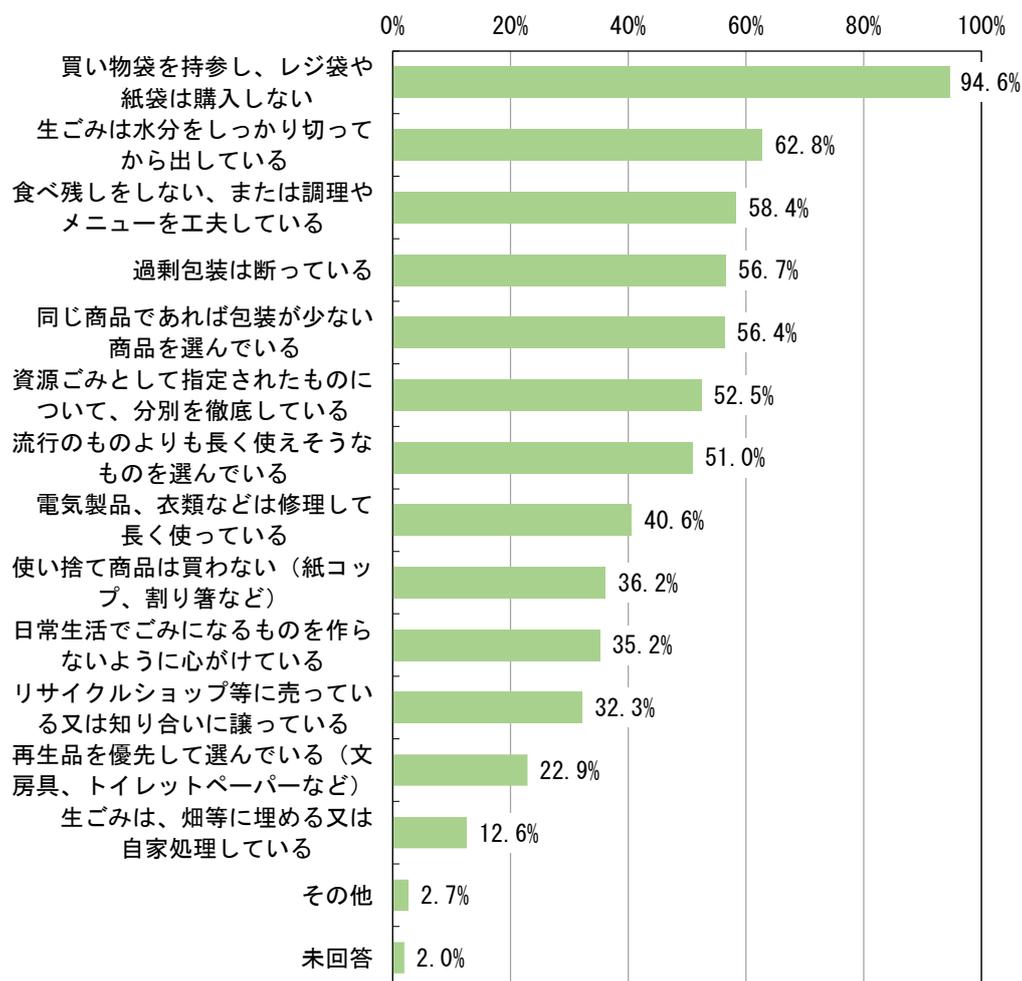
図資 3-12 ごみ問題への関心

(2) ごみの減量やリサイクルへの努力度



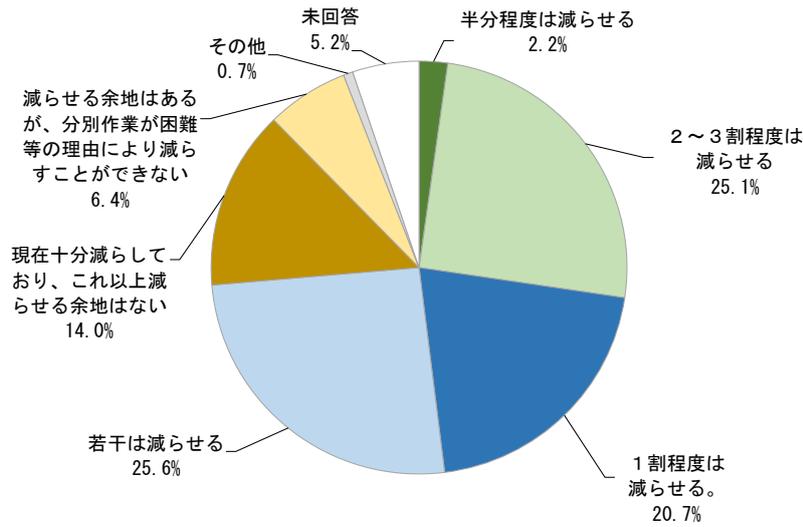
図資 3-13 ごみの減量やリサイクルへの努力度

(3) 実際に行っているごみ減量やリサイクル等の取り組み（複数回答）



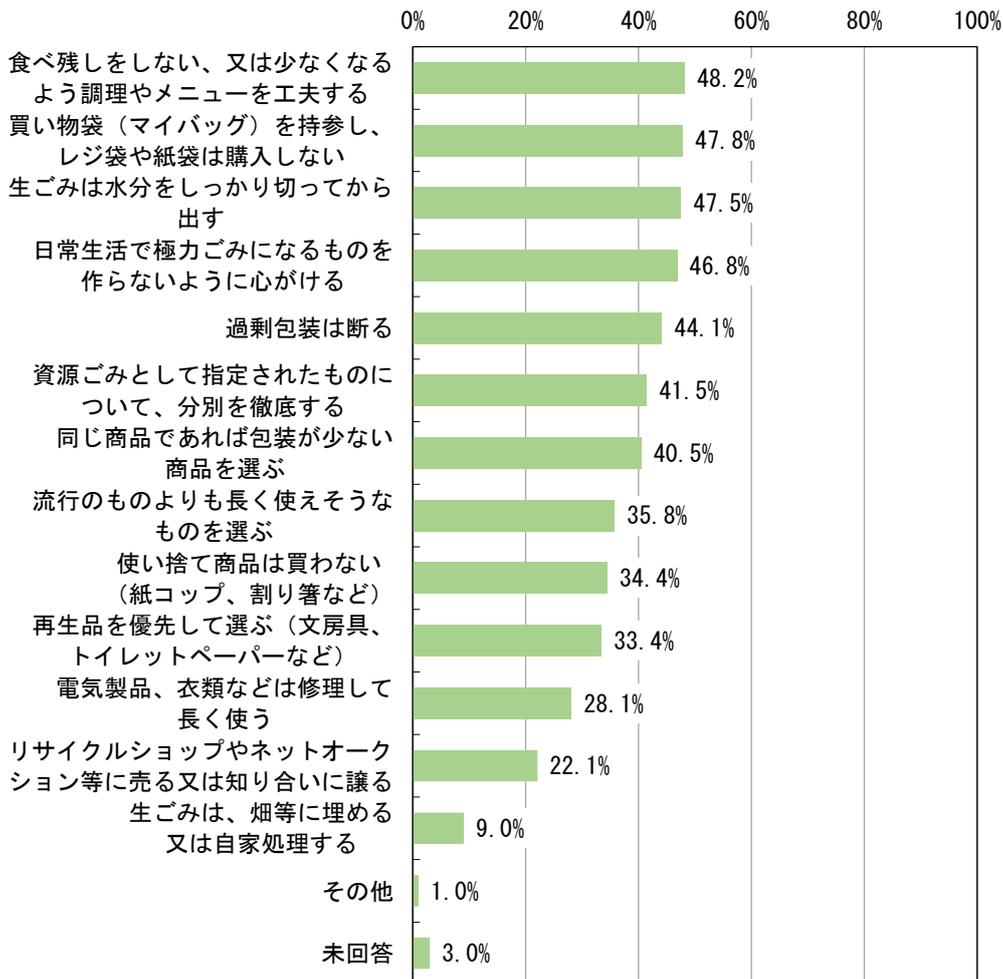
図資 3-14 実際に行っているごみ減量やリサイクル等の取り組み

(4) ごみの発生抑制等に取り組むことによるごみ減量の可能性



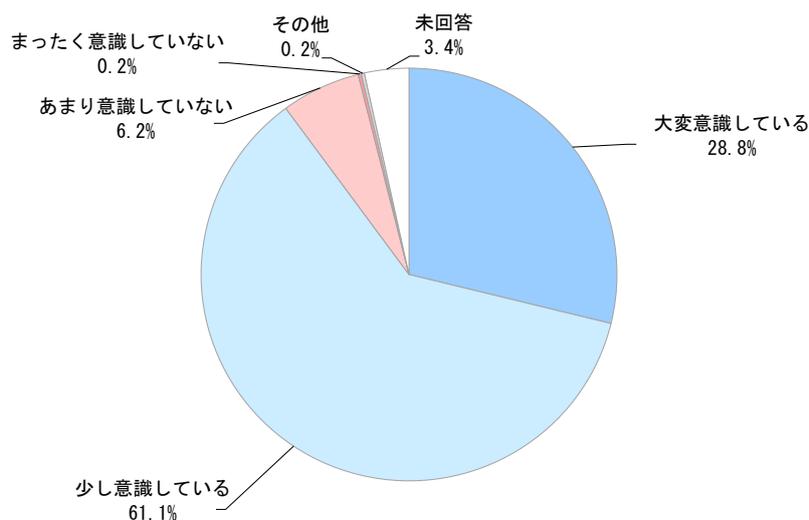
図資 3-15 ごみの発生抑制等に取り組むことによるごみ減量の可能性

(5) ごみ減量に対して今後取り組みたいこと (複数回答)



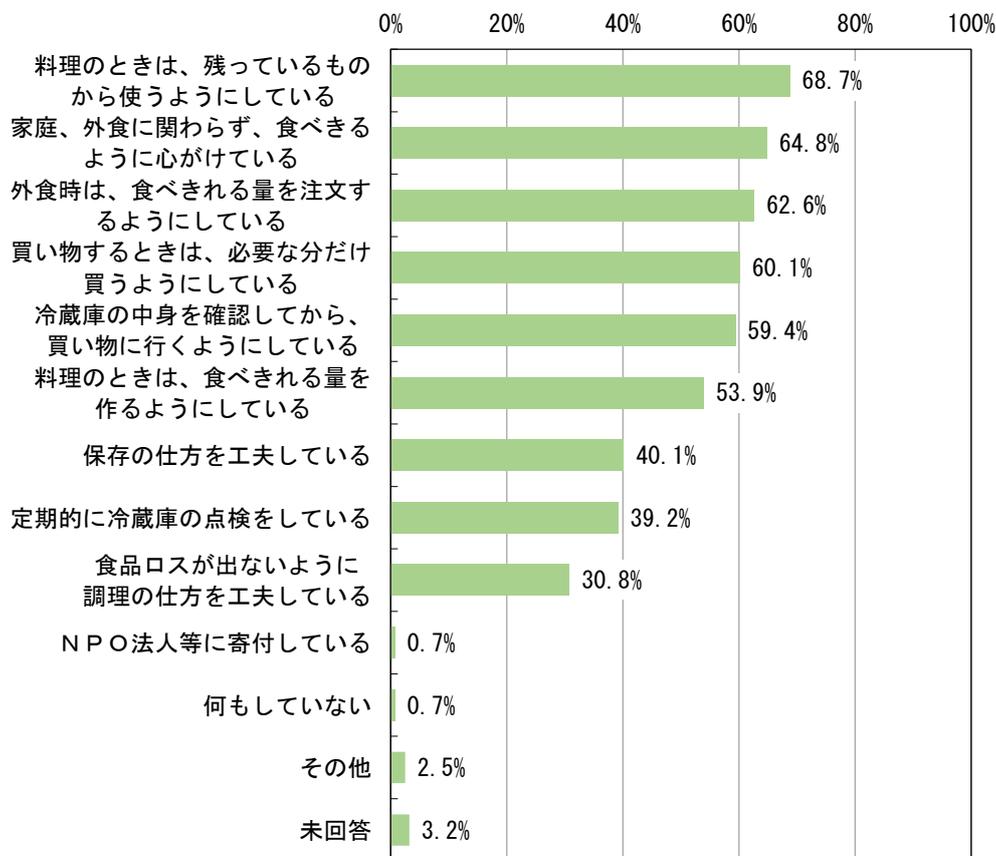
図資 3-16 ごみ減量に対して今後取り組みたいこと

(6) 食品ロス削減への意識



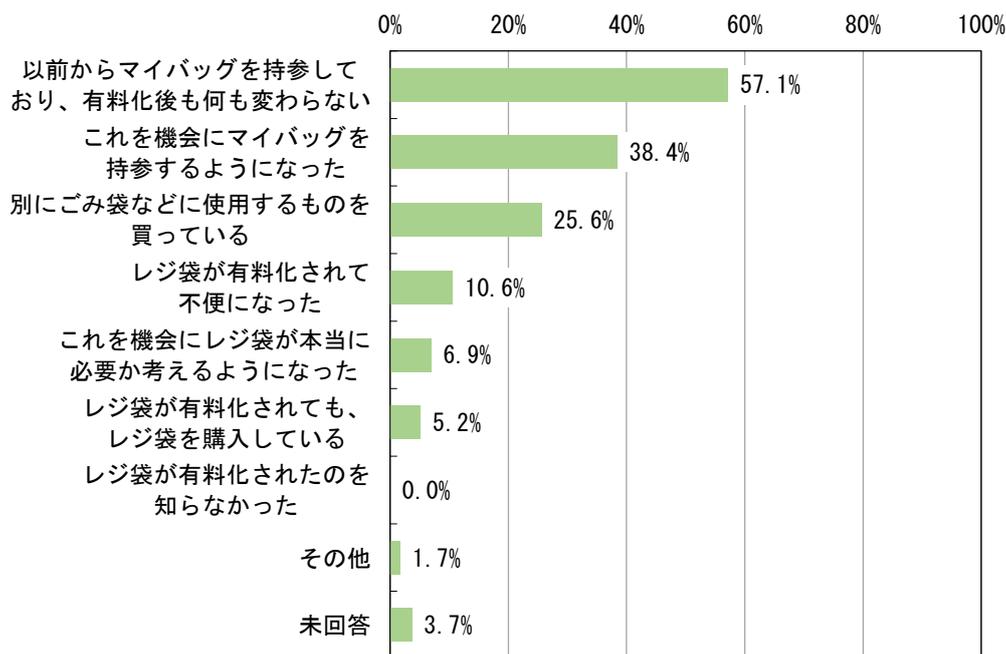
図資 3-17 食品ロス削減への意識

(7) 食品ロス削減のために行っていること（複数回答）



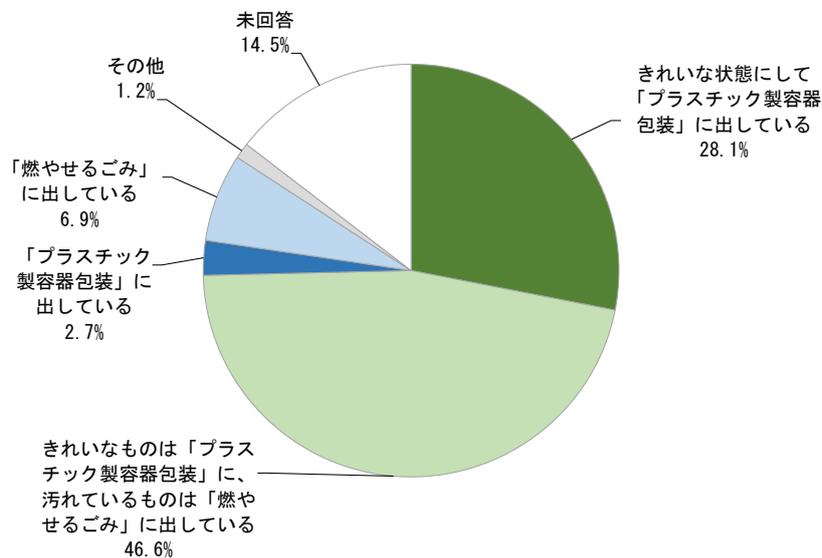
図資 3-18 食品ロス削減のために行っていること

(8) レジ袋有料化で変化した行動 (複数回答)



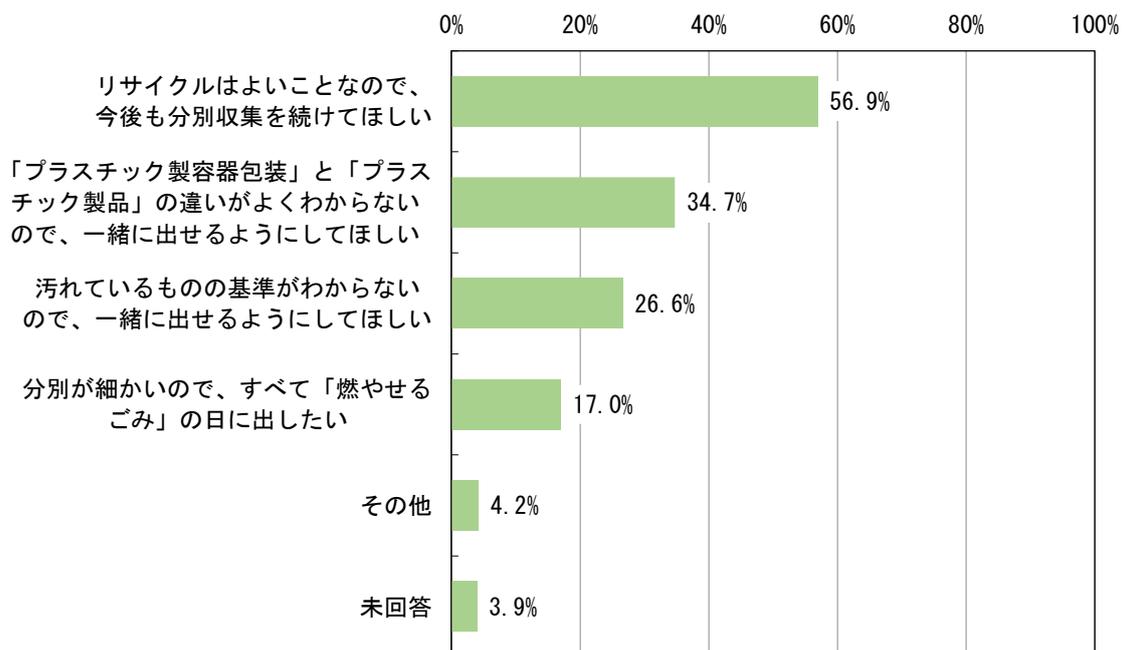
図資 3-19 レジ袋有料化で変化した行動

(9) プラスチック製容器包装の排出方法



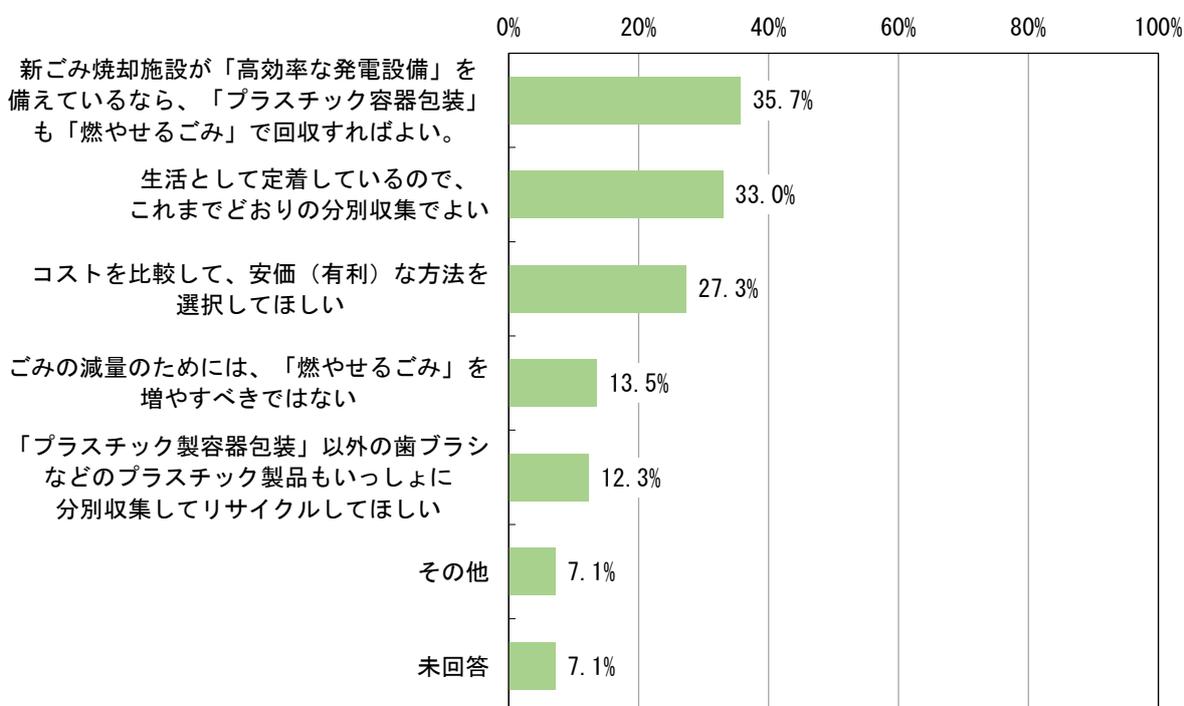
図資 3-20 プラスチック製容器包装の排出方法

(10) プラスチック製容器包装の分別に関して（複数回答）



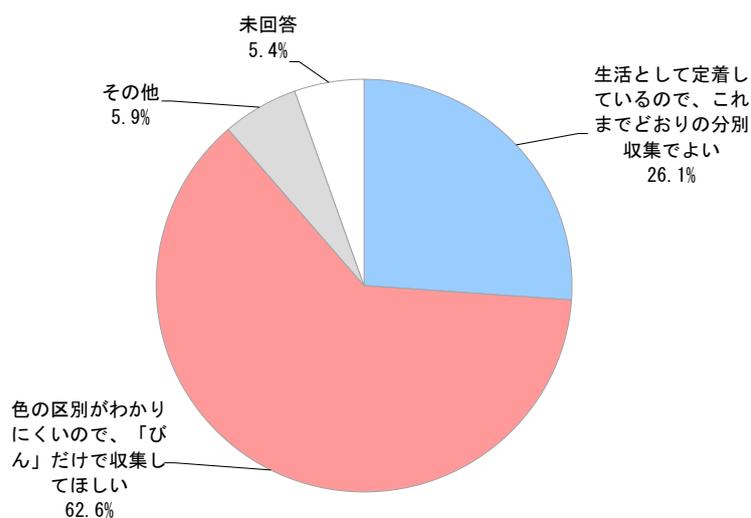
図資 3-21 プラスチック製容器包装の分別に関して

(11) プラスチック製容器包装の分別収集に関して（複数回答）



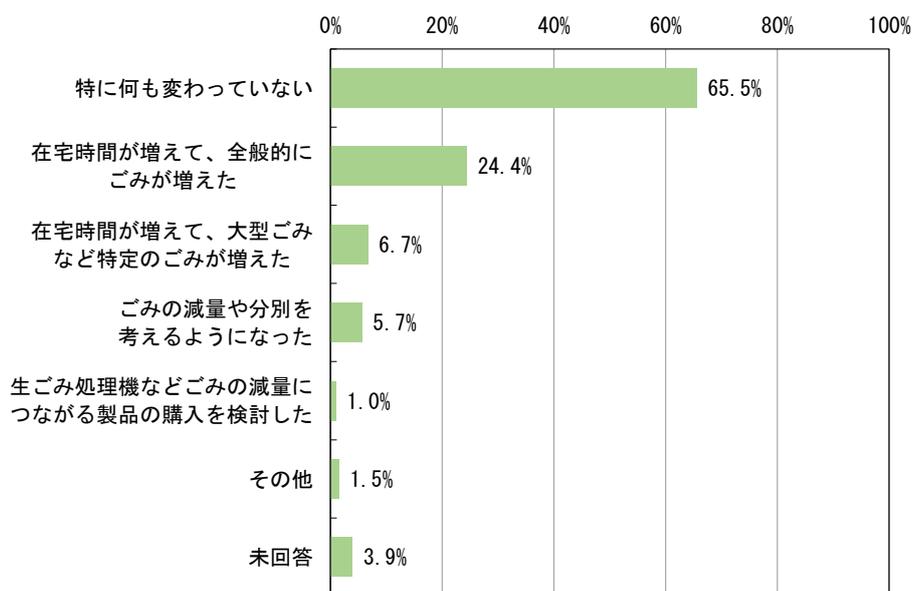
図資 3-22 プラスチック製容器包装の分別収集に関して

(12) びんの分別収集に関して



図資 3-23 びんの分別収集に関して

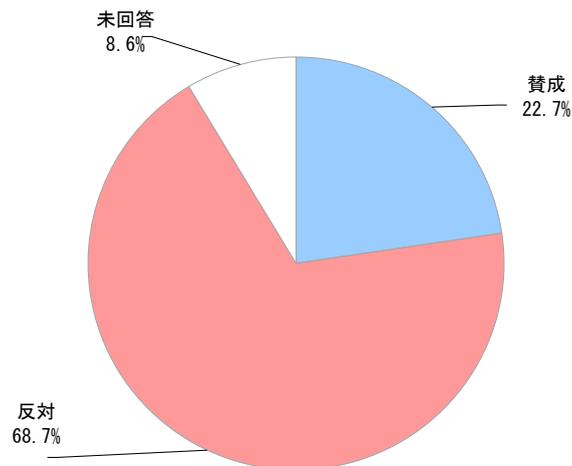
(13) 新型コロナウイルスによる生活様式の変化（複数回答）



図資 3-24 新型コロナウイルスによる生活様式の変化

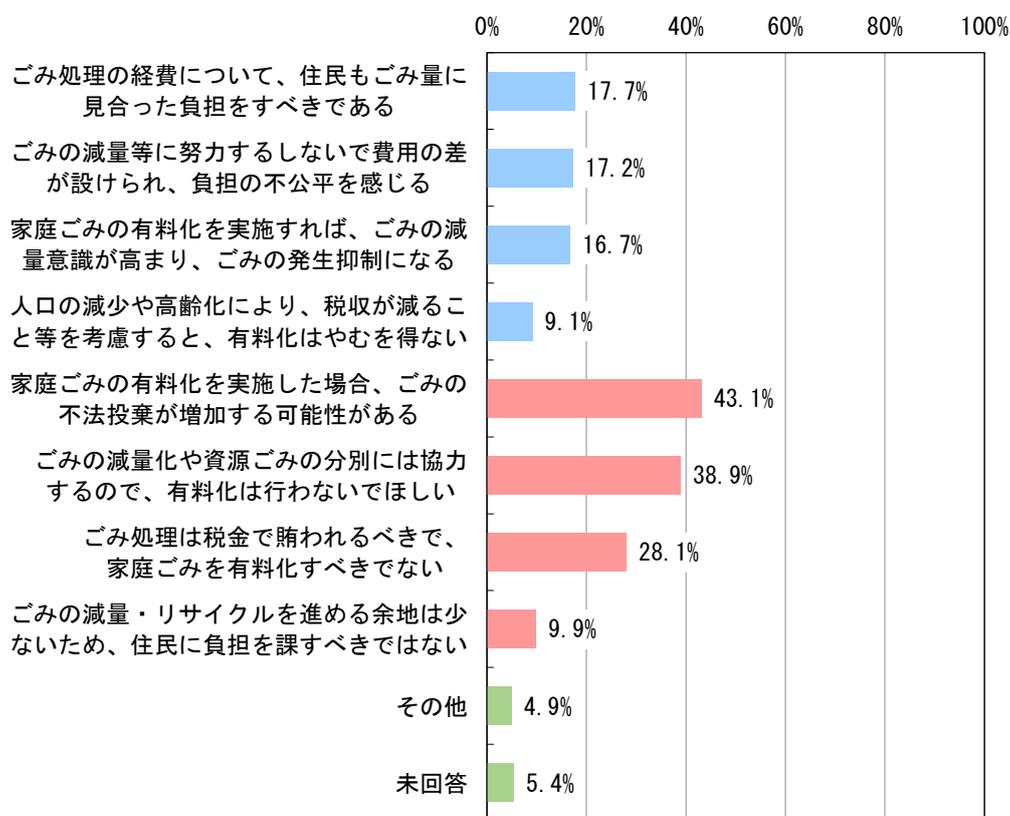
4. 大津市のごみに関する施策について

(1) 家庭ごみの有料化制度に関して



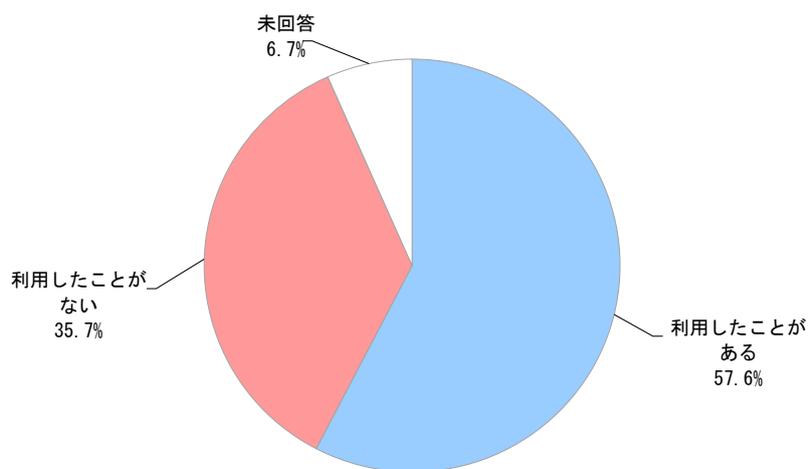
図資 3-25 家庭ごみの有料化制度に関して

(2) 家庭ごみの有料化制度に関しての理由（複数回答）



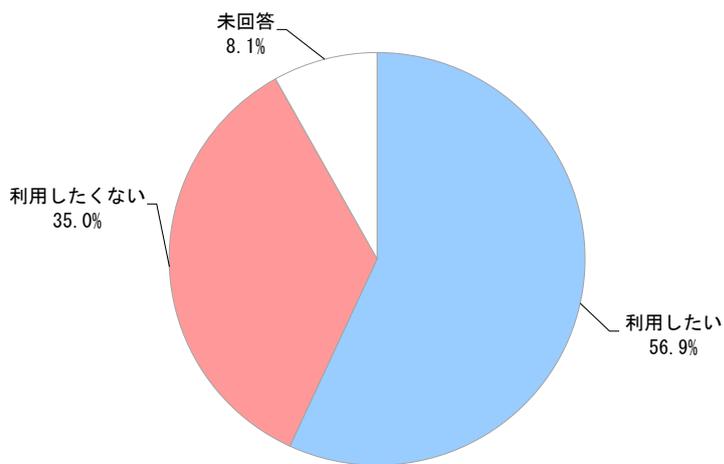
図資 3-26 家庭ごみの有料化制度に関しての理由

(3) ごみコールセンターの利用状況



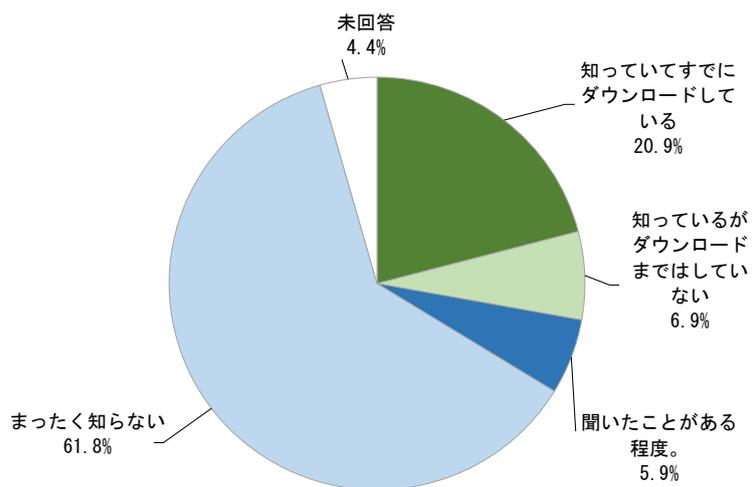
図資 3-27 ごみコールセンターの利用状況

(4) 大型ごみの予約アプリ等に関して



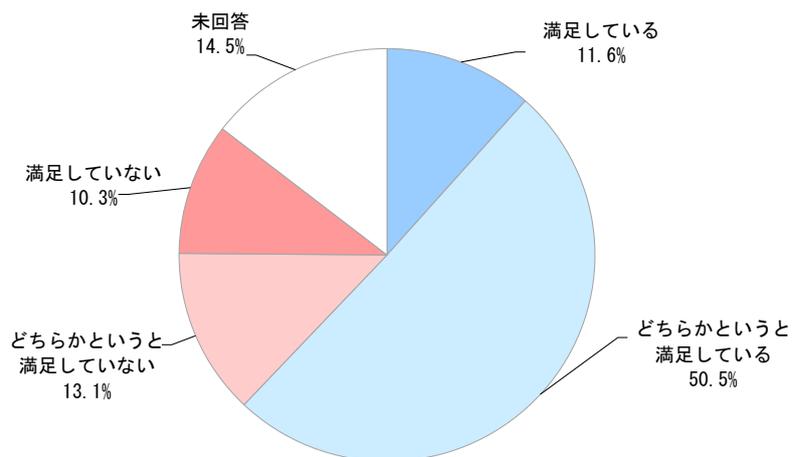
図資 3-28 大型ごみの予約アプリ等に関して

(5) スマートフォン用アプリ「分けなび」の認知度



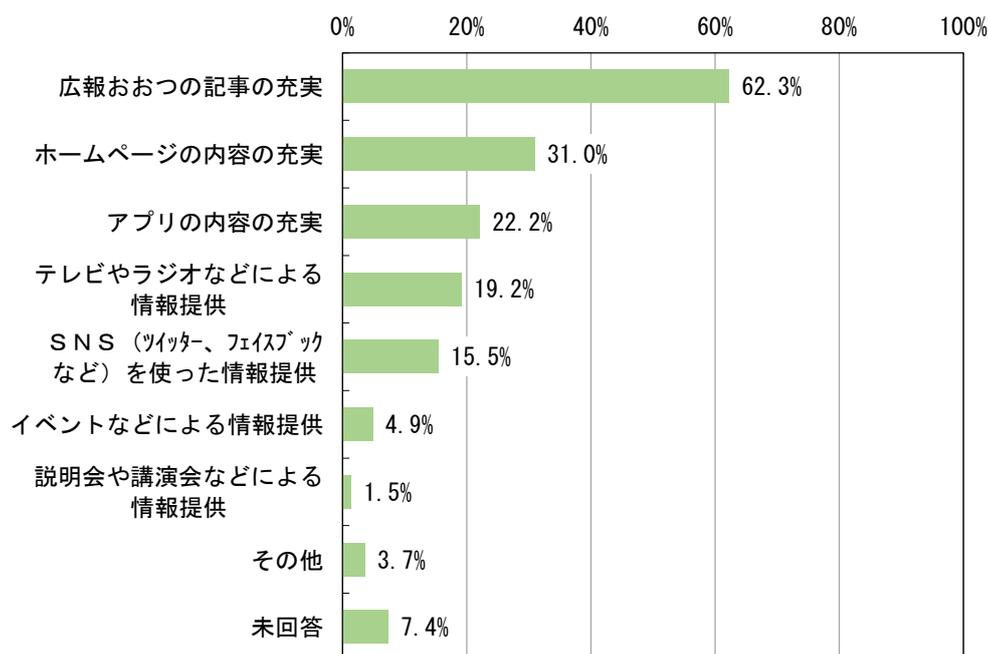
図資 3-29 スマートフォン用アプリ「分けなび」の認知度

(6) 大津市からの情報提供の満足度



図資 3-30 大津市からの情報提供の満足度

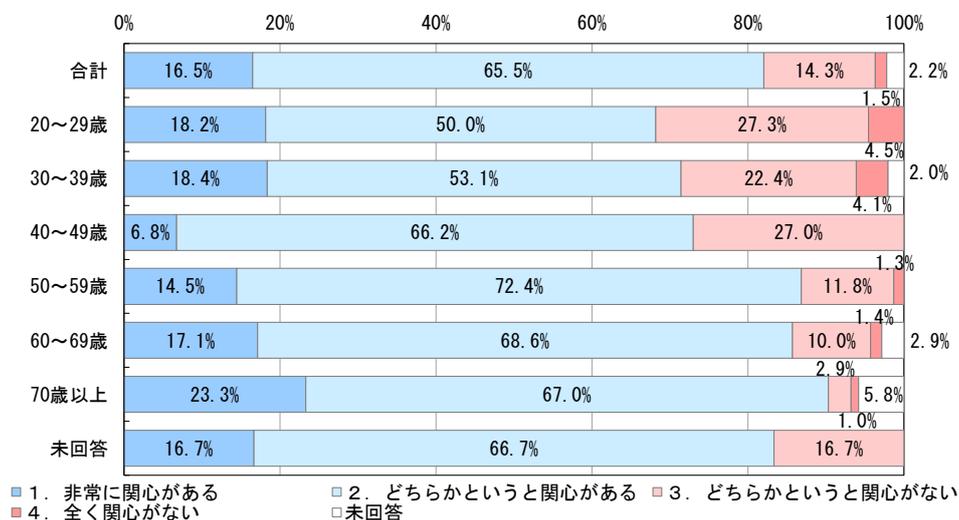
(7) 大津市からの情報提供に関して（複数回答）



図資 3-31 大津市からの情報提供に関して

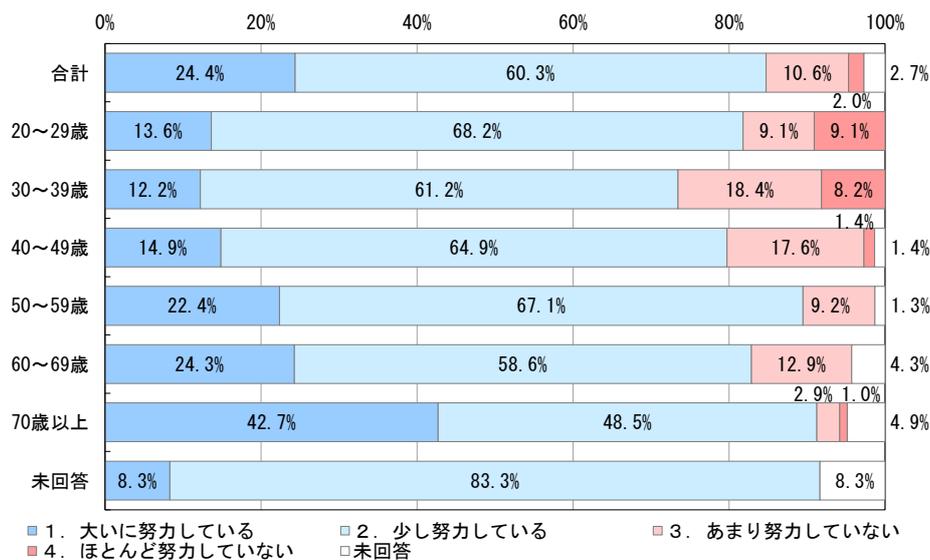
第3節 市民アンケートの調査結果（クロス集計）

(1) 年齢別のごみ問題への関心



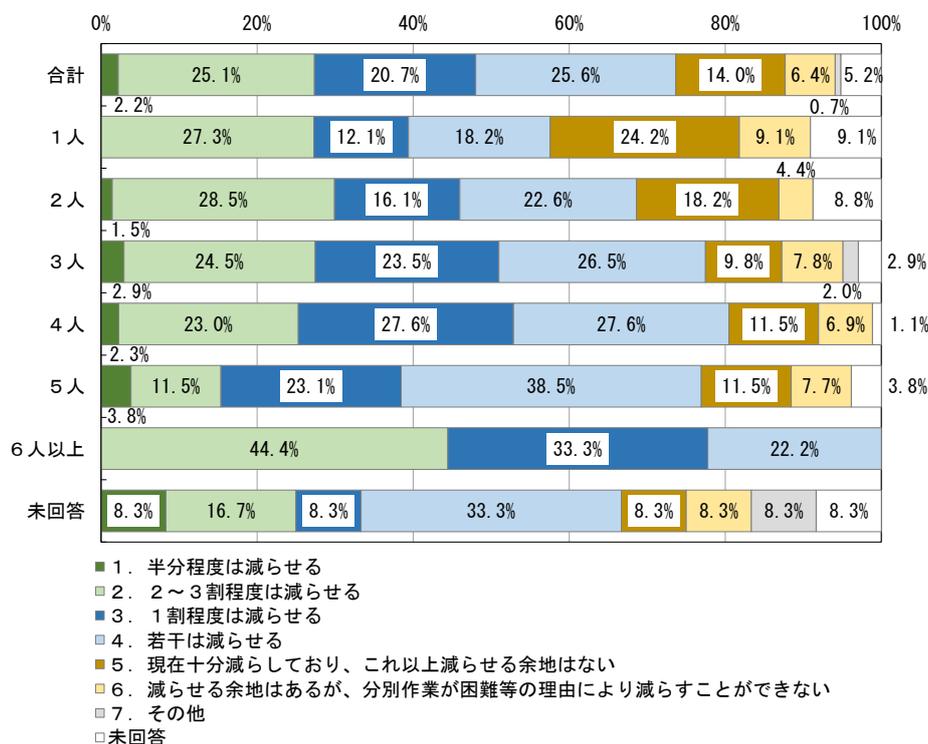
図資 3-32 年齢別のごみ問題への関心

(2) 年齢別のごみの減量やリサイクルへの努力度



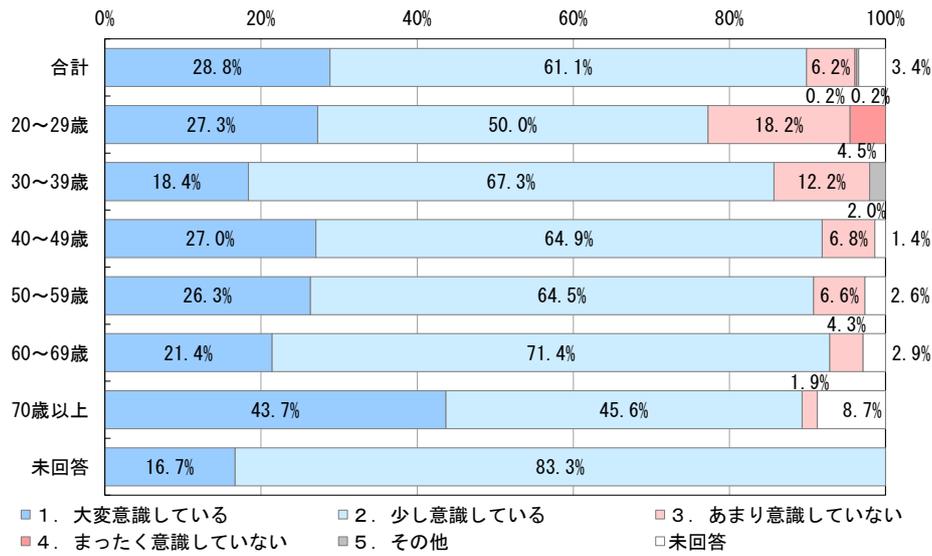
図資 3-33 年齢別のごみの減量やリサイクルへの努力度

(3) 世帯人数別のごみ減量の可能性



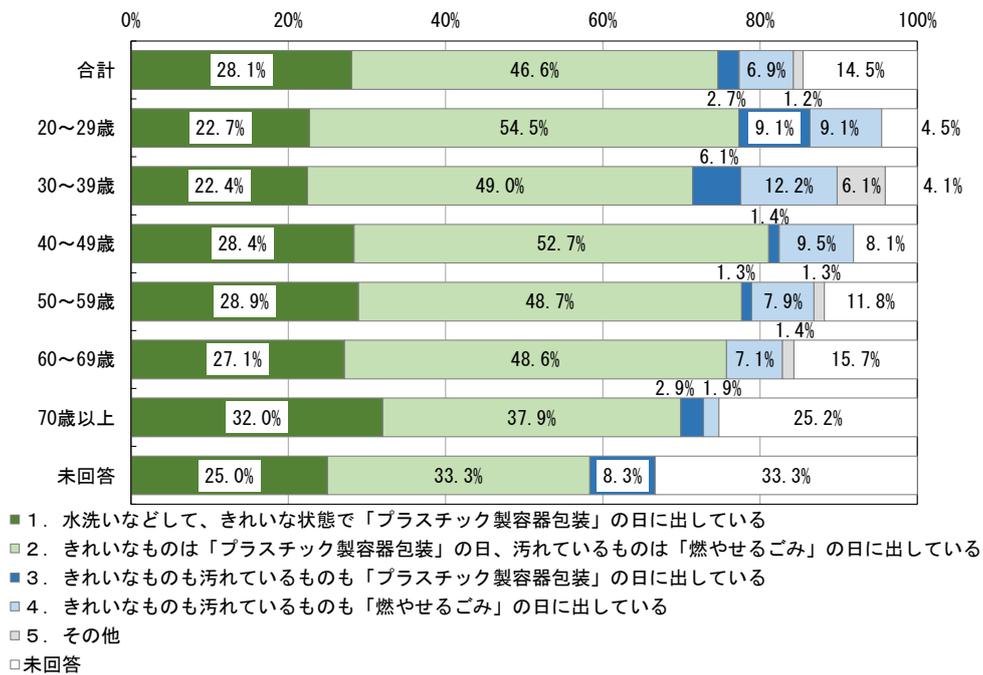
図資 3-34 世帯人数別のごみ減量の可能性

(4) 年齢別の食品ロス削減への意識



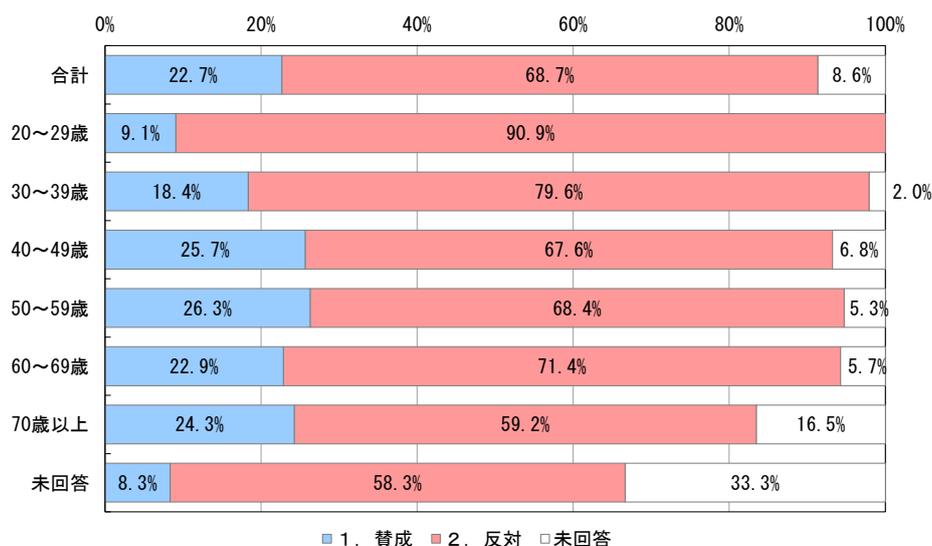
図資 3-35 年齢別の食品ロス削減への意識

(5) 年齢別のプラスチック製容器包装の排出方法



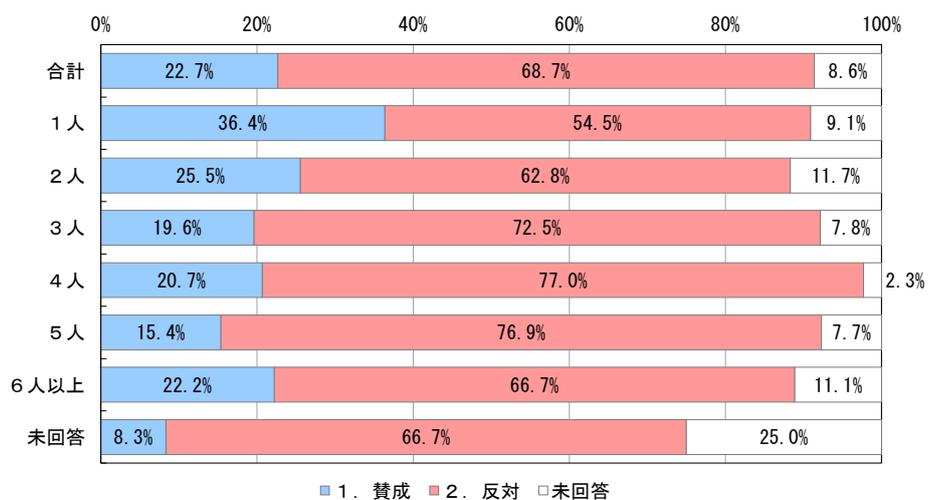
図資 3-36 年齢別のプラスチック製容器包装の排出方法

(6) 年齢別の家庭ごみの有料化制度に関して



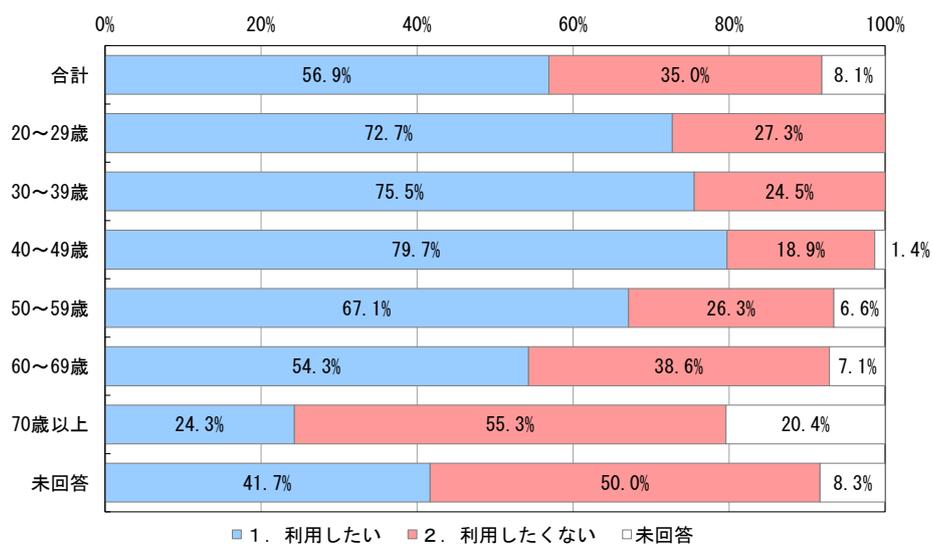
図資 3-37 年齢別の家庭ごみの有料化制度に関して

(7) 世帯人数別の家庭ごみの有料化制度に関して



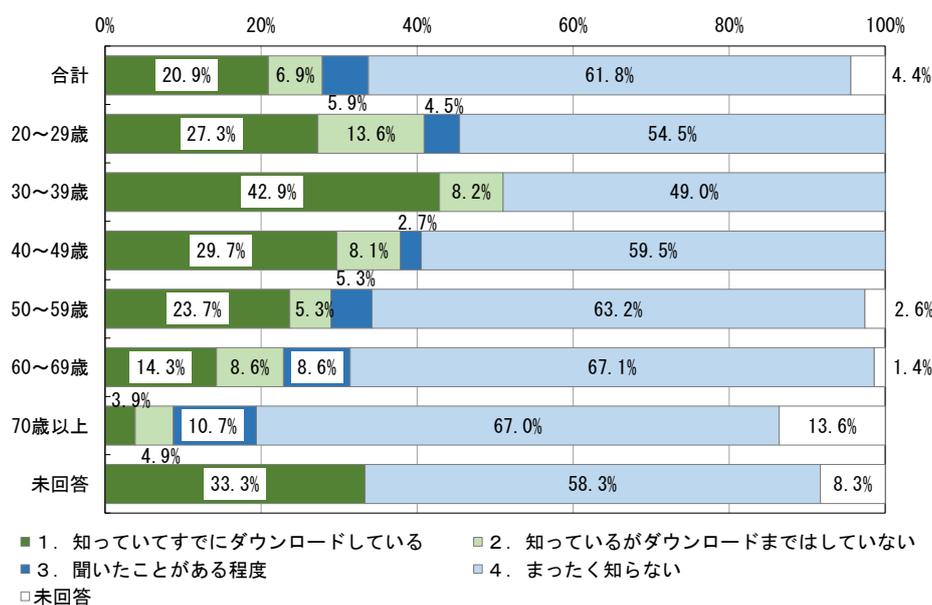
図資 3-38 世帯人数別の家庭ごみの有料化制度に関して

(8) 年齢別の大型ごみの予約アプリ等に関して



図資 3-39 年齢別の大型ごみの予約御プリ等に関して

(9) 年齢別のスマートフォン用アプリ「分けなび」の認知度

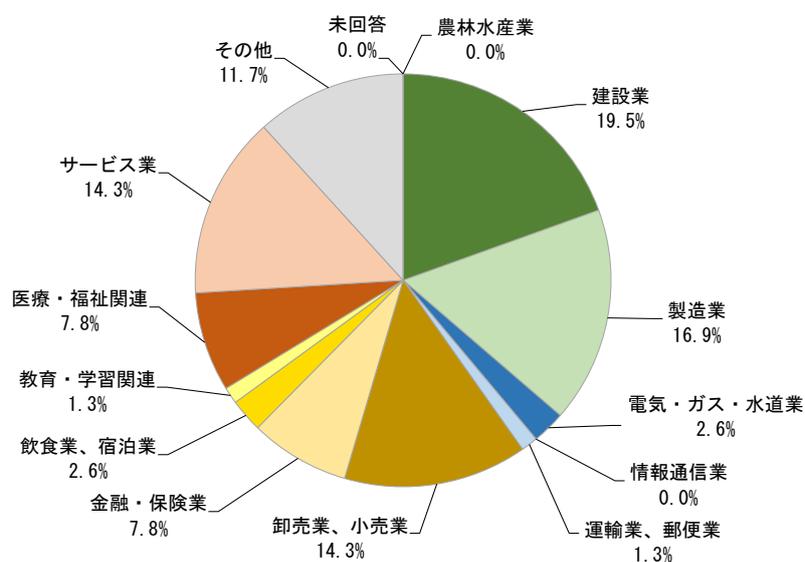


図資 3-40 年齢別のスマートフォン用アプリ「分けなび」の認知度

第4節 事業者アンケートの調査結果

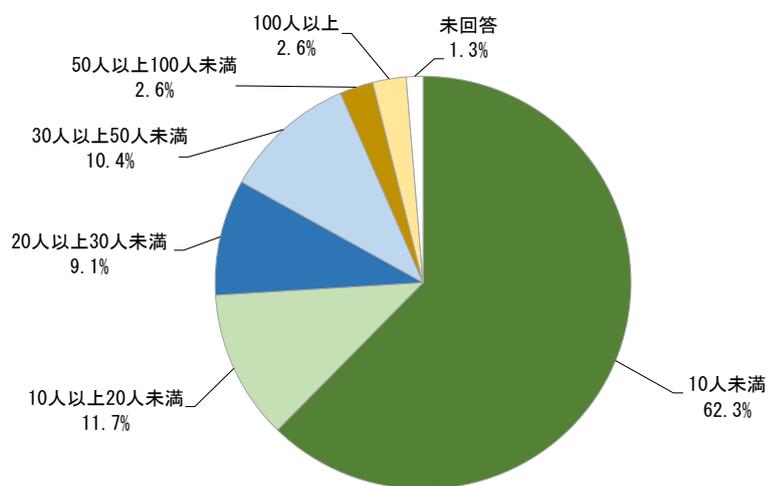
1. 調査対象事業所の基本属性

(1) 業種



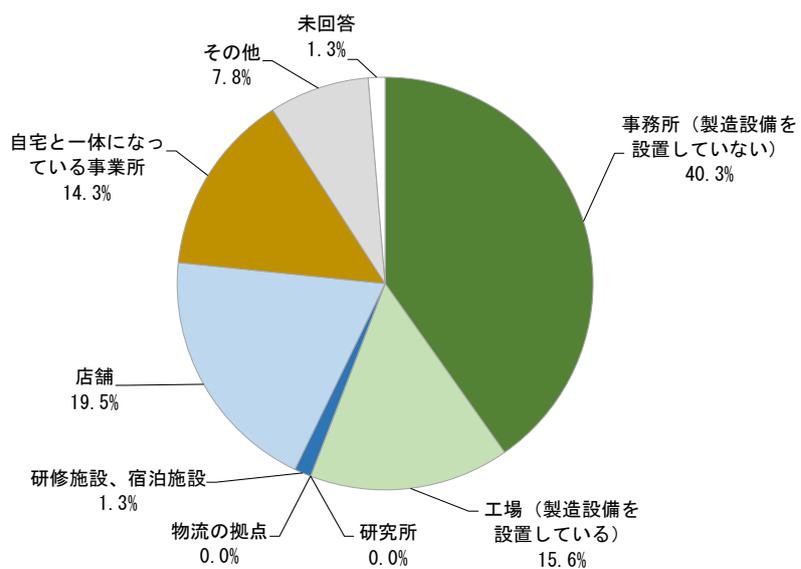
図資 3-41 事業所の業種

(2) 従業員数



図資 3-42 事業所の従業員数

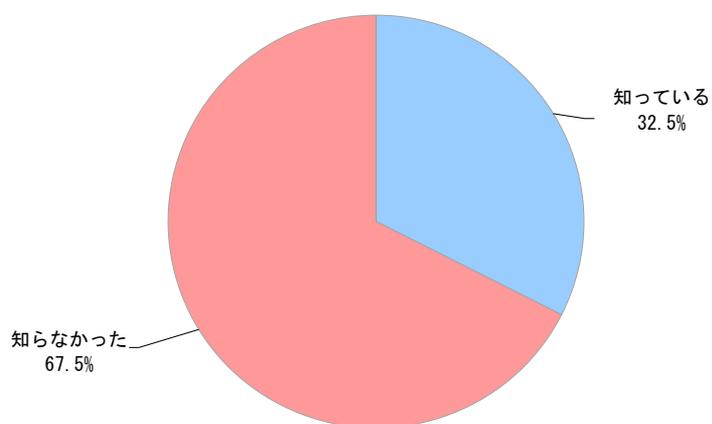
(3) 種類



図資 3-43 事業所の種類

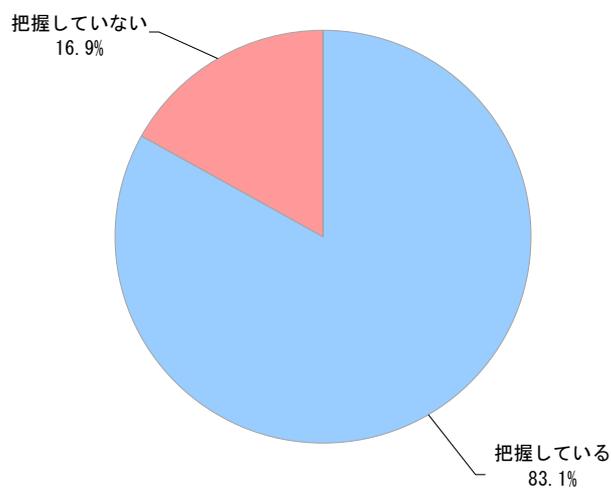
2. ごみの排出状況について

(1) 事業系ごみの量の認知度



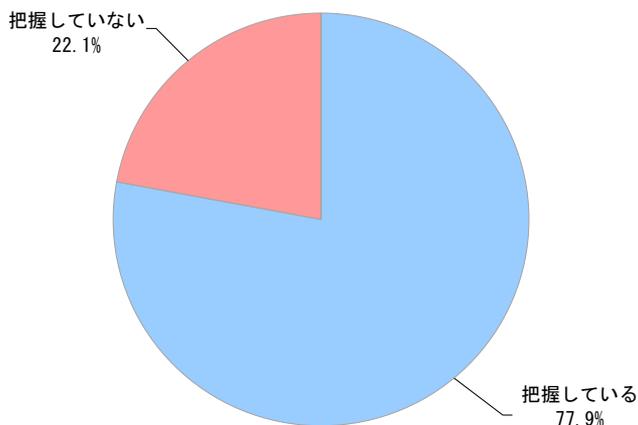
図資 3-44 事業系ごみの量の認知度

(2) 事業所から排出されるごみ量の把握状況



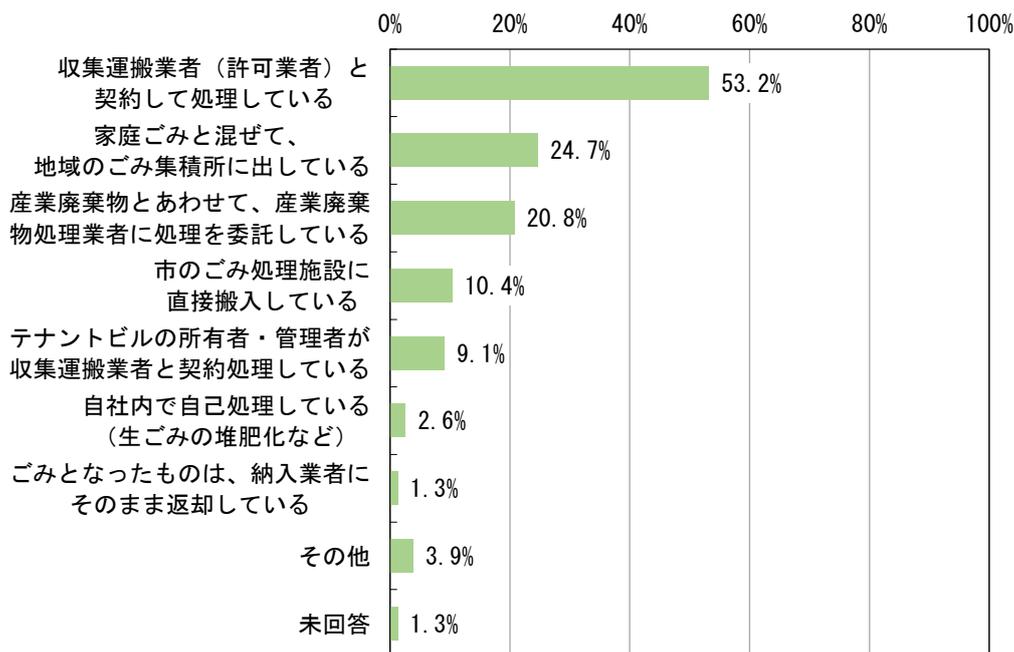
図資 3-45 事業所から排出されるごみ量の把握状況

(3) 事業所から排出されるごみの処理の把握状況



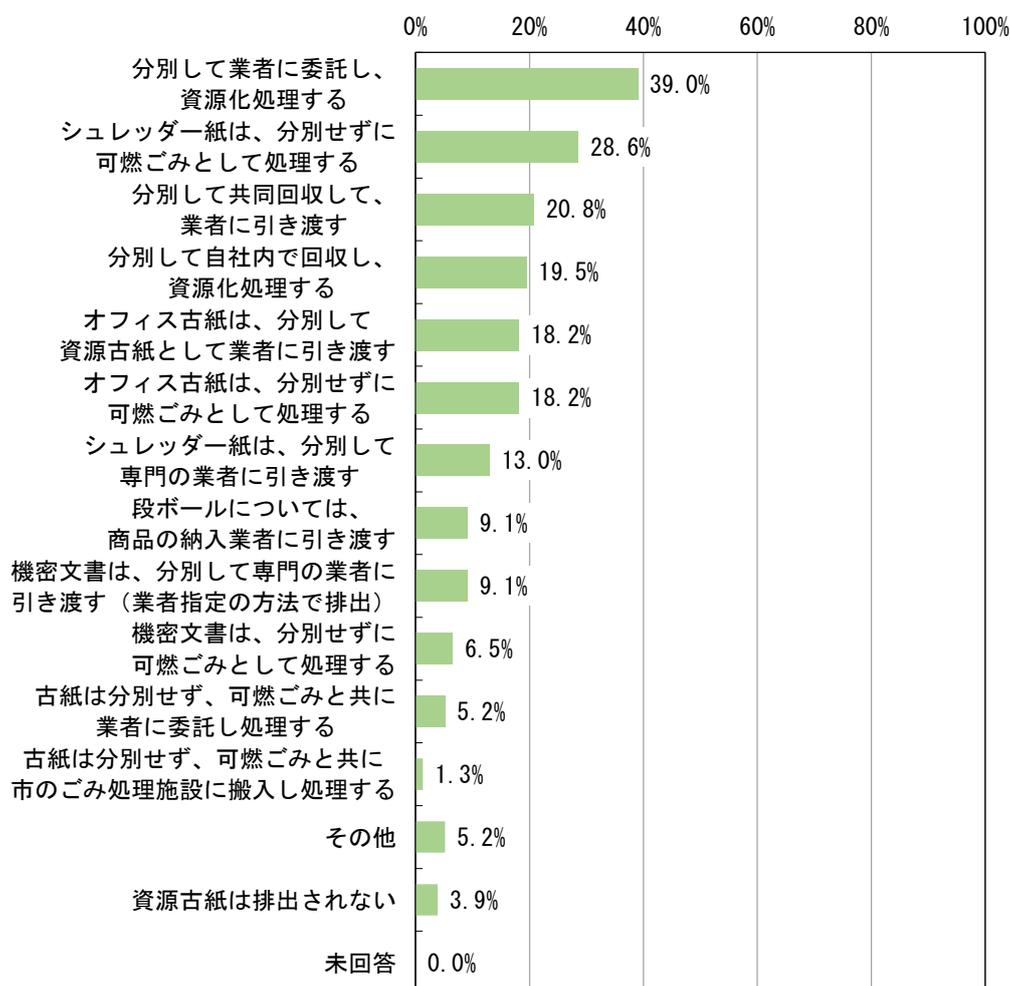
図資 3-46 事業所から排出されるごみの処理の把握状況

(4) 事業所から排出されるごみの処理方法（複数回答）



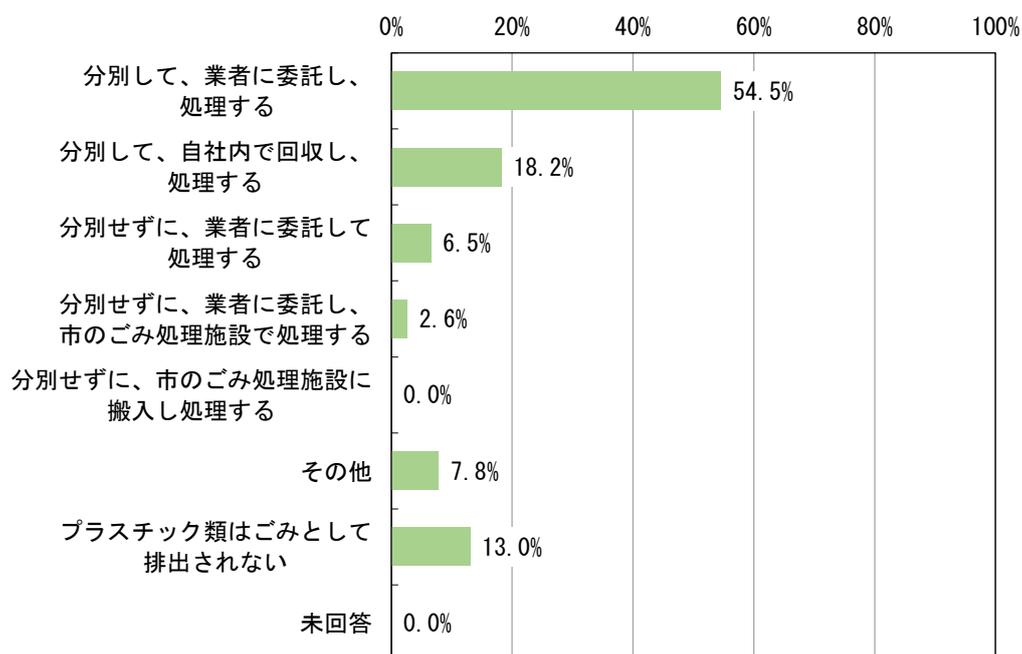
図資 3-47 事業所から排出されるごみの処理方法

(5) 資源古紙の処理方法（複数回答）



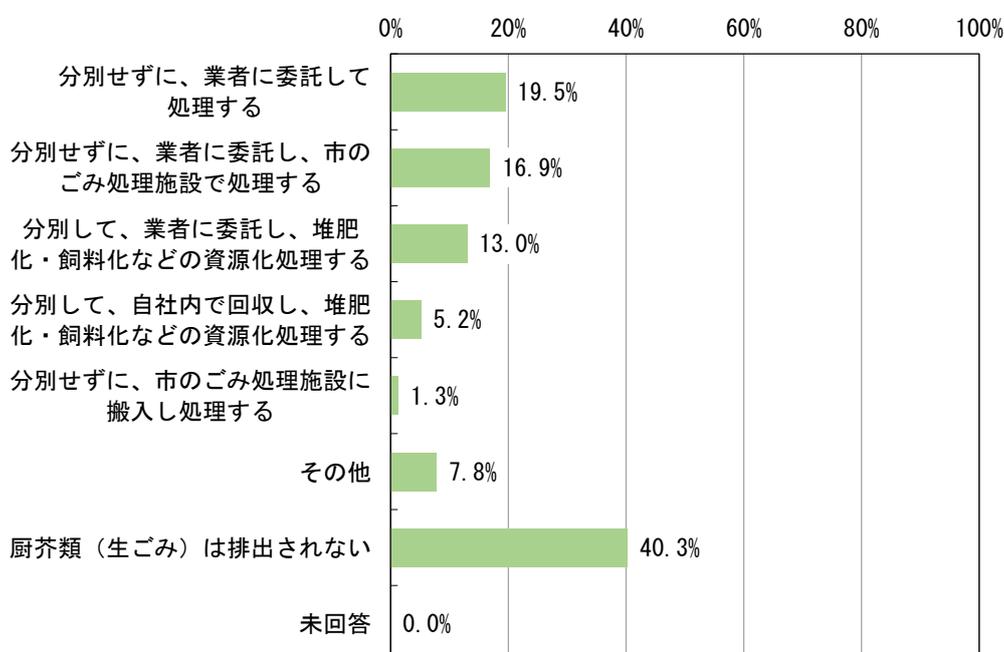
図資 3-48 資源古紙の処理方法

(6) プラスチック類の処理方法



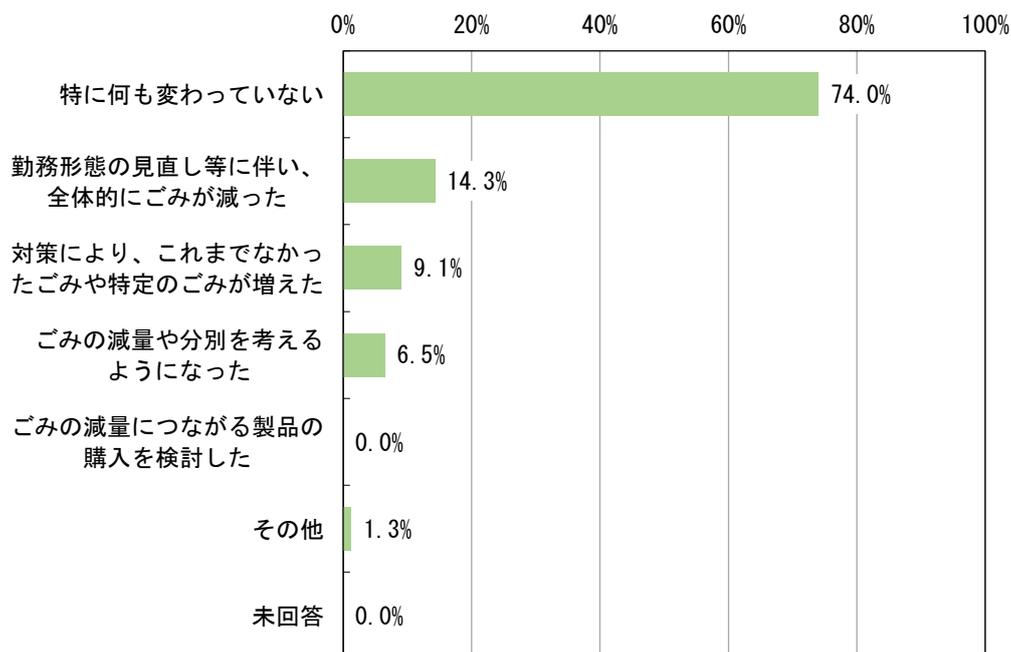
図資 3-49 プラスチック類の処理方法

(7) 厨芥類の処理方法



図資 3-50 厨芥類の処理方法

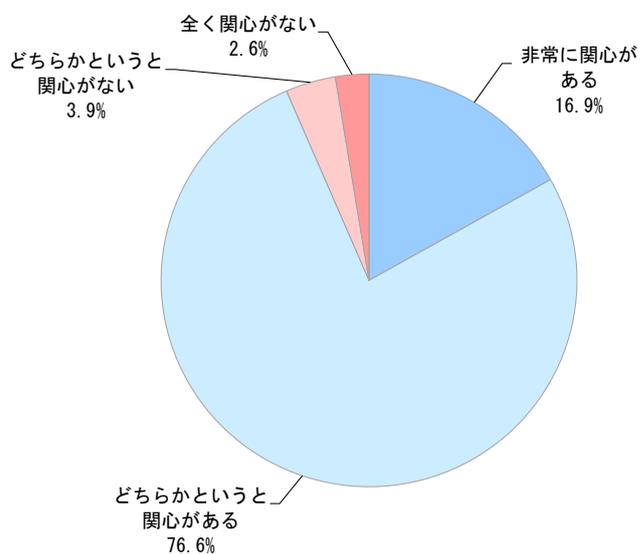
(8) 新型コロナウイルス対策（複数回答）



図資 3-51 新型コロナウイルス対策

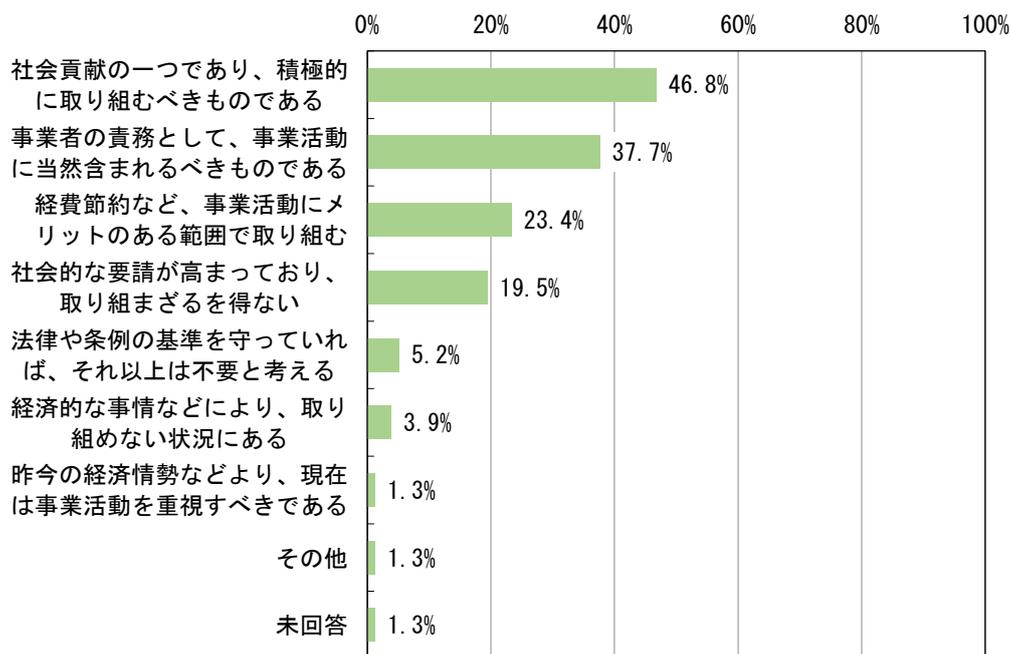
3. ごみの減量やリサイクル等への取り組みについて

(1) ごみ問題への関心



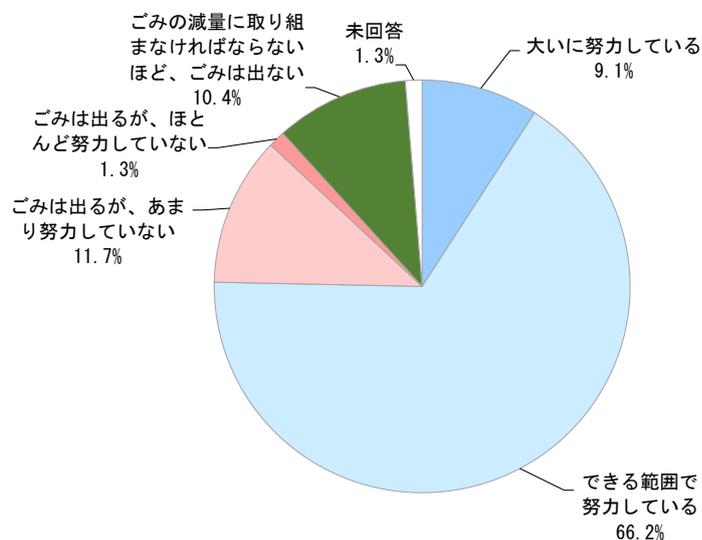
図資 3-52 ごみ問題への関心

(2) ごみ減量等の取り組みへの考え



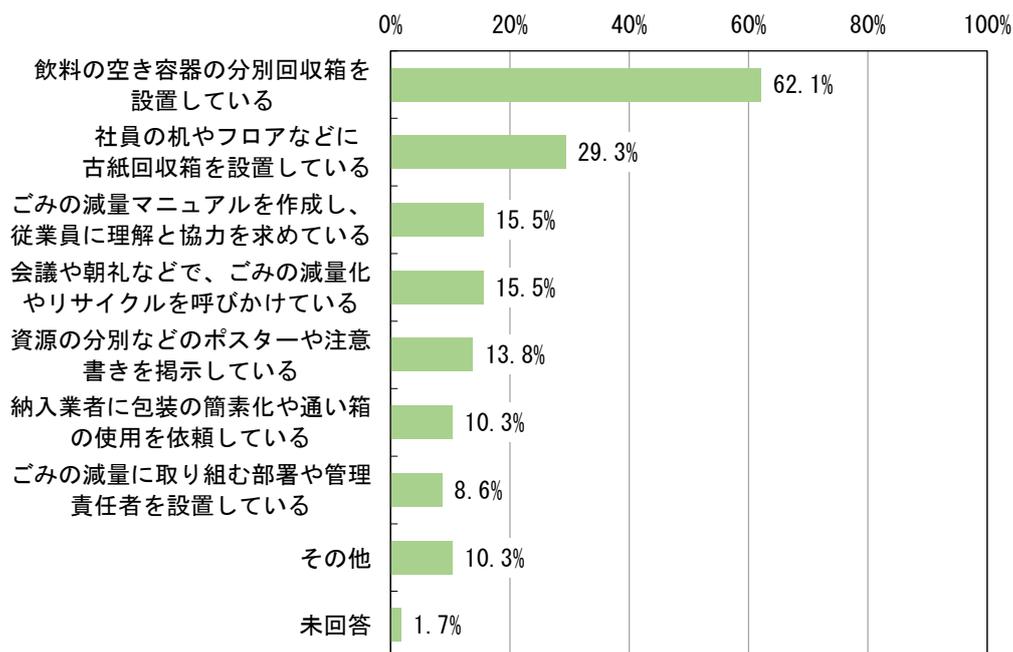
図資 3-53 ごみ減量等の取り組みへの考え

(3) ごみ減量の努力度



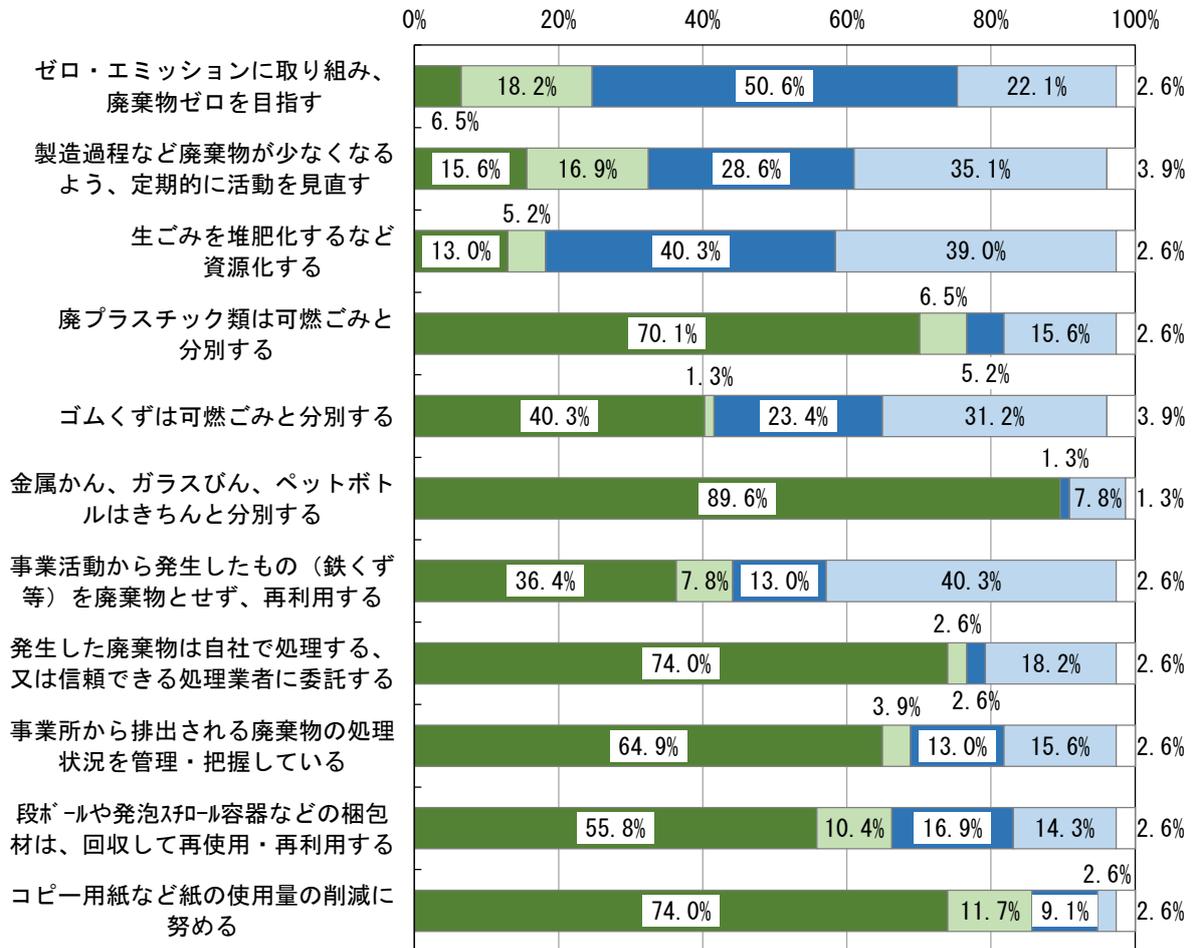
図資 3-54 ごみ減量の努力度

(4) ごみ減量のために行っていること



図資 3-55 ごみ減量のために行っていること

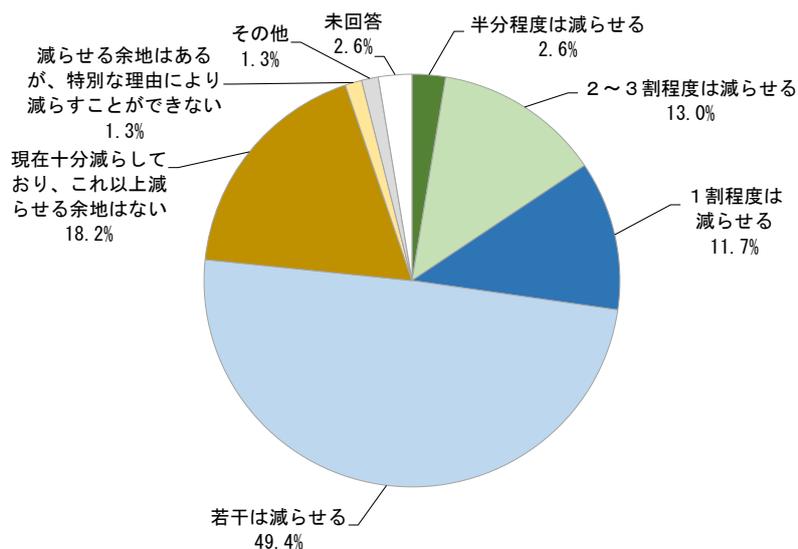
(5) ごみ減量やリサイクルの取り組み状況



■実施済み ■検討中 ■取り組んでいない ■業務上必要なし □未回答

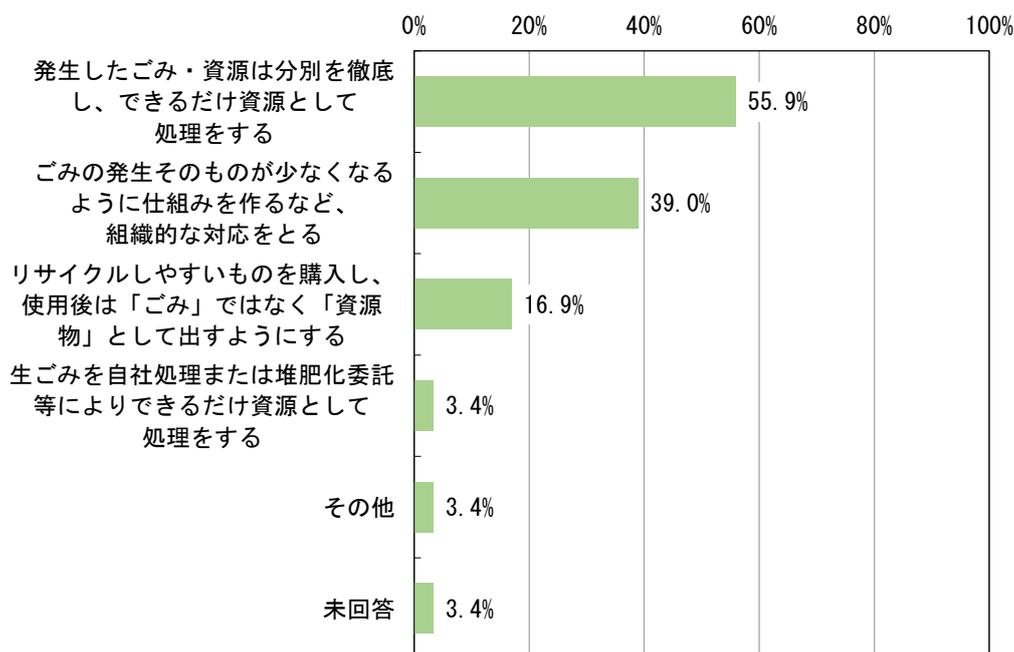
図資 3-56 ごみ減量やリサイクルの取り組み状況

(6) ごみ減量の可能性



図資 3-57 ごみ減量の可能性

(7) ごみ減量の取り組み内容

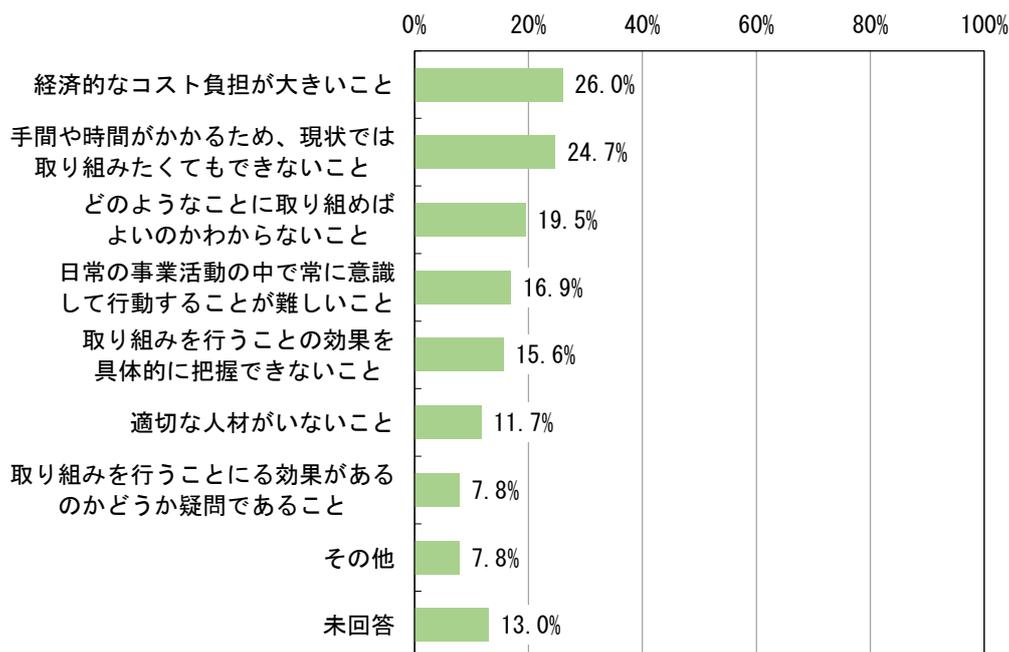


図資 3-58 ごみ減量の取り組み内容

(8) ごみ減量できない理由

ごみを減らすことができない理由は、その他としての回答で、建設業のため行政に考えて欲しいという意見があります。

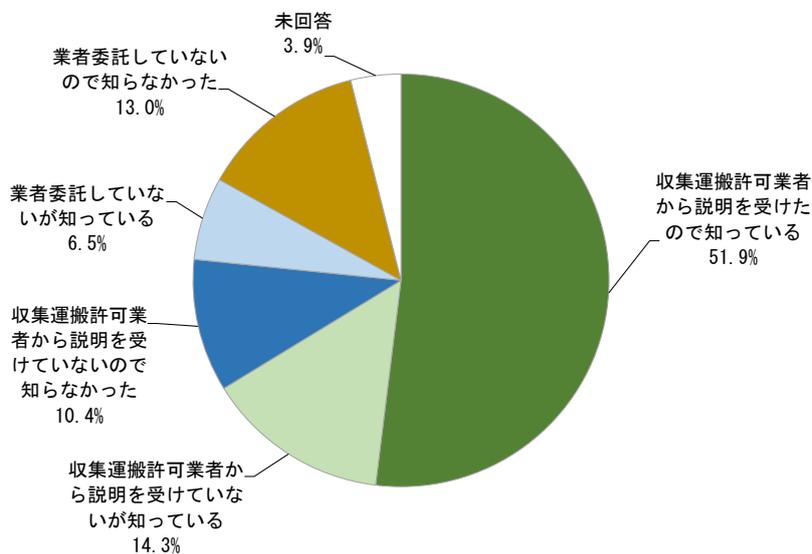
(9) ごみ減量やリサイクルの取り組みの問題点



図資 3-59 ごみ減量やリサイクルの取り組みの問題点

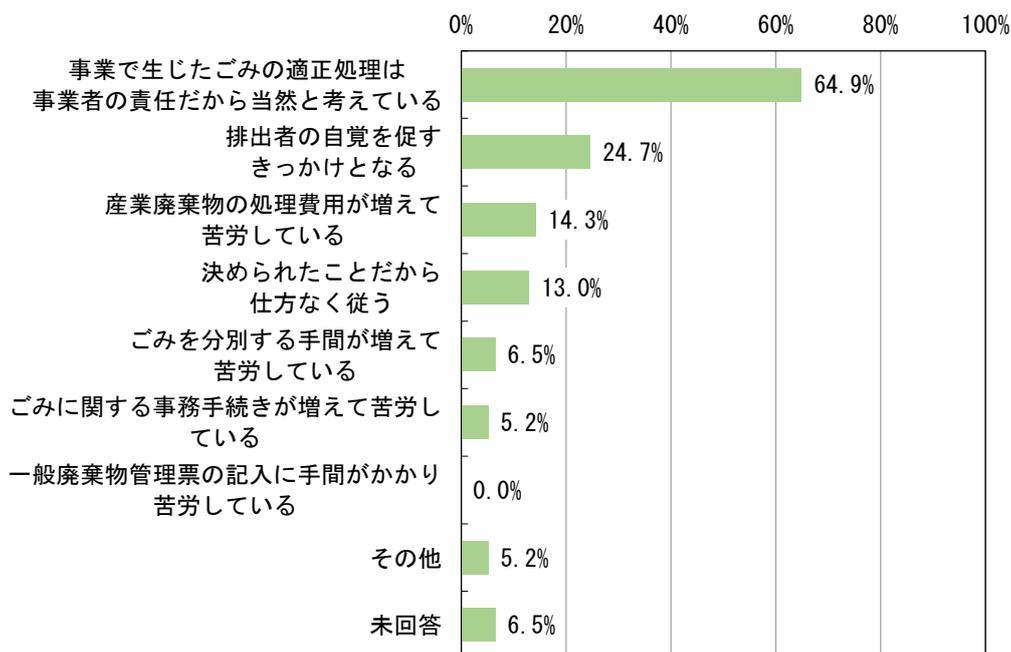
4. 大津市のごみに関する施策について

(1) 事業系ごみに対する施策の認知度



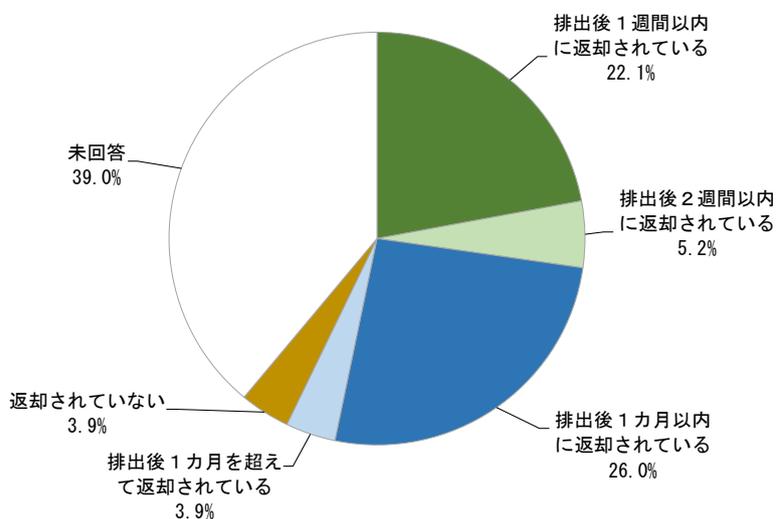
図資 3-60 事業系ごみに対する施策の認知度

(2) 事業系ごみに対するの施策への考え



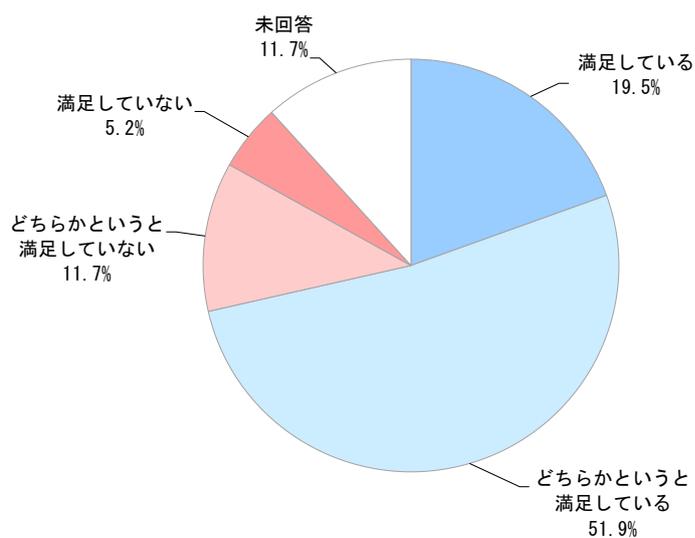
図資 3-61 事業系ごみに対するの施策への考え

(3) マニフェストの返却状況



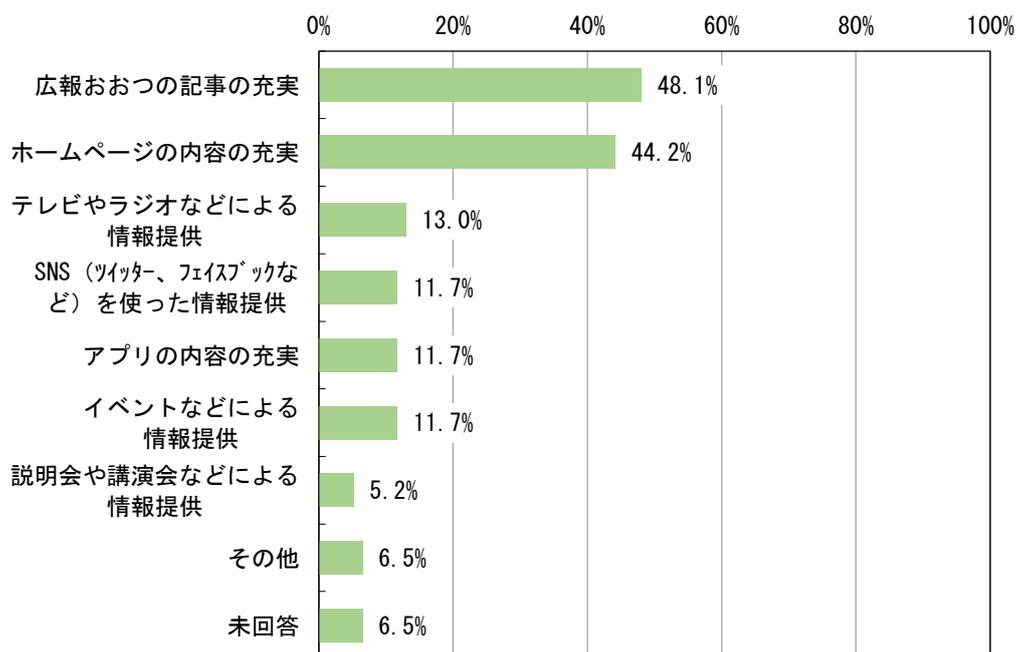
図資 3-62 マニフェストの返却状況

(4) 大津市からの情報提供の満足度



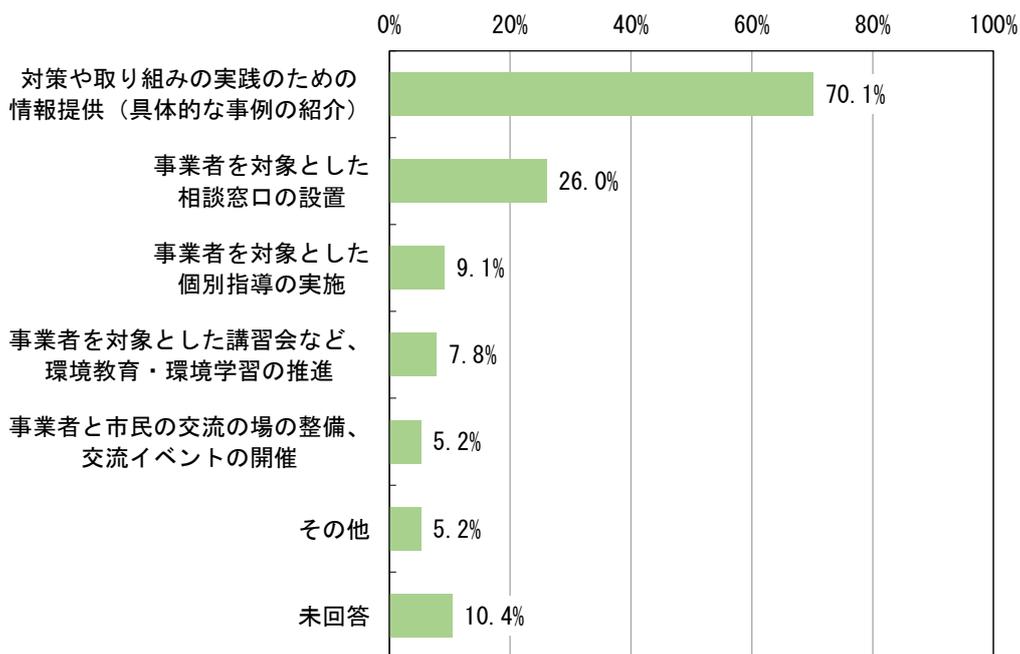
図資 3-63 大津市からの情報提供の満足度

(5) 今後の情報提供



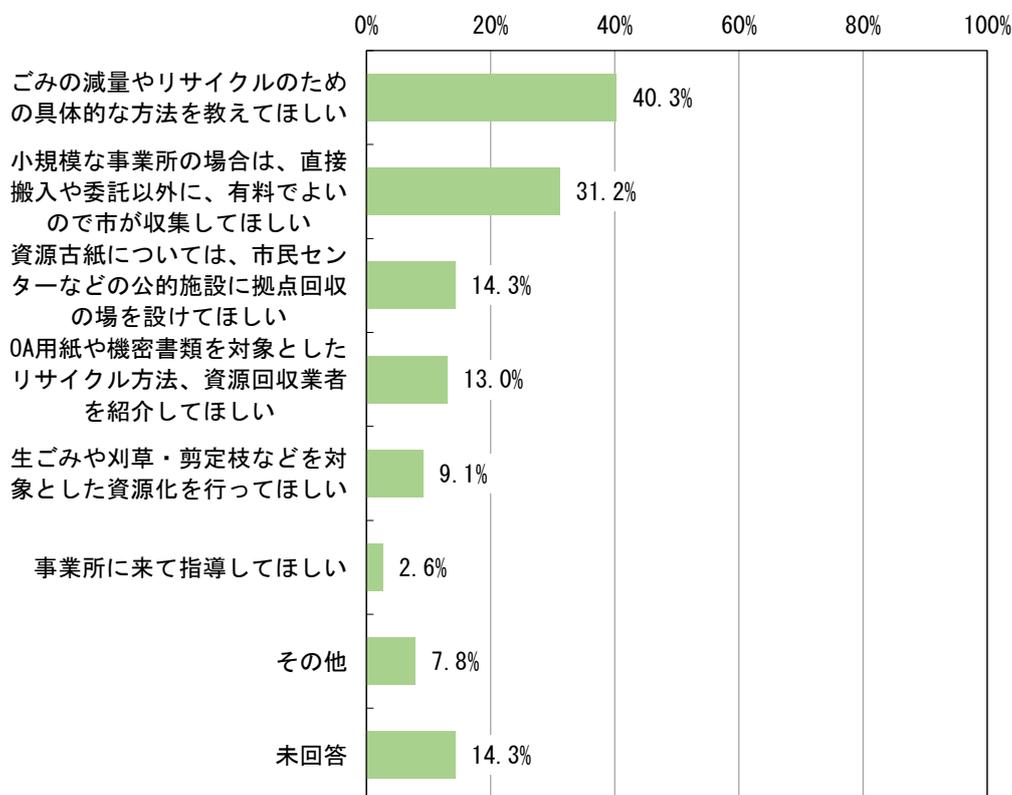
図資 3-64 今後の情報提供

(6) 市に期待する情報提供



図資 3-65 市に期待する情報提供

(7) 事業所から出るごみについて市に期待すること



図資 3-66 事業所から出るごみについて市に期待すること

(資料4) ごみ排出量等の将来推計(現状推移)

1. ごみ排出量

項目	単位	実績					予測									
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人口	人	342,154	342,088	342,695	343,550	343,835	342,894	341,953	341,012	340,071	339,025	337,979	336,934	335,888	334,842	333,429
年間日数	日	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365
家庭系ごみ	t/年	69,954	72,511	72,672	73,614	75,157	74,944	73,552	73,788	73,619	73,628	73,635	73,843	73,645	73,648	73,569
家庭系ごみ(大型ごみ以外)	t/年	68,499	70,979	71,080	71,865	73,181	72,979	71,817	72,003	71,794	71,759	71,723	71,882	71,647	71,607	71,488
家庭系ごみ(資源ごみ以外)	t/年	61,250	64,125	63,881	64,533	65,713	65,520	64,740	64,951	64,806	64,817	64,827	65,013	64,855	64,861	64,794
燃やせるごみ	t/年	57,678	60,042	59,376	59,854	60,462	60,288	60,184	60,345	60,163	60,139	60,102	60,228	60,049	60,009	59,914
収集	t/年	57,618	59,814	59,321	59,798	60,383	60,213	60,072	60,233	60,051	60,028	59,991	60,117	59,939	59,899	59,804
持込	t/年	60	228	55	56	79	75	112	112	112	111	111	111	110	110	110
燃やせないごみ	t/年	2,117	2,552	2,914	2,930	3,275	3,267	2,821	2,821	2,818	2,809	2,813	2,824	2,808	2,811	2,799
収集	t/年	1,983	2,252	2,679	2,718	3,072	3,067	2,571	2,571	2,570	2,562	2,566	2,565	2,551	2,554	2,543
持込	t/年	134	300	235	212	203	200	250	250	248	247	247	259	257	257	256
資源ごみ	t/年	8,704	8,386	8,790	9,081	9,444	9,424	8,812	8,837	8,813	8,811	8,808	8,830	8,790	8,787	8,775
かん	t/年	573	523	527	596	577	576	574	574	571	569	567	567	564	574	572
びん	t/年	1,400	1,352	1,284	1,221	1,266	1,264	1,348	1,348	1,353	1,349	1,345	1,344	1,349	1,344	1,339
ペットボトル	t/年	724	729	769	790	831	826	799	799	794	792	790	802	797	794	791
プラスチック	t/年	1,556	1,566	1,602	1,631	1,759	1,750	1,674	1,673	1,663	1,684	1,678	1,678	1,667	1,675	1,679
雑誌・雑がみ	t/年	1,047	1,020	1,019	1,056	1,165	1,164	1,073	1,086	1,080	1,077	1,073	1,085	1,079	1,076	1,071
新聞	t/年	897	854	890	862	842	839	911	911	906	903	913	913	907	904	901
段ボール	t/年	613	642	674	706	889	889	699	699	708	705	703	703	699	697	694
牛乳パック	t/年	14	12	10	9	5	13	12	12	12	12	12	12	12	12	12
乾電池	t/年	51	56	59	40	38	38	50	50	50	49	49	49	49	49	49
剪定枝	t/年	1,828	1,631	1,486	1,682	1,635	1,627	1,672	1,685	1,676	1,671	1,678	1,677	1,667	1,662	1,667
生ごみ	t/年			469	488	438	438	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大型ごみ	t/年	1,455	1,532	1,592	1,749	1,976	1,965	1,735	1,785	1,825	1,869	1,912	1,961	1,998	2,041	2,081
収集	t/年	815	806	907	981	1,014	1,001	961	986	1,006	1,028	1,061	1,085	1,103	1,124	1,156
持込	t/年	640	725	685	768	961	964	774	799	819	841	851	876	895	917	925
事業系ごみ	t/年	25,137	24,977	23,174	23,721	22,310	22,302	22,156	21,704	21,134	20,623	20,112	19,654	19,090	18,579	18,068
事業系ごみ(臨時収集除く)	t/年	25,062	24,849	23,092	23,627	22,241	22,229	22,046	21,594	21,024	20,513	20,002	19,544	18,980	18,469	17,958
燃やせるごみ	t/年	24,683	24,276	22,959	23,492	22,186	22,155	21,790	21,337	20,768	20,257	19,746	19,287	18,724	18,249	17,738
燃やせないごみ	t/年	361	565	112	113	11	37	219	220	219	219	219	220	219	183	183
大型ごみ	t/年	18	8	21	21	44	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37
臨時収集	t/年	75	128	81	95	69	73	110	110	110	110	110	110	110	110	110
ごみ排出量	t/年	95,091	97,488	95,845	97,335	97,467	97,246	95,708	95,492	94,753	94,251	93,747	93,497	92,735	92,227	91,637
ごみ排出量(資源ごみ除く)	t/年	86,387	89,102	87,055	88,254	88,023	87,822	86,896	86,655	85,940	85,440	84,939	84,667	83,945	83,440	82,862
集団回収	t/年	8,706	8,047	7,448	7,044	6,295	6,271	6,990	6,785	6,548	6,333	6,122	5,932	5,713	5,516	5,317
集団回収(新聞以外)	t/年	3,864	3,633	3,430	3,358	3,228	3,217	3,333	3,245	3,140	3,044	2,948	2,861	2,758	2,664	2,568
雑誌・雑がみ	t/年	1,697	1,606	1,484	1,455	1,464	1,464	1,460	1,423	1,378	1,336	1,295	1,258	1,201	1,161	1,120
新聞	t/年	4,842	4,414	4,018	3,686	3,067	3,054	3,657	3,540	3,408	3,289	3,174	3,071	2,955	2,852	2,749
段ボール	t/年	1,755	1,630	1,564	1,516	1,505	1,502	1,499	1,460	1,415	1,374	1,333	1,295	1,251	1,210	1,156
古布	t/年	348	332	316	320	193	188	312	300	285	285	271	259	257	244	243
アルミかん	t/年	64	65	66	67	66	63	62	62	62	49	49	49	49	49	49
ごみ発生量	t/年	103,797	105,535	103,293	104,379	103,762	191,339	189,594	188,932	187,241	186,024	184,808	184,096	182,393	181,183	179,816
中間処理施設搬入量	t/年	90,641	93,273	91,238	92,492	92,455	92,238	91,291	91,049	90,321	89,834	89,319	89,058	88,322	87,827	87,243
焼却処理施設	t/年	82,361	84,318	82,335	83,347	82,648	82,443	81,974	81,682	80,931	80,396	79,848	79,515	78,773	78,258	77,652
破砕処理施設	t/年	3,531	4,081	4,373	4,586	5,161	5,029	4,600	4,651	4,688	4,723	4,770	4,830	4,852	4,865	4,894
資源化施設	t/年	4,254	4,171	4,183	4,237	4,432	4,416	4,395	4,394	4,381	4,394	4,380	4,391	4,377	4,387	4,381

※施設間でのごみの移動があるため、合計が合わない

2. ごみ排出量原単位等

項目	単位	実績					予測									
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人口	人	342,154	342,088	342,695	343,550	343,835	342,894	341,953	341,012	340,071	339,025	337,979	336,934	335,888	334,842	333,429
年間日数	日	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365
事業系ごみ	t/日	68.9	68.4	63.5	64.8	61.1	61.1	60.7	59.3	57.9	56.5	55.1	53.7	52.3	50.9	49.5
事業系ごみ(臨時収集除く)	t/日	68.7	68.1	63.3	64.6	60.9	60.9	60.4	59.0	57.6	56.2	54.8	53.4	52.0	50.6	49.2
燃やせるごみ	t/日	67.7	66.6	62.9	64.2	60.7	60.7	59.7	58.3	56.9	55.5	54.1	52.7	51.3	50.0	48.6
燃やせないごみ	t/日	1.0	1.5	0.3	0.3	0.1	0.1	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5
大型ごみ	t/日	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
臨時収集	t/日	0.2	0.4	0.2	0.3	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
家庭系ごみ	g/人・日	560.1	580.7	581.0	585.4	598.9	598.8	589.3	591.2	593.1	595.0	596.9	598.8	600.7	602.6	604.5
家庭系ごみ(大型ごみ以外)	g/人・日	548.5	568.5	568.3	571.5	583.1	583.1	575.4	576.9	578.4	579.9	581.4	582.9	584.4	585.9	587.4
家庭系ごみ(資源ごみ以外)	g/人・日	490.4	513.6	510.7	513.2	523.6	523.5	518.7	520.4	522.1	523.8	525.5	527.2	529.0	530.7	532.4
燃やせるごみ	g/人・日	461.8	480.9	474.7	476.0	481.8	481.7	482.2	483.5	484.7	486.0	487.2	488.4	489.8	491.0	492.3
収集	g/人・日	461.3	479.1	474.3	475.6	481.2	481.1	481.3	482.6	483.8	485.1	486.3	487.5	488.9	490.1	491.4
持込	g/人・日	0.5	1.8	0.4	0.4	0.6	0.6	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
燃やせないごみ	g/人・日	17.0	20.4	23.3	23.3	26.1	26.1	22.6	22.6	22.7	22.7	22.8	22.9	22.9	23.0	23.0
収集	g/人・日	15.9	18.0	21.4	21.6	24.5	24.5	20.6	20.6	20.7	20.7	20.8	20.8	20.8	20.9	20.9
持込	g/人・日	1.1	2.4	1.9	1.7	1.6	1.6	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.1	2.1	2.1	2.1
資源ごみ	g/人・日	69.7	67.2	70.3	72.2	75.3	75.3	70.6	70.8	71.0	71.2	71.4	71.6	71.7	71.9	72.1
かん	g/人・日	4.6	4.2	4.2	4.7	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.7	4.7
びん	g/人・日	11.2	10.9	10.3	9.7	10.1	10.1	10.8	10.8	10.9	10.9	10.9	10.9	11.0	11.0	11.0
ペットボトル	g/人・日	5.8	5.8	6.1	6.3	6.6	6.6	6.4	6.4	6.4	6.4	6.4	6.5	6.5	6.5	6.5
プラ容器	g/人・日	12.5	12.6	12.8	12.9	14.0	14.0	13.4	13.4	13.4	13.6	13.6	13.6	13.6	13.7	13.8
雑誌・雑がみ	g/人・日	8.4	8.2	8.1	8.4	9.3	9.3	8.6	8.7	8.7	8.7	8.7	8.8	8.8	8.8	8.8
新聞	g/人・日	7.2	6.8	7.1	6.9	6.7	6.7	7.3	7.3	7.3	7.3	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4
段ボール	g/人・日	4.9	5.1	5.4	5.6	7.1	7.1	5.6	5.6	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7
牛乳パック	g/人・日	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
乾電池	g/人・日	0.4	0.4	0.5	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
剪定枝	g/人・日	14.6	13.1	11.9	13.4	13.0	13.0	13.4	13.5	13.5	13.5	13.6	13.6	13.6	13.6	13.7
生ごみ	g/人・日	0.0	0.0	3.8	3.9	3.5	3.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
大型ごみ	g/人・日	11.6	12.3	12.7	13.9	15.7	15.7	13.9	14.3	14.7	15.1	15.5	15.9	16.3	16.7	17.1
収集	g/人・日	6.5	6.5	7.2	7.8	8.0	8.0	7.7	7.9	8.1	8.3	8.6	8.8	9.0	9.2	9.5
持込	g/人・日	5.1	5.8	5.5	6.1	7.7	7.7	6.2	6.4	6.6	6.8	6.9	7.1	7.3	7.5	7.6
事業系ごみ	g/人・日	201.3	200.0	185.3	188.7	177.8	178.2	177.5	173.9	170.3	166.7	163.0	159.4	155.7	152.0	148.5
事業系ごみ(臨時収集除く)	g/人・日	200.7	199.0	184.6	187.9	177.2	177.6	176.6	173.0	169.4	165.8	162.1	158.5	154.8	151.1	147.6
燃やせるごみ	g/人・日	197.6	194.4	183.5	186.8	176.8	177.0	174.5	170.9	167.3	163.7	160.0	156.4	152.7	149.3	145.8
燃やせないごみ	g/人・日	2.9	4.5	0.9	0.9	0.1	0.3	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.5	1.5
大型ごみ	g/人・日	0.1	0.1	0.2	0.2	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
臨時収集	g/人・日	0.6	1.0	0.7	0.8	0.5	0.6	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
ごみ排出量	g/人・日	761.4	780.8	766.2	774.1	776.6	777.0	766.8	765.1	763.4	761.7	759.9	758.2	756.4	754.6	753.0
集団回収	g/人・日	69.7	64.4	59.5	56.0	50.2	50.1	56.0	54.4	52.8	51.2	49.6	48.1	46.6	45.1	43.7
集団回収(新聞以外)	g/人・日	30.9	29.1	27.4	26.7	25.7	25.7	26.7	26.0	25.3	24.6	23.9	23.2	22.5	21.8	21.1
雑誌・雑がみ	g/人・日	13.6	12.9	11.9	11.6	11.7	11.7	11.7	11.4	11.1	10.8	10.5	10.2	9.8	9.5	9.2
新聞	g/人・日	38.8	35.4	32.1	29.3	24.4	24.4	29.3	28.4	27.5	26.6	25.7	24.9	24.1	23.3	22.6
段ボール	g/人・日	14.0	13.0	12.5	12.1	12.0	12.0	12.0	11.7	11.4	11.1	10.8	10.5	10.2	9.9	9.5
古布	g/人・日	2.8	2.7	2.5	2.5	1.5	1.5	2.5	2.4	2.3	2.3	2.2	2.1	2.1	2.0	2.0
アルミかん	g/人・日	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
ごみ発生量	g/人・日	831.1	845.2	825.8	830.1	826.8	827.1	822.8	819.5	816.2	812.9	809.5	806.3	803.0	799.7	796.7

3. 最終処分量

項目	単位	実績					予測									
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人口	人	342,154	342,088	342,695	343,550	343,835	342,894	341,953	341,012	340,071	339,025	337,979	336,934	335,888	334,842	333,429
年間日数	日	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365
最終処分量	t/年	11,297	11,871	11,433	11,661	11,787	11,723	11,502	11,484	11,406	11,353	11,304	11,284	11,201	11,141	11,078
焼却灰等	t/年	9,416	9,693	9,522	9,877	9,951	9,770	9,714	9,680	9,591	9,527	9,463	9,423	9,335	9,274	9,202
破碎不燃物等	t/年	1,386	1,476	1,564	1,461	1,622	1,603	1,466	1,482	1,494	1,505	1,520	1,539	1,546	1,550	1,560
直接埋立対象物	t/年	495	703	347	322	214	350	322	322	321	321	321	322	320	317	316

(資料5) ごみ排出量等の将来推計(施策実行後)

1. ごみ排出量

項目	単位	実績					予測									
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人口	人	342,154	342,088	342,695	343,550	343,835	342,894	341,953	341,012	340,071	339,025	337,979	336,934	335,888	334,842	333,429
年間日数	日	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365
家庭系ごみ	t/年	69,954	72,511	72,672	73,614	75,157	74,969	73,240	73,177	72,713	72,427	72,130	72,042	71,549	71,253	70,879
家庭系ごみ(大型ごみ以外)	t/年	68,499	70,979	71,080	71,865	73,181	73,017	71,617	71,554	71,099	70,831	70,539	70,451	69,967	69,676	69,309
家庭系ごみ(資源ごみ以外)	t/年	61,250	64,125	63,881	64,533	65,713	65,219	64,141	64,053	63,615	63,332	63,038	62,929	62,477	62,184	61,824
燃やせるごみ	t/年	57,678	60,042	59,376	59,854	60,462	60,013	59,722	59,634	59,233	58,977	58,696	58,600	58,173	57,894	57,564
収集	t/年	57,618	59,814	59,321	59,798	60,383	59,938	59,610	59,522	59,121	58,866	58,585	58,489	58,063	57,784	57,454
持込	t/年	60	228	55	56	79	75	112	112	112	111	111	111	110	110	110
燃やせないごみ	t/年	2,117	2,552	2,914	2,930	3,275	3,254	2,796	2,796	2,768	2,759	2,751	2,738	2,722	2,713	2,690
収集	t/年	1,983	2,252	2,679	2,718	3,072	3,054	2,546	2,546	2,520	2,512	2,504	2,491	2,477	2,469	2,447
持込	t/年	134	300	235	212	203	200	250	250	248	247	247	245	244	243	243
資源ごみ	t/年	8,704	8,386	8,790	9,081	9,444	9,750	9,099	9,124	9,098	9,095	9,092	9,113	9,072	9,069	9,055
かん	t/年	573	523	527	596	577	576	574	574	571	569	567	567	564	574	572
びん	t/年	1,400	1,352	1,284	1,221	1,266	1,589	1,635	1,635	1,638	1,633	1,628	1,628	1,631	1,625	1,619
ペットボトル	t/年	724	729	769	790	831	826	799	799	794	792	790	802	797	794	791
プラスチック容器	t/年	1,556	1,566	1,602	1,631	1,759	1,751	1,674	1,673	1,663	1,684	1,679	1,677	1,667	1,676	1,679
雑誌・雑がみ	t/年	1,047	1,020	1,019	1,056	1,165	1,164	1,073	1,086	1,080	1,077	1,073	1,085	1,079	1,076	1,071
新聞	t/年	897	854	890	862	842	839	911	911	906	903	913	913	907	904	901
段ボール	t/年	613	642	674	706	889	889	699	699	708	705	703	703	699	697	694
牛乳パック	t/年	14	12	10	9	5	13	12	12	12	12	12	12	12	12	12
乾電池	t/年	51	56	59	40	38	38	50	50	50	49	49	49	49	49	49
剪定枝	t/年	1,828	1,631	1,486	1,682	1,635	1,627	1,672	1,685	1,676	1,671	1,678	1,677	1,667	1,662	1,667
生ごみ	t/年			469	488	438	438	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大型ごみ	t/年	1,455	1,532	1,592	1,749	1,976	1,952	1,623	1,623	1,614	1,596	1,591	1,591	1,582	1,577	1,570
収集	t/年	815	806	907	981	1,014	988	899	899	894	878	875	876	871	868	864
持込	t/年	640	725	685	768	961	964	724	724	720	718	716	715	711	709	706
事業系ごみ	t/年	25,137	24,977	23,174	23,721	22,310	22,265	22,119	21,631	21,061	20,513	20,002	19,508	18,944	18,396	17,885
事業系ごみ(臨時収集除く)	t/年	25,062	24,849	23,092	23,627	22,241	22,192	22,009	21,521	20,951	20,403	19,892	19,435	18,871	18,323	17,812
燃やせるごみ	t/年	24,683	24,276	22,959	23,492	22,186	22,118	21,753	21,264	20,695	20,147	19,636	19,178	18,615	18,103	17,592
燃やせないごみ	t/年	361	565	112	113	11	37	219	220	219	219	219	220	219	183	183
大型ごみ	t/年	18	8	21	21	44	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37
臨時収集	t/年	75	128	81	95	69	73	110	110	110	110	110	73	73	73	73
ごみ排出量	t/年	95,091	97,488	95,845	97,335	97,467	97,234	95,359	94,808	93,774	92,940	92,132	91,550	90,493	89,649	88,764
ごみ排出量(資源ごみ除く)	t/年	86,387	89,102	87,055	88,254	88,023	87,484	86,260	85,684	84,676	83,845	83,040	82,437	81,421	80,580	79,709
集団回収	t/年	8,706	8,047	7,448	7,044	6,295	6,271	5,829	5,566	5,300	5,037	4,787	4,550	4,303	4,069	3,834
集団回収(新聞以外)	t/年	3,864	3,633	3,430	3,358	3,228	3,217	2,908	2,783	2,656	2,537	2,418	2,318	2,207	2,114	2,008
雑誌・雑がみ	t/年	1,697	1,606	1,484	1,455	1,464	1,464	1,273	1,223	1,167	1,114	1,061	1,011	969	929	876
新聞	t/年	4,842	4,414	4,018	3,686	3,067	3,054	2,921	2,783	2,644	2,500	2,369	2,232	2,096	1,955	1,826
段ボール	t/年	1,755	1,630	1,564	1,516	1,505	1,502	1,310	1,248	1,191	1,139	1,086	1,060	993	952	912
古布	t/年	348	332	316	320	193	188	275	262	248	235	222	210	208	196	183
アルミかん	t/年	64	65	66	67	66	63	50	50	50	49	49	37	37	37	37
ごみ発生量	t/年	103,797	105,535	103,293	104,379	103,762	103,989	103,762	103,762	103,762	103,762	103,762	103,762	103,762	103,762	103,762
中間処理施設搬入量	t/年	90,641	93,273	91,238	92,492	92,455	92,226	90,942	90,365	89,342	88,523	87,704	87,111	86,080	85,249	84,370
焼却処理施設	t/年	82,361	84,318	82,335	83,347	82,648	82,131	81,475	80,898	79,928	79,124	78,332	77,778	76,788	75,997	75,156
破砕処理施設	t/年	3,531	4,081	4,373	4,586	5,161	5,005	4,466	4,467	4,432	4,406	4,394	4,346	4,322	4,276	4,249
資源化施設	t/年	4,254	4,171	4,183	4,237	4,432	4,742	4,682	4,681	4,666	4,678	4,664	4,674	4,659	4,669	4,661

※施設間でのごみの移動があるため、合計が合わない

2. ごみ排出量原単位等

項目	単位	実績					予測									
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人口	人	342,154	342,088	342,695	343,550	343,835	342,894	341,953	341,012	340,071	339,025	337,979	336,934	335,888	334,842	333,429
年間日数	日	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365
事業系ごみ	t/日	68.9	68.4	63.5	64.8	61.1	61.0	60.6	59.1	57.7	56.2	54.8	53.3	51.9	50.4	49.0
事業系ごみ(臨時収集除く)	t/日	68.7	68.1	63.3	64.6	60.9	60.8	60.3	58.8	57.4	55.9	54.5	53.1	51.7	50.2	48.8
燃やせるごみ	t/日	67.7	66.6	62.9	64.2	60.7	60.6	59.6	58.1	56.7	55.2	53.8	52.4	51.0	49.6	48.2
燃やせないごみ	t/日	1.0	1.5	0.3	0.3	0.1	0.1	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5
大型ごみ	t/日	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
臨時収集	t/日	0.2	0.4	0.2	0.3	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2
家庭系ごみ	g/人・日	560.1	580.7	581.0	585.4	598.9	599.0	586.8	586.3	585.8	585.3	584.7	584.2	583.6	583.0	582.4
家庭系ごみ(大型ごみ以外)	g/人・日	548.5	568.5	568.3	571.5	583.1	625.0	609.2	608.7	608.1	607.6	607.0	606.4	605.8	605.2	604.5
家庭系ごみ(資源ごみ以外)	g/人・日	490.4	513.6	510.7	513.2	523.6	521.1	513.9	513.2	512.5	511.8	511.0	510.3	509.6	508.8	508.0
燃やせるごみ	g/人・日	461.8	480.9	474.7	476.0	481.8	479.5	478.5	477.8	477.2	476.6	475.8	475.2	474.5	473.7	473.0
収集	g/人・日	461.3	479.1	474.3	475.6	481.2	478.9	477.6	476.9	476.3	475.7	474.9	474.3	473.6	472.8	472.1
持込	g/人・日	0.5	1.8	0.4	0.4	0.6	0.6	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
燃やせないごみ	g/人・日	17.0	20.4	23.3	23.3	26.1	26.0	22.4	22.4	22.3	22.3	22.3	22.2	22.2	22.2	22.1
収集	g/人・日	15.9	18.0	21.4	21.6	24.5	24.4	20.4	20.4	20.3	20.3	20.3	20.2	20.2	20.2	20.1
持込	g/人・日	1.1	2.4	1.9	1.7	1.6	1.6	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
資源ごみ	g/人・日	69.7	67.2	70.3	72.2	75.3	77.9	72.9	73.1	73.3	73.5	73.7	73.9	74.0	74.2	74.4
かん	g/人・日	4.6	4.2	4.2	4.7	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.7	4.7
びん	g/人・日	11.2	10.9	10.3	9.7	10.1	12.7	13.1	13.1	13.2	13.2	13.2	13.2	13.3	13.3	13.3
ペットボトル	g/人・日	5.8	5.8	6.1	6.3	6.6	6.6	6.4	6.4	6.4	6.4	6.4	6.5	6.5	6.5	6.5
プラ容器	g/人・日	12.5	12.6	12.8	12.9	14.0	14.0	13.4	13.4	13.4	13.6	13.6	13.6	13.6	13.7	13.8
雑誌・雑がみ	g/人・日	8.4	8.2	8.1	8.4	9.3	9.3	8.6	8.7	8.7	8.7	8.7	8.8	8.8	8.8	8.8
新聞	g/人・日	7.2	6.8	7.1	6.9	6.7	6.7	7.3	7.3	7.3	7.3	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4
段ボール	g/人・日	4.9	5.1	5.4	5.6	7.1	7.1	5.6	5.6	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7
牛乳パック	g/人・日	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
乾電池	g/人・日	0.4	0.4	0.5	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
剪定枝	g/人・日	14.6	13.1	11.9	13.4	13.0	13.0	13.4	13.5	13.5	13.5	13.6	13.6	13.6	13.6	13.7
生ごみ	g/人・日	0.0	0.0	3.8	3.9	3.5	3.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
大型ごみ	g/人・日	11.6	12.3	12.7	13.9	15.7	15.6	13.0	13.0	13.0	12.9	12.9	12.9	12.9	12.9	12.9
収集	g/人・日	6.5	6.5	7.2	7.8	8.0	7.9	7.2	7.2	7.2	7.1	7.1	7.1	7.1	7.1	7.1
持込	g/人・日	5.1	5.8	5.5	6.1	7.7	7.7	5.8	5.8	5.8	5.8	5.8	5.8	5.8	5.8	5.8
事業系ごみ	g/人・日	201.3	200.0	185.3	188.7	177.8	177.9	177.2	173.3	169.7	165.8	162.1	158.2	154.5	150.5	147.0
事業系ごみ(臨時収集除く)	g/人・日	200.7	199.0	184.6	187.9	177.2	177.3	176.3	172.4	168.8	164.9	161.2	157.6	153.9	149.9	146.4
燃やせるごみ	g/人・日	197.6	194.4	183.5	186.8	176.8	176.7	174.2	170.3	166.7	162.8	159.1	155.5	151.8	148.1	144.6
燃やせないごみ	g/人・日	2.9	4.5	0.9	0.9	0.1	0.3	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.5	1.5
大型ごみ	g/人・日	0.1	0.1	0.2	0.2	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
臨時収集	g/人・日	0.6	1.0	0.7	0.8	0.5	0.6	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.6	0.6	0.6	0.6
ごみ排出量	g/人・日	761.4	780.8	766.2	774.1	776.6	776.9	764.0	759.6	755.5	751.1	746.8	742.4	738.1	733.5	729.4
集団回収	g/人・日	69.7	64.4	59.5	56.0	50.2	50.1	46.7	44.6	42.7	40.7	38.8	36.9	35.1	33.3	31.5
集団回収(新聞以外)	g/人・日	30.9	29.1	27.4	26.7	25.7	25.7	23.3	22.3	21.4	20.5	19.6	18.8	18.0	17.3	16.5
雑誌・雑がみ	g/人・日	13.6	12.9	11.9	11.6	11.7	11.7	10.2	9.8	9.4	9.0	8.6	8.2	7.9	7.6	7.2
新聞	g/人・日	38.8	35.4	32.1	29.3	24.4	24.4	23.4	22.3	21.3	20.2	19.2	18.1	17.1	16.0	15.0
段ボール	g/人・日	14.0	13.0	12.5	12.1	12.0	12.0	10.5	10.0	9.6	9.2	8.8	8.6	8.1	7.8	7.5
古布	g/人・日	2.8	2.7	2.5	2.5	1.5	1.5	2.2	2.1	2.0	1.9	1.8	1.7	1.7	1.6	1.5
アルミかん	g/人・日	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3
ごみ発生量	g/人・日	831.1	845.2	825.8	830.1	826.8	827.0	810.7	804.2	798.2	791.8	785.6	779.3	773.2	766.8	760.9

3. 最終処分量

項目	単位	実績					予測									
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人口	人	342,154	342,088	342,695	343,550	343,835	342,894	341,953	341,012	340,071	339,025	337,979	336,934	335,888	334,842	333,429
年間日数	日	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365
最終処分量	t/年	11,297	11,871	11,433	11,661	11,787	11,676	11,397	11,329	11,200	11,096	10,997	10,915	10,788	10,676	10,564
焼却灰等	t/年	9,416	9,693	9,522	9,877	9,951	9,733	9,655	9,587	9,472	9,377	9,283	9,217	9,100	9,006	8,906
破碎不燃物等	t/年	1,386	1,476	1,564	1,461	1,622	1,595	1,423	1,423	1,412	1,404	1,400	1,385	1,377	1,363	1,354
直接埋立対象物	t/年	495	703	347	322	214	348	319	319	316	315	314	313	311	307	304

(資料6) 関連するSDGsのグローバル目標及びターゲット

廃棄物との関りが深いSDGsのグローバル目標及びターゲットを表資6-1に示します。

表資6-1 廃棄物との関りが深いSDGsのグローバル目標及びターゲット

 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>
<p>2.1</p>	<p>飢餓を撲滅し、安全で栄養のある食料を得られるようにする</p>
	<p>2030年までに、飢餓を撲滅し、すべての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>
<p>6.2</p>	<p>下水・衛生施設へのアクセスにより、野外での排泄をなくす</p>
	<p>2030年までに、すべての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女兒、ならびに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。</p>
<p>6.3</p>	<p>様々な手段により水質を改善する</p>
	<p>2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。</p>
<p>6.4</p>	<p>水不足に対処し、水不足に悩む人の数を大幅に減らす</p>
	<p>2030年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。</p>
<p>6.6</p>	<p>水に関わる生態系を保護・回復する</p>
	<p>2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。</p>
<p>6.b</p>	<p>水と衛生の管理向上における地域社会の参加を支援・強化する</p>
	<p>水と衛生の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。</p>

資料編

 <p>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p>	<p>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>
<p>7.2</p>	<p>再生可能エネルギーの割合を増やす</p>
	<p>2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。</p>
<p>7.3</p>	<p>エネルギー効率の改善率を増やす</p>
	<p>2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。</p>

 <p>11 住み続けられる まちづくりを</p>	<p>包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
<p>11.6</p>	<p>大気や廃棄物を管理し、都市の環境への悪影響を減らす</p>
	<p>2030年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。</p>
<p>11.7</p>	<p>緑地や公共スペースへのアクセスを提供する</p>
	<p>2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。</p>
<p>11.a</p>	<p>都市部、都市周辺部、農村部間の良好なつながりを支援する</p>
	<p>各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。</p>
<p>11.b</p>	<p>総合的な災害リスク管理を策定し、実施する</p>
	<p>2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組 2015-2030 に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。</p>

 <p>12 つくも責任 つかう責任</p>	<p>持続可能な生産消費形態を確保する</p>
<p>12.2</p>	<p>天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する</p>
	<p>2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。</p>
<p>12.3</p>	<p>世界全体の一人当たりの食料廃棄を半減させ、生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減らす</p>
	<p>2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。</p>

12.4	化学物質や廃棄物の適正管理により大気、水、土壌への放出を減らす
	2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
12.5	廃棄物の発生を減らす
	2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
12.6	企業に持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する
	特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。
12.7	持続可能な公共調達を促進する
	国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。
12.8	持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする
	2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。

	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
13.1	気候関連災害や自然災害に対する強靱性と適応能力を強化する
	すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。

	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
14.1	海洋汚染を防止・削減する
	2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。

	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化
17.17	効果的な公的・官民・市民社会のパートナーシップを推進する
	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

(資料7) 審議に関する資料

1. 大津市廃棄物減量等推進審議会 開催経緯

開催年月日	協議事項
令和2(2020)年 10月13日	(1) 大津市のごみ量の現状について (2) 大津市ごみ処理新施設について (3) 一般廃棄物処理基本計画について ①現計画期間を1年延長することについて ②次期大津市一般廃棄物処理基本計画策定の諮問について ③し尿処理施設の再編について
令和3(2021)年 3月24日	(1) 大津市一般廃棄物処理基本計画策定の進捗について (2) 組成調査の結果と分析について (3) アンケート調査の結果と分析について (4) 大津市一般廃棄物処理基本計画の基本的事項について
令和3(2021)年 6月22日	(1) 大津市一般廃棄物処理基本計画の素案について
令和3(2021)年 7月26日	(1) 大津市一般廃棄物処理基本計画案について
令和3(2021)年 11月15日	(1) 大津市一般廃棄物処理基本計画最終案について
令和3(2021)年 12月22日	答申

2. 大津市廃棄物減量等推進審議会 委員名簿

区分	氏名	所属・役職等	備考
1号 学識経験者	天野 耕二	立命館大学 教授	会長
	平山 奈央子	滋賀県立大学 講師	会長職務代理
	水原 詞治	龍谷大学 講師	
2号 廃棄物の発生抑制、再利用推進団体の推薦者	太田 いく子	ごみ減量と資源再利用推進会議	
	佐々木 敏子	ごみ減量と資源再利用推進会議	
	宮田 三月	大津市自治連合会	
	川端 美保子	大津市地域女性団体連合会 事業部長	
	八軒 茂隆	一般社団法人大津青年会議所 理事	
	小川 長利	一般社団法人滋賀グリーン活動ネットワーク 事務局長	令和3年4月1日～
	辻 博子	一般社団法人滋賀グリーン活動ネットワーク 事務局長	～令和3年3月31日
3号 事業団体推薦者	岡本 芳子	大津商工会議所女性会 副会長	令和3年4月1日～
	礪田 陽子	大津商工会議所女性会 会長	～令和3年3月31日
	池田 利広	一般社団法人大津市商店街連盟 理事	令和3年1月13日～
	伊藤 順一	一般社団法人大津市商店街連盟 副理事長	～令和3年1月12日
	奥川 浩	株式会社平和堂サステナビリティ推進室	令和3年8月1日～
	古池 真人	株式会社平和堂サステナビリティ推進室	～令和3年7月31日
	西村 一男	大津市再生資源回収事業協同組合	
4号 関係行政機関職員	小竹 茂夫	滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課長	
5号 公募委員	熊谷 明美	公募市民	

※「一般廃棄物処理基本計画の策定について」の諮問をした令和2年10月13日以降について記載している。

3. 庁内における協議

庁内の策定体制として、ワーキンググループにおいて、協議を行いました。

令和2(2020)年11月～令和3(2021)年11月

	日程	協議事項
第1回	令和2年 11月5日	(1) 次期一般廃棄物処理基本計画について (2) 今後のスケジュール (3) 廃棄物処理に関する各所属の課題等について
第2回	令和2年 12月8日	(1) 所管事務調査提出資料について (2) 次期一般廃棄物処理基本計画の目次(案)について (3) ごみ処理状況について (4) ごみ処理の検証について (5) 廃棄物処理に関する各所属の課題等について
第3回	令和3年 1月25日	(1) 組成調査結果について (2) 食品ロス削減に係る滋賀県、関係団体の取り組みについて (3) 大津市の食品ロス削減関連施策について (4) 一般廃棄物処理基本計画基本的事項について (5) 廃棄物を取り巻く周囲の動向、及び滋賀県廃棄物処理計画について (6) 今年度のワーキンググループの議題について
第4回	令和3年 2月16日	(1) 一般廃棄物処理基本計画基礎調査編について (2) 一般廃棄物処理基本計画基本的事項について (3) 食品ロス削減計画について
第5回	令和3年 3月18日	(1) 一般廃棄物処理基本計画策定の進捗について (2) 一般廃棄物処理基本計画基礎調査編について (3) 一般廃棄物処理基本計画基本的事項について (4) 食品ロス削減計画について (5) し尿処理基本計画の位置付けについて
第6回	令和3年 4月27日	(1) 第1回から第5回までの振り返り (2) 審議会(3月24日開催)結果について (3) 今後のスケジュール (4) 重点施策について
第7回	令和3年 5月25日	(1) 基本的事項(第1章から第6章まで) (2) 重点施策について(プラ容器・プラ製品)
第8回	令和3年 6月7日	(1) 基本的事項(第1章から第6章まで) (2) 重点施策について
第9回	令和3年 7月8日	(1) 第2回大津市廃棄物減量等推進審議会結果について (2) 一般廃棄物処理基本計画について (3) 今後のスケジュール
第10回	令和3年 10月18日	(1) パブリックコメントの意見について
第11回	令和3年 11月8日	(1) パブリックコメントの回答案について (2) 一般廃棄物処理基本計画最終案について

(資料8) 諮問及び答申に関する資料

大環廃743号
令和2年10月13日

大津市廃棄物減量等推進審議会
会長 天野 耕二 様

大津市長 佐藤 健司

大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例第17条第2項の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

1 諮問事項

一般廃棄物処理基本計画の策定について

2 諮問理由

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条において、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。」と規定されております。

大津市では、平成23年3月に「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 大津～HERATプラン」を策定し、また、平成28年3月に当計画の中間見直しを行い、本市におけるごみ処理の方向性を示してきました。

次期計画は、上位計画である環境基本計画との整合性、新ごみ焼却施設稼動に伴う分別収集区分や処理方法の検討及び食品ロスの削減の推進に関する法律に基づく食品ロス削減計画の位置づけ並びにし尿処理施設再編に伴う収集区域の検討など時間を要するため、令和2年度から令和3年度の2ヵ年において総合的な計画として策定することと致しました。

つきましては、次期計画策定にあたり大津市廃棄物減量等推進審議会においてご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

令和3年12月22日

大津市長 佐藤 健司 様

大津市廃棄物減量等推進審議会
会長 天野 耕二

一般廃棄物処理基本計画について（答申）

令和2年10月13日付け大環廃第743号にて諮問のありました標記の事項について答申します。

本計画の推進にあたっては、市民や事業者と協働し、積極的な施策の展開を図られるよう要望いたします。

答申にあたって

令和2年10月13日付け大環廃第743号にて諮問のありました「一般廃棄物処理基本計画の策定について」の事項について、当審議会で審議いたしましたので、ここに答申します。

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、一般廃棄物の処理責任を負う市町村が、その区域内のごみを管理し、適正な処理を確保するための基本となる計画です。

また、今回の計画は、「ごみ処理基本計画」に加えて食品ロスの削減を推進するための「食品ロス削減推進計画」及び生活排水に関する「生活排水処理基本計画」を包含するものであります。

ごみ処理基本計画については、新しいごみ処理施設の稼働に伴い、「プラスチック製容器包装」、「びん」、「使用済み小型家電」を重点施策として位置付け当審議会で分別収集方法等の議論を重ねて参りました。プラスチック製容器包装に関しては、今後において、国や他都市の動向に留意しながら分別方法について検討されることを望みます。

一方で、びん及び使用済み小型家電に関しては、びんの一括回収と小型家電のピックアップ回収の実施に向けて検討して参りました。この取り組みは、市民の利便性や資源化率の向上、埋立量の減少等の観点から大変意義のあるものだと考えます。

食品ロス削減に関しては、SDGsにおいて2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の1人当たりの食品ロス量を半減させること等が盛り込まれ、国際的にも重要な課題となっています。このことを踏まえ、大津市において、消費者及び事業者、関係団体、行政等が連携し、食品ロスの削減を推進することが求められます。

計画の推進にあたっては、ごみ減量化の目標を明確にし、減量化に向けた行政としての強い姿勢を打ち出すとともに、広く情報提供を進めていくことで、市民や事業者と目標を共有することにつながっていきます。本計画を行政だけでなく市民、事業者が一体となって着実に進めることで、本計画の基本理念である「大津HEARTプラン～資源循環と環境への負荷低減をめざした心ある行動の実践～」に寄与します。

本審議会では、引き続き本計画の進捗状況のチェックを行い、必要に応じてごみ処理制度に対する意見や提言をして参ります。

本計画の推進が、持続可能なまちを創造し、かけがえのない環境を次世代に引き継いでいくよう、その行動と実践がなされることを切望します。

(資料9) 用語集

あ行

○RDF (Refuse Derived Fuel)

可燃性のごみを主原料とする固形燃料であり、ごみを破砕、乾燥後、添加剤を加えて成形されます。

○一般廃棄物

廃棄物のうち産業廃棄物以外の廃棄物のことをいい、日常生活から排出される「ごみ」と「し尿」に分類されます。

また、「ごみ」は「家庭系ごみ」と「事業系ごみ」に分類され、「家庭系ごみ」は家庭から排出されたもので、「事業系ごみ」はオフィス等の事業活動によって生じたものです。

○温室効果ガス

大気を構成する気体であり、赤外線を吸収し再放出する気体のことをいいます。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7物質が温室効果ガスと定められています。

か行

○拡大生産者責任

OECD（経済協力開発機構）が提唱する考え方で、生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負うというものです。循環型社会形成推進基本法にもこの考え方が取り入れられています。

○家電リサイクル法

家庭で不要になった家庭用電化製品4品目（テレビ、エアコン、洗濯機・乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫）について、家電メーカーに回収とリサイクルを、消費者にその費用負担を義務付けた法律です。

○小型家電リサイクル法

家電リサイクル法対象品を除くデジタルカメラやゲーム機等の使用済み小型電子機器等に利用されている有用金属等の再資源化を促進する法律で、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保などに寄与することを目的としています。

○ごみ発電

ごみの焼却時に発生する熱エネルギーをボイラーで回収し、蒸気を発生させ、タービンを回して発電を行うものです。

さ行

○再資源化（R e c y c l eーリサイクル）

再使用できない廃棄物等を原材料として可能な限り再利用することをいいます。再資源化には、資源を回収して原材料として再生するマテリアルリサイクル、資源を化学的に処理して製品の化学原料とするケミカルリサイクル、燃焼してエネルギーとして再利用するサーマルリサイクル等があります。

○最終処分

廃棄物は、資源化又は再利用される場合を除き、最終的に埋立処分又は海洋投入処分されます。最終処分は埋立が原則とされており、大部分が埋立により処分されています。

○再使用（R e u s eーリユース）

使用された製品や部品を使い捨てせずに、繰り返し使用することをいいます。再使用は、廃棄物の排出量の抑制につながるだけでなく、新規製品やリサイクルとは異なり、製品の原料の採取・製造、化学的処理等の環境への負荷を生じさせない利点があります。

○産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類等の「廃棄物処理法」及び政令で定めた20種類の廃棄物のことをいいます。

○集団資源回収

自治会等の地域での活動により、資源物を回収する取組のことをいいます。

○循環型社会形成推進基本法

循環型社会を構築するにあたって基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定、その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項等を規定した法律です。

循環型社会推進基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制することとし、次に不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、最後にどうしても適正な循環的利用が行われないものについては、適正な処分を確保することを基本原則としています。

資料編

○浄化槽

水洗し尿を沈殿分離、微生物の作用による腐敗又は酸化分解等の方法によって処理し、それを消毒、放流する装置です。

水洗し尿のみを処理する施設を単独処理浄化槽、水洗し尿及び生活雑排水を一緒に処理する施設を合併処理浄化槽といいます。

○食品リサイクル法

食品循環資源の再生利用、食品廃棄物等の発生抑制及び減量化を促進するため、再生利用事業者の登録制度や食品関連事業者の再生利用等の実施状況の報告等の措置が定められています。

○食品ロス

食べ残しや手つかず食品、過剰除去といった本来食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。

平成 29 年度の我が国における食品ロス推計量は約 612 万トンとなっており、これは、国民 1 人当たりで換算すると、毎日お茶碗約 1 杯分の食べ物が捨てられていることとなります。

○3R（スリーアール）

「リデュース」、「リユース」、「リサイクル」の英語の頭文字「R」をとったものです。

なお、2R（ツアール）は、「リデュース」、「リユース」の 2 つの取組の英語の頭文字「R」をとったものです。

た行

○中間処理

廃棄物の無害化や減量化、再資源化、安定化を図るため、焼却、破碎、選別、脱水等により、できるだけごみの体積と重量を減らし処理することをいいます。

な行

○生ごみ処理機

生ごみを乾燥・堆肥化する装置のことで、生ごみを減量・減容することができます。

○熱回収（サーマルリサイクル）

廃棄物等の焼却により発生する熱エネルギーを回収・利用することをいいます。回収された熱は、発電や施設内の暖房・給湯、温水プール、地域暖房等の利用方法があります。

は行

○バイオマスプラスチック

再生可能な生物由来の有機性資源を原料に、化学的又は生物学的に合成することで得られるプラスチックのことをいいます。

バイオマスプラスチックは焼却処分した場合でも、大気中の二酸化炭素の濃度を上昇させないという特徴があり、地球温暖化の防止や化石資源への依存度低減にも貢献することが期待されます。

○廃棄物処理法

廃棄物の排出を抑制し、その適切な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をすることを目的とした法律です。

○排出量原単位

1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日) のことをいいます。

[排出量 (t/年) × 1,000,000 ÷ 人口 (人) ÷ 365 (日)] (閏年は366日)

○発生抑制 (Reduceーリデュース)

廃棄物の発生自体をできるだけ抑制することをいいます。循環型社会実現のための3Rの取組の中で、最も優先度が高くなっています。

発生抑制には、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、食べ残しを出さない等の取組があります。また、事業者は原材料の効率的利用や使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化等、製品の設計から販売に至るすべての段階での取組が求められます。

○不法投棄

廃棄物を適正に処理せず、みだりに道路や山林、空き地等に捨ててしまう行為で、法律により禁止されています。

○プラスチック製容器包装

プラスチック製のもので、商品の中身を出したり食べたりして不要になるお菓子の袋、納豆やカップ麺等のカップ類、洗剤のボトル等の容器や包装のことをいいます。

や行

○優良産廃処理業者認定制度

通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした優良な産廃処理業者を、都道府県・政令市が審査して認定する制度です。

資料編

わ行

○ワンウェイプラスチック

1回の使用で廃棄してしまう使い捨てのプラスチックのことをいいます。

(例) レジ袋、スプーン、フォーク、ストロー、トレイ等

**一般廃棄物処理基本計画 大津HEARTプラン 令和4年度～令和12年度
令和3年12月**

大津市環境部廃棄物減量推進課 〒520-8575 大津市御陵町3番1号

電話番号：077-528-2802 ファックス番号：077-523-2423